

いわゆる「密約」問題に関する調査
その他関連文書

(3. 1972 年の沖縄返還時の有事の際の核持込みに関する「密約」問題関連)

(2分冊の2)

【注意事項】

○このファイルは多数のページがあります。

○印刷する際には留意願います。

極秘

四三ニ大庄夫のシテ打込に終
四三ニ六 此等一課をより
オスホシシはハ手交

The Reversion of Okinawa to Japan
(Draft Position Paper)

April 24, 1969

1. Today Asia's balance of power is precariously maintained through the strong support of the United States of America of the independence and resistance to external intervention of the free governments of the three divided Asian states. The other free nations of Asia including Japan have to maintain their security and prosperity in such surroundings, and thus the Asian policy of the United States is intimately related to the security of these countries, even though that is primarily their own responsibility.
2. Post-war Japan has been enabled to establish its position today on the basis of the protection accorded by the Treaty ^{of} Mutual Cooperation and Security between Japan and the United States of America. Indisputable facts have proved beyond doubt that the Security Treaty has kept playing a vital role for the security of the Far East, including Japan, throughout the vicissitudes of the changing post-war Asian situation. The Japanese Government will firmly adhere to this Treaty, which enjoys the support of

- 2 -

of the vast majority of the Japanese people, well beyond 1970, and it hopes that the American Government shares its views.

On the other hand in Japan there is still a latent feeling of "being imposed on" by the United States as a superpower, and side by side with this a frame of mind exists which takes for granted American help in international matters. The current duty of the Japanese Government is to correct such views on the American relationship and to aim at a rational approach to bilateral economic issues as well, and in keeping with the increase in Japan's national strength, to fulfill international obligations commensurate with Japan's status as the leading Asian developed country. Since Japan's circumstances preclude direct military contributions for Asian security and prosperity, her role should be to progressively assume international political responsibilities, and to contribute actively in the field of economic development. Japan has already started to make her position clear on these points.

3. The Japanese Government desires to cooperate closely with the United States Government on the basis of its fundamental policy outlined above. However, the problem of the reversion of administrative rights of Okinawa still exists between the two countries a quarter century after the end

- 3 -

end of the war. This issue is the only and last great residue of the war in the Pacific. The Japanese Government strongly believes in the urgent necessity of an early and complete reversion of the administrative rights, and to that end wishes to reach a durable solution mutually satisfactory to both Japan and the United States.

The reversion of Okinawa is not only a bilateral political problem between the two countries, but also a matter relating to the security of the entire Far East including Japan. Thus the solution of this problem requires full examination based on a long-term view of the Asian situation and aimed at contributing towards peace and prosperity in Asia. The two sides must conduct this examination within the framework of friendship and trust existing between them.

4. The Okinawa problem has been discussed for a long time between the Governments of Japan and America. To the Japanese people, the fact that a part of the national territory is placed under the sustained administration of a foreign country, whatever the reasons therefore and whatever the circumstances, is no longer supportable. In the interests of strengthening the cooperative relations between the two countries, it is absolutely imperative to correct this abnormal situation as soon as possible and thereby remove a factor working against Japan-U.S. friendship.

Happily

- 4 -

Happily, it was agreed at the meeting between Prime Minister Sato and President Johnson in November, 1967, that "the two Governments should keep under joint and continuous review the status of the Ryukyu Islands, guided by the aim of returning administrative rights over these islands to Japan.....". This agreement is, in the Japanese Government's view, a product of American wisdom and courage: the United States, with profound understanding of the essentials of the Okinawa problem, had decided to place the relations between the two countries on unshakable foundations, and thus make possible long-range stability in Asia from the 1970's on, through the fulfilment of the quarter-century old aspirations of the people of Japan including the Okinawan inhabitants for a restored national unity.

The Japanese Government is fully aware that, ^{as} the conflict in Vietnam ^{is} still raging today, circumstances might exist making it difficult for the United States, which is bearing the brunt, at great sacrifice, of this struggle, to accelerate the solution of the Okinawa problem. However, two years have almost passed since the above-mentioned agreement between the two leaders, and both in the Japanese mainland and Okinawa, the demand for making reversion a fact is growing more intense from day to day. The Japanese Prime Minister is expected to meet the President of the United States late this year. The

Government

- 5 -

Government believes strongly that at that meeting, firm and detailed decisions must be made to put Okinawa's reversion on a practicable timetable, and that such decisions will contribute greatly to bringing about stable political conditions in Japan under conservative party rule, as well as ensuring the future of Japan-U.S. relations.

5. The Japanese Government desires the following to result from coming discussions with the United States:

(a) Timing of reversion

The principle of the return of administrative rights has been firmly recognized at the Japan-U.S. talks of 1967 and reversion should, as already stated, occur as soon as possible. However, a great many practical problems must be solved before reversion is attained. Therefore, the Japanese Government desires that after discussion of these problems, the United States will relinquish its rights with regard to Okinawa under Article 3 of the Peace Treaty, thus bringing about reversion to Japan not later than 1972.

(b) Conditions for reversion

The Japanese Government recognizes that the American forces on Okinawa are filling a vital role in preserving peace and security for the free nations in the Far East including Japan, and accordingly wishes that American

bases

- 6 -

bases remain on Okinawa after reversion. Since reversion of administrative rights will place Okinawa on the same footing as the Japanese mainland under Japanese sovereignty, the Security Treaty and related agreements should be applied without change, from the moment of reversion, to American bases continuing to exist on Okinawa.

6. It is clear that, after reversion, the Japanese Government should assume responsibility for the local defense of Okinawa. The Japanese Government is currently devising new thoughts for the defense of the whole of Japan including Okinawa, whereby the Japanese Self Defense Forces would fulfill, under close cooperation with the U.S. forces, their local defense role in post-reversion Okinawa. The Government is fully engaged in preparatory studies to this end.

7. The Government of Japan will assume the political responsibility that the facilities and areas to be provided in Okinawa after reversion to the U.S. forces will be able to function effectively in accordance with the purposes of the Security Treaty. The Government places special importance on the use of such facilities and areas by American forces for the security of the Korean peninsula and other territories adjacent to Japan. Therefore, the Government firmly feels that, in the interest of the free nations of the Far East

including

- 7 -

including Japan, the deterrent functions of the U.S. forces should not be allowed to deteriorate unduly after the Security Treaty and related agreements are applied to American military bases on Okinawa after reversion.

8. At the same time, in order that the Japanese Government be able to carry out its above-mentioned political responsibility, it is vitally important to obtain the understanding and support of Japanese public opinion, particularly that of the Okinawan inhabitants. From this point of view, the Japanese Government is of the opinion that any arrangement in connection with Okinawan reversion entailing the amendment of the Security Treaty and related agreements must be avoided. The Japanese Government is fully aware of the existence in Japan, with regard to the issue of reversion, of (a) the strong and unique national feeling against nuclear weapons, (b) the awareness that a sovereign state must require prior consultation when combat operations are to be carried out from its territory, and (c) the feeling that Okinawa after reversion should not be treated differently from the mainland. The Government realizes that without respect for these political realities in mainland Japan and on Okinawa, it would fail to obtain popular support and understanding, and consequently fears that it would not be able to secure its objective, viz. the effective functioning of facilities and areas on Okinawa.

9.

9. Thus, the solution of the Okinawa reversion problem needs as its premise a harmonization of military requirements and the realities of the existing situation in Japan as well as in Okinawa. From this point of view, the Japanese Government wishes to discuss the following points with the American Government:

(a) The Japanese Government cannot but conclude that it is extremely difficult to accept permanent stationing of nuclear weapons in post-reversion Okinawa. Therefore, if nuclear weapons are currently stationed there, the removal of such weapons will be required before the time of reversion, and the introduction of nuclear weapons ^{should} be subject to prior consultation after reversion.

(b) After reversion, the use for combat operations of facilities and areas provided to American forces on Okinawa will be subject to prior consultation. To that end, the two Governments will jointly review foreseeable cases of use for combat operations.

10. In addition to the foregoing, there remains the problem of bringing about a smooth and orderly transition after 25 years of American administration. It is necessary, in all fields of government, legislative, judiciary and executive, to minimize adverse effects of reversion on the livelihood

of

- 9 -

of the inhabitants of Okinawa, and to actively promote their welfare. It is also necessary to solve a multitude of practical problems in connection with providing facilities and areas under the Status of Forces Agreement, such as their delineation, the assumption of responsibilities for public utilities now under military control, administration of roads, ~~conversion of currency~~, and the like. Therefore, the Governments of both Japan and the United States must consult and prepare together well in advance of reversion. To this end, the existing Japan-U.S. consultative and advisory bodies, with appropriate improvements and amendments to their terms of reference, might provide useful forums for such collaborative work. The broad outlines of these preparatory activities should be made known in order to reassure the Okinawan public and thus ensure the smooth execution of reversion.

極秘

特

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

大臣官房
総務課
次官官審審長
秘書文会管給

総人電厚計
国資長領移長
参調析
参領旅移

参北東經
中西
参北東
参一二
参西東洋
西東

参書近ア
次総経国万
参實統
参政技二
国一理
参条協規
参政経科
軍社専
参道内外
一二

総番号 (TA) 17431
 69年4月24日21時15分 ワシントン
 69年4月25日11時30分 本省
 主管 米局長
 発着 米局長

外務大臣殿 下田 大使 臨時代理大使 総領事 代理

オキナワ返かん問題

第1254号 特秘 至急

貴電米局長第730号に関し、

24日木内はフイン日ハ部長に対し22日の外務大臣とオスボーン代理大使の会談の次第は既に承知していると思うが、米側におけるその後の検討の状況如何と質したのに対し先方は次のとおり述べた。

1. 米機撃つい事件により国家安全保障会議 (NSC) によるオキナワ問題の検討は延び延びになっているが、明25日にNSCのレヴェー・グループを開催し、本件を検討することになっている。同会合にはキッシンジャー、ブラウン大使、ナッター次官補、アンガー統ばく第5部長等が出席することになっている。NSC自体による審議は来々週に予定されている。(当館注；NSCによる早期審議の促進等については当館としてもかねてからプッシュしてきたところ、米機撃つい事件で延引したことはいかんであるが、同事件のこうふんがおさまるとみられる来々週あたりにはNSCによりオキナワ問題が検討される方がれいせ

特

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

極秘

いな議論が行はれかつその間にトウゴウ局長が来華されることになり却つて好都合かと観測される。))

2. アイチ大臣とオズボーン代理大使との会談において日本側は経済援助、オキナワ防御のし勢を明確にされることであるが。これはスターティング・ポイントにおいて極めて大切なことと思はれ。米側に好印象を与えるものとしてかん迎する。この分野で今後日本側がそのし勢を一層明確にされることは。日本によるフリー・ライドに対するけ愈を一そうし。日本側の立場を強化するためかん要と思はれる。

3. 以下はあくまで私見であり。NSC審議等を通じてくつがえされあるいは更に強こう論がプリヴェイルすることはありません。軟化する可能性はとぼしいと思われるが御参考まで。

核の問題と自由使用の問題とをわけると核の問題の方が解決が若干容易であるような気がする。

この感しよくはチバ課長にも話したとおりである。自由使用の問題はアイチ大臣とオズボーン代理大使との間で話題になつた^とおり。事前協議がYESとNOの双方を含むものであることが明かにされる必要がある。

すなわち。60年の安保条約以後事前協議が事実上NOに等しいものであつたわけだが。米側としてはそれでは困る

極秘

特

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

ので、必要とあらば日本の基地から韓国、タイワン、ヴィエトナムに出撃できるようなものでなければならぬ。過去において日本側の事前協議は余りにもRIGIDであつたので、米軍部としては日本側にYESと言つてもらえるようなASSURANCEを、オキナワ返かんの前に最少限の必要条件として求めるのであつて、このASSURANCEがどのようにして与えられるかが核心的な問題である。

また、日本経済の高度成長が継続し、保守しん米政権が存続すると日本側が主張されるが、米軍部の感かくからすればそう口で言はれるだけではなんらの確信の根きよにならない。他方しん米政権を存続させるためにもいわゆる「本土なみ」とすることが必要だといつても、彼等には容易に理解しがたい所である。

すなわち、極東の緊張に対する日本の見方が、米国のそれと同じようであるならば、事前協議がYESであることを約束してもらいたいということである。以上は自分の私見であり、米行政府全体の意見ではなくあまいものであることには日本側としても十分留意してほしい。

4. トウゴウ局長はパッカー次官と会談される予定だが、パッカー及びナッターは5月下旬韓国を訪問することが決定しており、この二人の重要人物がぜひとも日本に立

特

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

極秘

ち寄るよう日本側からもかんゆうされることが望ましい。
問題となるオキナワとの関連において今後韓国だけを彼等
に訪問させることは日本側にとり得策でないということに
なるのではないかと思つている。

(了)

— 4 —

特

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

極秘

大臣官房
総務次長
秘書官
文書室長
文書室長

総人電厚計
参調祈
参領旅移

参北東経
参中四三
参北北保
参一三
参西東洋
参西東

参書近ア
次総経國万
参實統國
参政技二
参一選
参条協規
参政経科
軍社専
参道内外

総番号(TA) 18043
 69年4月28日21時40分
 69年4月29日11時10分
 米 国 本省 米局長
 本 省 米局長

外務大臣殿 下田大使 臨時代理大使 総領事 代理

オキナワ問題 (アメリカ局長とスナイダー補さ官等との会談)

第1286号 特秘 至急

1. 28日午前アメリカ局長は約1時間にわたりスナイダー及びハルパリン両安全保障会議補さ官と会談したところ。その概要次のとおり (アサオはい席)。

トウゴウ局長とスナイダー、ハルパリン両補さ官との会談

昭44.4.28

1. 日時 4月28日午前10時45分より約1時間

2. 場所 RM. 368 EXECUTIVE OFFICE BLDG

3. 出席者 先方、スナイダー、ハルパリン
 当方 トウゴウ局長、アサオ

4. 要旨

(1) 先方より米海軍機撃つい事件はオキナワ基地の重要

特

注 意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電 信 写

極 秘

性を再確認させたものであるが、本事件に対する日本国内の反響を質したのに対し、局長より国会論議を中心にしかるべく説明した後オキナワ問題の討議にはいつた。

(2) 局長より4月26東京においてオズボーン代理大使に手交したオキナワ問題についてのDRAFT POSITION PAPERの概要を説明した。

(3) スナイダーは東京よりの電報にもとづきその概要につき承知しているとして次のとおりの質問及びコメントを行なつた。(ハルパリンはその概要を承知しておらず、後記核問題につきコメントしたのみ)。

(イ) 一読した感じでは日本側の立場がこう化したように覚える。その意味で米側の一部では本ペーパーの内容におどろくであろう。

(ロ) 戦闘作戦行動につき事前協議を適用することに関連して(i) B52が南爆に出撃する場合日本政府はこれに同意を与えるのか。(ii) 韓国は日本の安全保障にとつて密接な関連を有しているとの認識を日本国民が持つよう日本政府はけい発ないし説得を行なうべきと考えるがどうか。(iii) 事前協議につき日本側より米側に対し予め同意を与える用意があるのか。

(ハ) 核の持込みにつき。(i) メースBは別として戦術核の平時におけるオキナワでのちよ蔵を認めないとの日本

極秘

特

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

側提案を受入れることは極めて困難である。(ii) 本土については核ちよ蔵の問題はおきないが、核戦闘作戦行動 (NUCLEAR COMBAT OPERATION) の点が問題になろう。(iii) 北鮮等がオキナワ基地の核抑止力が減退したと判断し冒険的行動に出ないように配慮する要がある。

(4) 局長より前記(3)に対し次のとおり説明した。

(イ) こう化したというよりは日時も切迫したので日本側の従来の立場をまとめたものである。

(ロ) (i) B52の南爆出撃に同意を与えることは現在のふん囲気では極めて難しい。ただし今後の交渉如何によりこの点だけが最後の問題となる如き状況になつた場合には検討されるべし。

(ii) 飛行機撃つい事件に関する総理の国会答弁は明確に日本政府の立場を述べたものである。

(iii) 事前協議につき予め米側に保証を与え得るか否かにつき回答し得る立場にはないが、オキナワ返かんに関連して安保条約及び国連取極を修正するようなことは避けなければならぬということである。

(ハ) 平時における核の常時ちよ蔵を認めることはできな

(5) ついて今後のオキナワ返かん交渉の進め方にふれ。

特

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

極秘

局長より。

(イ) 外相の6月訪米の際。当方のPOSITION PAPERに対する米側の実質的反應をちよう取したいこと

(ロ) 7月末ないし8月初めの日米閣僚会議。9月ごろの外相再訪米のそれぞれの機会に交渉を更につめ。10月中には実質的合意に達し。総理訪米の際の共同声明をも作成し得るようしておきたいこと。の2点を述べた。

これに対し。スナイダーより前記の考え方は望ましいが。総理訪米の時まで未解決の点が残らざるを得ないのではないかとの懸念の表明があつた。

(6) なお。スナイダーより韓国はオキナワ問題に関心を表明しており。日本側よりオキナワが日本にもどつてきても韓国の安全保障上の懸念はない旨のASSURANCEを同国に与えることしかるべしとのSUGGESTIONがあり。これに対し局長からわが方の立場を説明して米国がその任に当ることを期待すると応しゆうした。スナイダーは本件につき日本側がせを向けないよう重ねて要望した。

2。同日午後同局長はフィン部長とオキナワ返かんの核心問題を除く日米関係全般(安保条約。本土の基地。オキナワ防衛。B52。総合労働布令。リニウキニウ開発公社の

特

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

極秘

移管。旧南洋ぐん島請求権。日米閣僚合同案及びパシフィックケース等諸問題)につき / 時間余にわたり意見交換を行なった。
 (前記 / 。及び 2 。の議事録空送)。

(3)

極密

特

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

天 外 官
務 務 房
次 次
臣 官 官 審 審 長
儀 書 文 会 營 給

総番号 (TA) 18758 主管
69年 4月29日 20時10分 米 国 務 省 務 着 橋 長
69年 4月30日 09時26分 本 省

総人電厚計
参調析
参領旅移

外務大臣殿 下田(大使) 臨時代理大使 総領事 代理

オキナワ問題 (ジョンソン次官との会談)

第1294号 特秘 至急

29日トウゴウ局長はジョンソン次官のちゆう食に招待され、その際大要次の通りの会談を行つた趣 (米側グリーン・ブラウン、スナイダー、シニバード少将、当方よりヨシノはい席)

局長よりわが方の提出したポジション・ペーパーを読んだかと質問した (ジョンソンこう定) 後、右はまだドラフトの形でオスボーン代^理大使に手交したが、アイチ大臣が来訪し正式の話し合を行う際もその内容は變りなく、これが日本側の立場であると了解してほしい旨述べて種々説明したところ、ジョンソンの主なるコメント次のとおり。

イ) 日本側の立場が、米側の立場を十分考慮していないことに失望した。日本側にも困難があることは承知しているが、米国も同様である。まず第一に指摘したいことは、もし米議会において、オキナワ返かんにあたり米側は日本政府にその基地の使用につき拒否権を与えたのかと質問された場合、米政府はこれに対し何と答えたらよいか考えてみ

ア 参北京經
長 中 國
参北北保
中 南 審 政
参西東洋
長 西 東

近ア長経 参書近ア
次総経国万

長経協長 参實統
参政技二 国一理

参条協規
参政経科

参道内外
一二

極秘



注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

てほしい（シニパードより BRYD 上院議員よりもし日本側が基地の自由使用を許さぬならばオキナフも返かんしてはいけないと既に念をおされている旨の言）。

（ロ）核兵器の問題についてこれのオキナフにおける配置ないし持ちこみにつき日本側は協議を要するとするかと質した後、これについては去る / 月ジョンソンが東京を去る際アイチ大臣と会談した際アイチ大臣は単なる私見としてはあるが、当分の間この問題についてはオキナフの現状（PRESENT ARRANGEMENTS）を継続するというような方式が考えられないかを示されたが、これは非常に建設的な考え方であると思つたが返かん時に核があるか否か分らないということではまともでないかと述べたので、局長より総理及び大臣におかれてしん重に考えられた末オキナフ返かんに関し安保条約及び国連取きめを修正するような取決めを行うことは困難であるとの理由である旨を説明した。

（ハ）いずれにせよ大臣訪米の際オキナフ問題だけを取り上げて日本側はこれが国民の要請するところだからという PRESENTATION をすることは米議会等もそれでは米側の要求はどうかということになり、得策でなく、極東の平和維持の一かんとして日本はこれだけのことをする用意があり、その構想の一としてオキナフ返かんが必要で

極密

特

注 意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

あるという形の PRESENTATION をすべきだと思
う。なお日本が東南アジアに対し如何なる援助をしよう
としているのか、例えば韓国軍強化のため何台の軍用トラッ
クを送る用意があるとか、インドネシア援助について / 2
0 百万ドルをきよ出したというようなことも日本のびとく
である。けんそんすることなく、國務長官なり大統領にど
うどうと説明した方が良く、と思う旨述べた。

英に転電した。

(了)

特

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

極秘

大臣官房
次長
秘書長
文書課長
審議官
官制課長
官制課長
官制課長

参調研
参領旅移

69年4月30日 01時15分
69年4月30日 14時57分
本 省 着
米月
米張
外務大臣殿 下田(大使) 臨時代理大使 総領事 代理

オキナワ問題（キツシンジャー補さ官及びパツカード次官との会談）

第1302号 特秘 至急

往電第1298号に関し

29日午後トウゴウ局長はホワイトハウスにキツシンジャー特別補さ官及び国防省にパツカード次官を往訪。要旨次の通り会談した趣（木内同行）

1. キツシンジャー特別補さ官（スナイダー補さ官同席）

キツシンジャーはベトナム問題に多大の関心を示し。日本の指導者が本件問題についてなぜに米国の立場を公けに支持しないのかの点を含め当方の意見を求めたのに対しては国会答弁等に言及しつつしかるべく応しゆうしおいた。他方、先方は先般の米機撃つい事件について米國としてはもつと強こうにリアクトすべきてあつたかどうかとたづねたのに対しては。当方より米國がこのようにして北鮮にあしらはれるのは自由諸國のために探らず。リーゾナブルに対

北京経
中野
参一二
参西東祥
西聖

参書近ア
次総経國万
参實統
参政技二
國一
参条協規
参政経科
専社專
参道内外
一二



注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

極秘

応てくるならぜひそうすべきであらうと述べた。オキナワ
返かん問題については「キ」は、自分のオフィスにおいて
有能な極東問題通であるスナイダーからたえずブリーフ
れているので、ある程度は問題点を承知するにいたつたと
前置きの上、オキナワは日本だけの問題ではなく、アジア
の自由諸国全体にとつての関心事であるところ、これら自
由諸国の利益のためオキナワに核を持込むことはできない
のか、緊急のときに使うということではよ蔵することはで
きないのか、あるいは有事持込みということではゆけない
のかたんと直入に聞いて来た。右に対し当方より、自由
諸国の安全については日本側としてもじゆう分に考えてい
るところであるが、核付きということは日本にとつて極め
て難しいことであり、また有事持込みも大変に困難なる
旨強調しおいた。それでは自由使用はどうかと「キ」
がただしたのに対し、緊急事の場合の戦闘作戦行動につ
いては日本側としてもさらに検討する必要ありと考えてい
るが、現行の安保条約を改正することなくそのわく内で、す
なわち新たな交換公文等をと리카わすようなことなしで解
決しなければならぬというのが日本政府の立場である旨
述べておいた。「キ」はそれでは自由使用の問題解決につ
いてなんらかのふく案が日本側にあるのかとたづねたの
に対し、それは総理訪米までの今後ろか月間において日米そ
う方で検討したいと思つていことがらである旨説明しお

(フ)

特

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

極秘

いた。「キ」は。オキナワ問題がクルーシャルなものであることは承知しており。あらゆる配慮をつくしてそう方にとり妥当な結論に到達したいと思つている。当面は本件をどのようにして解決し得るかについての明確な意見はたれも持ち合せていない。しかし先般の米機撃つい事件に対応するに際してはオキナワの基地を度外視しては対応できなかつたであろうことははつきりいえる。オキナワ問題は日本側にとつてもそうであるように極めてやつかいな問題である。しかし自分は日本がアジアにおける主要な国であり。日米友好関係が重要であるとの強い確信をいだいており。オキナワ問題の効果的解決にはできるだけのことをしたいと述べた。最後に日米合同委開催の際訪日しないのかとたづねたのに対し。「キ」は7月下じゆんに予定されている本件会合には自分もぜひ出席したいと思つているが。主要閣僚が不在のとき大統領のそばから離れるわけにはゆかないので。スナイダーが出席することになる。しかしいづれ自分が外国を訪問するとすれば日本であると考えており。その際韓国もものぞいてみたいと思つている旨述べた。なお別室においてスナイダー補さ官は。明30日大統領の下でオキナワを討議するためのNB0を開催することになつている旨述べていた（本件は午さんの際ジョンソン次官よりも言及するところがあつたが。NB0で発表せざる限り公にせざるよう特に要望あり）

極秘

特

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

2. パツカード国防次官

当方より、今次訪米は6月初じゆんにアイチ大臣が、次いで7月以降にはサトウ総理が訪米される予定になっているところ、アイチ大臣はレアード国防長官とも会談されることとなるべく、その下準備を目的とする旨説明、すなわち、67年7月にサトウ総理は訪米してジョンソン大統領とオキナワを返かんする目的の段に継続的に日米が検討する旨約束し合つたが、その後余り実質的進展がみられないところ、オキナワ返かん問題は緊急事であり、日米両方が円満に解決すべきことである旨述べた。右に対し「パ」次官は、オキナワ問題については多少承知するにいたっており、米國としては自由諸國に対するコミットメントにかんがみ、オキナワがアジアの紛争に対し主要なよく止力としての効果を発せし続けることを期待するものであると述べた。当方より、日本も他のアジア諸國同様米國のアジアにおけるプレゼンスがかん要であることはつとに同感であるが、当方より米側に提示したポジションペーパーの通り核が存置されることはこまる。日本側としては核のちよ蔵が果して必要なのかどうか米側の見解を承知したいと思つている。また、オキナワ返かんが現行の安保体制のわく内で、すなわち、新たな条約取極の締結を要することなく解決を期待するものである旨説明した。「パ」は、日本國

(4)

特

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

極秘

民の気持はわかるが、オキナワの地~~位~~も安全上重要であり
 。また、日本が自由主義じん党に属しているのだからオキ
 ナワ問題を解決することと米國がアジアにおける自由諸國
 に対する防衛責務を全うすることの^間にはむじゆんはない
 と考える。日本側ポジションペーパーは早速検討したいと
 思っている。6月には訪韓（当館注。米韓国防長官定期会
 議出席のためと認められる）する予定であり、その際オキ
 ナワにも立ち寄りたいと述べた。当方より、訪韓の際はぜ
 ひ訪日されるよう要望しておいたのに対し、「バ」は過去
 に數回訪日しており、日本はなじみのある國であり、そ^う
 したいと思っている旨述べていた。

英に転電した

(3)

(5)

極秘

特

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

大臣官房
事務次官
審議官
文書長
秘書長

参入電厚計

参調析
参領旅移

参北東経

参中西経

参北東経

参一ニ

参西東洋

参西東

参書近ア

次給経国万

参實統三

参政技二

参条協規

参政経科

参社専

参道内外

一二

69年 4月 30日 13時 57分 米 可 本 省 務 長

外務大臣殿 下田 大使 臨時代理大使 総領事 代理

オキナワ問題（アメリカ局長とブラウン次官補代理との会談）

第1298号 特秘 至急

往電第1286号に関し

1. 29日午前アメリカ局長はブラウン国務次官補代理を往訪し、提出済みのポジション・ペーパーの概要を説明したのに対し、先方は同ペーパーにつき本格的検討を終えたわけではないとしつつ、要旨次の通りのコメント及び質問を行なった（所要時間約1時間45分、フィン部長、アサオばい席）

(1) 本ペーパーにより日本政府の直面している問題点はよくわかった

(2) オキナワ基地が韓国及び台湾の安全保障とも密接に関連しているため、オキナワ返かんにより両国が不安を感じるようなことになつては困まる。また北鮮や北越、さらには中共に対しオキナワ返かんによつて米国のよく止力が低下したので、多少の冒険に訴えてもかまわないとの誤つたシグナルを与えてはならない。(3) 米国民の中には、

極秘

特

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

日本はアジアの防衛のためになにも寄与せず、経済的はん
栄をのみ追求しているとの批判があるところ。オキナワ返
かんにより基地の使用が制約されることになると上記批判
に加えて日本は米国の自由諸国に対する防衛約束のり行ま
でほう害しているのではないかとの不満がたかまり、政府
としては説明にきゆうすることとなる。

(4) オキナワ基地に対する事前協議の適用と基地使用に
関する軍事上の要請とをいかにして両立させるかにつきど
う考えられるのか

2. 局長より大要次の通り応答した

(1) 日本政府はオキナワ基地が極東の安全保障上果して
いる役割をじゆう分認識している。しかしながらオキナワ
返かんは国民の強い願望であり、この願望と安全保障上の
要請とをいかに調和せしめるかにつきく心している。

(2) 従来日米安保条約が主で、自衛さん増は従である
との考え方が支配的であったが、政府は最近意識して自ら防衛
することが主であり、安保条約はこれを補完するものであ
るとの考え方を国民に対して説明しており、国民は社会党
の非武装中立は非現実的であることを認識しはじめている。

(3) 核兵器反対の国民感情はぬき難く、政府のコントロ
ールのらち外にある。オキナワに核をちよ蔵することはあ
らゆる政治的要請を越えて絶対必要であるのか。この点に



注 意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電 信 写

機 密

については現実に核を管かつしている米側の意見をちようしたところである。

(4) 戦闘作戦行動については、安保条約及び交換公文を改訂することなく軍事上の要請とわが国の国民感情からの要請とをアコモデイトし得る方策をたん求しなければならず、そのためには事前協議を適用した場合いかなる不都合が生じるのか、いかなる事例が考えられるのか、またその際の対策を含めて今後そう方につめて行きたいと思つてい
る。英に転電した

(3)

(回覧番号) 外務省電信案 (分類) 20331

機密表示(極秘・秘の朱印) 特秘	符号表示 暗 略 平 44.5.2	※ 総第 号 20331
	※ 第 364 号	※ 昭和 2 年 2 月 06 時 分 発
	大至急 至急 普通 LTF	※ 発電係 三

大臣 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官房長 下	主管 米昌短 米号 北井一	主管局部課(室)名 米昌短 起案 昭和 44 年 5 月 2 日 起案者 電話番号
------------------------------------------------------	---------------------------------------------	-----------------------------------------------------------

協議先

在 英陽川 総領事	大 使 臨時代理大使	あて 大平 大臣 発
---------------------	----------------------	----------------------

電 報 在	大 使 総領事	臨時代理大使 代 理	あて
-------	------------	---------------	----

件名 **沖繩肉類**

愛知大臣へ車印アリカ号長より

本庁ワシントン滞在中、糧食は果敢に
のとりのところ 補足等々以下申進める。

1. 國務省及び大蔵領府事務等分はよく
検討を進めてあり 6月の大臣訪米の際は

漢

電信課長

下

下

2 197

字 済

(※印欄内は電信課記入)

(昭和四二・七一 改正)

GB-

半政府として美債的協会に臨む気持ち
充分なるを感じせしむた。

2. 先づ自由土撃の問題については軍事的
に満足し得べき解に達したる上核の
問題に對処しようとする如くである。

3. 核については通達時以後も「在るか
ないか分らない」と云う状態を著く希望
して「在るか」前記の如く先づ自由土撃
の協会を考へてみるようである。

4. 總理の御希望により 見日午後 俸享報
告を行つた (同席者なし) 際 ^(一般的印象の) ~~は~~
ほかと記す及びは ^{半島は自由土撃について満足する解が得ら}
~~る~~ 報告(を)申上げ ~~置~~ ^{いた。} ~~前記は~~
^{ぬが限り核について腹を割る如く見られる。} ~~この~~ ^は
~~及びは~~ ^{半島は自由土撃を重視し}

核は二の次である」と云う理解をたぐ
おそれあり 總理に報告申上げたり此

外は最に伏せぬ。専ら元局長元及の
副局長には別途6日午場次元との
会議の際報告する予定である。

~~本~~ ~~書~~ ~~丁~~ ~~方~~ ~~以~~ ~~未~~ ~~申~~ ~~大~~ ~~使~~

任兼總理 田中 軍 會 談 見

44. 5. 13
五 未 考

極
秘

田中大使は5月12日午後、駐米公使館に任兼總理を訪問、

挨拶を行つたところ、その模様は、
通譯 (右月号及山崎外務省同僚)

1. 田中大使は、この新聞と関係がある
新聞のうちの新聞総報新聞通譯の

際、これと如何なる話合ひがなされたか
この新聞通譯、右方新聞、未開の

新聞の調査等、この新聞の取極めを(新聞
限り関係新聞がその未開新聞の通譯

とあり、右新聞の通譯は、右新聞
新聞の取極めは、即ち、右新聞の通譯

2

の「ア」の「ア」に相当するものありて
この案の「ア」は日本国の意見が一致

その中の基地の態様の周知諸合、
ア、イ、ウの期給を付する所あり

この期給については共同の「ア」以外には
特別の取極めを付する所あり

また「ア」の「ア」は「ア」の「ア」
態様の各案「ア」の「ア」

総理は「ア」の「ア」の「ア」の「ア」
~~取極めを付する所あり~~を考へ了
(格置)

この「ア」の「ア」の「ア」の「ア」
態様の各案「ア」の「ア」の「ア」

この「ア」の「ア」の「ア」の「ア」
態様の各案「ア」の「ア」の「ア」

3

2. 核の問題につき総理府費用
の大半は、核燃料の加工費に充てられ
る。

その他、他の核燃料の貯蔵等の
問題が、総理府に委託されている。

総理府が、加工費の大半は、
他の核燃料の貯蔵等の
性能

に、核燃料の加工費と、
その他の核燃料の貯蔵等の
費用に充てられる。

また、核燃料の加工費の
一部は、海軍省に委託されている。

3. 国庫使用の問題につき総理府
が、核燃料の加工費の
一部は、海軍省に委託されている。

周辺地域に、核燃料の加工費の
一部は、海軍省に委託されている。

好意的な態度の約束を求め、
あきなひといふのが、筆部の説得等

自由採集上の必要に基く米側の
要求であるが、米側の採

總理 日方此の事は米協会の
承認 否定 両方の回答を

する場合は、その際、米協会の利益
照らして答えるといふことである

及び日米両子は相互の信頼関係に
立つて居る立場であり、米協会の

米傾斜採集強子件の際、日方から
この採集は米側からなして居る

採集であるから、この採集からみれば
米側から日方を信頼して居る

24が判つて貰える筈であり
10月の立場も十分米側へ譲可

14要がある旨 承へて中ね。
4. 次の「總理」の「經濟

問題」に「12年 日米 互に 格別問題
があるが 自動車問題や「12年

「12年」輸入等は 余り米側を怒ら
せざるは 尚早となく 外務省

「12年」通商省 農林省の云々 互に
譲之るのみならず 問題解決に

協力して貰ふ事、各 承へて中ね。

1) 大正11年大統領時代に、米の輸入制限
商務長官と米穀の輸入制限

2) 米穀の輸入制限
米穀の輸入制限
米穀の輸入制限

米穀の輸入制限
米穀の輸入制限
米穀の輸入制限

3) 大正11年大統領時代に
米穀の輸入制限

米穀の輸入制限
米穀の輸入制限

米穀の輸入制限
米穀の輸入制限

米穀の輸入制限
米穀の輸入制限

4

局長へ。この件については
交渉の進行に当り、同中大塚の
機嫌を祈る事と申す。

極 秘
無 期 限
10 部 の 内
8 号

(外務大臣訪米用資料 Ⅵ (Ⅱ))

事前協議関係資料

1 共同声明抜粋案

A 案

B 案

2 事前協議の手續について

昭和44 年 5 月 17

条 約 局

秘 極
まで
10部の内
8号

共同声明書草案Aを以て

(四四・五・一六)

總理大臣と大統領は、沖縄の施政權返還に伴い日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約並びにこれに関連する諸取極は、そのまま沖縄に適用され、合衆国は、同条約及びこれに関連する諸取極に基づき沖縄において同国軍隊による施設・区域の使用を許されるべきことに意見が一致した。總理大臣は、日本の安全は極東における國際の平和及び安全と密接に関連するものであり、極東の諸國の安全の維持は日本の重大な関心事である旨(極東の諸國の安全が國際連環に即した米國の行動により維持されることに深い関心を以てする旨)の日本國政府の立場を表明した。總理大臣は、

特に韓国に対する武力攻撃の発生は日本の安全に重大な影響を及ぼすものであるとの日本国政府の基本的認識を明らかにし、韓国に対して生じた武力攻撃に対処するため合衆国軍隊が沖縄を含む日本国内の施設・区域を戦闘作戦行動の発進基地として使用することにつき安保条約第六条の規定に基づき交換公文に定める事前協議が行なわれる場合に日本国政府が執るべき態度は、かかる基本的認識に立つて（事態の状況に照らして）決定されるものである旨を明らかにした。

秘 秋
まで
10 部の内
8号

共同声明發表案Bキキ

(四四・五・一六)

總理大臣と大統領は、沖縄の施設搬返還に伴い日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約並びにこれに関連する諸取極は、そのまま沖縄に適用され、合衆国は、同条約及びこれに関連する諸取極に基き沖縄において同國軍隊による施設・区域の使用を許されるべきことに意見が一致した。總理大臣は、日本の安全は極東における國際の平和及び安全と密接に関連するものであり、極東の諸國の安全の維持は日本の重大な関心事である旨(極東の諸國の安全が國際憲章に即した米國の行動により維持されることと深い關心を有する旨)の日本國政府の立場を表明した。總理大臣は、

特に韓国の安全が武力攻撃による侵襲から保全されることが日本の安全にとつて特別の重要性を有するものであるとの基本的認識を明らかにした。さらに、総理大臣は、朝鮮における最終的な平和的解決が敵対行為の再開なしに国連決議に随つて実現されることを希望しつつ、万一韓国にある国連軍に対して休戦協定を侵犯した大規模な武力攻撃が発生した場合にこれに対処するため国連連合統一司令部の下にある合衆国軍隊が日本国（沖縄を含む）内の施設・区域を日本国から行なわれる職員作戦行動の基地として使用することにつき安保条約第六条の実施に関する交換公文に定める事前協議が行なわれるときは、その事前協議にひいて日本国政府が執るべき態度は、前記の基本的認識に立つて（事態の状況に照らして）決定されるものである旨を明らかにした。

極 秘
まで
10 部の内
8 号

5601001514173

事前協議の手續について

(四四・五・一六)

一 条約第六条の規定に基づき交換公文に定める事前協議は、安全保障協議委員会を含む適当な経路を通じて、文書により、又は、時宜によつては、口頭により行なわれる。

二 事前協議における日本国政府の懸念の決定は、内閣が行なり。

三 日本国政府は、前記二の決定を緊急に行なり必要のある事態に對処しうるより内閣による決定を總理大臣に委任するため所費の措置（緊急の場合の決定は總理大臣に委任する旨の内閣決定）を執る。

極秘

特

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

大政事外外唐
務務 房
次次
巨官官審審長
機書文会営給
総人電厚計

総務司(1A) 215-64 主管
69年5月21日 02時14分 米 日 発着 米局長
69年5月 日 15時40分 本 省

外務大臣殿 下田(大使) 臨時代理大使 総領事 代理

オキナワ問題 (キッシンジャーとの会談)

第1543号 特秘 至急

過般キッシン特使御来米の際のホワイトハウス^ニにおける会談終了後、キッシンジャー補さ官と本使との間に、いずれ改めてオキナワ問題につきそつ直な意見交かんを行なうことを約束したところ、双方の都合でのびのびとなっていたが、20日ホワイトハウスに同補さ官を往訪し次の通り会談した。

1. 本使より、過般のキッシン・ニグソン会談の際、キッシン特使より(イ)オキナワ問題解決の緊要性と、(ロ)同問題解決に当つては軍事的よりも政治的考慮をゆう先せしめることの必要性の2点を強調されたので、本日はこの点をくり返すことは避けたい。日米間の重要な政治的課題は安保条約の問題とオキナワ返かんの問題であるが、両者は別個の問題であると同時に、政治的には相関関係を有することを否定し得ない。安保問題の理解を容易ならしめるためには、ドイツと日本の場合を比較すると明りようとなるものと考えられる。即ち(イ)第2次大戦末期においてドイツ領

国資長 参調圻
領移長 参領旅移

ア 北東 經
長 中西 盤
水 北北 保
中 南 参一二
歐 参西東 洋
長 参西東 洋

近丁長 参審近ア
經 次総経 國万
長 参質統 國
経協長 参政技二 國一理
参条協規
國 参政経科
長 軍社專
情長 参道内外
文長 一二

極秘

特

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

土内では現実に戦闘が行なわれ、その結果ドイツの半分は共産圏におちいつたのに対し、日本ではさいわいにして地上戦闘は行なわれず、38度線は日本国内にはひかれず、朝鮮半島にひかれることとなつたため、日本国民の間には国家の安全保障の問題について切実感が欠けている。その結果（ロ）ドイツにおいては社会党といえどもNATOの廃棄等はゆめにも考えないところであるが、日本の社会党を含む左よく政党は現実に安保条約の破棄を主張しており、学者、文化人、労組指導者等知識階級の相当の部分がこれに同調するに至つている。オキナワ問題の解決遅延は日本国民にFRUSTRATIONとIMPATIENCEの感情をいだかしめ、この国民感情は左よく勢力の付け込みところとなり、既にオキナワにおいては主席公選において左よくこう補が勝利を占むるに至つたが、事態をこのまま放置するにおいては日本本土における安保条約存続論者と廃棄を主張する勢力との間のバランスの上にも微みような影響を及ぼさざるを得ず、この意味においてオキナワ問題の解決遅延は、現在の日米友好、提携関係の甚ばんとなつている安保条約体制そのものにもとどを入れる危険を包蔵するものである旨を指摘した。

2. これに対し、キッシンジャーは、かかる危険がありとするならば、日本政府は何故安全保障の重要性につき国内

極秘



注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

けい発の努力を強化しないのであるかとたずねたので、本使より、歴代内閣は一かんして国内けい発の努力を継続し来り、ことにサトウ首相は国民に対し自分の国は自分で護る気がいを持つことの必要性和、オキナワ問題は安全保障との関連において解決することの重要性を機会あるごとに説いておられる次第であるが、占領時代に与えられたFREEDOM OF PRESSは、現在の日本では、政府の声はもくさつし、反対に政府を批判する声には最大限に利用される結果を来しおり、遣かんながら政府の説得が国民のみみに入り難い状況である旨説明した。

3、キッシンジャーは、米国には全世界にわたる余りに広はんな軍事的責任を縮少すべしとのこ立主義的論調がたい頭しつつあること御承知の通りであるが、かりに、米国が安保条約の期限到来後の将来において、同条約の廃棄を通告し、日本から米軍を引きあげる旨を通告したとするならば、その時初めて日本国民はめざめるであろうかとたずねたので、本使より、それこそ正に日本の左よく勢力の思うつぽであり、かれ等は「米帝国主義」に対する勝利をおうかし、日本に社会主義革命を実現するための大きな障がいは除かれたとして、ゆうやく革命のための歩を進めることとなるべく、事態は決して米国人の考える程生易しいものでないことを指摘した。

極秘

特

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

4. キッシンジャーは、更に日本では何故オキナワ返かんのみを主張し、北方領土の返かんが主張されないのであるかとたずねたので、本使より、日本政府は従来とも機会あるごとにソ連政府に対し北方領土の返かんを主張しているのであるが、これも日本のマスコミにより十分 CARRY されていない。また北方領土とオキナワの相違は、オキナワには現に 100 万人の日本国民が居住し、租国復帰をさげふのに反し、北方領土の住民はせき軍によりあまねく追放せられ、現在租国復帰をさげふ日本人は当該諸島には一人も居住していない点に存する旨述べた。

5. キッシンジャーはお話しの次第は良く了解した。元来自分は日本は米国にとり極めて重要な国家と考えており、日本のアジアにおける指導的役割を期待し、従つて日米友好関係増進の大局的見地からオキナワ問題を早期に解決することの必要性を十分了解しているつもりであり、大統領もまた同様の考えをいだいておられるものと確信している次第である。近く外務大臣が来米され、// 月には総理大臣も来米されるので、本年中にこの問題が解決されることを強く希望している。ただ米国は日本に対してだけでなく、アジア・太平洋地域の諸国に対し広はんな責任を負っており、自分自身は交渉の当事者ではないので、これはむしろ貴大使の当面される問題であるが、一体日本側の要請とこの米国の責任遂行の必要性とを如何に調和せしめるか

極秘

特

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

の点が困難な問題ではないかと考えていると述べたので、
 本使より、オキナワ返かん後は、当然安保条約及び従属協
 定がオキナワにも適用されることとなるべき筋合であり、
 この原則的立場は日本の譲ることの出来ないものであるが
 、御指摘の米側の軍事的責任もこれら条約・協定の適用ぶ
 りにより、満足に遂行せしめる方法を見出すことは可能で
 あると考える旨述べた。キッシンジャーは同席のスナイダ
 ーをかえりみ、果してそのようなフオーミュラを発見し得
 る自信ありやとたずねたところ、スナイダーは、日本との
 間には従来より随分困難な問題が発生したが、その都度日
 本側と友好的話合いにより解決の方式を見出すのに成功し
 来た歴史があり、オキナワ問題についても必ずや双方を
 満足せしむべき解決方式を見出すことが出来るものと考え
 る旨述べた。

6. 本使より、最近の日本の実情を知るため非一度訪日
 するようしようしようしたところ、キッシンジャーは、自分
 も日本をせ非訪問したく考えおり、今夏ロジャース長官と
 共に訪日することも考えたが、その際はやはりワシントン
 を離れられないこととなり、また次の機会に譲らざるを得
 なくなつた次第であると述べた。

(3)

特

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

極秘

電信写

外務大臣官房
事務次官
審議官
秘書長
文書官
給官

総番号 (TA) 21993
 69年 5月 22日 22時 5分 米国
 69年 5月 23日 11時 32分 本省
 主管 米局長
 発着 米局長

外務大臣殿 下田 (大使) 臨時代理大使 総領事 代理

オキナワ返かん交渉

第1579号 特秘 至急

タナカ大使は当地着以来、20日国務省BROWN、21日陸軍省SIENA、国防総省UNGER及びSHEPARD、22日コングレスマン。マツナガに表けい訪問し、同日ランチにてFINNとこん談したが概要次のとおりの趣である。なお同大使は23日SNFIDER及びGREENを訪問、次週さらに関係方面へ表けいを行なう予定である。

。BROWNは専ら朝せん半島の情勢に関し、北せんの動きは予断を許さぬものあり、これに即応する体制を維持しなければならぬと強調し、次いで台湾、ベトナム、さらに核兵器の問題に言及し、重点を朝せんにおいている印象を受けたが、当方よりの質問に対して、来るべき会談において国務長官は「オキナワ返かんに関連し、極東の安全保障体制維持の必要についての基本的立場を述べることとなろうと答えた。当方よりはこの際実質的討議が行なわれ、今後の交渉の進展に資することを希望すると述べておいた。

総人電厚計
 国長領移長
 参領旅移

ア 参北京經
 長 中西經
 参北北保
 参一二
 参西東洋
 参東

近ア長經
 参書近ア
 次総經國万

統國
 参政技二
 国一理

参条協規
 参政經科
 軍社專
 参道内外
 一二

戻る

極秘

特

注意

電信写

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

2. 軍関係者はいずれもオキナワ基地の機能維持の必要性を強調していたが、当方よりは核兵器に対する日本の国民感情を説明するとともに、戦闘作戦行動については、政府が国会において事前協議あればこう定的立場をとることありと公式に言明しており、今後の交渉を通じて両国間に合意が見られることを希望すると述べておいた。これに関連しBROWN及び軍関係者の一部は、極東の軍事情勢が議題となつていることに言及し、暗にこの問題を討議すれば日本側も米側の立場を理解するであろうとの口ふんをもらっていた。

軍関係者はオキナワ政情に関心を示し、また先方よりB-52の問題を持出し、日本側がいかに見ているかを質問したので（BROWNも同様）、当方よりオキナワ視察の際聞いた話を率直に述べおいた。当方より米側は現地よりいかなる報告を受けているかと反問して先方の見解を徴したが、現地情勢については一般の日本側の判断に比し多少らく感性的であると感じられた。

3. マツナガ議員は、現政権は軍事面を重視する傾向があるが、議会では民主党が多数を占めているのでできるだけ協力したい。やはりベトナムがどうなるかが影響すると述べていたが、当方より何れ交渉の進展とにらみ合せ協力をお願いすることとなろうと述べておいた。

極秘

特

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

なお、BROWN及び軍関係者ともに本件交渉に関連する
コングレスの動向に対し懸念を表明していた。

また、BROWN及びFINNは日本側各方面のコングレ
スに対する種々のアプローチが混乱を起すことを懸念し、
当方（タナカ大使）よりのアプローチもしん重かつぜん進
的に行なう要あり、また國務省よりアプローチにつきAD
VICEする用意ありと述べていた。

4. FINNは来るべき会談における米側のプレゼンテイ
ションにつき往電第1604号キウチ書記官に述べたと同
様の趣旨を説明するとともに、

(イ) 現段階で軍と打合せは完全には終っていない。

(ロ) 戦闘作戦行動のための日本基地の使用につき外務大
臣より具体的討議を行なうよう提案されることを期待して
おり、國務長官はこれに応じ、7月末会談までに問題をつ
めてゆくことを考えている。この点については23日GR
EENからさらに貴使に言及することとなる。

これに関連し東ゴウ局長来訪の際、FORENEEAB
LE CASESにつき検討する話が出たが、部内限りの
全くの試案があるのでお渡しする（先方がその場で手書き
したもの別電のとおり。在京中チバ課長に口とう説明せる
由なるも念のため。第5項は非常に広い地域を含めている
との当方のコメントに対して当初の立場としては一応こう

極秘



注 意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

いう形とならざるを得ないと述べた。) ただし F O R E S
E E A B L E C A S E S について討議することについては
は部内においても将来起り得べき事態を予想することは困
難であり、また解釈につき異議を生ずるとの反対論もある
。重点は朝せん半島である (台湾については在京中本省関
係者に述べたと同じトーンであつた。)

(ハ) 核兵器については国務省としては日本の政治的ふん
囲気より、いわゆる核ぬきとせざるを得ないと考えている
が、国防省は少くとも現段階ではこれに反対している。
日本の核に対する T A B O 的¹⁰情より、これに應ずる外ない
と¹⁰考えているが、国防省の外、大統領の決裁の問題がある
¹⁰また現起緊時持込みを認めたいとの考えもある。
何れにしても国務省としては出来るだけの努力をするの
で外務大臣より国務長官に対して核兵器を置くこと
のできない理由に対し強いかつ適切なプレゼンテーション
が行なわれれば今後国務省としてもこの問題を処理し易く
なると思う。

(エ) 以上戦闘作戦行動及び核について述べたことは国務
省部内の空気をお伝えするのであつて、今次会談における
国務長官のプレゼンテーションは何れについても現在の機
能維持を必要とするとのラインとなる。また核につい
ては会談の際説明用のペーパーを渡すことも検討されてい
る。

極秘

特

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

(ホ) 國務長官はN. P. Tの早期署名を求める。(日本の一部にN. P. Tとオキナワの核ぬきの関連性を考える向ありと当方より述べたのに対し)N. P. Tと核ぬきに多少の関連性をもたせるとは差支えないと考える。

(ハ) 日本の東南アジア人の援助につき外務大臣よりの説明を期待しているが、返かん後のオキナワ防衛の経費を日本側が負担することと言及される際、日本の防衛計画及び予算の増加にも触れられるのがよいと思う。

5. 以上FINNの述べたところは、かれができるだけ日本側としてのみ得る範囲内で米政府部内をまとめたいと努力してゐることを示すものであるが、旧知の関係より彼の性格から判断し多少私見及び希望的観測が含まれている点があると思われるのでこれを付言する。

(3)

極秘

特

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

天
務
次
長
官
審
長
文
書
會
官
給
給
人
電
厚
計
國
新
參
領
旅
移
參
北
東
經
二
經
中
西
經
參
北
保
參
西
東
洋
參
書
近
了
次
給
經
國
萬
參
政
技
二
國
一
經
參
條
協
規
參
政
經
科
軍
社
專
參
道
內
外
一
二

總番号 (TA) 21982
 69年5月22日 20時40分 米 國 飛着 米局長
 69年5月23日 11時02分 本 省 着

外務大臣殿 下田 大使 臨時代理大使 總領事 代理

沖縄返還交渉

才1580号 (特秘) 至急
 往電才1579号別電

FORESEEABLE CASES

1. INVASION OF SOUTH KOREA.
2. DEFENSE AGAINST AIRATTACK IN AND AROUND KOREA (EC-121).
3. DEFENSE AGAINST NAVAL ATTACK AROUND KOREA (PUEBLO).
4. DEFENSE AGAINST AIR OR NAVAL ATTACK AROUND TAIWAN OR PESCADORES.
5. DEFENSE AGAINST ATTACK IN PHILIPPINES OR SOUTHEAST ASIA WHERE U.S. TREATY COMMITMENT IS INVOLVED.

(3)

参
道
内
外
一
二

極 秘
無 期 限
10 部の内 3 号

16 / (1)

(外務大臣訪米用資料)

大臣、國務長官会談発言要領

(案)

昭和44 5.24

アメリカ局

1. 日本周辺の国際情勢と日本の態度
2. 日米両国関係とそのアジアでの役割
3. 沖縄問題

人 日本周辺の国際情勢と日本の態度

極東における勢力均衡は、本来不安定要因がきわめて多く、ともすれば破れ易いが、アメリカのなみなみならぬ努力により今日まで保たれている。これまで米国が朝鮮戦争及びヴェトナム戦争を通じてアジアにおける共産主義の進出を阻止したことは、韓国及び南越のみでなく、周辺のアジア諸国にも外国からの脅威に有効に対処しうるような国内成長の達成をはかる時間的余裕を与えたのである。わが国としては深くこれを多としている。

最近特に注意深く見守る必要があるのは朝鮮半島、中共及びヴェトナム情勢であり、これらの主要動向及びそれに対するわが国の態度につき概説してみたい。

(1) 朝鮮半島

(1) 4月/5日の米軍F-2/機墜落事件で、
プエブロ号事件以来再び緊張が高まったが、
北朝鮮の動向については、日本政府としては次のように考えている。(注、5月/2

日東京開催の ASPAC 常任理事会における
駐日韓国大使の朝鮮半島情勢深刻化につい
ての説明（別途英文参照）

北朝鮮においてこと2、3年来暴力によ
る南朝鮮革命を通じての南北統一論が全面
的に主張されるにつれ、1967年以来軍
事休戦ラインや後方地域における北朝鮮の
武力攻撃行為が飛躍的に増大し、これは米
国に対しても及ぼされ、遂には上記の両不
祥事件となつて現われている。（私は、こ
こに、北朝鮮の暴挙の犠牲となつたB-70
121乗組員の家族及び米国民を代表する貴
長官に深甚な哀悼の意を表する次第であり、
同時にこの事件の際に示された米國政府の
沈着な態度に讃辭を呈するものである。）

われわれは本事件における北朝鮮側の意
図について、北朝鮮の内部的要因、すなわ
ち、精神的に極度に緊張した北朝鮮の体制
を維持継続するためにたえず武装ゲリラ侵
入、休戦ライン侵犯事件等をくり返さざる

をえない点を重要視する。けだし韓国との躍進ぶり、中ソ対北の激化等を含む1969年の情勢は、1950年の情勢とは比較にならぬほど北朝鮮に不利であり、今後当分有利になるとは考えられず、金日成の焦燥感が上述の各種暴挙となつて表われているともみられる。しかし、北朝鮮に全面戦争に突入する決意と準備があつたとは思われず、今後とも対韓、対米挑発行動が行なわれることを覚悟せねばなるまいが、金日成が全面攻撃を起すことはないというのがわれわれの観方である。

(4) わが国は大韓民国とはきわめて友好的関係にあり、特に貿易、経済面での緊密化は目覚ましいものがあり、国交正常化以来の両国間貿易の伸びは平均年50%弱という驚くべき高率である。しかしさらに基本的には日本政府は、同国が地理上、戦略上わが国の安全保障に死活的重要性を有することにかんがみ、同国に対する武力攻撃の発生

は日本の安全に重大な影響を及ぼすものであることを強く認識している。従つて日本政府は、同国の独立と安全の保全を援助せんとする米国の努力を高く評価するとともに、これを強く支持するものであることは周知のとおりである。

(2) 中 共

(1) 毛沢東及び林彪を中核とする中共中央は、本年4月9全大会を開催して、党と政府機構の再建、中央及び地方の党の最高人事及び今後の長期政策の決定に取り組んだが、内部の意見の対立はじめ、内外の難問多く、支政權基盤はいまだ安定していない。中央は實際上人民解放軍の軍政下にあり、党と政府が軍に代つて国家機能を遂行しうるまでなお時間を要し、その後でも党と軍との関係が大きな問題となる。

(2) 9全大会後も中共は毛沢東を絶対化する教条主義的強硬路線を貫くであろうが、具体的政策の実施にあつては、中間派ない

シテクノクラーとや国民の消極的抵抗を考慮せざるをえず、著しく非現実的、^{野心的}冒險的政策はとりえないである。

中共の外交機能は次第に回復しつつも、従前どおり米帝國主義反対、ソ連修正主義排撃、各国反動派打倒という對外強硬路線を貫くであるが、その反面戰術的には、「平和共存」政策をも打ち出し、硬を主とし、軟を従とする二面政策を続けよう。特に對ソ強硬態度は堅持され、中ソ關係が早急に改善される可能性はないとみるべきである。いずれにしても、中共が毛沢東絶対主義を貫くかぎり、近い将来中共の對外政策に大転換はありえないである。

(4) 以上のごとき情勢の下に、わが国は御承知のごとく中華民国と外交關係を維持しつつ、他方中国大陸との間に經濟、文化などの各種の民間交流を繼續してきている。文化革命以來中共は日本政府に対する非難、攻撃をますます強化しており、特に日米安

条約の放棄、中華民国との断交というわが国としては到底受け入れられない点を強硬に主張している。これに対しては、わが国としては当面従来どおり「政経分離」政策を進めて行くことが、極東情勢の現実に即した最も妥当な政策であると考えている。なお、国連における中国代表権問題については、貴国とますます緊密に連絡、協議して行きたいと考える。

(3) ヴィエトナム

(1) 先般のNPTの10項目提案及び貴国の新提案が実質的討議のための基礎となり、本問題が平和的解決に向つてさらに進展することとなるようわが国としては期待するとともに、和平実現のため貴国が払われている御努力に敬意を表するものである。特に貴国大統領がチュウ南越大統領との会談のためわざわざミッドウェイ島まで出向かれるが、これが平和的解決のための素材を提供するものとなることを期待している。

何 わが国としては国内事情によりきわめて限られたものとならざるをえないが、ヴェトナム和平達成の過程において、従来より進めてきた南越に対する人道的見地よりする医療協力、あるいは難民用住宅建設等民生安定のための援助を強化したいと考えている。またヴェトナム和平実現の目途がつき次第、南越を中心とするインドシナ全体における戦災復旧と救済のためできるだけ多くの国が協力して総額2億ドル程度の援助を行なう国際協力の方式につき目下検討を加えている。さらにヴェトナムに将来新たな工口が設立される可能性にかんがみ、わが国としてはこれに参加を要請されれば、国内法制の許す範囲内で積極的に参加しうるよう検討している。ヴェトナム和平のための国際会議についても、将来これが開催される場合、わが国に対する参加要請があれば、これに積極的に応じたい。

2 日米兩國關係とそのアジアでの役割

(1) 日米兩國は過去ノ世紀以上ともに太平洋國家としてきわめて友好的、かつ、密接な關係を持つてき、不幸にも第2次大戰により一時中斷されたが、戦後は米國の援助と協力により日本はアジアにおける安定した民主主義國家として成長し、經濟的にも國民總生産では米國とソ連に次いで世界第3位の規模にまで發展してきた。かくてこの4半世紀の間に日米相互依存、相互協力關係はかつてないほど急速に強化されたのである。

貿易では日本の總輸出額の3分の1は米國向けであり、他方日本は米國にとつてはカナダに次いで第2番目の大きな輸出市場である。國際政治の分野でも日米兩國はしばしば立場を同じくし、緊密に協力し合つている。また政治、經濟を含め文化、教育、科学等あらゆる分野での日米間の政府間あるいは民間の交流及び協力關係は深まる一方である。兩國はともに自由主義陣營の有力なメンバーとして、

先進工業国家として、また貿易及び経済のパートナーとして自由、かつ、開放された国際関係を可能ならしめる世界の維持という共通の利害関係により結ばれている。日本が強力にして繁栄する米國を必要としているように、米國もまた安定し、かつ、繁栄する日本を必要としている。このような日米関係の基本は今後とも永く変わることはないものである。

- (2) アジアにおいては日米兩國はともに自由主義諸國が平和裡に政治的に安定し、経済的に繁栄する社会を築くことを可能ならしめるようにすることを外交の基本方針としているが、ここでも日米間の相互協力及び相互依存は強まりつつある。

前述のとく、アメリカの努力により、アジア自由諸國の国内成長が促進され、最近ではさらに域内諸國の連帯及び開発のための地域的協力が注目すべき進展を遂げている。なかでもわが國の提唱した東南アジア開発閣僚會議は、4月はじめのバンコクにおける会合

ですでに4回を重ね、経済開発のための地域協力の母体として着実に定着化してきている。さらにアジア太平洋評議会閣僚会議も参加国間の意見交換と協同事業のための協力を通じて健全な成長を遂げてきており、わが国は来週この会議を主催することになつている。

(3) このよりのアジアの情勢の中にあつて戦後の日本の政治的安定と、経済的繁栄を可能ならしめたものは、単に日本人の努力のみでなく、世界の平和を支えてきた米国の「核の傘」を含む戦争抑止力と、これを背景とする米国のアジアにおける軍事的プレゼンスにほかならない。わが国の場合、自主的な防衛努力の足らざるところを補なり日米安全保障条約体制は、日本国民の大多数の静かな力強い支持を受けており、今日の厳しい国際情勢の中においてわが国の存立と安全を確保するためには必要不可欠のものである。御承知のとおり、日米安保条約は1970年6月以降日米いずれか一方が1年の予告をもつてこれを廃棄し

うることとなるのであるが、日本政府としては、国の存立の基礎の一つともいふべき本条約を堅持することは言をまたない。従つて政府は、1970年以降も条約を自然に継続せしめる方針であることをここに本大臣からあらためて貴長官に申し上げたい。かかる政府の政策に対し、かねてより1970年を安保廃棄要求の年として準備を進めてきた左翼反体制勢力が大規模な攻撃の火の手が予想されるが、政府としては断乎として所信を貫く決意である。なお、沖縄問題とも関連し、わが国の内政について後に詳しく申し上げたい。

(4) 次に日本による安保条約の実施ぶりにつき一言したい。

(4) 同条約第3条にいう日本の自衛力の維持発展は、国内政治上の諸問題を克服して着実に進捗しており、過去8年間（注、36年度～42年度）のわが防衛関係支出の平均成長率は年13.5%という世界でも例の少ない高率である。これは同期間の国民総生産の伸びが

年平均1.58%という驚くべき数字のため目立っていないが、日本の防衛努力を如実に物語っている。この結果陸上及び航空両自衛隊の充実により、在日米陸空戦闘部隊の撤退が可能となつてすでに年月久しく、また海上自衛隊も15万トンの艦艇と多くの航空機を擁し、世界海軍中十指の中に数えられる実力をもつに至つた。日本の防衛当局は目下昭和47～51年度の第4次防衛力整備計画を立案中で、これによる防衛支出も後に申し上げる沖縄の局地防衛計画も含み、現在実施中の第3次防衛力整備計画（昭和42～46年度）の所要見込みの2倍強に上昇させることを考えている。その結果日本は世界的にみてもきわめて高い水準の防衛力を整備することとなる。なお、現在開会中の国会では陸上自衛隊を18万人とすることを中心とした防衛関係の2法案が種々の政治的障害にもかかわらず近く成立する見込みである。

- (4) 条約第 6 条による日本の基地供与により、米國はその極東における軍事的プレゼンス上延命的重要性を有する陸軍補給兵站基地、海軍主要根拠地（特に横須賀及び佐世保）、空軍の常駐並びに補給中継基地（特に横田及び三沢）及び主要通信中継基地を使用している。高度工業國家たる日本の産業技術に支えられたこれらの基地に代わりうるものは、実に米國西海岸まで行かなければ見出せないものであり、極東における米國の戦争抑止力維持への貢献度は絶大なるものがある。近時これらの基地をめぐり各種の問題が発生しているが、政府は米國政府との緊密な協力の下に、共同使用切かえ、その他により時代の進展にあわせるべく善処方を考えており、また暴徒による不法な暴力行為はきわめて優秀な日本の警察力を用い断乎として規制し、これらの基地が最も効果的な機能發揮を常に保証してきたつている。
- (5) かくのごとく日本は安保条約を忠実に履

行しており、国際約束は必ずこれを守るとの国是を買いてきている。日本の経済面の実力と相まつて、日本はその憲法上の制約にもかかわらず、米國が極東の勢力均衡を維持する努力を十分に支援しており、米國にとり不可欠、かつ、完全な同盟國としての面目を発揮している。日本はこの意味で決して米國の防衛力に「ただ乗り」しているのではなく、逆にこの防衛力によつて死活的に重要な貢献をしているのである。

(4) とところで、日本の安全は日本の周辺の極東の安全と切り離して考えられないものであることはいうまでもなく、すでに朝鮮半島をめぐる情勢に関連して韓國の重要性につき申し述べたと^{あり}である。安保条約が日本を含む極東全体の安全のために重要性を持つものであることは日本政府も十分認識している。直接軍事的に極東の安全の維持に貢献しうる立場にない日本政府は、次に申し上げるとく、非軍事的、経済的な

面でアジアの自由諸国の政治的な安定と経済的繁栄に貢献すべく最大限の努力を行なつてきている。

(4) なお、以上述べたことに関連して、日本政府は核不拡散条約の署名を遅からず行なうことを検討している旨、またわが国の18カ国軍縮委員会への加入についての貴国の御尽力を多とする旨を申し上げたい。

(5) アジア唯一の先進工業国たる日本は、1970年代を通じ、その国民経済の進展に応じてアジアの開発援助を積極的に推進すべく具体的施策を検討中で、先般私はバンコクにおける東南アジア開発閣僚会議において、わが国の経済成長がかりに過去数年と同様のものであるとするならば、1980年頃の国民総生産は5000億ドル台の規模にも達する可能性があると試算を紹介した。わが国はすでに1964年から1967年までの4年間に対外援助の58.6%（政府ベース援助の88.2%）をアジアに向けてき、1968年には

5億ドルに達したが、これを5年後に倍増したという先般インドネーでのアジア開発銀行総会における福田大蔵大臣の発言も、以上のよ
うな積極的意図を表明したものである。

他方、1967年秋の佐藤総理大臣のアジア及び米国訪問の際の懸案たりし対アジア援助案件は過去2年の間にほとんど解決された。その第1は、1968年には1億1,000万ドル、1969年には1億2,000万ドルに及ぶインドネシア援助であり、第2はアジア開銀の特別基金に対し昨年度は2,000万ドルの拠出を行ない、本年度も同額の拠出を行なうことを考慮している点であり、第3にはビルマに対する3,000万ドルのプロジェクト援助であり、第4にはフィリピンに対する同じく3,000万ドルの道路借款であり、第5はラオスのダイエンチャン空港拡張のための無償援助である。このほかにも対アジア経済協力は今後さらに拡大されよう。

(6) 以上はじめに述べた日米両国の相互協力、依存関係の实体をながめてきたが、この日米関係の基本は今後永く変わらないものであり、日米間にしばしば見解の相違や懸案が存在しても、日米友好関係の枠内で話し合いにより解決することができるのであり、またその努力は常になされねばならない。

かかる見地から、両国間の貿易、経済上の諸問題、たとえば繊維品対米輸出抑制の問題、あるいはわが国の輸入及び外国資本の自由化の問題などの解決は決して容易でないが、高い視野に立ち卒直な話し合いと忍耐強い努力によりこれを解決して行くべきである。貿易、経済関係は日米両国間に恒常的につながっているものであり、しかも高度に互恵的なものである。この分野での問題の解決は一層高い利益を長期間にわたり両国民が享受しうる契機となることは明らかである。

3 沖縄返還問題

(1) 上述の貿易・経済関係上の諸問題は友好関係の存在に伴い常に発生するものといえようが、これらに比し現在日米兩國の間で今日最大の懸案となつている沖縄返還問題はいわば第2次大戦の落し子であり、日米友好関係の堅持のため一刻も早く解決を要する緊急かつ危険な問題である。すでに1957年の岸・アイゼンハワー会談で、兩國の首脳者の間で取り上げられて以来、歴代の日本の首相と米國の大統領との間で話合いが行なわれてきたが、第2次大戦後すでに4半世紀を経た今日、未だに日本の領域の一部と100万人の日本國民とが外國の統治下におかれているという状態はきわめて不自然なことである。従つて日米兩國がそれぞれ対等のパートナーとしてアジアの安定と繁榮のために相携えて力を尽して行くためには、このような戦後処理的な問題をまず解決しておくことが先決である。

(2) 沖縄の祖國復帰は沖縄住民を含む日本國民

原

にとり最も素材にして強力な談話であり、国民的要求であつて、佐藤総理が「沖縄が返還されないうちは戦後は終らない」と述べた言葉は日本人の気持を端的に表明している。同総理は就任以来日米友好関係の枠内での沖縄の施政権返還実現のため、1965年及び67年の2回にわたり訪米して積極的な努力を続け、第2回の会談でジョンソン大統領との間に「日米両国政府が沖縄の施政権を日本に返還するとの方針の下に―――沖縄の地位について共同かつ継続的な検討を行なうこと」に合意し、ここに同問題ははじめて解決へ向つて動きはじめた。本年に入り佐藤総理は、国会の施政方針演説で本年の終りまでに訪米しジョンソン大統領との間に返還についての合意に達する決意であることを披瀝した。私はいわばその先触れとして、貴長官と正式に交渉を開始するため参つたのである。

- (3) かくのととき国民の基本的な気持に根ざす沖縄返還問題がわが国内政上最大の問題とな

つているのは当然である。国内の政府反対ないし反体制勢力は本問題を先に述べた1970年問題と相俟つて倒閣ひいては反米に利用しようとして懸命である。特に安保条約が自然に継続されることとなれば、これらの勢力の攻撃目標が沖縄に転換されることは言うを俟たない。仮に沖縄問題の解決が日本国民の期待に反して著しく遅延され、あるいは不完全なものにとどまるとすれば、まさしくこれら勢力にとり絶好の事態を招来することとなる。この結果1960年当時を上回る騒じょうや、選挙における対米協力を旨とする自民党の退潮等の可能性が出て来るのみならず、国民の米国に対する見方にも悪影響を及ぼすべきこと、これが沖縄現地に波及して種々好ましからぬ事態の起るべきことも予想される。

かくては日米友好協力関係にひびが入らないとも限らず、これは不利益かつ不幸なことはいふまでもない。他方この問題を早期に友好的な話し合いにより解決すれば、日米両国は

困難な領土問題をもセトルし得る関係にあり、かつ一切の戦後処理問題が解消したことが世界中に伝えられ、両国の相互信頼、協力がきわめて強固なものなることが実証されるであろう。

日本政府はヴェトナム紛争が未だ続いており、朝鮮半島の情勢も樂觀を許さない今日、米国政府が沖縄の施政権返還問題を促進させるのが容易でないことは十分認識しているのであるが、米国政府が長期的日米友好協力関係の維持、増進という高度に政治的な配慮から決断を下されることを希望している。

(4) 日本政府は沖縄に存在する米軍基地が日本を含む極東全体の安全のため果たしている役割りを高く評価し、沖縄の施政権返還後もこれら基地が日米安全保障条約及び地位協定に基づき施設区域として引続き存続することを望んでいる。勿論施政権返還の上は外部からの侵略に対する沖縄防衛の責任は、第一義的にはわが国のものであるため、目下政府内部で

日本による沖縄局地防衛体制の検討を行なつており、これについては別途と説明することとした。

沖縄の施政権返還後日本政府は沖縄の米軍基地がその軍事的抑止機能を十分効果的に発揮し続けるようにする責任を引き受けることとなる。この責任を全うするためには、人口稠密な沖縄に散在する米軍基地の特色たる対内的脆弱性もあり、沖縄住民を含む日本国民全体の理解と協力が必要であり、返還後の沖縄の米軍基地の態様はそのような沖縄住民を含む日本国民全体の協力をえやすい形のものとする必要がある。日本政府は日本国民の間の(1)核兵器に対する特殊な国民感情、(2)主権国家として自らの行政に責任をもちうるためには、日本は自国領域から行なわれる米軍の戦闘作戦行動には安保条約に基づく協議を事前に受けるべきであるとの考え方、(3)沖縄を返還後本土と差別すべきではないという考え方を十分に考慮することなくしては、国民的な

支持を得ることは困難であると判断している。
従つて日本側は、沖縄の返還に際しては安保
条約及び事前協議に関する交換公文を含む関
連取極が本土におけると同様に沖縄にもその
まま適用されるようにするべきであり、国会
の承認を必要とするような特別の取極は避け
るべきであると考えている。

⑤) この点についての米國政府との間の話合いの際に最も問題となるのは核兵器と戦闘作戦行動のための沖縄基地の使用である。

㏾) 核兵器については、返還後の沖縄で常時その配置を認めることはわが國の國民感情よりして到底困難である。現在沖縄にこれが配置されているのであれば返還時までには撤去されるべきであり、その後は核兵器の持込みは事前協議の対象とされるべきであると考えらる。

㏿) 戦闘作戦行動のための沖縄基地の使用についても、返還後は事前協議の対象とされるべきであり、そのような使用の予想される場合について日米共同で検討を行なうべく、この事前協議についての話合いが、これからの日米交渉の最も中心的課題とされるべきである。貴我双方で考えを出し合つて率直、かつ、真剣に協議検討したいが、現に極東防衛の責を担つておられる米側のお考えをまず承るのが順序と思ふ。

(4) 本年末の訪米の際総理と大統領との間で合意されるべき事項は次の三つであると思われる。

(1) 返還の時期

① 返還協定締結に要する期間及び返還準備に必要な期間を考慮に入れて、できるだけ早い時点に返還が実現するため、遅くも1972年中とすべきものとする。

(2) 返還後の基地の態様の確認

日米安保条約及び事前協議の交換公文を含む関連取極がそのまま本土におけると同様、沖縄にも適用されることを基本とすべきものであると考える。また返還時までに沖縄基地には核兵器が配置されていないという状態にすること、及び戦闘作戦行動のため基地の使用の際の事前協議の様式について合意に達する必要がある。

(3) 復帰準備の大筋の明確化

日米間に返還協定を締結することと平行

して、沖縄の現地で円滑な施政権の引継ぎのため準備を日米琉三者の間で強力に推進しなくてはならないので、そのやり方及びそのための機構などの大筋を定める必要がある。なお問題が複雑多岐にわたるため総理の訪米に先立つて、日米間の協議検討をできる限り早目に進めておくことが望ましい。

- (7) 以上を通じて既に御気付きのことと思いが、沖縄の施政権を日本に返還することはただに善悪が明らかでない不自然な状態を是正しその限りで好影響をもたらすにとどまらず、長い目でみて米國に積極的な利益を与えるものである。すなわち100万に上る住民に対する行政の責任に伴うエネルギーの消費、そのための本國及び現地における甚大な人費及び経費の負担、巨額にのぼる援助費の支出等が必要なくなり、さらに軍事的にも沖縄の局地防衛及び治安維持の責任から解放されて戦争抑止

能力の効果的な維持に専念することが出来、
米国にとって有形無形の利益は図り知れざる
ものがあるう。

以上この3日間にわたつてお話ししたいこと
の概要を申し上げたが、貴長官のお考えも是非
伺いたい。総理の訪米まで僅々数カ月を残すの
みである。この間貴方において、巨大な貴国政
府のみならず議会方面、その他すべての関係者
を納得させるに足るコンセンサスをうることの
いかに難事業であるかはよく解るつもりである。
しかし、当方には国民全体の強い気持がじかに
総理以下当事者にのしかかつており、米側に劣
らず難かしい局面に臨んでいるのである。戦後
25年日米関係の一転機に達しつつある今日、
今後永きにわたり两国関係を磐石の基礎にのせ
るべき大事業とともに挑む貴長官と本大臣とは、
協力一致してわれわれの国民の付託にこたえたい
と思ふものである。

極 秘
無 期 限
10 部の内
10 号

麻 / (2)

(外務大臣訪米用資料)

共同声明抜すい案

昭和44年2月3日
余 約 局

總理大臣と大統領は、沖縄の施政權が日本國に返還されたとき
は、日本國とアメリカ合衆國との間の相互協力及び安全保障条約並
びにこれに関連する諸取極がそのまま沖縄に適用されるべきであり、
その適用にあたりなんらの追加的取極を必要としないこと、このた
め必要な措置（沖縄に接兵機が存在する場合にはその撤去を含む）
が施政權返還までに執られるべきこと、また、施政權返還後は、合
衆國軍隊は、岡条約及び取極の規定に従い相互に合意される⁷²沖縄の
施設及び区域の使用を許されるべきことに意見が一致した。

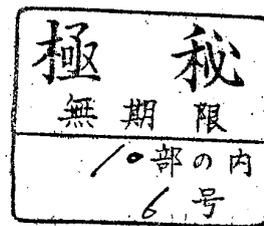
これに関連して、總理大臣は、日本國の安全は、極東における國
際の平和及び安全なくしては十分に維持することができないもので

あり、したがつて、極東の諸國の安全は日本國の重大な関心事であるとの日本國政府の認識を確固した。總理大臣は、日本國政府のかかる認識に照らせば、前項に述べられた懸念による沖繩の施設撤返運は極東の諸國の防衛のために合衆國が負つてゐる國際義務の効果的遂行と兩立しうべきものであるとの見解を表明し、大統領は、總理大臣と同意見である旨述べた。

(注) 右に開連し、必要に応じ、なんらかの形式により日本國

政府の次の立場を表明することを考慮する。

「總理大臣は、特に韓國に對する武力攻撃の発生は日本國の安全に重大な影響を及ぼすものであるとの日本國政府の基本的認識を明らかにし、韓國に對して生じた武力攻撃に對処するため合衆國軍隊が日本國內の施設・区域を襲撃作戦行動の発進基地として使用することにつき安保條約第六條の實施に關する交換公文に定める事前協議が行なわれる場合に日本國政府が執るべき態度は、かかる基本的認識に立つて決定されるものである旨を明らかにした。」



紙/①

(外務大臣訪米用資料)

大臣、國務長官会談発言要領
(案)

昭和44 5.26

アメリカ局

- 1 日本周辺の国際情勢と日本の態度
- 2 日米両国関係とそのアジアでの役割
- 3 沖縄問題

1. 日本周辺の国際情勢と日本の態度

第2次大戦後4半世紀を過ぎた現在でも世界各地の情勢は決して楽観を許さないが、特に極東においては勢力均衡上不安定要因がきわめて多く、アメリカのなみなみならぬ努力により今日まで一応事態が保たれている。米國は朝鮮戦争及びグイエトナム戦争を通じて共産主義の進出を阻止し、韓国及び南越のみならず、日本はじめ周辺アジア諸國に外的脅威への有効な対処を可能とする国内成長達成の時間的余裕を与えたが、わが國としては深くこれを多としている。

以下、最近特に注意深く見守る必要がある朝鮮半島、中共及びグイエトナム情勢及びそれに対するわが國の態度につき概説したい。

(1) 朝鮮半島

(1) 4月/5日の米E0-1/2/機撃墜事件以来の緊張が高まつたが、私はここに、北鮮の暴挙の犠牲となつたE0-1/2/乗組員の家族及び米國民を代表する貴長官に深甚な哀悼

の意を表し、同時に事件の際の米國政府の
沈着な態度に讃辭を呈する。

本事件における北鮮の意圖につき私はそ
の内部的要因、すなわち、極度の精神的緊
張体制の維持継続のためたえず武装ゲリラ
の対韓侵入、休戦ライン侵犯事件等を作り
返さざるをえない点を重要視する。けれど
韓國の躍進ぶり、中ソ対立の激化、日本の
經濟大国としての出現等を含む / 1969年
の情勢は、 / 1950年当時と比較にならぬ
ほど北鮮に不利で、今後有利になるとは考
えられず、金日成の焦燥感が上述の各種暴
挙となつて表われていると思う。しかし、
米國、韓國の防衛努力の堅固さを前にした
北鮮に全面戦争突入の決意と準備があると
は思えず、今後とも対韓、対米挑発行動を
覚悟しつつも、米韓側の備えが軍事的また
は政治的に弱まらぬ限り、全面攻撃は起ら
ないだらうとわれわれは観ている。

(注) 5月 / 2日 ASPAC 常任理事会での駐日韓國大
使発言参照。

付 わが国と大韓民国とは国交正常化以来友好関係は未曾有の緊密さにあり、政府間（5月には閣僚委員会を行なり。）、民間を問わず相互の交流は目覚しい。特に貿易の伸びはここ3年間年平均50%弱という驚くべき高率で、日本側の出遅問題も解決に向つて努力中である。しかしさらに基本的には、日本政府は同国が地理上、戦略上わが国の安全保障に形勢的重要性を有することにかんがみ、同国の独立と安全への脅威の発生は日本の安全に重大な影響を及ぼすものであることを強く認識している（注）。従つて日本政府は、同国の独立と安全の保全を援助せんとする米国の勢力を高く評価するとともに、これを強く支持するものであることは周知のとおりである。

（注）1968年日韓閣僚委員会共同声明参照。

(2) 中 共

(1) 毛沢東及び林彪の中共中央は4月9日全大会を開催、党・政府機構再建、中央・地方党最高人事及び今後の長期政策決定に努めたが、意見の対立等内外の難問多く、政権基盤は安定をみず、實際上人民解放軍の軍政下にある中共で、党・政府の国家機能遂行まで時間を要し、かつ、対軍関係が大問題となる。

(2) 今後中共は毛沢東絶対化の教条主義的強硬路線を貫こうが、具体的政策実施は中間派・テクノクラート・一般国民の消極的抵抗を考慮し、著しく非現実的、野心的、冒險的政策性とりえないであろう。

中共の外交機能は回復に向いつつ従前の米帝國主義反対、ソ連修正主義排撃、各國反動派打倒の對外強硬路線を貫こうが、戦術的には「平和共存」政策をも打ち出し、硬主軟従の二面政策を掲げるが、対ソ強硬態度は堅持され、中ソの基本関係の早急改

善の可能性はなく、近い将来中共の対外政策に大転換はありえないであろう。他方東南アジアへは圧力増大の兆し（シンガポール銀行事件、ラオスでの道路構築、タイ東北部及びビルマでのゲリラ活動等）が最近みられつつあり注視を要しよう。

け わが国は中華民国との外交関係の堅持とともに、中国大陸との経済、文化など各種民間交流を行なつてきているが、文化革命以来中共の対日本政府非難、攻撃はますます強化され、特に日米安保条約破棄、対中華民国断交というわが国の到底受け入れ難い2点を強調している。わが国は当面従来どおり「政経分離」政策を進めて行くことが、極東情勢の現実に対応した最も妥当な政策であると考えており、他方国連における中国代表権問題につき貴国とますます緊密に連絡、協議して行く。

(3) ヴィエトナム

(イ) 私は貴國の新提案がNLPの10項目提案と相まつて実質的討論の基礎となり、平和的解決に向いさらに進展があるよう期待し、和平実現のための貴國の御努力に敬意を表する。特に貴國大統領とチュウ南越大統領とのミッドウェイ島会談が平和的解決への素材提供となることを期待する。

(ロ) わが國は和平達成の過程で従来からの人道的見地よりする対南越医療協力、難民用住宅建設等民生安定のための援助を強化する考えであるが、和平実現の目途がつき次第、南越を中心とするインドシナ全体の戦災復旧と救済のためできるだけ多くの國による援助のための国際協力方式につき目下検討中である。さらに将来新たなI.O.O設立の可能性にかんがみ、これに参加を要請されれば、國內法制の許す範囲内で積極的に参加しうるよう検討中で、将来ヴィエトナム和平のための国際會議が開催される場合、参加要請があれば積極的に応じたい。

(4) その他

ソ連は引き続き対日接近に努め、総理の訪ソを進めているが、総理は北方領土問題未解決中につきこれを拒否している。東欧諸国とわが国との交流は特に経済、文化面で年々上昇しているが、友好国では先月キッシンジャー・ドイツ首相の訪日は大成功に終り、続いてガンジー・インド首相を迎えることとなっており、かくのごとく日本と世界各国との結びつきは強められつつある。

(なお、日本の対アジアについては後述。)

2 日米兩國關係とそのアジアでの役割

(1) 兩國友好の基本

日米兩國の太平洋國家としての友好密接な關係は過去ノ世紀以上にわたり、第2次大戦による一時的中断後の4半世紀の間米國の援助と協力により日本は安定した民主主義國家として成長し、國民總生産では米ソに次ぐ世界第3位の規模にまで発展、日米相互依存、相互協力關係は未曾有の強さにある。

兩國は貿易（日本の總輸出額の3分の1は米國向け、かつ日本はカナダについて米國の第2番目の大輸出市場）のみならず國際政治でも緊密に協力し合い、また政府間、民間の交流及び協力關係は政治、經濟、文化、教育、科学等あらゆる分野にわたり深まる一方である。兩國は自由主義陣營の有力なメンバーとして、先進^{工業}國家として、また貿易及び經濟のパートナーとして自由、かつ、開放された國際關係を可能ならしめる世界の維持という共通の理想により結ばれ、互に相手が強力、かつ安定し、繁榮することを必要としており、この基本關係は今後永く変わることはない。

(2) アジアの安定への日本の努力

(1) (基本理念) アジアにおいては日米兩國はともに自由主義諸國が平和裡に経済的に繁榮し、政治的に安定する社会の建設を可能ならしめんことを基本方針としておりこの面での相互協力及び相互依存はますます強まりつつある。

前述のととくアメリカの努力によりこれら自由主義國の國內成長が促進されたが、長期的にみて各國の経済的繁榮、ひいては政治的安定の方が国力不相応の軍事力の濫費よりははるかにアジアの安定及び連帯・協力にとり効果的であると思ふ。日本の対アジア経済協力の基本理念はここにあるがさらに日本の安全がもとより極東の安全と切り離して考えられない。(後述の日米安保条約は日本を含む極東全体の安全のために重要である)ので、直接軍事的に極東の安全の維持に貢献しうる立場になく、しかも

アジア唯一の先進工業国たる日本は、非軍事的、経済的な面で貢献すべく最大限の努力を行なつて来ている。

(4) (域内協力の育成) 特に最近域内諸国の連帯及び開発のための地域的協力が注目すべき進展を遂げているが、特にわが国の提唱した東南アジア開発閣僚会議は、4月はじめのバンコックにおける会合ですでに4回を重ね、経済開発のための地域協力の母体として着実に定着化してきている。さらにアジア太平洋評議会閣僚会議も参加国間の意見交換と協同事業のための協力を通じて健全な成長を遂げてきており、私は来週日本で開かれるこの会議を主催することになつている。

(5) (日本の援助努力) 日本は経済の進展に応じ、1970年代の対アジア援助積極的増大のための具体等を検討中である。先般私はバンコックにおける東南アジア開発閣

債会議において、日本の経済成長がもし過去数年と同様ならば、1980年頃の国民総生産は5000億ドル台の規模となる可能性についての試算を紹介したが、福田大蔵大臣も先頃シドニーでのアジア開発銀行総会において、すでに1964年から1967年までの4年間に対外援助の55.6%（政府ベース援助の85.2%）をアジアに向け、1968年には5億ドルに達せしめた日本としては、5年後にこれを倍増したいという強言も、以上のような積極的意図の表明である。

他方、1967年秋の佐藤総理大臣のアジア及び米国訪問の際の懸案たりし援助案件は過去2年の間にはほとんど解決され、(株)インドネシア援助は1968年には1億1000万ドル、1969年には1億2000万ドルに及び、(株)アジア開銀の特別基金に対し本年度も昨年度の2000万ドルと同

額の拠出を考慮しており、同ビルマに対し
3000万ドルのプロジェクト援助がなされ、
同フィリピンに対し同じく3000万
ドルの道路借款があり、(ウ)ラオスのヴィエ
ンチャン空港拡張のため無償援助がある。

今後さらに拡大されるべき対アジア経済
協力の方向は多角的援助（アジア開発銀行
の活用等）中心となるとともに2国間では
特に韓国、台湾、インドネシアに重点がお
かれよう。このためさる5月30日関係閣
僚会議が開かれ、財政と脱み合せ長期計画
を策定した。

(3) 安全保障への日本の努力

(1) (安保条約堅持) 戦後日本の政治的安定と経済的繁栄は単に日本人の努力のみならず、世界の平和を支えてきた米国の「核の傘」を含む戦争抑止力とアジアにおける軍事的プレゼンスにより支えられてきた。わが国の自主的防衛努力の足らざるところを補なり日米安全保障条約体制は、わが国の独立と安全の確保上必要不可欠のものとして日本国民の大多数の静かな力強い支持を受けている。安保条約は1970年6月以降日米いずれか一方の1年の予告をもつて廃棄可能となるが、政府が本条約を堅持することは言をまたず、1970年以降も条約を自然に継続せしめる方針であることを、ここに本大臣からあらためて貴長官に申し上げたい。

これに対し、かねてより1970年を「安保の年」としてみる左翼反体制勢力からの大規模な攻撃が予想されるが、政府とし

ては斯乎として所信を貫く決意である。これら勢力による、本条約は「米帝國主義」の世界戦略の一環として日本を戦争に巻き込むものであるとの逆宣伝は根強いが、政府は国会において、また報道機関に対し払っている是正の努力は成果を挙げつつあり、またこれら勢力に連る少数暴力派対策も着々効果を見せている。なお、政府は国会での反対派の妨害工作に対し民主主義の正常な運営を守るためあらゆる努力を重ねている。

(なお、沖繩問題とも関連し、わが国の内政については後に詳しく申し上げたい。)

- (4) (自衛力増進) 日本の自衛力の維持発展(第3条)は国内政治上の諸問題を克服して着実に進捗し、過去5年間(注、36年度~42年度)の防衛関係支出平均成長率は年/3.5%という世界でも例の少ない高率(同期間の国民総生産の伸びが年平均/5.8%のため目立っていない)で、日本

の防衛努力を立証している。この結果陸上・航空両自衛隊は充実され、在日米陸空戦闘部隊の撤退が可能となつてすでに久しく、また海上自衛隊も世界海軍中十指に入る実力をもつに至つた。わが防衛当局は目下昭和47～51年度の第4次防衛力整備計画を立案中で、現在実施中の第3次防衛力整備計画（昭和42～46年度）の支出の2倍強とすることを考えており、完成すれば日本は世界的にきわめて高水準の防衛力を整備することとなる。（なお、現在開会中の国会では陸上自衛隊を18万人とすることを中心とした防衛関係の2法案が種々の政治的障害を越え近く成立する見込み。）第4次計画の従来と異なる特色は、わが国の自主防衛を本とし、その足らざるところを補う米国の支援を従とすること、海上防衛（なかんずくアジア大陸から太平洋への出口を扼する海峡の防備）に重きをおいている。

- (5) (在日基地の重要性) 米國は日本の基地供与(条約第6条)により、極東での軍事的プレゼンス上死活的な重要性を有する陸軍補給兵站基地、海軍主要根拠地(特に横須賀及び佐世保)、空軍の常駐並びに補給中継基地(特に横田及び三沢)及び主要通信中樞基地を使用している。日本の高度の産業技術に支えられたこれらの基地に匹敵するものは、実に米國西海岸まで皆無であり、米國の戦争抑止力維持への貢献度は絶大である。近時発生したこれら基地をめぐる各種の問題は、日米両政府の緊密な協力の下に時代の進展にあわせるべく善処されつつある。日本政府は一部暴徒による不法行為は世界的に優秀な日本の警察力を用い断乎として規制し、これら基地の最も効果的な機能発揮を常に保証しまたつてい
- (6) (日本は完全な同盟国) かくのごとく日本は安保条約を忠実に履行しており、国

際約束は必ずこれを守るとの國是を買いて
きている。日本の經濟面の實力と相まつて
日本はその憲法上の制約にもかかわらず、
米國が極東の勢力均衡を維持する努力を十
分に支援しており、米國にとり不可欠、か
つ、完全な同盟國としての面目を發揮して
いる。日本はこの意味で決して米國の防衛
力に「ただ乗り」しているのではなく、逆
にこの防衛力によつて死活的に重要な貢獻
をしているのである。

(4) (NPTと安全保障) 現在弱極的に世
界の均衡を保つてゐる米ソ兩大國の核兵器
の拡散防止及びその軍縮にはわが國もも
より重大な関心を抱いてきたが、今般米國
の御尽力により、ソカ國軍縮委員会に加入
して積極的に貢獻しうることとなり、私は
ここに貴長官に感謝の意を表明したい。な
おこの機会に貴國側のお考えを聞いた上で、
日本としての核不拡散條約に対する最終的
態度を決めて行きたい。

(4) 日米懸案解決への努力

はじめに述べた日米兩國の相互協力、依存關係の基本は今後永く変わらず、兩國間にしばしば見解の相違や懸案が存在し、その解決がなかなか容易でなくても、友好關係の枠内で話し合いにより解決することができるのであり、またその努力は常になされねばならない。

(1) (貿易、經濟) 貿易、經濟關係は日米兩國間に恒常的に存在する高度に互惠的なもので、この面での問題の解決は一層高い利益を長期間にわたり兩國民に与える契機となるものである。現在注目されている自由化問題について日本政府は従来から多大の困難を克服して、世界的傾向たる自由化を日本で実現するため真剣な努力を傾注しており、(近く關係閣僚會議で自由化の方針を再確認する)、その前向きな姿勢は正当に評価されねばならない。

かかる際、米國側の対米農産品輸出規制

構想は根拠に乏しく、かつ、世界の進退たる自由化に逆行し、ひいては本大臣より先般来日されたスタンズ商務長官に申上げたごとく、日本政府の国内自由化への嘗々たる努力を無に帰せしめるおそれがある。

(2) (航空) このほか两国間に太平洋航空問題があり、来る23日より日米事務当局間の協議が当地で予定されているが、これも太平洋航空運送の均衡ある発展を日米两国が協力して達成するといふ高い視野から解決して行くべきものである。

(3) (ミクロネシア問題解決)

上述の諸問題は友好関係の存在に伴い常に発生するものであるが、これとは別に現在两国間最大の懸案となつている沖縄返還問題に象徴される第2次大戦の戦後処理問題がある。しかしこれらも日米双方の忍耐強い努力で逐次片付けられ、長年懸案のミクロネシア問題も双方のえい知による譲歩

の結果さしもの期間も解決（4月/5日太
平洋信託統治地域に関する協定署名、5月
28日 ^{29日衆院} 衆院外務委通過）され、ここに残るは沖
縄問題のみとなつた。これは兩國の友好協
力関係の強さに対し強い自信を与えるもの
である。

3 沖縄返還問題

(1) 問題の重要性、緊急性

(4) (その本質) 本問題は1957年の岸・アイゼンハワー会談以来、歴代の日米最高首脳者間で話し合いが行なわれてきたが、今や唯一の残存戦後処理案件として真に対等のパートナーたる日米友好関係の堅持のため一刻も早く解決を要する緊急、かつ、危険な問題である。第2次大戦後すでに4半世紀を経た今日、未だに日本の領域の一部と100万人近い多数の日本国民とが、いかに同盟国とはいえ外国の統治下におかれているという状況はきわめて不自然である。

沖縄の祖国復帰は沖縄住民を含む日本国民全部の最も素朴・強力な懇願たる国民的要求で、佐藤総理が「沖縄が返還されないうちは戦後が終わらない」と述べた言葉は、全日本人の気持を端的に表明している。同総理は1967年2度目の訪米の際、ジョンソン大統領との間に「日米両国政府が沖

領の施政権を日本に返還するとの方針の下に・・・沖縄の地位について共同かつ継続的な検討を行なうこと」に合意し、ことにはじめて解決の道が見ついた。本年初頭同総理は国会の施政方針演説で、本年中に訪米しニクソン大統領との間に返還についての合意に通ずるとの決意を披瀝した。私はそのため貴長官と正式に交渉を開始したい。

(4) (内政の危機と日米関係) 国民の基本的な気持に根ざす本問題が今やわが国内政上最大の問題たるは当然である。国内反政府反体制勢力は本問題を1970年問題と相まづて傾軋・反米に利用しようとする命で、安保条約が自然に議議される以上、その政界目標は沖縄に転換される。仮に沖縄問題の解決が日本国民の期待に反し著しく遅延または不完全なものとなれば、これら勢力にとり絶好の事態を招来し、日本政府の絶大の努力にもかかわらず、1960年当時を上回る騒じようや、選挙における対米協

力を旨とする現内閣の敗北や自民党の透瀆等の可能性がでてき、政治的安定を失つた日本のアジアでの役割りの低下は明らかとなるう。

かくては国民の対米国観は悪影響を受け、沖縄現地に波及して好ましからぬ事態の起るべきことが予想され、日米友好協力関係上不利益、かつ、不幸なことはいりまでもない。他方友好的な話合いによる早期解決は、世界に対し日米両国が困難な領土問題をセトルし、一切の戦後処理問題が解消したことを実証し、自由陣營の權威を高めるとともに、日本政府及び国民をして一層強力に北方領土問題解決に取り組ませることとなるう（現在すでに「北方協会」設立の法的措置がとられている。）。

日本政府はグイエトナム紛争が終らず、朝鮮半島の情勢もきびしい折柄、米國政府が沖縄問題を容易に推進できないことは十分認識しているが、事態は急を告げており、

佐藤総理訪米時の解決が不可欠であるので、米國が高度¹²政治的配慮から決断を下すことを切望する。

(2) 在沖縄米軍基地

(1) (日本の責任) 日本政府は在沖縄米軍基地が日本及び極東全体の安全保障上不可欠であると確信し、施政権返還後日米安全保障条約及び地位協定に基づき施設区域としての存続を強く望んでおり、その上はその軍事的抑止機能を十分効果的に発揮し続けるようにする責任を負うのは当然と考える。外部に対する沖縄局地防衛責任は勿論第一義的にわが国のものとなるので、目下政府内部でその体制整備につき検討中(別途説明)であるが、これにも増して重要な治安の維持は、世界屈指の優秀な警察力を背景に責任をもつて行なう決意である。

(2) (国民の支持と安保完全適用) しかしながら、沖縄住民を含む日本全国民の理解と協力なくしては上記の責任完遂は困難で

あり、特に人口稠密な沖縄に散在する米軍基地の大きさを対内的ぜ^い弱性からして絶対的に不可欠である。かかる観点から、返還後の沖縄の米軍基地の態様はそのような協力をえられる形のものとしなくてはならない。日本政府は国民の(4)核兵器に対する強い特殊感情、(4)主権国家として自らの行為に責任をもつには、自国領域からの米軍の戦闘作戦行動には安保条約に基づく協議を事前に受けなくてはならないとの考え方、(4)沖縄を返還後も本土と差別してはならないという気持、を十分に考慮せずしては、国民的な支持を得ることは不可能と判断している。従つて以上の点からして沖縄の返還に際しては、安保条約及び事前協議に関する交換公文を含む関連取極が本土におけると同様、そのまま適用されねばならず、国会の承認を必要とする特別取極は避けるべきだと考えている。

け (基地の態様) 今後米國政府との話し合いで最も問題となるのは、核兵器と戦闘作戦行動のための沖縄基地の使用である。

(イ) 核兵器については、返還後の沖縄で常時その配置を認めることは国民感情上到底困難である。現在これが配置されているのであれば、返還時までには撤去される要があり、その後の持込みは事前協議の対象とされるべきである。

(ロ) 戦闘作戦行動のための沖縄基地の使用も、返還後は事前協議の対象とされるべく、その際の抑止機能の十全發揮を確保する目的で、かかる基地使用の予想される場合につき、日米共同で検討を行ないたく、これが今後の交渉の中心的課題とされるべきであろう。互に率直、真剣に考えを出し合つて協議したいが、まずは現に極東防衛の責を担つておられる米側のお考えを承るのが順序と想ひ。(なお、このため日米安全保障協議等の場を利用することが考えられる。)

(3) 総理の訪米

本年末の訪米の際総理と大統領との間で合意されるべき事項は次の3つであると思われる。

(1) 返還の時期

返還協定締結（注）及び返還準備に必要な期間及び本土・現地の国民世論が待ち耐えうる限度を考慮して、遅くも1972年中とすべきものとする。

（注）法律、財政その他多くの分野にわたり多くの複雑な問題解決を要する。

(2) 返還後の基地の態様の確認

日米安保条約及び事前協議の交換公文を含む関連取極が、本土同様そのまま沖縄に適用されることとすべく、このため返還時までに沖縄には核兵器が配置されていない状態にする必要がある。この点に関し、短期的な軍事面のみではなく、長期的、かつ、高次元の政治的判断が要請される。

(3) 復帰準備の大筋の明確化

中央での返還協定交渉^{（締結）}と平行して、沖縄

現地では施政権引継ぎの円滑化を図るための準備を日米等関係者間で強力に推進の要あり、これが民生と直結し、また少なからざる出費が予想されるため、その方法及び機轉などの大筋を定め、もつて民心安定に資する必要がある。(なお、問題が複雑多岐のため総連訪米に先立ち日米間の非公式協議検討をなるべく早目に始めることが望ましい。)

(4) 米國にとつての利益

米側の一部には沖縄返還は米國に犠牲を強いるのみなので、日本もこれに見合う代償を払うべしとの考えがあると聞いているが、これは非常な誤りで、實際は長い目でみて米國にとり積極的な利益を与えるものである。すなわち、ゆただに米國による同盟國領土・國民の隔離という害懸が明らかな不自然状態の是正による政治的好影響のみならず、約100万住民行政に伴うエネルギーの消費及び本國・現地の膨大な人員・経費上の負担、及び約巨

額にのぼる援助費の支出等が必要でなくなり、
さらに付最も大事な軍事面でも局地防衛と治安維持の責任から解放され、戦争抑止^力の方の効率的維持に専念することができる。かくのごとく米國にとつての有形無形の利益は語り知れざるものがある。

総理の訪米まで僅々数カ月のみ、この間巨大な貴國政府のみならず、議會方面、その他すべての關係者を納得させるに足るコンセンサスをうるということがいかに大競領及び貴長官にとつて難事業であるかはよく解る。しかし、当方には國民全体の強い氣持がじかに總理以下当事者にのしかかつており、米側に劣らず難しい局面に臨んでいる。戦後25年日米關係の一般機に達しつつある今日、今後永きにわたり兩國關係を磐石の基礎にのせるべき大事業とともに挑む貴長官と本大臣とは、協力一致して兩國國民の付託にこたえたいものである。

極	秘
	まで
10	部の内
6	号

四四・五・二六

総理大臣と大統領は、沖縄の施政権が日本国に返還されたときは、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約並びにこれに関連する諸取極がそのまま沖縄に適用されるべきであり、その適用にあたりなんらの追加的取極を必要としないこと、このため必要な措置（沖縄に核兵器が存在する場合にはその撤去を含む。）が施政権返還までに執られるべきこと、また、施政権返還後は、合衆国軍隊は、同条約及び取極の規定に従い沖縄の施設及び区域の使用を許されるべきことに意見が一致した。

これに関連して、総理大臣は、日本国の安全は、極東における国



際、平和及び安全なくしては十分に維持することができないものであり、したがって、極東の諸國の安全は日本國の重大な關心事であるとの日本國政府の認識を強調した。總理大臣は、日本國政府のかかる認識に照らせば、前項に述べられた態様による沖縄の施政權返還は日本國を含む極東の諸國の防衛のために合衆國が負つてゐる國際義務の效果的遂行と兩立しうべきものであるとの見解を表明し、

大統領は、總理大臣と同意見である旨述べた。

(注) 右に関連し、必要に応じ、なんらかの形式により日本国

政府の次の立場を表明することを考慮する。

「 総理大臣は、特に韓国に対する武力攻撃の発生は日本
国の安全に重大な影響を及ぼすものであるとの日本国政
府の基本的認識を明らかにし、韓国に対して生じた武力
攻撃に対処するため合衆国軍隊が日本国内の施設・区域
を戦闘作戦行動の発進基地として使用することについて
の安保条約第六条の実施に関する交換公文に定める事前
協議に対して日本国政府が執るべき態度は、かかる基本
的認識に立つて決定されるものである旨を明らかにした。」

極 秘
まで
10 部の内
6 号
Confidential

Draft Joint Communique

(Excerpts)

The Prime Minister and the President agreed that, upon reversion of the administering powers over Okinawa to Japan, the Treaty of Mutual Cooperation and Security between Japan and the United States of America and its related arrangements should apply intact to Okinawa, requiring no additional arrangements in their application, that necessary measures to this end, including the removal from Okinawa of nuclear weapons, if any existed, should be taken by the time of the reversion, and that, after the reversion, United States armed forces should be granted the use of facilities and areas in Okinawa in accordance with the provisions of the said Treaty and arrangements.

In this connection, the Prime Minister affirmed the recognition of his Government that the security of Japan

-2-

could not be adequately maintained without international peace and security in the Far East and, consequently, the security of countries in the Far East was a matter of serious concern for Japan. The Prime Minister was of the view that, in the light of such recognition on the part of the Government of Japan, the reversion of the administering powers over Okinawa to Japan in a manner stated in the preceding paragraph should be compatible with effective discharge of the international obligations assumed by the United States for the defence of countries in the Far East, including Japan. The President replied that he shared the Prime Minister's view.

(The Prime Minister also made clear the basic recognition of his Government that, in particular, an armed attack against the Republic of Korea, if it occurred, would seriously affect the security of Japan. The Prime Minister further stated that such recognition would form the basis on which the Government of Japan would determine its position vis-à-vis prior consultation under the exchange of notes concerning the implementation of Article 6 of the Security Treaty on the use by United States armed forces of facilities and areas in Japan as bases for military combat operations from Japan to meet the armed attack against the Republic of Korea.)

極秘

特

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

大臣官房
総務次官
審察官
長官
審察官
長官
審察官
長官

総番号 (T A) 2-2927

69 年 5 月 28 日 23 時 10 分

69 年 5 月 29 日 12 時 40 分

米 国
本 省

主 管
発 着
米 長

外務大臣殿 下田 大使 臨時代理大使 総領事 代理

オキナワ問題 (意見具申)

第 / 648 号 特秘 至急

貴電米長第 / 011 号に関し。

貴大臣の御来米を間近にひかえた米側の受入れ態勢ならびに基本的考え方については、るい次往電をもつて御報告のタナカ大使をはじめ当館館員による米側との最近の接触により、既に御承知のとおりなるところ。更に本使気付の点御参考まで次のとおり。

1. トウゴウ局長のタイムリーの御派遣とその際のわが方ポジション・ペーパーの手交は、その後米側受入れ態勢の促進にいちじるしき効果をもたらし、現在残るは29日帰国のロジャース長官に対するプリーフィングのみとなりおり、同長官は週末を専ら休ようにあて、6月1日にプリーフィングを受ける意向の趣のところ (ブラウン大使内話)。
 ヴィエトナム、インド、パキスタン等を歴訪し、アジアの暗い面を見来つた同長官に対しては、オキナワ問題に入るに先立ち、まずアジアにおけるわが国の積極的役割を強調せられることが一層効果的となるものと考えられる。

総人電厚計

参 参 参

参 参 参

参 参 参

参 参 参

参 参 参

参 参 参

参 参 参

参 参 参

参 参 参

参 参 参

参 参 参

参 参 参

参 参 参

参 参 参

参 参 参

参 参 参

参 参 参

極秘

特

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

2. もつとも上記 / . の点の強調は、直ちに米側態度を和らげる効果ありとは必ずしも期待しえず、ジョンソン次官のタナカ大使に対する、ブラウン大使のヨシノ公使に対する内話に徴するも、國務省幹部は現在むしろ厳しい線を示しおるところ、右をもつて國務省自体の見解がこう化しおると見るは当らず、同省としては国防省、及び議会軍事委員会方面より提起せられる如何なる問題点についても適切に対処せんがため、まず日本側の見解の明確化を求めんとしおるものに外ならない。従つて冒頭貴電 2 . のとおりに第 / 日目の大局論に引続き、第 2 日目の会談においてはできるだけ突込んだ話合を行なわれることがかん要なりと思考される。

3. 本使のみるところによれば、前記國務省上層部の出しおる厳しい線は、実は、オキナワ施政権返かん後においては、安保条約及び付屬協定が当然同島に適用せらるべきものなりとするわが方の基本的主張を暗もくのりにこう定するものであり、かつ、その前提の下に、事前協議条項のじゆうなん性ある適用ぶりにより、問題を処理せんとするわが方の考え方に既に半ば以上乗り来りおることを示すものに外ならず、この意味において最近の國務省態度は、むしろ建設的なものとしてこれをかん迎すべきものと考えられる。

極秘

特

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

4. オキナワ問題につき今次会談において、どの程度まで話を進めるべきかの点については、本使は、今回が大臣レベルの最初の会談なるにつき大局論に終止し差支えないものとは思わない。前記の如き国務省の積極的態度にもかんがみ、かつ7月及び9月の閣僚レベル会談においては、必ずしも今回ほど十分の時間をかけ本問題を論議しようとは限らないので、今回できる限り話をつめるよう努力されることがかん要と存ぜられる。

もつとも前記事前協議条項の適用に関し、予想される各ケースの全部につき、今回の会談においてわが方態度を明確化せられる御用意はないものと推測せられるところ、少なくとも本年7月貴大臣とジョンソン大使との最後の会談において進まれた線までは、今回貴大臣とロジャース長官との間に更めて確認されおく必要あり、これを出発点とし、来るべき7月及び9月の会談においては、その線より先をDISCUSSされる手順とされることが適当と存ぜられる。

5. 申すまでもなく、オキナワ問題の核心はひつきよう（イ）同島の早期返かんに関するわが拳国一ち的願望の達成と、（ロ）極東の安全保障上同島が果しおる重要なる役割の確保、との二つの根本的要請を如何に調和するか、の一点に帰着するところ、不幸にして（イ）（ロ）の間に存在



注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

極秘

することとなつたデイレンマを対米交渉のみにしわよせして解決することは所せん不可能と考えざるをえない。

キッシンジャーは、安全保障の重要性につき、日本政府は何故国民説得の努力を強化しないか、との質問（往電第/543号）をなしたが、同様の質問は最近とみにオキナワ問題が米国民の関心をひく様になつて以来官民双方を通じ多くの米人から受けつつあるところであり、大統領側近中の側近といわれる同補さ官の口よりかかる質問が出て来たことは、わが方としても等かんにふしえざるところと存ぜられ、この問題に取り組む日本政府のし勢如何も、米側にとっては重要事項なりと考えられる。

6. この点については、貴大臣が最近オキナワ問題解決の二本のはしらとして、（イ）日本国民の強い願望、及び（ロ）日本の安全確保、の2点を打ち出されたのは、極めて時ぎに適したところと存ぜられ、特に（ロ）のはしらは如何に強調せらるるも強調しすぎることはなき次第につき、この意味において貴大臣の今次訪米を国民けい発の機会としても、最大限に利用されること極めて重要なるべく、貴大臣離日または御帰国の際のステートメント中に、この点を強調されることが単に対内的布石としてのみならず、対米関係上も好影響を与えるものと考えられる。

7. 来るべき7月及び9月の関係レベル会談においては、

極秘

特

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

本件解決の具体的方式として、事前協議条項の適用ぶりに関する日米間の了解をじゆ立することを主がんとするものとなるべきところ、将来の見通しとしては、仮りに現行安保条約及び付属協定を改訂する必要もなく、また国会付議を要する取極を作成する必要もなしに問題を解決することに成功するとしても、なお少くも現行条約、協定の実施の細目に関し、またはその字くの解釈に関して、何らかの補足的文書を作成する必要は必ずや生じ来るべしと考えられるので、現段階において、オキナワ問題解決に当り、現行条約、協定以外に何らの取極を作成する意思なしとの趣旨を過早に言明されることは、危険であり、これを差ひかえらるるを得策とするものと存ぜられる。

8. なお、今次会談において米側は、(イ)日米経済貿易問題、及び(ロ)核不拡散条約署名問題、にも触れ来ることが予想されるところ、(イ)については具体的のことは来るべき閣僚合同委に譲ることとされつつも、この際ちゆう象的表現で可なるにつき、貴大臣より自由化につき何らかの前向き意思表示を行なわれおくこと諸般の関係よりして適切なるべく、また(ロ)については、キーゼンガー独首相来日の際の話しの内容を詳かにせざるも、わが国とドイツの地位は全く同一に非ずとするも、なお多くの点において共通性ある次第につき、独側と同様わが方もしん重

極秘

特

注 意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

な態度を持續するとけん明なるべく、今次御来米の際は、原則として前向きな態度を示されるに止められるを可とすべく、未だわが方の署名もコミットをされる必要は必ずしもないものと考えられる。この点に関しては貴大臣御到着後、ツルオカ大使をも交えとくと御協議申上げたき所存である。

(3)

— 6 —

CONFIDENTIAL

The Reversion of Okinawa to Japan

June 3, 1969

1. Today Asia's balance of power is precariously maintained through the strong support of the United States of America of the independence and resistance to external intervention of the free governments of the three divided Asian states. The other free nations of Asia including Japan have to maintain their security and prosperity in such surroundings, and thus the Asian policy of the United States is intimately related to the security of these countries, even though that is primarily their own responsibility.
2. Post-war Japan has been enabled to establish its position today on the basis of the protection accorded by the Treaty of Mutual Cooperation and Security between Japan and the United States of America. Indisputable facts have proved beyond doubt that the Security Treaty has kept playing a vital role for the security of the Far East, including Japan, throughout the vicissitudes of the changing post-war Asian situation. The Japanese Government will firmly adhere to this Treaty, which enjoys the support of the vast majority of the Japanese people, well beyond

1970,

- 2 -

1970, and it hopes that the American Government shares its views.

On the other hand in Japan there is still a latent feeling of "being imposed on" by the United States as a superpower, and side by side with this a frame of mind exists which takes for granted American help in international matters. The current duty of the Japanese Government is to correct such views on the American relationship and to aim at a rational approach to bilateral economic issues as well, and in keeping with the increase in Japan's national strength, to fulfill international obligations commensurate with Japan's status as the leading Asian developed country. Since Japan's circumstances preclude direct military contributions for Asian security and prosperity, her role should be to progressively assume international political responsibilities, and to contribute actively in the field of economic development. Japan has already started to make her position clear on these points.

3. The Japanese Government desires to cooperate closely with the United States Government on the basis of its fundamental policy outlined above. However, the problem of the reversion of administrative rights of Okinawa still exists between the two countries a quarter century after the end of the war. This issue is the only and last great

residue

- 3 -

residue of the war in the Pacific. The Japanese Government strongly believes in the urgent necessity of an early and complete reversion of the administrative rights, and to that end wishes to reach a durable solution mutually satisfactory to both Japan and the United States.

The reversion of Okinawa is not only a bilateral political problem between the two countries, but also a matter relating to the security of the entire Far East including Japan. Thus the solution of this problem requires full examination based on a long-term view of the Asian situation and aimed at contributing towards peace and prosperity in Asia. The two sides must conduct this examination within the framework of friendship and trust existing between them.

4. The Okinawa problem has been discussed for a long time between the Governments of Japan and America. To the Japanese people, the fact that a part of the national territory is placed under the sustained administration of a foreign country, whatever the reasons therefore and whatever the circumstances, is no longer supportable. In the interests of strengthening the cooperative relations between the two countries, it is absolutely imperative to correct this abnormal situation as soon as possible and thereby remove a factor working against Japan-U.S. friendship.

Happily

- 4 -

Happily, it was agreed at the meeting between Prime Minister Sato and President Johnson in November, 1967, that "the two Governments should keep under joint and continuous review the status of the Ryukyu Islands, guided by the aim of returning administrative rights over these islands to Japan.....". This agreement is, in the Japanese Government's view, a product of American wisdom and courage: the United States, with profound understanding of the essentials of the Okinawa problem, had decided to place the relations between the two countries on unshakable foundations, and thus make possible long-range stability in Asia from the 1970's on, through the fulfilment of the quarter-century old aspirations of the people of Japan including the Okinawan inhabitants for a restored national unity.

The Japanese Government is fully aware that, as the conflict in Vietnam is still raging today, circumstances might exist making it difficult for the United States, which is bearing the brunt, at great sacrifice, of this struggle, to accelerate the solution of the Okinawa problem. However, two years have almost passed since the above-mentioned agreement between the two leaders, and both in the Japanese mainland and Okinawa, the demand for making reversion a fact is growing more intense from day to day. The Japanese Prime Minister is expected to

meet

- 5 -

meet the President of the United States late this year. The Government believes strongly that at that meeting, firm and detailed decisions must be made to put Okinawa's reversion on a practicable timetable, and that such decisions will contribute greatly to bringing about stable political conditions in Japan under conservative party rule, as well as ensuring the future of Japan-U.S. relations.

5. The Japanese Government desires the following to result from coming discussions with the United States:

(a) Timing of reversion

The principle of the return of administrative rights has been firmly recognized at the Japan-U.S. talks of 1967 and reversion should, as already stated, occur as soon as possible. However, a great many practical problems must be solved before reversion is attained. Therefore, the Japanese Government desires that after discussion of these problems, the United States will relinquish its rights with regard to Okinawa under Article 3 of the Peace Treaty, thus bringing about reversion to Japan not later than 1972.

(b) Conditions for reversion

The Japanese Government recognizes that the American forces on Okinawa are filling a vital role in preserving

peace

- 6 -

peace and security for the free nations in the Far East including Japan, and accordingly wishes that American bases remain on Okinawa after reversion. Since reversion of administrative rights will place Okinawa on the same footing as the Japanese mainland under Japanese sovereignty, the Security Treaty and related agreements should be applied without change, from the moment of reversion, to American bases continuing to exist on Okinawa.

6. It is clear that, after reversion, the Japanese Government should assume responsibility for the local defense of Okinawa. The Japanese Government is currently devising new thoughts for the defense of the whole of Japan including Okinawa, whereby the Japanese Self Defense Forces would fulfill, under close cooperation with the U.S. forces, their local defense role in post-reversion Okinawa. The Government is fully engaged in preparatory studies to this end.

7. The Government of Japan will assume the political responsibility that the facilities and areas to be provided in Okinawa after reversion to the U.S. forces will be able to function effectively in accordance with the purposes of the Security Treaty. The Government places special importance on the use of such facilities and areas by American forces for

the

- 7 -

the security of the Korean peninsula and other territories adjacent to Japan. Therefore, the Government firmly feels that, in the interest of the free nations of the Far East including Japan, the deterrent functions of the U.S. forces should not be allowed to deteriorate unduly after the Security Treaty and related agreements are applied to American military bases on Okinawa after reversion.

8. At the same time, in order that the Japanese Government be able to carry out its above-mentioned political responsibility, it is vitally important to obtain the understanding and support of Japanese public opinion, particularly that of the Okinawan inhabitants. From this point of view, the Japanese Government is of the opinion that any arrangement in connection with Okinawan reversion entailing the amendment of the Security Treaty and related agreements must be avoided. The Japanese Government is fully aware of the existence in Japan, with regard to the issue of reversion, of (a) the strong and unique national feeling against nuclear weapons, (b) the awareness that a sovereign state must require prior consultation when combat operations are to be carried out from its territory, and (c) the feeling that Okinawa after reversion should not be treated differently from the mainland. The Government realizes that without respect for these political realities in mainland Japan and on Okinawa, it would fail to obtain

- 8 -

obtain popular support and understanding, and consequently fears that it would not be able to secure its objective, viz. the effective functioning of facilities and areas on Okinawa.

9. Thus, the solution of the Okinawa reversion problem needs as its premise a harmonization of military requirements and the realities of the existing situation in Japan as well as in Okinawa. From this point of view, the Japanese Government wishes to discuss the following points with the American Government:

(a) The Japanese Government cannot but conclude that it is extremely difficult to accept permanent stationing of nuclear weapons in post-reversion Okinawa. Therefore, if nuclear weapons are currently stationed there, the removal of such weapons will be required before the time of reversion, and the introduction of nuclear weapons should be subject to prior consultation after reversion.

(b) After reversion, the use for combat operations of facilities and areas provided to American forces on Okinawa will be subject to prior consultation. To that end, the two Governments will jointly review foreseeable cases of use for combat operations.

10. In addition to the foregoing, there remains the problem of bringing about a smooth and orderly transition after 25

years

- 9 -

years of American administration. It is necessary, in all fields of government, legislative, judiciary and executive, to minimize adverse effects of reversion on the livelihood of the inhabitants of Okinawa, and to actively promote their welfare. It is also necessary to solve a multitude of practical problems in connection with providing facilities and areas under the Status of Forces Agreement, such as their delineation, the assumption of responsibilities for public utilities now under military control, administration of roads and the like. Therefore, the Governments of both Japan and the United States must consult and prepare together well in advance of reversion. To this end, the existing Japan-U.S. consultative and advisory bodies, with appropriate improvements and amendments to their terms of reference, might provide useful forums for such collaborative work. The broad outlines of these preparatory activities should be made known in order to reassure the Okinawan public and thus ensure the smooth execution of reversion.

極秘

特

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

官外外官
政務次房
次官審長
官官審長
秘書文会管給
総人電厚計

国資長
参領旅移

参北東經
長 中西
参北北保
参一
参西東洋
参参近ア
次總經国万
参政技二
国一理
参条協規
参政經科
軍社專
参道内外
一二

総番号(TA) 23846
 69年6月3日22時40分
 69年6月4日12時06分

米 国 主管
 本 省 発着 米張

外務大臣殿 下田 大使 臨時代理大使 総領事 代理

大臣・國務長官第1次会談

第1712号 特秘 大至急

3日・12・20より約1時間にわたりちゆう食に先立つての会談要旨次のとおり。(列席・先方ジョンソン次官・マイヤー大使・グリーン次官補・フィン日本部長・ウィツケル通訳官・当方・本使・タナカ大使・アメリカ局長・アカタニ審議官・チバ北米第1課長)

1. あいさつの後ロジャース長官の求めに応じ大臣より次の如く述べた。この間ロ長官はほとんど語を發せず傾ちようした。

(1) 日米關係及び日本しゆうへんの情勢

(イ) 昨日ニクソン大統領にも申し上げたが、日本政府の基本的な考え方は日米相互信頼關係をいやが上にも強化しつつ、日本みずからはん榮をはかると共にアジア全体の安定に出来るだけ努力することであり、70年代はアジアへのこうけんの10年とすべく政府は意よくを以て計画に当たっている。67年の總理訪米時の共同声明に掲げられたアジア援助の諸けん案もほとんど解決され今や次の段階に入

特

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

極秘

りつつある。

(ロ) 日本は憲法上の制約にもかかわらず自主防衛強化に大きな努力を払っており、年率14%という世界にまれな防衛予算ののびの結果1972年までに見るべき成果を挙げ、同年以後の5年間には現在の計画の2倍またはそれ以上の金額を支出し非常に強力な備えをもつこととなる。

(ここでロ長官より3次防等につき簡単な質問あり)。

(ハ) 自主防衛によつても足らざるところは日米安保条約で補い、これによりアジアの安定に寄与すると共に日本も平和と自由をきょう受し得て来た。同条約は日本の外交政策の中核であり、国民の大多数はこれを支持しているが、一部の無知な分子による反対に対しては本大臣自らけい発に最大の重点をおいて当り成果を挙げつつある。

(ニ) 日本の世論はマスコミではなく選挙にこそ正確に反映いされるが、かりに将来総選挙が行われれば日米信頼関係による国運向上と対アジアこうけんの政策が今まで以上に信頼されることと確信する。

(ホ) 韓国との関係、特に同国政府の強化は国交正常化以来日本政府の最重点政策の一つで、見るべき成果を挙げ韓国も実力を備え安定と自信を見せつつある。問題は北鮮の無ちやさにあり、先般のE0/2/機撃ついのぼう拳によるぎせい者に対し国会で申述べたと同様あらためてちよう意を表する。

極秘

特

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

(一) 中国については、9全大会後も中共の外交し勢は急変しないと思う。日本は中共とささやかなDE FACTOの関係をもちつつ、中華民国との正規の外交関係を出来る限りそん重して来ている。台湾は1300万の住民とかなりの土地をようし日本に次ぐ高い経済成長率をもつて独自の國造りを行なつており、この事実は十分育て上げて行くべきである。また、アジアの安全保障上も台湾は相当な重要性を持つと考へている。

(2) オキナワ返かん問題

(イ) 日米間の最大の問題として大統領にも申上げたが、すでに4半世きを得て日本国民全体の気持は復歸がこれ以上せん延することには到ていたえ得ないので、1972年には返かんしてもらわなくてはならず、11月の総理訪米の際はつきりした結論を出さなくてはならない情勢である。

(ロ) 特に明らかにしたいことは、日本自身の安全及びアジアの安定のため返かん後も在オキナワ基地は米国に使用してもらおうという立場をわれわれがとつていふことである。世上間々復歸即基地撤去という誤つた印象をいづく者がいるようだが、日本としては極東の安定のため米国のプレゼンスを必要とし、今後益々その重要性が増えると思へている。

(ハ) 返かん後オキナワけん民と本土の日本国民とは同じ

特

注 意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

立場におかれるべく、安保条約及び関連取極より成る体系（これは日米そう方のえいちと努力により非常に出来のよいものである）はそのままオキナワに適用されるのは当然であり、また、かくすればオキナワけん民も本土との差別感をいだかなくなる。

（ニ）安保条約の目的を真にかん徹し米軍の戦闘作戦行動を不当に制限することがないようにするフォーミュラにつき本大臣も / 一 2 の法律的、技術的な方法に関する考えを持っている。日米の理解により必ず適当な手段を発見し得ると確信するが、今後精力的にそう方で検討を続け、ワシントンと東京で大臣、大使及び事務当局同志のすべてのレベルでつめて行きたいと思う。かかる考えは総理と本大臣とは完全に一致しており、総理訪米の下話しとして今後相談に乗っていただきたい。

（ホ）核兵器についてはゆい一のひ爆国としての特殊な国民感情に根ざす「核アレルギー」の強さを米側として心に留め、非核3原則が返かん後のオキナワに適用されるべきことにつき十分考えをいたされたい。

（ヘ）日米安保条約については明年以降自然に継続されることが最良の選択と考えるが、その同じ考え方により、オキナワ返かんの際条約または関連取極めの内容に変更を来し、国会の承認を要する如き特別取極めは不適當であり、これは重大なポイントである。変更自体は小さなものでも

極秘

特

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

越えねばならぬ障がいはいは余りに大きく、不得策は明らかだからである。（ロ長官より安保条約の期限につき質問あり、ジョンソン次官より説明）

2. 以上に対し、ロ長官は極めて明かいな御説明を多とすると共に、往電第1697号のニューヨーク・タイムズ記事は事実と反し大統領は何ら決定していないと前置の上、次の如く述べた。

(1) 日米関係の基本政策については何ら問題はなく米国民は全部これを支持し、また、日本の復こう発展ぶりをほこりに思っている。米国は対日友好関係を極めて大切なものと強く感じている。ニクソン大統領は度々の訪日を通じ、今後将来益々日本と協力する気持が強く、また、日本を極東の安全保障のかぎと見ている。

(2) 米国は対外コミットメントをより少なくすることをほつしているが、日本もより多くの責任分担を求めていると思う。かくの如く広い原則では両国とも一致しているので、貴大臣訪米中出来る限りWORK OUTして行きたいと思う。

(3) 日本と同様米国にも世論と議会関係に問題があり、特にオキナワに関連して防衛支出の点で、米国に比し日本の防衛費の比率の低いこと（自分らにはその事情は判るが）を世論が問題としているのは、最近のサイミントン上院議員の発言（往電第1689号の2、(4)参照）などに反えいされている。

極秘

特

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

(4) このほかに米国としては極東の友好国たる韓国、台湾、南越等に対するコミットメントの問題がある。これら諸国は米国が突如極東から手を引くことを極度にしん経にやんでおり、これは特にオキナワ問題と関連している。自分も今回バンコックで韓国外相と長時間話し合ってきた。

(5) 総理訪米の前の話し合いでこれらの点に留意されたい。また、米国としては西太平洋における核の力を高く評価していることもあわせ申上げたい。日米そう方に種々問題があるが決して解決不可能ではなく、日米ともに完全に満足が行かなくとも、友人同志として互譲・妥協の上に立つてまとめられると確信する。

(以上をもつて会談を終り、ちゆう食に移行した。)

(3)

特

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

69年6月4日 21時30分
 69年6月5日 10時50分

米 国 省 署
 本 省 署
 米 国 省 署
 米 国 省 署

外務大臣殿 下田 大使 臨時代理大使 総領事 代理

大臣・國務長官第2次会談

第1723号 特秘 大至急

往電第1712号に關し

4日午後2:35より4:10までの会談は極めて熱心かつ建設的に進められたが要旨次のとおり。委細は帰国後大臣一行より報告する。(便ぎ上同一話題は時間の前後と関係なく取りまとめて記した。なお同席者は米側にブラウン次官補代理が加わつた以外第1次会談と同じ)

1. 軍縮問題

冒頭ロジャース長官が新軍縮庁長官ジュエルド、スミスをしようかい。「ス」より日本のENDO加入をかん迎し。近く開始予定の戦略兵器軍縮問題での協力を求め。また日本のNPT早期署名を要請したのに対し、アイチ大臣よりENDO加入につき謝意を表すると共に日本も軍縮問題に大いに役立ちたい気持なること。NPTについては政府は国会を円かつに通るようしん重に国内取りまとめ努力中で多少の時間はかかるかも知れない。と述べた。(「ス」はこれにて退席)

特

注 意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

2. アジア情勢

(1) (朝鮮半島) 大臣より「ロ」長官の求により、アジアの緊張に関する見解。半島での危機発生の可能性は認めるが、その度合及び緊迫性につき多少日米間で見方が異なるようだ述べた。ジョンソン次官は1950年の如き大規模侵入が起きないのは在韓米軍の存在及びオキナワ基地の抑止力にあり、抑止力が低下したとの誤解をピョンヤンに与えることの危険性を指摘。グリーン次官補より最大の問題は韓国側の心理で、北鮮はE0/2/機事件の如きちよう発行為により日米韓の離間をねらつて来るおそれあり。短期的には最大のきよいは中共でなく冒険主義的かつ韓国のやく進をねたむ北鮮であると述べた。「ロ」長官も韓国要人がこそつてひ観的なことを自分に言うと言及。〈本使から事態は50年当時よりはるかに改善されていると思う旨くり返しておいた。〉

(2) (中共の核能力) 「ロ」長官の質問に対し大臣より大たんな私見としては中共内政の困難もありまだ10年位は現実的きよういとなる核戦力は無理ではないかと述べたところ。長官は米側の得た情報では、中共の開発はより早く長きよ離ミサイルは1973-74年ごろでき上ると見ている。またソ連ではそれよりもさらに早く完成すると考

極秘

特

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

えているようだと述べた。

(3) (基本的事実認識)

グ次官補より / 10年以上にわたる日米の極めて密接な協議により B A S I C な情勢判断は同じといつてもよく、これを反えいして米国が事に当つて取るべき行動に日本が賛成することが多かろうと述べた。

3. オキナワ問題

(1) (米側の 2 大問題点) 口長官より、米政府としては

(イ) 極東、特に韓国、台湾のほか S E A T O 地域の安全保障についての C R E D I B I L I T Y 保持、即ちピョンヤン等に誤解をさせぬこと及び (ロ) 議会、世論の懸念、即ち事前協議は日本の V E T O であり、在オキナワ米軍は日本防衛専門とされてしまい、極東各地の自国軍支援が不可能となるのではないかとのさい疑心が強いことが最も問題であると述べた。

(2) (安保条約と事前協議) 大臣より日本政府はオキナワの軍事的な重要性は十分認識し返かん後も基地の役割が支障なく果せるようなアレンジメントを米側とともに見出したいと思う。復帰後あらゆる法律条約がオキナワに適用されるのは当然だが、安保条約による事前協議は Y E S も N O もいづれもあり得る。安保条約を自動継続すれば国会にかけなくてもよいが、オキナワ返かんに当つて特別取極

極秘



注 意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

を作れば国会にかけざるを得ず。これは求めてそう動を起すものでけん明でない」と述べた。ジョンソン次官は米側も安保条約の改訂を求めず。またオキナワ返かんの際のアレンジメントは同条約のわく内であるべきことに異存がない。事前協議については、大臣より、日本が主権国家である以上 YES とも NO ともいえる形でなくてはならないと述べ。ジョンソン次官はどんなアレンジメントでもそう方の政権交替にかかわらず長期間続き得るものであり、かつ完全な相互信頼に基いたものであるべきことを強調した。

(3) (核問題) 大臣より核については大統領にも、また昨日貴長官にも申し上げたとおりであると述べたが、ジョンソン次官は、核はいつでも使えるという態勢にあつてこそ抑止力を発きし、使えないということがはつきりすればかえつて戦争が防止出来なくなると指摘し、米側としてはこの点 **MAJOR CONCERN AND STRONG RESERVATIONS** を持っている」と述べた。

(4) (今後の進め方) 「口」長官より総理が訪米される//月まで時間も少いのでそう方とも気合を入れて解決に向つて前進しよう」と述べ、大臣より明5日の中食会及び第3次会談で今後の作業の進め方を打合せたいと述べてオキナワ問題の討議を終えた。

4. プレス対策

極秘

特

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

『ロ』長官より本日の会談は大成功であり、今後そう方の満足する解決に希望をもたせたが明日記者会見があるのでその旨強調したいと述べ、大臣からプレスへは「今までの建設的なディスカッションの結果共通目的に向って話し合いを進めることとなつた。これからの段階は極めて困難と予想されるがそう方でちえを出し合つて努力して行きたい」と言うこととしたいと述べ、先方も同意した。

(7)

— 5 —

大臣 仁

PM10月長

大臣

井野

田中大臣

野田

次

等

特秘

大臣・國務長官才二次會議要旨(追加)

44.6.5

朱比-長五

大臣代理者

6月4日午後の本會議要旨は在朱大臣寄電報
才1723号で報告されたもの、内容并微の取同

電報に記載されたもの、^{沖縄、米軍基地特設}~~維持~~維持
の爲「事前協定」に肉する方式(「ア-三」より「アレンジ

メント」)に711の取り取りを以下の如く追加(順序
としては同電報の3の(2)と(3)の間に位置する)、~~此~~
(加筆する)

この討議の結果日米双方とも信し合いか意外に進
展したとの印象を得たが、後刻非公式の

觸の結果朱側が一種の誤解に基づく過度に樂觀
的の見方を示したとの非候がうかがわれた。

1. 方式の探求(「事前協定」と共同声明)

(1) 慶知大臣の、厳しいアジア情勢の中で沖縄の米軍

6月2日 會議要旨の付録

11月(2113)

基地の役割の重要性を高く評価し、特に軍事的
緊迫の起えた際、日本の安全に直接関係する問題

特に、
~~在米~~ 基地の機能に害を及ぼすようなことは
共同で検討し満足すべき結論を見出す必要を

主張し、次いで我が国で行なわれている「自由協定
省止め論」の起えた経済^的政治^的影響を

説明し、二の論を完全に認め(主権は我が国)
以上 YES と NO とを言える) である旨指摘した

(2) 上記大臣の 軍事的、政治的の両面の要請に答之
得る方式として、YESの有り方につき日米双方が完全

に合意し、^{一書}書12カ条(とが良11の24条)かと
思ふ旨述べた後、自分の考え方の一端を示すものとして

条約局作成の共同声明抜粋集(44.5.26付)
の内容を披露し、~~総~~ 総理と大統領の間に

合意し、日本政府がその運用の基^本と存する認識
を国民に宣言するに^よることを^いう^たこと^を述べた
(日米英月で検討中)

(3) 日米英三ヶ国から共同声明の公表^を求めた
好事^と、その内容として日米が極東の他の国々の
安全が^いわ^れる^たこと^を述べた

安全が^いわ^れる^たこと^を述べた、
そのねらいは、^いわ^れる^たこと^を述べた、
そのねらいは、^いわ^れる^たこと^を述べた、

出^して^いく^たこと^を述べた、
出^して^いく^たこと^を述べた、
出^して^いく^たこと^を述べた、
(日米英の求めに^よる^たこと^を述べた)

その英文を^いわ^れる^たこと^を述べた、
その英文を^いわ^れる^たこと^を述べた、
その英文を^いわ^れる^たこと^を述べた、

2. 方式の在り方

(1) 大臣より 米側には^いわ^れる^たこと^を述べた、
(1) 大臣より 米側には^いわ^れる^たこと^を述べた、

その英文を^いわ^れる^たこと^を述べた、
その英文を^いわ^れる^たこと^を述べた、
その英文を^いわ^れる^たこと^を述べた、
(その場合はYESとする形がよい)

4

ニホハ必ズ「取り」ニ付シカ「あ」ニ不適当であると述
ル、エロンソン次官モニホニ同意シ「あ」ヲ「~~あ~~」

釋義ノ日本ハ「ア」ノ政府ヲ「コ」ト「ア」ニ在リト述ビ
大原ハ「ア」ニ「右」ト「左」ノ「~~ア~~」ト「~~ア~~」ト「~~ア~~」ト

行ク形式モRIGIDニ留ルニ止ルニ非ズ、結局日本双方ノ
最高責任者カ「~~あ~~」ト「~~あ~~」ト「~~あ~~」ト「~~あ~~」ト「~~あ~~」ト

ト「~~あ~~」ト「~~あ~~」ト「~~あ~~」ト「~~あ~~」ト「~~あ~~」ト「~~あ~~」ト

(2) エロンソン次官「~~あ~~」ト「~~あ~~」ト「~~あ~~」ト「~~あ~~」ト「~~あ~~」ト

(1) 如何なる形式「~~あ~~」ト「~~あ~~」ト「~~あ~~」ト「~~あ~~」ト「~~あ~~」ト
交代ニモ堪之得ルモノニ在リト述ビ「~~あ~~」ト「~~あ~~」ト

(2)

(1) 貴ノ相互信頼ト立テ、日本ハ米國カ「~~あ~~」ト「~~あ~~」ト「~~あ~~」ト
「~~あ~~」ト「~~あ~~」ト「~~あ~~」ト「~~あ~~」ト「~~あ~~」ト「~~あ~~」ト

ニ在リ「~~あ~~」ト「~~あ~~」ト「~~あ~~」ト「~~あ~~」ト「~~あ~~」ト「~~あ~~」ト
「~~あ~~」ト「~~あ~~」ト「~~あ~~」ト「~~あ~~」ト「~~あ~~」ト「~~あ~~」ト

・「~~あ~~」ト「~~あ~~」ト「~~あ~~」ト「~~あ~~」ト「~~あ~~」ト「~~あ~~」ト

3. 方式の^{実質}決定 (在極東米軍の保護)

(1) ジョーヤン次官が在韓国連軍の支援に因る合意

(公表) に言及した後、米社公も国民一般に
協賛料を「NO」と受取つて^{拒否}、⁽⁴⁷⁾ ^(113等と) ^(113等41、今後のアポイントに當り) 自らの拒否権に

よつて在^日韓米軍は在韓米軍を保護出来ぬとい
う気持ちになると大変やり難い。従つて上記合意を

公表し社公も国民が^{米国は}在沖米軍^を在韓米軍の
保護の為に使用出来るとの確信を予て与へない

と、米国のより大変厄介な問題が起ると述^{た。}べ^{た。}
ジョーヤン次官も自らのVETOのみ、米軍駐留の目的^は

単に自^自らの保護のみとなり他地域の自国軍を保護
出来ぬので困る者^は74加之^{た。}ジョーヤン次官

は、沖縄のみではなく在^在本工基地も同じ二の自給に
使ふべきに好^は二と^は米国と24望^を表明した。

三つ條 報告を合わすため

(2) 大臣は自らも上記合意の公表に賛成したが、文言
を交えた方が、将来政府が代わっても安心できると

述べたが、^{その際}ジョンソン次官は賛意を表し、上記合意を
REPLACE したいと述べたが、下田大佐は、公表

されたべき文書は韓国に限定されるのかと疑問に
感じ、そうではなく、極東地域に及ぶ GENERAL
(全般)

STATEMENT が良いと述べたが、^{と答へ、その}二つの韓国・台湾及び南東
アジア全体 (下田大佐の疑問に答へておられた場合)

述べた) 正かハ一する旨、また日本が沖縄の基地
から直接南東アジアに戦闘作戦行動を行うことは

稀であるが、沖縄の B-52 の南米への派遣は戦争遂
行上極めて重要であり、台湾にも同じことが

(公表が台湾に及ぶ DIRECT USE が大き過ぎることを
おそれると述べた) 旨を述べた。

?

(3) 下田大佐は、上記合意の趣旨を、左様米軍互援
の趣にはNOと言われぬとの考えを他の地域

但し米軍が一現に存在しないところにはNOと
か、その場合米軍の存在しない地域は除外するか

と質問し、その旨に米軍不存在の
地域に折上に出兵する

際は当然の旨協定にかかると思うと述べた。
(「局長は、左と之は「それ」の如きとの発言あり)

グリーン次官補は「極東の安全」といふは、
入ると、^{（同地域）} ジェンソン次官は「概して」とい

と述べ、その旨を表明した。局長は

下田大佐は米側の関心には及ばないと述べた。
(ありと)

あり、日本にとり国難を必ずや、と、米国の存続が
日本の存続、の中論を述べた。互示唆（ありと

質問し、米軍不存在地域への出兵は折上と

除外するとは MAKE LOTS OF SENSE あり、と述べた。

(マヤ大使 ~~の~~ フリピンは如何との内) に対し、フランク次官補

代理 ~~の~~ 部隊は「右」等と、また、フィリピン次官は

空軍基地がある、と答えた。

~~（以下略）~~

4. 方式の文言内容

(1) フィリピン次官は「自由使用」という表現は使わない
が、自政府の事前の ~~同意~~ により、南東アジア、

台湾、朝鮮等での一定の事態に対し、米軍が必要
な措置を取れるようにし、これにより、米軍使用に

反対拒否があることは、米国民に安心地得るよう
な、共同声明の文言を字法で記すこととする。

発言、下田大使の、或る場合には事前協定を
除外するとの内には、必ずしも然らざると答える。

なお、フランク次官補代理は、常に答えるが YES だと
ASSURE する ~~こと~~ ^{こと} と述べた。

(2) 大臣の主要口表を以上行ふの(相渡)形式が
 必要であるようにする、YESとNOとも言う可能性
 があるから、内外に明らかなにそれを基本とする
 合意のある限りにおいて、協定がある場合はYESとし
 ことを出発点とする。発言、その長官は下田大使の
 示唆の如く、米軍支援はYES、その他はNOとし
 (の場合)
 ことに加え、その旨を述べ、下田大使より
 大臣の発言を~~行~~執行に、理論的には所望
 発生の際、協定を受ける権利があるか、内外
 周知の所望、右と左は朝鮮の場合にはYESと
 11文はYESである。しかし、その旨を周知の所望である
 と述べた。
 (3) 東郷局長より、有日の話し合いで随分進展がみられ
 文言の検討も出ているのでは無いか、~~東郷~~大臣
 へ

上、^{大言作} ~~その~~ 非常に困難な作業が、二つに
入^{22行} ~~る~~ ことになりました。右のとおり、12月11日

との発言が、長官 ^は 11月16日
に、前進しようとした。

5. 核に関する方式

(1) 上記(3)の論議の際、副官長官は核に

~~(核一の時、長官は「核兵器の自由化」と題して発言した。)~~
言明して、中絶に、核兵器を置けること禁止

かに、VITAL 及び発言し、大臣に対して、

~~(注(合)た、)~~

~~(行(変更)する)る~~

東京で「原則は本土並とするか、~~現状~~ 現状を

既にする、どの方式'など'どうなると'質問、大臣が

有れば、自由な意見交換の際の個人間の意見
に過ぎず、その後本格的検討の結果、先般

東郷局長を通じて、岸外に伝え、10-11-の発言に

よって、自分も、~~その~~ 御説明(24日)と答える

(今次終了)

(2) ジョーンズ次官より、小笠原返還の際、緊急事態にかゝる

核に因る特別のプレゼントに對し話し合ひ、完全に

満足すべきものでないか、一応合意した。しかし

沖縄に2012月に方式をとるの11国班である。核に

2012年以前協定のNOとは限らず、^{11国}とも話し合ふ

必要であること、大臣より返還時と核を撤

去にしたいか、結果的に緊急事態に起すのは、

体系の問題として当然に前協定の対象となる

として、^{11国}核を置く^{11国}政治的には極めて

困難な事態を惹起するかと、と述べた所に

11国も便する態勢に2012年返還する方が賢明

ではないか、と指摘した。

(3) 会議終了直前にジョーンズ次官より重ねて核の問題

につき最大の関心と強いRESERVATIONSを表明の上、

しかし、山笠原方式よりすくぬを不公表の71-307の

④ 緊急事態のつき 案出を提唱、この案は

日本での反対を鎮めたのは逡巡時撤去、再持込み

時には「3箇協定」という方式とあるのかと疑問

（左の如くし、次方は、与力2は半国内問題として

出す。と答えた。

（本士に71127）

(4) 東郷局長より、3箇協定は、本士に核かたに2と

を前提として113か、若し日本が核の71022

を受入れぬとあり、国会に提出したては

存するかと思ふ旨私見として答言した。（二か

対し下回大臣は疑念を表明。）

— 以上 —

特

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

大臣
森田
加は

機密

機密

機密

大臣官房
事務次官
官審長
文書室長
官舎

電信写

総番号 (TA) 24216
69年6月5日 21時02分
69年6月6日 12時14分

主管
米本 國省 猪着 米局長

外務大臣殿 下田 大使 臨時代理大使 総領事 代理

大臣訪米 (国務次官午さん会)

第1744号 特秘 大至急

5日ジョンソン次官主催午さん (出席者、アイチ大臣、シモダ大使、米局長、マイヤー大使、ブラウン次官補代理) の際の話し合は大臣が同日午後ロジャース長官との会談において要約された通りであるが、内容とりまとめ以下の通り。

1. オキナワ返かんに伴う財政問題

米側一米政府としては返かんに伴い国際収支上のLOSSはないとの立場をとつておく必要あり、この点に関し//月総理訪米の時までに原則について合意に達しコミニケに書くか否かは別とし、米国内においてこれを公にし得る必要あり。

わが方一今日までFINANCIALの分野のDATAを全く持っていない。DATAなしに原則だけ決めるといふことは出来ない。本件取進めのためには先ずDATAを出してもらふ必要あり。回収した流通ドルをそのまま米に渡せとか、施政権者として支出した行政費を返せとか

総人電厚計
国費長領
参調析
参領旅移

ア 参北東經
長 中西經
参北北保
中南審
取 参西東洋
長 西東

近ア長經
参書近ア
次総經国万
長經協長
参政技二
参条協規
長國
参政経科
長情長文長
参道内外
一二

極秘

特

注 意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

言うことでは通らない。先ず事実関係を明らかにした上でどう扱うかを考えるべきである。

米側一なるべく早くDATAを提出し専門的検討を進めることとし度し。

2. 防衛問題

米側一返かん後は日本がオキナワのLOCAL DEFENSEは本土と同様に引受けるということを米国内に説明出来なければならない。

わが方一オキナワの米軍の主たる機能は攻撃力を含む抑止力であり、LOCAL DEFENSEはそのかげにかくれてはいるが、わが方はLOCAL DEFENSEを引受けするのは当然であり、防衛庁においても具体的に検討してる。然しながら、わが方の計画を実施するについては、米軍当局と十分協議する要あり。この意味で米軍と自衛隊との直接の協議検討を進める要あり。

米側一その見地よりはPENTAGONまたはCINCPACより責任者を派遣して当らしめる要あるべし。本件の進め方はなかなか難しいが、具体的方途をたん求すべし。

3. 基地の態様

米側一昨日受領した案は極めて有益であつた。コミュニケに記載する考え方はいい方法であると思う。あの様な書き物と、その解釈に 関する非公表の文書と言うようなこと

極秘



注 意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電 信 写

でこの問題は解決出来るのではないかと思う。

わが方—非公表の文書というものが要らぬようなコミュニケを作り得ることが最も望ましい。

米側—米側も総て公表し得ることを最善とするは申すまでもない。

わが方—核兵器の問題は極めて困難である。

米側—米側にとつても極めて重大な問題であり、これが最後まで問題となるべし。

わが方—総理が国会で返かん後はオキナワにB-52は置かせないと言う趣旨の発言を国会でしておられるような事情もあり、地域的の問題がある。何れにせよ事前協議の建前をくずすことは出来ない。

米側—米国内も納得させ日本側ものみ得るものに合意するということはよく分っている。

わが方—今後の進め方としては、昨日の案に対し米側がこれならよいというものをマイヤー大使をしてわが方に提示せしめるということが適當ではないか。

米側—御もつともであるから左様考えることとすべし。

(3)

極秘

大 次 毒 法 寺 米 葉
臣 官 務 院 務 務 務 務 務
外務大臣訪米随行報告

外務大臣
訪米随行報告

再
回
米
官
長

44.6.7 米官長

大臣訪米に随行して特に気付王の兵とりまどめ
以下のとおり報告する。

1. 沖繩通達交渉については、いわゆる FIRST ROUND
として十二分の成果を収めたと言ふ。即ち、

(1) 米側は 現行争奪争議及び関連取決めの枠内
において通達を固ると言う我方の立場を争議
的に受け容れ、その方向で今後の法会を進める
ことに合意した事。

(2) 前記枠内での解決の方法論として総院大院
領共同声明の中で提議しようと言う我方の方
に従い、共同声明の案文に付検討を進めること
に合意した事。(従つて、従来の困難な各情に
鑑み ~~は~~ いわゆる FORESEEABLE CASES を検討
して共同声明に到達せんとする我方の提議につ
いては、今回の会議においてその段階を越え

FORESEEABLE CASES は単に共同声明文作成の参考材料として扱われることになった。

(1) 半島は通商に伴う政変の重要性を強調したが、これは即ち米政府が通商を如何に現実の問題として考へてゐるかを示す所であり、若し総理訪米までに ~~何~~ 何言かの承諾について合意しようとする半島の希望が達成される程に社会が違ふならば、爾後の通商交渉はそれだけ容易になるであろう。

見 今回の社会が上記の如く我方の期待通り進行したとしても、それは今後の社会の難易とは別問題である。即ち

(1) 白土と我々との交渉は朝鮮半島中心の我方の考へと、北トナムを含み、極東全域を考へる半島の考へとの間に大きな懸隔あり、これを白土双方が受諾し得る公表共同声明の字句にまとめることは至難の業であり、此の共同声明の解釈と云ふようなものを作らざるを得ない。

こととちり得べし。

(12) 核兵器については、通達時には撤去した状態に
すると言ふことを目標に、米側が努力検討しある
や、一は観測しぬるか、假に米側がそのまゝで
譲りとするも、非常事態における持心について
何等かの形の了解を求め来ることは必要であ
る。この問題は今後最も困難なものとなるべく
遺憾なく今日の段階で、始末を片付ける
こと付てまい。

3. 今回の会議を通じ、二国間の交渉のめか國にお
する考方がいさゝか形ではつきると示されぬ。即ち、
1) 習題の外務大臣大隈経會議において、二国間大隈
領領の考として、太平洋地域に大なる関心を
示すこと、並に日米西國祖協力して、乃至は
日米の禮儀的役割を米國が補充する形に
あつて、太平洋地域の安全を圖つて行きな
こと、を直截に述べたことは極めて印象的であ
つた。

(12) 同時に大隈経はじめ各閣僚が皇に同音に
 せらるゝは、真國の協力がたくしは いわゆる
 AMERICAN PRESENCE というものは 続き得ない
 と云ふことである。例へば、(1) 大隈経自身 1967年
 FOREIGN AFFAIRS 論文並に 1953年日米協会に
 おける演説に及ぼし日本が CONVENTIONAL
 の分岐において 艦と軍車面でも 責任を負う
 ことを期待すると ~~述べ~~ (2) 國務長官は記者
 会見において 日本は アジアにおける 各情援助に
 積極的に協力し 安全保障の分岐において
 十分な役割を引き受けよう といふ意味で 日米両
 國の使命は 補充的であるとの趣意を述べ
 (3) 國務長官は 中絶途途に及し 國際收支上及び
 貿易收支上 米國に LOSS があるといふことは
 國內を度得し 難しと答へた。 (4) 國防長官は
 安全保障 北方領土問題 中共の核能力脅威の
 評価等の点につき 日本が 國內防衛につき 仔細
 に 評価を試みる事 今後の米國の アジア政策
 の 事實は

の形成について、我が国の動きが重要な要素となり得ることを示すものである。更に会後の場以外において、例として、予力の権威 RICKOVER 海軍中將など、十年後の日本はどのような状況となるか、と質問する等、米國指導層の対日視座が今後如何に移り行くか、我が方として充分心づかきことである。

4. ~~④~~ これを要するに、仲絶通達問題は今後何か月かの二ヶ月に大段のいわゆる HARD BARGAINING により、総理訪米の際に合意に達し得ることか期待されるか、我が政府としては、そのような機会に我が国の進むべき方向を確守する態度を以て内外に示すことが極めて重要であると思はれる。米國內においては、輿論に責任分担を求める声は日を追って更に強化され、米國政府としてはその対応政策の OPTION はますます狭められつつある。この趨勢の中で、我が国の安全と繁栄を確保し、行くためには、我が政府がその進むべき方向を明らかに

1. 政治的・経済的責任を自主的に遂行するの
決意を示し、以て米國を以てこれに協力せしめ
よる誘導するの心構がなされてはならぬであらう。
日米間にはかくして戦後初めて本格的な轉
機を迎えよるといふの感深きものあり。而もこの
轉機に処する所か方の態度は正しい國の進路
を左右する性質のものであるといふも過言ではな
いと思はれる。

特

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

極秘

電信写

大政事外外橋百
典房
長官自審審長長
備書文会管給

総番号(TA) 27356
 69年 6月25日 20時30分 米国
 69年 6月26日 10時09分 本省
 主管 米長
 発着 米長

総人電厚計
 国資長領移景
 参調析
 参領旅移

外務大臣殿 下田(大使) 臨時代理大使 総領事 代理

オキナワ問題 (フィン部長内話)

第1932号 特秘 至急 (ゆう先処理)

貴電アメリカ局第1231号に関し

24日フィン部長はオオカワラ参事官及び木内に対し次の通り述べた。なお同部長は本件機びにわたるとともに、テナティブな点も多く在京大使館にリフアーすることは差しひかえてほしい旨希望している。ご如なきことながらご留意願いたい

1. マイヤー大使に対しては赴任に際しオキナワ問題について特に訓令を携行せしめていないが、信任状ほう呈後早速貴大臣とのせつしよを開始し得るため、米政府内部の方針が固まり次第種々訓令を発することになっている。即ち貴大臣訪米のフォローアップとしてコミュニケ日本案に對する対策を提案することとなるであろう。またコミュニケに関連しいかなるプライベートアンダスタンディングが必要とされるかもそう方で検討されることとなろう。内容には地域の問題を含む自由使用が重要な内容を構成し、核については貴大臣訪米の際日本側に手交したペーパーについて日本側の突込んだ意見を求めることとなろう。なお、F

ア 参地中東
北東西
参北北保
参一二
参西東洋
西東

参書近ア
次総経国万
参實統
参政技二
国一理
参条協規
参政経科
軍社専
参道内外
一二

特

注 意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

極秘

ORSEENABLE CASES (FC) については、自分としては依然関心あるも、自分の上しは問題を ILLUSTRATE する必要性はわかるが、対象を限定化することとなつて不都合であるということて反対している。いずれにしても FC 問題の交渉過程で当然にかおを出すこととなる問題であり、この段階で FC に固執する必要はないと思つている

2. 日米合同委の際の貴大臣及び総理とロジャース長官との会談に際して「ロ」長官はダレス長官の如く、自分の手で紙にえんぴつを持つてせつしようするタイプの人間ではないので、上記貴大臣とマイヤー大使とのせつしようで手始めにゆう分なつめを行なつておいていただく必要がある。合同委のカウンターパート会談に際しては、ケネディ長官はフクダ蔵相に対してオキナワ返かんに伴う財政的側面の問題を提起する予定である（もつとも、ケネディ長官の出席は未決定である）。米側としては本件につきどのようなアプローチをするか未だ申し上げる段階にないが、予備資料等事前に提供することとしたい。ロジャース長官をはじめ合同委米側出席者は討議内容をテキストに基づいてよみ上げる式の型にはまつた会議はにが手であり、そのようなことで米側出席者が本件会議に対するきよう味を失うと今後の合同委開催に悪影響を及ぼすこととなるので、形式

極秘



注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

的な会議の取り運びはご如~~く~~ないことながら極力回避されることが望ましい（右に対し当方より、日本側閣僚は日加閣僚会議の経験をつんでいるので、自由かつ遠な会合とすることに日本側としてもなんら異存ない旨を述べておいた

3. 以上の段取りのほか、米側としてはオキナワ返かん問題を担当する者を近く任命する予定にしている（冒頭貴電参照）。同人は主として東京においてマイヤー大使を補することとなる

4. 安保協議委員会（S O C）は7月中旬に開催したく、マイヤー大使は赴任の途次マツケイン司令官と右開催につき既に相談している。S O Cでは（1）在日米軍基地の問題、（2）極東情勢についての意見交換、（3）対ソミサイル交渉についての説明を行なうことではどうかと私見として考えている。オキナワの問題をS O Cの席上でとりあげることは必ずしも適当ならず、またがくやうらのせつしようも（1、及び3、との関係上）果していかがかと思われる。対ソミサイル交渉についてはN A T O諸国にも説明することとなっており、日本側に対してはS O Cの場を借り、スミス軍縮庁長官若しくはその代理者を出席せしめて説明することが安全保障の問題についての日米そう方の関心を示す上で望ましいと思われる（右に対し当方より、本

極秘

特

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

件第三議題については、米側の考え方が固まり、提案が行なわれた上で日本側として検討することとなるが、対ソミサイル交渉につきＢＣＣで取り上げることが適当かどうか。これまでのＳＣＣのかん例、出席者のかお触れ等にかんがみ疑問がある旨一応指摘しおいた)

5. 8月に入ってからオキナワ問題につき在京大使を補さのため軍事専門家派遣することが考えられる。また軍人のほか法律専門家を含むオキナワ問題担当チームを東京に常駐せしめることも一つの構想となつている。これらの構想は未だ思いつきの段階であるので、もう少し具体化の目途がついて改めて日本側に連絡したい

6. 安保事務レベル協議（ＳＳＣ）は開催するとすれば8月中旬以降であり、ＳＳＣでオキナワ問題を取り上げることとも上述1、3及び5にかんがみ不要と考える（なお、24日夜、えん席においてナツタ一次官補はオオカワラに対し、必ずしもＳＳＣに関連するということではなく、8月になれば訪日が可能になるものと考えている旨述べた由）

極 秘
無 期 限
2 部 の 内
1 号

米 北
身 本

極 秘

共同 232 = 4 米 測 量 の 提 示

44.9.23
本 号

記
録
簿
印

22日午後オス本一ニ公使 平部局長に
来訪。本館との訓令に基く趣意を以て

訓令共同 232 = 4 米 測 量 を 提 示
可子と云ふに、当方慣用之訓

11月任教訪米時の日米両国の合意は
共同 232 = 4 の旨に基き、

その中の一として、他に附属的条
合意文書は考慮されずと云ふ旨

述べらる。

なお、オス本は又他一方便は

本件米草案は目令が愛知大臣と訓令に
在り内容が十分に意味されたり可。

日平側にて不備とすりとす
〜と急打中か。衆存に誘訓

1直可時馬の命不命とす
免井角日平側に連かに提手

可〜を在に提手、1正
並〜也。

SECRET

Draft Communique

The President the Prime Minister reviewed the status of the Ryukyu Islands and agreed that the mutual security interests of the United States and Japan could be accommodated within arrangements for the return of administration of these islands to Japan. They therefore agreed that the two Governments will enter immediately into consultations regarding specific arrangements for accomplishing the early restoration of these islands to Japan without detriment to the security of the area. Although determination of a final date for reversion will not be possible until negotiations are completed on the details, the two leaders agreed that every effort should be made to carry out the transfer of administrative rights in 1972.

The President the Prime Minister agreed that upon reversion of the administrative rights over the Ryukyu Islands to Japan, the Treaty of Mutual Cooperation and Security between the United States and Japan and its related arrangements would apply to Okinawa. They were also of the view that the presence of US forces and their equipment in the Ryukyu Islands make a major contribution to the security of the Far East and to the defense of Japan. The Prime Minister stated that the United States would therefore be granted continued use of its current military facilities and areas in the Ryukyu Islands unless otherwise mutually agreed. The Prime Minister also agreed that it was in the interests of Japan that the deterrent capability of the US military forces on the islands should in no way be diminished by reversion.

In this connection, the President and the Prime Minister carefully reviewed the security situation in the Far East. The President and the Prime Minister affirmed the recognition of both their Governments that the peace and security of Japan could not be adequately maintained without peace and security in the Far East and, consequently, the security of countries in the Far East was a matter of serious concern for both Governments. In their review of the security situation in the Far East, the President and the Prime Minister thoroughly considered possible threats to peace in the area. The Prime Minister stated that his Government fully recognizes the continuing obligations of Japan to facilitate the support of United Nations forces engaged in any United Nations actions in the Far East, which it assumed in the Exchange of Notes signed at San Francisco on September 8, 1951 and reaffirmed in the Exchange of Notes signed at Washington on January 19, 1960. It was agreed that this

SECRET

SECRET

2

obligation had particular relevance to the situation in the Republic of Korea where United Nations forces are still stationed. The Prime Minister also made clear the basic recognition of his Government that an armed attack against the Republic of Korea would seriously affect the security of Japan, and that on the basis of this recognition and the Exchange of Notes above referred to the GOJ will, under the terms of the Treaty of Mutual Cooperation and Security, agree to the use by US armed forces of facilities and areas in Japan (including Okinawa Prefecture) to meet an armed attack against the Republic of Korea.

It was further agreed that threats to the peace which would require similar action by the two Governments could arise in other areas in the Far East, particularly in the area of Taiwan and in Southeast Asia. The Prime Minister made clear the basic recognition of the Government of Japan that an armed attack on United States forces in the Far East or an armed attack in an area of the Far East which would require the United States to carry out its obligations for the protection of its own forces or the defense of countries in the area would also affect the security of Japan. Accordingly, this recognition forms the basis upon which the Government of Japan will agree, under the Treaty of Mutual Cooperation and Security, to the use of facilities and areas in Japan (including Okinawa Prefecture) for military measures required to deal with such an attack.

The Prime Minister stated the intention of the Government of Japan following reversion gradually to assume the same responsibility for the immediate defense of what will then be the Prefecture of Okinawa as it has for the defense of other areas of Japan.

The Prime Minister and the President agreed that the United States-Japan Security Consultative Committee should expand and deepen its consultative functions in regard to the defense situation in the Far East in order to assist both Governments in the discharge of their obligations under the Treaty of Mutual Cooperation and Security.

The President and the Prime Minister also agreed that with the assumption by the Government of Japan of complete responsibility for the welfare of the people of the Ryukyu Islands and with restoration of full authority over the Ryukyu Islands to the Government of Japan, the Government of Japan will equitably compensate the United States for United States assets and expenditures in the Ryukyus according to formulas of valuation to be agreed upon.

SECRET

極秘

大臣秘書官
事務次官
森 幸次

下田 大次郎
条約局長
参事官
条約課長
アメリカ局長
参事官
北米第一課長

[Handwritten signature]

愛知外務大臣・ロジャース國務長官
会談記録 (沖縄問題)

昭和44.7.30
米北1

第7回日米貿易経済合同委員会出席のため来日のロジャース國務長官と愛知大臣の個別会談は7月30日午後2時半から午後5時半迄行なわれた。最初の約1時間半は大臣と長官及び通訳のみの *à-tête* 会談が大臣室で行なわれ (記録別途作成)。引続き約1時間15分大臣接見室にて要旨下記の通り沖縄問題についてこの会談が行なわれ (出席者リスト末尾参照)。最後の約15分間は原田運輸大臣以下の参加を得て日米航空交渉についての意見交換に費された (記録別途作成)。

7/30
①
②
③
④
⑤
⑥
⑦
⑧
⑨
⑩

1. 法律面及び政策面

2. 国会、米国議会による承認の問題

3. ^{ワシントン}~~ワシントン~~ オムカ2次大臣訪米

4. フォリス対策

1. 法律面及び政策面

先ず愛知大臣より以下の通り6月以降の

沖縄返還交渉をレビューした上で法律面、政策面に別けて日本側の立場を説明した。

6月訪米の際日本側から要望したのは(1)

1972年^中~~末~~の返還、(2) 安保体制の枠内での返

還、(3) 核抜き、(4) 沖縄と本土が差別されない結果とならぬようにして欲しい、の諸点でありこれが

日本としての基本線なまことは今更云う迄もない。

ワシントンでの話し合いの結果として、今後11月の

総理訪米までに、(1) 文章でどのようなまとめ
かを互いに研究する。(2) 沖縄返還に伴う財政

的面を米側よりの資料提出をま^{互いに}って検討する。(3)
沖縄の地域防衛をどうするかにつき必要に応じ

話合うことになった。この三頁の全部をカバーする
ものではないが、例えば共同コミュニケでどう表現

するかにつき、外部に対しては一切存在しないこと
に努めていたが、日本側の案を出し、この程米側

より受領したパーパ^{ニヤに対する}で米側の対案、考え方がはじ
めと明らかにされた。マイヤ大使を通じてニヤ

に対する日本側の意見を出し~~ニヤに対する~~
とあるというのが現状である。

沖縄が日本の主権のもとに在るということ
法律的には、憲法、法律、条約など、一切本土と

同様に適用され、安保条約についても何等新しい
取極なしに沖縄に適用されるように ^{すべきである} ~~取極なしに~~

ということである。具体的に云うと、事前協議に
関しては、ある種の行動について、予じめ全部

米国の意志であり、日本の意志でありなくとも、
いふことになると、その部分のみ日本の主権から離

れることになるが、それでは日本の主権の下に帰っ
てくることにならないから困る。（ロジャース長

官より NATO を見てもおかしな通り ^{これ位の} ~~おかしな~~ こと
では主権がおかされたことになるから、^思との

反論あり、大臣より現にある安保条約などを沖
縄が帰って来たのをからそのまま適用し、新しい

条約、協定を作らないようにしようということから
上記のようなことになる旨を説明した。）

次に政治的にみて戦争を起す側は人智の限り
を盡して、あよそ考えられぬ方法で侵略にかが
つてくるであろうから、コンピュータのように凡ゆる
場合を想定してどの場合はイエスとか、自由とか決め
ておくことは不可能である。

要するに法的にはイエス、ノーを云わせの協議
をするという形にして欲しいが、運^用面では実質的
に両国の基本的な了解のもとに出発ができるよう

にしたい。十分知恵をしぼれば「話し合いがまとまると
思う。^(即ち)日本の最高責任者が国民に対しこういう

場合には事前協議を受けて出発してもらわねば
ならないのだ」ということを宣言することは日本側の

措置として当然やれることであり、この辺り歩み寄り
ができないか^と考えている。これを一方的な宣言

6.4

でなく両国の協定で決めるということになると国会の承認が必要となるが、明年6月23日に最初の

10年の期限の来る安保条約についてさえも自動継続が一番安全と考えられており、沖縄返還に

関連して安保条約^{の体系に変更を加えたり} ~~の体系に変更を加えたり~~ 国会の承認を必要とするものはこしらえたい。国会に説明すれば

足りるものとしたい。もっとも返還協定そのものは国会に提出することとなるう。
「すれ」

2. 国会、米国議会による承認の問題

(1) ロジャース長官よりおよそ次の通り米側の基本

的立場の説明があった。米側としては第一に佐藤総理訪米前に何とかしたいという考えであり、第二に

この問題が日本側にとり大きな政治問題であり、沖縄と安保の関係もあるということも十分判って

いる種りである。他方米側においては議会との
関係で次のような心配がある。

(declaration of intent)

(1) 共同コミュニケは意図の宣言であるが国会
に出されて disapprove されることもあると

いふのに (註. この長官は多少誤解している
ふしあり、後出の議論参照) ^{沖繩問題の中心}
^{米相政府以外}

^{自らの内閣上}
は行政協定により処理せんとするのであるから
米国議会の方は act on できない。これは

^{ではある}
~~行政協定~~ から行政協定でなく上院の承認を
^{政の}
要する条約であるべしとの意見が出てくるかも知れぬ

^{特別の} 権の野裁はなし、)

(2) (沖繩基地) は (アジア諸国を保護するの
に) 役立つ ^{あり} ^{核の撤去は批判を} ~~米相~~ ~~が~~ ~~この~~ ~~保護~~ ~~を~~ ~~続け~~ ~~よう~~ ~~とい~~ ~~う~~

(これは諸国が米国の核の傘に依存しているのにかんがみ、)

(1) 主として重大なのはアジアに戦争が ~~ある~~
に ~~又~~ ~~句~~ ~~を~~ ~~つ~~ ~~ら~~ ~~せ~~ ~~る~~ ~~の~~ ~~は~~ ~~心~~ ~~外~~ ~~で~~ ~~ま~~ ~~し~~ ~~て~~ ~~現~~ ~~に~~ ~~戦~~ ~~争~~

が行なわれている、アジアに ~~あ~~ ~~る~~ ~~核~~ ~~の~~ ~~傘~~ ~~を~~ ~~維持~~ ~~す~~ ~~る~~ ~~の~~ ~~心~~ ~~臟~~ ~~部~~ ~~的~~
^{この} (の安全保障) ^{沖繩は}

↓
核の撤去は批判を
米相政府以外

役割を果たしており米国も多額の費用を投じた^{基地}

~~その~~その使用継続の保証を与えられず
である。それにも拘らず^{戦争中} ~~米国の~~ ^{米国の} ~~戦争遂行~~ ^の

日本が veto を持つようになる^{こと}については
（一特に沖縄の航空基地^の）
行政府は議会から何故そのような不利放棄

に^{大政治内閣と有}応じたのかとの批判を受け^るのである。

(二) また1972年は大統領選挙の年に当り^{この年に}

沖縄返還を行な^るうの^は問題^{である}、更に上院
の承認を要する条約の形式となれば困難

は一層増大する^{こと}である。

米側としては以上の批判を避けるためにどうす

べきかを考える必要があり、米国民に対し沖縄返還
は戦争終結までのウイエトナムに関し、また朝鮮

台湾に関し沖縄基地使用についての veto power
を日本に与えるものに非ずとの assurance ~~を~~
与える必要がある。

もつとも二、三年のうちにハノイ戦争が終了し
ていふことを希望する。

(2) 「ロ」長官の以上の発言に対し大臣より

(イ) 問題は法制的には veto の権利を残しておいて

実質的には assurance を与えなければならないかであるが

(ロ) 念のため申すと共同コミュニケは国会にかか

るものであり、日本側提案の表現なら国会にかか

らないと述べた。長官はこれに対し共同コミュニ

ケの内容が operative になる前には国会の承認

を要するであろうから、米国議会にも提出せよと

いふことにならぬかも知れぬと述べ、下田大使より

その点は奄美、小笠原の実績もあり心配ないとの

返還協定の問題であるか

はなしかと述べたが「ロ」長官はフルタイム議員

等はそれが間違っているとしており沖縄の重要

性にかんがみ今度は樂觀できなると述べた。

更に下田大使より、国会や議会の承認の

問題は今度の総理訪米時の共同コミュニケにつ
いて起る問題ではない^{（トク）}ことを指摘したところ、「口

く、返還協定の交渉と締結は1972年とあり、4ヶ国が

長官はそれなら何故日本側は国民^{（1971年）}に対する宣言
を共同コミュニケ中に折り込めなかつたのかと質問

した。これに対し東郷局長より共同コミュニケ
の本案にはコミットメントを入れてあるから国会に

出さざるを得ない旨、更に大臣より両国間の合意
により事前協議をすることにして日本側が保留

してある権利を棄^放すことになる^{（トク）}と実質的合意と
なるから国会にかかると旨、~~そのようでは~~従って合意
そのようでは

ではないが一方的宣言をして、合意があつてもリで
運用したい旨を説明した。

(3) 「口」長官は米側同僚に対し、正式の条約により
 処理することとし上院に責任を預けるのも一方法
 なりと述べ、現在共同コミュニケで権利を放棄すること
 には米側にも困難があることを述べた。 下田大使

より米側には桑港平和条約の如く上院の承認を
 求める条約による方式と行政取扱_{方式}の二つの方式
 があろうが日本側には取扱の余地はない旨、但しこの
 問題は今年の問題でない旨述べた。

3 ^{ウイナム} ~~ウイナム~~ ^{ウイナム} 中村2次大臣訪米 戦争が終った
 (は返還後も出来の行方)

(1) 「口」長官より、ウイナムについて行をまっせと
 述べたが、^{ウイナム} ~~ウイナム~~ ^{ウイナム} 返還時にも戦争が続いていたら事前協
 議に際しては事前の承認をもらえぬものなり

との質問あり、大臣より先刻コンピューター云々と
 は云ったが、~~口~~をもう少しつめて基本的な考え
 このおな問題の要旨

方をまとめていくほか、併し、更に先日米側より受領したペーパー中の合同委員会の特能強化

との表現も suggestive であり、これをどういふ風に work out するかと考へてみるべしと述べた。

(2) 「ロ」長官より総理訪米の時期も迫つてい

ので日米間で更に積極的に話し合ひを続けよう

があること述べたのに対し、大臣より9月15日が12日

にワシントンで長官に合意を申し入れ、長官は

12(金)、13(土)、15(月)日々と述べたこと

してあつたと述べた。その時まで quiet diplomacy

で表現の問題をまとめようことにつき日米双方合意した。

4. フォルシ対策

若干の論議 995

報道関係者に対する説明、ふりは次の通り

とすよことに合意された。

「今回の話し合いにおいては去月6月はじめの

愛知外務大臣の訪米の際日本側より米側に対し示した沖縄返還問題についての基本的

な考之方に対する米國政府の基本的な考之方が示され、これを基礎として友好的かつ建設

的な討議が行なわれた。また来る9月中旬に大臣と長官とがワシントンで会談すること、仔細

をめぐりに双方の考之を煮詰め、~~この~~努力をすよことが合意された。

（出典：防衛省資料）

なお今回の個別会談のはじめ約1時間半大臣と長官だけの会談が行なわれ、沖縄

問題以外では貿易経済関係、アミP地域の発展途上国への援助、インドネシア問題、東西関

（徳政）
協定

係、中国問題、核拡散防止条約と軍縮委員会
における日本の役割、ウイトナム戦後の日米協力の
(1977年12月4日)

が「取上げ」された。』 以上。

出席者リスト

日本側

~~参考~~

斐知大臣

午場事務次官

下田駐米大使

東郷アメリカ局長

赤谷審議官(通訳)

大河原アメリカ局参事官

千葉北米第一課長

毫、脇アメリカ局調査官(記録)

米側

ロジャース國務長官

マイヤ-駐日大使

ペダーセン審議官

オスボーン公使

バーネット 國務次官補代理

マクロスキ 國務次官補代理

スナイダー 駐日大使特別補佐官

フィン 國務省 日本部長

エリクソン 在京米國大使館参事官

ウィッケル 在京米國大使館書記官(通訳)

極秘
無期
2部の内
2号

大塚
次長
事務長
事務長
米田
比嘉

(「76191」3866A)
077-11

スナイダー公使と会談の件 44.8.5 米田長

8月4日 スナイダー公使と会談要旨の通り。

公使 - マヤ-公使から、米田長と話を進めるよう命
を受けている。今月中過ぎには、軍防省代表も訪
着する。自分の方で工役が来る。

本元 - 自らの見るところ重要な問題が三つある。

第一は 紳承との 核兵器の問題である。

第二は 秋方は 軍防協定につき 如何なる協定を
予め 諾する約束をする事は出来ないと言ふこ
とであり、この点は マヤ-公使もまだ充分分ら
ないとの様に見える。

公使 - 然る。

本元 - 第三は 地域の問題である。大正五 軽集
の範囲の意義があるか? 非勃内作戦行動にか
しては「軽集」の内外も自覚であり、勃内作戦

行動は「極東内」で音い 軍事協定事項である。
 台湾については米中の交渉の confrontation であ
 り、軍事協定以前の問題として日米間の協議
 あり、いまは軍事協定とあり、これはたまた
 いであらう。ウエスト・南爆は、初めから之を認
 めるかどうかといふことになると、全体の問題を
 往に confuse するから、切離して扱いたい。究極
 的には、迅速に南爆継続を認めるか、迅速を
 延ばすかの選択の問題となると考へるか。之が
 迅速時ではなく、今年の11月には何とかしなければ
 ならぬと云ふに問題がある。何れにせよ南爆
 は、特定の向題として切離して考へたい。

公使一様は依然 極めてむづかしい。=ソソソ大
 院議の take another look の用意あることは華
 京にあるか？ それは他の条件が之を可能なら

しめれば」と云う事件はきである。半國は北洋
 の行動に危惧を懐いてあり、他事の反応を考
 へなければならぬ。又日本が持込を要請
 する事案もあり得る所である。この二つの元
 は、この二つで有事持込に及ぶと記憶す
 る。十巻案のケースは、軍は格好で不備であ
 る。有事持込について何か要に考へられ
 べき。

本元一之は考へられ考へる程をわかし。更に
 く持込みの事案協定と云うよりは、optionの
 事案協定と云うことにはなるのでないか。又
 使用と云うこととすれば、執商院執行部で
 あるから、そこでまた事案協定と云うことには
 なるのではないか。
 以上一之の關係と同様の問題を扱って

いる例があるから参考に供するし。先般の
 半圓 paper はどうか。
 車 - 北緯に付及してないのを考慮に
 した。それ以上 紙から コピーの (付) を
 下にしてはどうか。
 公使 - 付 - 付 - 流し直して付。
 台湾の協会が 車、船、以前の問題がある
 と云うのは 直) があるか。通達格は 125。
 台湾色く在 10-12-12 付のことに付する
 り。台湾の 委託は 10-12-12 付の委託と
 認められる付から。現在と 多少の差を
 するの付はどうか。台湾の 半中街交、付と
 之) には remote 付と見るか。半圓は 現) =
 台湾 防衛と 委託上 commit して 10-12-12 付
 解) 委託し、委託は remote 付と 12-12 付

不従更の半島残事を中略は受けとらぬ。例へば日本側若同声の「軽率治平の防衛」のため半島の軍つてこの同様の義旗、その中一
 半島島の「長谷と合を」つての事と云ふ事、
「海軍に」つての「海軍降参」に上り、台地の
 相合を 救つた事、その事。

1992年に ウニタム が終つていふは、漢に転移
 であるか、今後 相互的に 輸入品に行くか、事
 業上 泡沸に 転換して 半島が enclave に 移るよ
 うに せむ事か、或は 此の 半島撤退の 結果
 が 出来るか、何れに しても 南緯の 地境 或は
 中上 持の 再開 せよ、その 事柄が 相違なく
 存続せん。 今度 一 困難な 状況に 就軍を 沖
 境 運送 により 上り 就軍に かく する こと、
 は 半島は 到底 維持 出来ぬ。

本頁 — その事情はなもてあるか 南樺は前述
の種族の問題に切實に全般の内容
に付き注意を促す。

以上 — 南樺の協会は大方に於て問題な
いと了解して置く。

本頁 — 詳る内容は EC-121 式の問題である。
EC の協会は不幸にして EC1 は既に墜
落してしまつてあり、次に来るのが search and
rescue と retaliation であるか、前者は
軍事施設の対象外、後者は北緯の飛行
場を爆撃するところなることなら相手方の
意図や報復措置の implication 等判断の向
題が入つて来るから当は軍事施設の施設は
留得とこれだけ十分ではない。又後者は
出で行つた F のか相手から攻撃を受ける

戦闘に入ると云ふ事がある場合は 軍事協定
 の問題とはならないか 内閣は ECに
 出た後 軍事協定は 連続して 12 112 まで
 に 及ぶに 止るべきではないか 云々 云々
 軍事協定 あり得る といふことがあつた。

一 軍 については 其の邊に どの程度 latitude
 があるか には 最も 固い がある 地帯 がある。

1960年の 朝鮮の問題も 核心は 此に あり
 ます。

一 其の 長が 大層も 迅速なる 軍事協定
 手続の問題に 及ぶ こと あり。

一 其の 長は 條文 12 112 かの 下 かく 軍を
 揚定させる こと は 否 かし。

一 これは もう かし 法を 法 あり 必要が
 あり 否 あり。

公使 - 日英協定書の 協定の一方的発言に拘
り、継続性により米国内に適用が可能な
所。

本官 - 共同声明は継続性あるものとして
扱われる。一方的発言はそれだけで
然らざる限り（通常ではなく、例外事に
上れば）標準金貨が共同声明で cover
される。その中で朝鮮につき特に扱
うことは補償に於ける建条がある。従って
一方的発言も共同声明自体と同様の継
続性があることを考へる。

公使 - 日英協定は private understanding は
一切適用が可能なことを考へる。

本官 - 行政権の許す最大限を共同声明
に盛り込み、解決 item とする。

である。

公使 - 取決めと云ふと云ふ形がなぐ倒つ
は 解散 に代する 記録 と云ふと云ふ形
も考へらるゝか。

本立 - かつオオゴンに使と云ふ様な記
をしたことかあるか。要するに先が 重復
の法に代して 合意 に達し、若しどうして
も 共同 であるから、併せするものありとせ
ば、之を 最 の限にして、どういふ形にし
得るか、と云ふ方法を考へるより、致し方
なし。

公使 - 重復 問題を先づ、考へることはなし。
本立 - 先般の い の中の formable cases も元
々 重復 の法に入るといふ方法論であり、
computerize するといふ趣意を以てなし。大區

の訓令も今日中に事務したんごぎく
まじ 該のよと云うことであるから 亦
に努力することと申し。

公使 - 同様に行っている。又伊-大使を
時々大使と称し、大使の意向からの
意見を御達ししたいこととす。

本官 - 大使は畢ら事務したんの訓令を期
待してゐるが、事務の進展に依り、もと
より、いつても大使に全はれることとならう。
次回は ^(事務的にして) 多少の寛裕を願はず、先般の先
例系中、我方の意向と両立し得ざる点を
指摘解除することといは如何。

公使 - 同様である。

秘	極
無	期 限
6	部の内
4	号

共同声明案

昭和四四、八、九
アメリカ局長

一 総理大臣と大統領は、日米両国間の関係並びに国際政局における日米両国の立場について、広く意見を交換した。大統領は、アジアに対する米国並びに大統領自身の深い関心を披瀝し、この地域の平和と繁栄のため、日米両国が相協力して貢献すべきであるとの信念を述べた。総理大臣は大統領の見解を多とし、日本はアジアの平和と繁栄のため、その国力に相應して一層積極的に貢献する考えであることを明らかにした。

二 総理大臣と大統領は、最近の国際情勢、特に極東における事態の発展について隔意なく意見を交換した。総理大臣は、現在のような

情勢の下においては、米軍の極東における存在が、この地域の安定の大きな支えとなつてゐるといふ認識を明らかにした。大統領は、アジアの安定のため域内諸国の自助の努力に期待する旨を強調したが、同時に米國は域内諸国に対する条約上の約束は必らず守るものであることを確言した。

三 総理大臣と大統領は、朝鮮半島において依然として緊張状態が存在することに留意した。総理大臣は、朝鮮半島の平和維持のため国際連合の努力を高く評価するものなることを明らかにし、韓国の安全は日本自身の安全の見地からも重大な関心事であると述べた。大統領は、中共が核開発を促進している事実可言及し、中共の今後の対外政策の動向に関する危ぐを表明した。総理大臣と大統領は、

中共が対外的に協調的な姿勢に転ずるよう、当面門戸を開いて期待する点において、日米両国の考え方は一致していることを認められた。大統領は、台湾に関する武力不行使の提案を中共が受入れていることを想起しつつ、米国の台湾に対する条約上の約束に言及した。総理大臣は、米国の立場を理解する旨を明らかにし、日本としては台湾海峡の安全に大なる関心を払いつつ、中共との間は政経分離の方針で善処する方針なる旨を説明した。大統領は、ヴェトナム和平のための米国の誠意ある努力を説明した。総理大臣は北側の歩みよりにより和平に向つて実質的進展がみられることを切望しつつ、インドシナ半島の安定と復興のため日本として為しうることを探求している旨を述べた。

四 総理大臣と大統領は、現在のよりの極東情勢の下において、日米安保条約が日本を含む極東の平和と安全のため果している役割りを高く評価した。両者は、日米兩國の相互信頼と、國際情勢に対する共通の認識の基礎に立つて、安保条約を堅持する意図を相互に確認し、その運営に當つて双方の協議を一層緊密ならしめることに意見の一致をみた。

五 総理大臣は、日米友好關係の基礎に立つて沖縄の施政権を日本に返還し、沖縄を正常な姿に復することの必要なる所以を説いた。大統領はこれを正しく評価した。両者は、また現在のよりの極東情勢の下において、沖縄にある米軍がきわめて重要な役割りを果していることを認め、討議の結果、両者は、日米兩國の安全保障上の利

益は、沖縄の施政権を日本に返還するための取決めに於いて満たし
うることに意見が一致した。よつて、両者は、沖縄の日本への早期
復帰を、この地域の安全を損うことなく達成するための具体的な取
決めに關し、両国政府が直ちに協議に入ることに合意した。さらに
両者は、かくして沖縄の施政権を一九七二年中に日本に返還しうる
よう、この協議を促進すべきことに合意した。

六 このよりの沖縄の施政権返還の取決めに關し、総理大臣は、沖縄
の局地防衛の責任は、日本自身の防衛の一環として、これを徐々に
引受ける意圖を明らかにした。また、総理大臣と大統領は、米國が、
沖縄において兩國共通の安全保障上必要を軍事施設及び区域を日米
安保条約に基づいて保持すべきことに意見が一致した。

七 総理大臣と大統領は、施政権返還後の沖縄には、日米安保条約及びこれに関連する諸取決めが、日本本土と同じく、そのまま適用されることに意見の一致をみた。これに関連して、総理大臣は、日本の安全は極東における国際の平和と安全なくしては維持することができないものであり、従つて極東の諸国の安全は日本の重大な関心事であるとの日本政府の認識を重ねて確認した。総理大臣は、日本政府のかかる認識に照らせば、右のような態様による沖縄の施政権返還は、日本を含む極東の諸国の防衛のために米國が負つている国際義務の効果的遂行と両立しうべきものであるとの見解を表明した。大統領は、日米安保条約及びこれに関連する諸取決めの運用に対する日本政府の態度を多とし、総理大臣と同意見である旨を述べた。

ハ 総理大臣は、^核陸兵器に対する日本国民の特殊な感情、並びにこれを背景とする日本政府の政策について詳しく説明した。大統領は、この問題に対する理解を示し、沖縄の施政権返還に際し、日本政府の政策に背馳することなきよう措置する意図を確約した。

六 総理大臣と大統領は、沖縄の施政権返還に当り生ずべき経済、財政関係諸問題については、返還に関する取決めにおいて日米双方の満足する解決を図ることに意見の一致をみた。

一〇 (返還に至る間の措置)

一 總理大臣と大統領は、沖縄の施政権返還は、第二次大戦に關連して日米間に殘された最大の懸案であり、これが双方の満足するより円満に解決することは、日米間の友好と信頼の關係を一層固める所以であり、極東の平和と安全のために貢獻するところも大なるべきことを確信する旨披瀝した。

極秘

特

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

大臣官房	外務省	外務省	外務省
事務次官	参事	参事	参事
参事	参事	参事	参事
参事	参事	参事	参事
参事	参事	参事	参事

総番号(TA) 34684
 69年8月10日01時15分 米 国 発着
 69年8月10日14時28分 本 省 米司长

外務大臣 豊田 大使 臨時代理大使 総領事 代理

オキナワ問題 (ジョンソン次官との会談)

第2495号 特秘

7日本使の帰任を待ちうけていたように、ジョンソン国務次官より至急こん談したい旨の申し出があつたので、8日同次官と食事を共にしつつ、余人を変えずこん談したところ概要次の通り。

1. まずジョンソン次官より、ロジャース国務長官はまだ帰国せず、また合同委に出席した国務省員からもまだ報告をちよう取していないが、新聞報道によれば、日本国内ではオキナワ問題が1972年中に核ぬき本土なみの線て解決することが、既定事実となつたかの如きらつ観論がおう行しているように見受けられるところ、右は両国政府間の交渉の現状を反えいしおらず、事実反するのみならず、本件が//月首のう会談でもしこれと異なる結果となる場合における日本国内の反響を考える場合、すこぶる危険な誤解と認めざるを得ず、ゆう慮にたえない次第である。オキナワ返かんはアミ大島、オガサワラ返かん等の場合と異なり、米国にとつても重要な外交問題であるだけに、米国内

参人電厚計
参調析企
参領旅移

ア	参地中東
	北東西
参	北北保
参	一一
参	西東洋
	西東

参書近ア
次総経国万
参實総国
参政技二
国一選
参政経科
参道内外

保光上原二

極秘

特

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

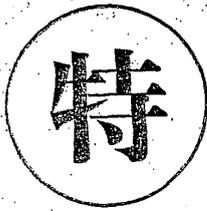
電信写

にも種々困難な事情ありとして、最近のA B M交渉、米西軍事基地協定交渉等軍事と関係のある外交問題処理に際し、米行政府が米議会の了承を取付けるにいかにか大なる困難と。長時日を要したかを例に引き、オキナワ問題についても日本の希望するような線での解決には同様多大の困難を予測せざるを得ない事情をるる説明した。

2. 本使より、週日の東京会談でロジャース長官が本件処理に関し、対米議会関係の困難性を強調された理由が分つた気がするところ、本件については米軍部及び議会のいずれの関係がより困難と考えられるやとたずねたところ、同次官は軍部は大統領が決心さえすればおさえられるが、上下両院で少数党たる共和党政権にとつては米議会をコントロールすることが如何に困難であるかが過去半年間の経験でつう感せられるに至つた次第である、と述べた。本使より、多数党たる民主党にはマンスフィールド、マスキュー、ケネヂイ等オキナワ問題につき好意的見解を有する有力議員がおり、彼等の協力を期待し得ざるやとたずねたところ、問題は外交委員会、特に軍事委員会であり、これらの権限ある委員会を納得せしめるのでなければオキナワについて何事もなし得ない旨くり返えし説明した。

3. 次いで本使より、日本政府部内にはばく然とした感じで（イ）核兵器の問題と、（ロ）戦闘作戦行動の問題とを

極秘



注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

比較すれば前者の方がまだ米側にとり取扱いが容易ではないかと観測する者がいるところ。貴次官はいかに考えられるかとたずねたところ。同次官は両問題いずれも困難であるが、(イ)は最終的に大統領が決断すれば軍部等をおさえることができるかも知れないが、(ロ)については軍部、議会方面の双方を通じ事前協議により行動の自由をそくばくされることをおそれる空気が強いので取扱いが一層困難と考えられる。と答えた上、在外米軍將兵が危急にひんした場合、見どろしにするわけにはいかないという米側のミニマムの要求を満足せしめるシモダFORMULAは、東京の容れるところとならなかつたかとたずねたので、本使より、一時帰国の際同FORMULAにつき説明を行ない、かつ右FORMULAは当該戦闘作戦行動が(1)日本政府のじゆく知する事態に対処するため、(2)日本の安全にも至大の影響を有する地域に対し、(3)国連憲章の原則に即応して行なわれる場合に事前協議の弾力的運用をするうんぬんというように日本の国内世論を納得せしめるオブラートにこれをつつむこともできる点を指摘したが、これに賛同を得るに至らなかつた。東京では事前協議は、要するにCASE BY CASE BASISで事態を審査するのが本旨であり、この権利を放棄ないし有名無実ならしめるようないかなる取決めも現行協定の変更となる

極秘

特

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

との厳格な法的解釈がとられており、シモダFORMULAは今後の外務当局の作業を進める上の参考になるとは思うが、そのままの採用は困難と考えおるよう見受けられた旨説明した。

4. ジョンソン次官は//月の総理訪米前に日米両政府当局間の準備的話し合いをできるだけ進めおくことが必要であるところ。もし右話し合いが進行せず、総理訪米が延期されるか、あるいは予定通り訪米されても日本側の満足する妥結に到達しないようなことがある場合、日本の内政上大なる混乱をきたす可能性はないかとたずねたので、本使より、東京ではそのような事態を何人も予想していない。安保条約の破棄を主張し、従つてオキナワの基地の存続を認めない立場に立つ左よく諸政党は、オキナワ問題がどのような解決をみても必ず反対することは確かであるが、政府与党が絶対多数を制する以上、さして意にかいする要はなかるべく、また、自民党内事情はカワシマ副総裁の説明によれば、今回の内閣不信任案否決の際に見られた如くいざとなれば与党が一ち結束することは疑を容れず、このことを必要に応じ米側に指摘して差支えないとのことであつた旨答えておいた。

5. 本使より前記//に触れ、貴次官は日本国内におけるらつ観論をゆう慮されたが、日本政府、特に外務省部内に

極秘

特

注 意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

はそのようならつ観論は存在せず。逆に共同コミュニケの米側対案の提示に接し、日米両案の懸かくの大なることをそつ直に認め、今後両案の差異をNARROW DOWNする作業を外務省幹部とスナイダー公使との間にえい意行ない。9月のアイチ大臣訪米の時期までには90%程度まで作業を完成することを目途として努力することに。本使帰任直前の打合せ会で決定された旨をひろしたところ、ジョンソン次官はかかる作業の促進の必要性については完全に同意見であり、そのような打合せが行なわれたことは誠に結構なことと考える旨述べ、会談を終了した。

(了)

(10/8. 2040 北米/課長K概略連絡済. 電信課)

— 5 —

八二三 大臣三第号

八一三 米米長ヨリ

スチール・イン・ザ・ミッド
イースト

共同声明案

昭和四四・八・十二

秘
極
無期限
内部の部 8号

總理大臣と大統領は、日米兩國間の關係並びに國際政局における日米兩國の立場について、広く意見を交換した。大統領は、アジアに対する米國政府及び大統領自身の深い關心を披瀝し、この地域の平和と繁榮のため、日米兩國が相協力して貢獻すべきであるとの信念を述べた。總理大臣は大統領の見解を多とし、日本はアジアの平和と繁榮のため、その国力に相應して一層積極的に貢獻する考えであることを明らかにした。

二 總理大臣と大統領は、最近の國際情勢、特に極東における事態の發展について隔意なく意見を交換した。總理大臣は、現在のよ

うな情勢の下においては、米軍の極東における存在が、この地域の安定の大きなささえとなつてゐるといふ認識を明らかにした。大統領は、アジアの安定のため域内諸国の自助の努力に期待する旨を強調したが、同時に米國は域内諸国^{極東における}に対する条約上の約束は必ず守るものであることを確言した。

三 総理大臣と大統領は、朝鮮半島において依然として緊張状態が存在することに留意した。総理大臣は、朝鮮半島の平和維持のため国際連合の努力を高く評価するものなることを明らかにし、韓國の安全は日本自身の安全にとつて不可欠であると述べた。大統領は、中共が核開発を促進している事実^に言及し、中共の今後の対外政策の動向に関する危ぐを表明した。総理大臣と大統領は、

中共が対外的に協調的な姿勢に転ずるより期待する点において双方一致していることを認められた。大統領は、台湾に関する武力不行使の提案を中共が受け入れていないことを想起しつつ、米国の台湾に対する条約上の約束に言及した。総理大臣は、米国の立場を理解する旨を明らかにし、日本政府としては台湾海峡における安全保障上の情勢に大なる関心を払っている旨を述べた。大統領は、ヴェトナム問題の平和的解決のための米国の誠意ある努力を認めた。総理大臣は、公正なる和平に向かつて実質的進展がみられることを切望し、日本としてはインドシナ地域の安定と復興のため果しうる役割を探求している旨を述べた。

四 總理大臣と大統領は、現在の上りな極東情勢の下において、日米安保条約が日本を含む極東の平和と安全のため果たしている役割りを高く評価し、日米兩國の相互信頼と國際情勢に対する共通の認識の基礎に立つて、安保条約を堅持する意図を相互に確認した。両者は、また、日米兩國政府が安保条約の実施に関し常時一層緊密な相互の接触を維持すべきことに意見の一致をみた。

五 總理大臣は、日米友好關係の基礎に立つて沖繩の施政權を日本に返還し、沖繩を正常な姿に復することの必要なるゆえんを説いた。大統領はこれを正しく評価した。両者は、また現在の上りな極東情勢の下において、沖繩にある米軍がきわめて重要な役割りを果たしていることを認めた。討議の結果、両者は、日米兩國の

安全保障上の利益は、沖縄の施政権を日本に返還するための取決
めにおいて満たしうることに意見が一致した。よつて、両者は、
沖縄の日本への早期復帰を、日本を含む極東の安全を損うことな
く達成するための具体的な取決めに関し、両国政府が直ちに協議
に入ることに合意した。さらに両者は、沖縄の施政権を一九七二
年までに日本に返還しうるよう、この協議を促進すべきことに合
意した。

これに関連して、総理大臣は、沖縄の局地防衛の責任は、日本
自身の防衛の一環として、これを徐徐に引き受ける意図を明らか
にした。また、総理大臣と大統領は、米国が、沖縄において両国
共通の安全保障上必要な軍事施設及び区域を日米安保条約に基づ

いて保持すべきことに意見が一致した。

六 総理大臣と大統領は、施政権返還にあつては、日米安保条約及びこれに関連する諸取決めが何らの追加的取決めもなく沖縄に適用されることに意見の一致をみた。これに関連して、総理大臣は、日本の安全は極東における国際の平和と安全なくしては維持することができないものであり、したがつて極東の諸国の安全は日本の重大な関心事であるとの日本政府の認識を確認した。総理大臣は、日本政府のかかる認識に照らせば、前記のような態様による沖縄の施政権返還は、日本を含む極東の諸国の防衛のために米國が負っている国際義務の效果的遂行と両立しうべきものであるとの見解を表明した。大統領は、総理大臣の見解と同意見である。

る旨を述べた。

七 総理大臣は、核兵器に対する日本国民の特殊な感情、並びにこれを背景とする日本政府の政策についてくわしく説明した。大統領は、日本政府の立場に対する理解を示し、この日本政府の政策に背馳することなきよう沖縄の施政権返還を図る旨の米國政府の意図を確約した。

八 総理大臣と大統領は、沖縄の施政権返還にあたり生ずることあるべき財政問題については、返還時までに日米双方の満足する解決を図ることに意見の一致をみた。

九 (返還に至る間の措置)

一〇 総理大臣と大統領は、沖縄の施政権返還は、第二次大戦に關連して日米間に残された最大の懸案であり、これが双方の満足するよう円満に解決することは、日米間の友好と信頼の關係を一層固めるゆえんであり、極東の平和と安全のために貢獻するところも大なるべきことを確信する旨披瀝した。

秘
無期限
2部の内
3号

SECRET

(August 12, 1969)

Draft Joint Communiqué

1. The Prime Minister and the President had a broad exchange of views on Japan-U.S. relations as well as on the respective positions of the two countries in the present international situation. The President expressed the deep interest of his Government and his own in Asia and stated his belief that Japan and the United States should cooperate in contributing to the peace and prosperity of the region. The Prime Minister, appreciating the view of the President, made it clear that Japan would make further active contributions befitting her capabilities to the peace and prosperity of Asia.

2. The Prime Minister and the President exchanged frank views on the recent international situation, with particular attention to developments in the Far East. The Prime Minister expressed his recognition that, in the light of the present situation, the presence of U.S. forces in the Far East constituted a mainstay for the stability of the area. The President, while emphasizing that the countries in the area were expected to make their own efforts for the stability of Asia, assured that the United States would always honor her treaty commitments in the Far East.

3. The Prime Minister and the President noted the continuing tension over the Korean peninsula. The Prime Minister highly appreciated the peace-keeping efforts of the United Nations in the area and stated that the security of the Republic of Korea was essential to Japan's own security. Referring to the accelerated development of nuclear arsenal by Communist China, the President expressed his concern over the future trends of its foreign policy. The Prime Minister and the President shared the hope that Communist China would eventually assume a more cooperative external posture. Recalling that Communist China refused to accept the proposal to refrain from the use of force against Taiwan, the President referred to the treaty commitments of his country to the Republic of China. The Prime Minister expressed his understanding of the position of the United States and stated that the Japanese Government kept close attention to the security situations in the Taiwan Strait. The President described the sincere efforts made by the United States for a peaceful settlement of the Vietnam problem. The Prime Minister expressed his

11
ス
3
11
3

- 2 -

earnest hope for a substantial progress towards peace based on justice. He further stated that Japan was exploring what role she could play in bringing about stability and reconstruction in the Indo-China area.

4. In the light of the present situation in the Far East, the Prime Minister and the President highly valued the role played by the Treaty of Mutual Cooperation and Security in maintaining the peace and security of the Far East, including Japan, and mutually affirmed the intention of the two Governments to maintain firmly the Treaty on the basis of mutual trust and the common evaluation of the international situation. They further agreed that the two Governments should maintain closer and constant contact with each other on the implementation of the Treaty of Mutual Cooperation and Security.

5. The Prime Minister emphasized the need to have the administrative rights over Okinawa returned to Japan on the basis of the friendly relations between Japan and the United States and thereby to restore Okinawa to its normal status. The President expressed due appreciation of such need. The Prime Minister and the President also recognized the vital role played by U.S. forces in Okinawa in the present situation in the Far East. As a result of their discussion, it was agreed that the mutual security interests of Japan and the United States could be accommodated within arrangements for the return of the administrative rights over Okinawa to Japan. They therefore agreed that the two Governments would enter immediately into consultations regarding specific arrangements for the early reversion of Okinawa without detriment to the security of the Far East, including Japan. They further agreed to expedite the consultations with a view to accomplishing the reversion by 1972. In this connection, the Prime Minister made clear the intention of his Government to assume gradually the responsibility for the immediate defense of Okinawa as part of Japan's defense efforts for her own territories. The Prime Minister and the President also agreed that the United States would retain under the terms of the Treaty of Mutual Cooperation and Security such facilities and areas in Okinawa as required in the mutual security of both countries.

6. The Prime Minister and the President agreed that, upon reversion, the Treaty of Mutual Cooperation and Security and

- 3 -

its related arrangements would apply to Okinawa without any additional arrangement. In this connection, the Prime Minister affirmed the recognition of his Government that the security of Japan could not be adequately maintained without international peace and security in the Far East and, therefore, the security of countries in the Far East was a matter of serious concern for Japan. The Prime Minister was of the view that, in the light of such recognition on the part of the Japanese Government, the return of the administrative rights over Okinawa to Japan in the manner agreed above should be compatible with effective discharge of the international obligations assumed by the United States for the defense of countries in the Far East, including Japan. The President replied that he shared the Prime Minister's view.

7. The Prime Minister described in detail the particular sentiment of the Japanese people against nuclear weapons and the policy of the Japanese Government reflecting such sentiment. The President expressed his understanding of the position of the Japanese Government and assured the Prime Minister of the intention of the U.S. Government to ensure the reversion of Okinawa to be carried out in a manner consistent with the policy of the Japanese Government as described by the Prime Minister.

8. The Prime Minister and the President agreed that with respect to financial questions which could arise in connection with the return of the administrative rights over Okinawa to Japan, a mutually satisfactory solution should be found by the time of the reversion.

9. (pre-reversion arrangements)

10. The Prime Minister and the President expressed their conviction that a mutually satisfactory solution to the question of the return of the administrative rights over Okinawa to Japan, which was the last of the major post-war issues pending between the two countries, would be to strengthen further the Japan-U.S. relations based on friendship and mutual trust and would also make a major contribution to the peace and security of the Far East.

特秘

大臣	事務局長	佐々木
次官	参事	佐々木
参事	参事	佐々木
国中大臣	参事	佐々木

沖繩通商問題に就き 21日 - 公使會談

8. 8. 12
朱記

前12日 15:00 頃 訪 1 時 10 分 に 於 け る 会 談 要 旨 以 下 の 如 く
(当 方 朱 記 - 吾 先 方 エリクソン 参事、シロ一書記 在 同席)

外務大臣 財政問題の原則的解決を待たせんと欲す

(当 方 上 野 深 女 同 産 胡 孝 英 文 並 手 交 先 方 佐 藤 対 面
的 1. 一 概 せ る 上 野 の コ メ ン ト と 以 下 の 如 く 述 べ たる)

1972年 2月 8日

(1) (通 商 時 期 外 務 財 政 問 題) 二 の 案 件 各 プレゼンテーションに
か つ せ 113 と 取 合 せ ず 財 政 問 題 上
(注 : 此 二 案 件 は 2 案 件)

同 12 日 少 少 色 正 7 4 2 日 11. 右 方 9 月 21 日 10 時 - 財 政 決 算 補
正 案 の 折 合 案 (注) を 信 じ ぬ 旨 考 へ ぬ べ く 外 務 省 同 報 11 日 11 日

(2) (通 商 時 期 外 務 財 政 問 題) (注) 11 日 10 時 10 分 外 務 省 同 報 11 日 11 日

方面では通商税の基礎の商籍有許証等 1272
是升越の決り、2024-117 等自由派の御意御看

の御意を整理して来た。 (1) ^{の文言} 概して24年 3月 5日 閣議に
議が在り、幸而 概の専断家 WARFCE 大佐の御意と
(是の)

色を信合した。 是が 24-在の案等 24年 3月 5日 閣議に
は 御意に 是を 是に 是と 是と 是と 是と (1) 幸而

アソシエーションの設当範囲 是に 是の 是に 是に 是に 是に

(2) (日清協定 一方的宣言 に 是に 是に) (3) 是 是 是 是 是 是 是 是
(の文言)

是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是
宣言は 政策宣言 (明 24-24 非 非 三 原則の如し) か? 是の

是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是
是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是

(1) 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是
是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是

是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是
是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是

是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是
是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是

これは英政府の極秘裡に協定されたことの可能性、また
総理府英の顧問早々に臨時国会（臨時国会）に提出された

(4) (台湾の問題) 韓国の問題は一応英米とでは

7-7-47 以来 2113 13 13 13 台湾は 2112 年 12 月 24 日

あり。(当方の台湾政策は 華中内閣競争論以外 考えられ
ないとの指摘もあること) (しかし 限定的政策もあつた)

当方 金内馬祖は 2112 年 華国を 行方不明に した 2112 年 11
月 24 日 以来 台湾 の 政策 は 自前 の 在 任 行 方 不 明 に DIRECTLY

AFFECT とは 言 え ない の か ? (当 方 の PUBLIC DOCUMENTS
2112 年 12 月 24 日 以来 2113 年 1 月 24 日 迄)

英 米 上 の あり 如 く、 英 米 諸 国 の 自 然 的 の INHERENT な
権利 回 転 言 及 する こと あり あり か ? (当 方 の

極 東 の 範 圍 の 説 明 解 説 に 2112 年 12 月 24 日 迄 指 摘 され こと) 成 立
程 度 の 増 進 が 必 要 あり、 米 領 土 内 閣 2113 年 1 月 24 日 迄
(英 米 諸 国 上 記 指 摘 あり)

(5) (9月21日の問題) (1) 通還時に右記も右が沖縄を
寄進する南端の空かいたところ、通還に必要

手段の意味が協議が必要がある。折の上流の後に
(左方より通還後も必要を) 南端に於けるか、南端の
(部内での問題に属す)

必要がある(右)に通還を延期するか、この考えが前と後
(10) 沖縄からの対越交点移動等々 競争的行動への対応

の点、南端のみが二れに譲渡する(マキ一司)等々をどうするか
(11) か、各の取 沖縄寄港の対比越敵前上流で
(40%)

72 句いた。 (左方より在せ保 → 釜山の如き極距離
の場合と、飯内の場合とで異なる考え方が見られる
可能性を指摘)

(6) (安福橋渡り電台の対応 拡大に202) 筆跡

の考え方の背景に取つた計画か? (左方より問題
が拡大、右方、内容の深化と急進的になり、この意味は
(偏狭的)

妥協案は余り非能好でない旨説明)

(7) (救済案, 即ち EFFECTIVE DISCHARGE と同じ) (停戦命令

守る際の「支持を棄てること」^{三つ} 計72項, 即ち救済案の撤廃
(二つ, 四つ)

六五提後了ものとの解決は成立し得るか? (当分の間この

いの中 PUBLIC CONSENSUS と立派、両項に矛盾はなく、^{三つ} 存在

撤廃案があるとしても併発に支持なし、とこの二つを指摘)

(6) 計62項の EFFECTIVE DISCHARGE の意味は? (当分の間

通り^{三つ} 撤廃案の撤廃の意味を踏まえても取り得ることを説明

せよ) 72項の撤廃案を認むり、を不尊重する者なし(案)

(8) (共同声明に二つ三つを盛り込むこと) 計撤廃27項

を金と米世福利策上、両首脳公認は70年代と同じ

「撤廃案のものは要あり、二つ三つは総領の最速のPTP改革に

ついでの声明を盛り込むこと) 如何、又は PTP にかへり

CONFLICT 停止は二つ三つの撤廃案の決定(五)如何?

(当方の検討が完了し、Aは経済問題、Bは協約問題に

つなぐべき項目として取り扱った) 可能な限り早く

ことを述べたこと)

2. 今後の進め方として次の如く協議する

(1) (VOAの移住) 先方の早速御報告を早くおこなわれ
英国での御^た協議 USIA - BAC間の交渉を迅速に

一 迅速に(と述べて) 11月15日午後協議する

(2) (地位協定に関する合意の決定) 先方の御^た協議を速に
(地位協定の速成)

10件の合意の過去の協議決定は実質的に無視して
沖繩に適用するべき(新しい決定を行うこと)

の一方、各条を押し進め、先方の小笠原道遠等
の御^た協議により、地位協定の枠内で解決を行う

各々旨を説明 各々先方の今後の所題として

沖繩通信片断の後(11件) 聖域管理 (協議の進め)

日心 (0) 市) 個人 (2012年11月21日) FBI - 外口放送 (0) 傍受作業 (一) 所
展) 取手数 務務 (2012年11月21日) 取手数 務務 (2012年11月21日)

(2012年11月21日) 取手数 務務 (2012年11月21日)

(3) (後部準備期間) の経過 (2012年11月21日) 先方での取手

12月21日 先方での取手 2012年11月21日 取手数 務務 (2012年11月21日)

共同声明書 (2012年11月21日) 取手数 務務 (2012年11月21日)

日米政府委員会 (2012年11月21日) 取手数 務務 (2012年11月21日)

代表者 取る委員会 設置の必要を指摘 (2012年11月21日)

リンクの状況 (2012年11月21日)

(4) (時限交渉) (2012年11月21日) 先方での取手 務務 (2012年11月21日)

に言及し、取るべき (2012年11月21日) 取手数 務務 (2012年11月21日)

極 秘
無 期 限
追 3部の内
2号

SECRET

極 秘
無 期 限
12部の内
5号

別
添

(August 12, 1969)

Draft Joint Communiqué

1. The Prime Minister and the President had a broad exchange of views on Japan-U.S. relations as well as on the respective positions of the two countries in the present international situation. The President expressed the deep interest of his Government and his own in Asia and stated his belief that Japan and the United States should cooperate in contributing to the peace and prosperity of the region. The Prime Minister, appreciating the view of the President, made it clear that Japan would make further active contributions befitting her capabilities to the peace and prosperity of Asia.

2. The Prime Minister and the President exchanged frank views on the recent international situation, with particular attention to developments in the Far East. The Prime Minister expressed his recognition that, in the light of the present situation, the presence of U.S. forces in the Far East constituted a mainstay for the stability of the area. The President, while emphasizing that the countries in the area were expected to make their own efforts for the stability of Asia, assured that the United States would always honor her treaty commitments in the Far East.

3. The Prime Minister and the President noted the continuing tension over the Korean peninsula. The Prime Minister highly appreciated the peace-keeping efforts of the United Nations in the area and stated that the security of the Republic of Korea was essential to Japan's own security. Referring to the accelerated development of nuclear arsenal by Communist China, the President expressed his concern over the future trends of its foreign policy. The Prime Minister and the President shared the hope that Communist China would eventually assume a more cooperative external posture. Recalling that Communist China refused to accept the proposal to refrain from the use of force against Taiwan, the President referred to the treaty commitments of his country to the Republic of China. The Prime Minister expressed his understanding of the position of the United States and stated that the Japanese Government kept close attention to the security situations in the Taiwan Strait. The President described the sincere efforts made by the United States for a peaceful settlement of the Vietnam problem. The Prime Minister expressed his

- 2 -

earnest hope for a substantial progress towards peace based on justice. He further stated that Japan was exploring what role she could play in bringing about stability and reconstruction in the Indo-China area.

4. In the light of the present situation in the Far East, the Prime Minister and the President highly valued the role played by the Treaty of Mutual Cooperation and Security in maintaining the peace and security of the Far East, including Japan, and mutually affirmed the intention of the two Governments to maintain firmly the Treaty on the basis of mutual trust and the common evaluation of the international situation. They further agreed that the two Governments should maintain closer and constant contact with each other on the implementation of the Treaty of Mutual Cooperation and Security.

5. The Prime Minister emphasized the need to have the administrative rights over Okinawa returned to Japan on the basis of the friendly relations between Japan and the United States and thereby to restore Okinawa to its normal status. The President expressed due appreciation of such need. The Prime Minister and the President also recognized the vital role played by U.S. forces in Okinawa in the present situation in the Far East. As a result of their discussion, it was agreed that the mutual security interests of Japan and the United States could be accommodated within arrangements for the return of the administrative rights over Okinawa to Japan. They therefore agreed that the two Governments would enter immediately into consultations regarding specific arrangements for the early reversion of Okinawa without detriment to the security of the Far East, including Japan. They further agreed to expedite the consultations with a view to accomplishing the reversion by 1972. In this connection, the Prime Minister made clear the intention of his Government to assume gradually the responsibility for the immediate defense of Okinawa as part of Japan's defense efforts for her own territories. The Prime Minister and the President also agreed that the United States would retain under the terms of the Treaty of Mutual Cooperation and Security such facilities and areas in Okinawa as required in the mutual security of both countries.

6. The Prime Minister and the President agreed that, upon reversion, the Treaty of Mutual Cooperation and Security and

- 3 -

its related arrangements would apply to Okinawa without any additional arrangement. In this connection, the Prime Minister affirmed the recognition of his Government that the security of Japan could not be adequately maintained without international peace and security in the Far East and, therefore, the security of countries in the Far East was a matter of serious concern for Japan. The Prime Minister was of the view that, in the light of such recognition on the part of the Japanese Government, the return of the administrative rights over Okinawa to Japan in the manner agreed above should be compatible with effective discharge of the international obligations assumed by the United States for the defense of countries in the Far East, including Japan. The President replied that he shared the Prime Minister's view.

7. The Prime Minister described in detail the particular sentiment of the Japanese people against nuclear weapons and the policy of the Japanese Government reflecting such sentiment. The President expressed his understanding of the position of the Japanese Government and assured the Prime Minister of the intention of the U.S. Government to ensure the reversion of Okinawa to be carried out in a manner consistent with the policy of the Japanese Government as described by the Prime Minister.

8. The Prime Minister and the President agreed that with respect to financial questions which could arise in connection with the return of the administrative rights over Okinawa to Japan, a mutually satisfactory solution should be found by the time of the reversion.

9. (pre-reversion arrangements)

10. The Prime Minister and the President expressed their conviction that a mutually satisfactory solution to the question of the return of the administrative rights over Okinawa to Japan, which was the last of the major post-war issues pending between the two countries, would be to strengthen further the Japan-U.S. relations based on friendship and mutual trust and would also make a major contribution to the peace and security of the Far East.

極 秘
無 期 限
4 部 の 内
1 号

<p>4 次 官 3 参 事 級 <i>批</i> 2 国 中 大 臣 級 <i>批</i></p>	<p>外 務 省 参 事 参 事 長 200- 回 覧 中</p>	<p>外 務 省 1 号 参 事 長</p>
<p>東 郷 正 十 郎 - 合 談 (8月21日午後)</p>		
<p>44.8.21</p>		
<p>参 事 長</p>		
<p>合 談 概 要 次 の と お り (大 河 原 参 事 長、参 事 長 同 席)</p>		
<p>1. 共 同 声 明 案 に 関 する 参 事 長 訓 示 事 項</p>		
<p>参 事 長 訓 示 1. 互 平 交、各 項 目 に つ き 以 下 の 如 く (封 鎖)</p>		
<p>(1) A (才 2 項 末 文) 受 諾 可 能</p>		
<p>(2) B (才 3 項 頭 文) 同 上</p>		
<p>(3) C (" 才 4 文)</p>		
<p>(4) 参 事 長 台 湾 と 群 島 の 扱 い 関 係 に 着 目 して 2113 二 と、A 或 TAIWAN OR THE PESCADORES は 参 事 長 訓 示 上</p>		

200-
回 覧 中

朱例が義務正色つては子地域を正確に書

いたもので、THE TAIWAN AREA と同義的と説明

(1) 当方此二の条に本例の最も避けたるシラント右
調子が出ておる受諾困難の旨表明、^{先方此}

別紙又、^限本手交、二枚の自分の私書に於ては
日本例に受入れ可能存する、日本書と1272-

トに報告した(と提案、 ^(7.12.1) 302) 当方検討正約した

(11) 右方彼我話し合いの結果、オ1文未段に "PEACE

OF THE FAR EAST, INCLUDING JAPAN"と訂正。

オ本手交に於て20日当方提案のオ22文末尾に

安保条約の目的にフテ字句を追加する^{こと}と取止めた。

(12) 但し^レシラントに戦争が通達時を長引く場合の

部分(米例命^レオ1文、^レ私書オ1文)は当方と受入れ
難い^レと正表明した。

(木) 先方が台湾の取扱いに関し、自米が重要
に關して一紙が決定の表現のみの問題と

有るべしと述べ、実定は①台湾は韓国に比
竟感や緊張が少く②台湾地域は

日本の安全保障にとり VITAL 有ると③アメリカの軍事
義務上の義務は日本の安全保障上重要有ると

④防衛兵力を台湾に駐留せしむるは緊張が
少からべしと (~~台湾~~ ^{北支那} 北支那に駐留せしむるは「台湾が

攻め込まれる日本は半島に防衛一次はあり
沖繩が出来 — 本意は、と云ふこと) 有ると

理解するを表明。

(一) 総理発言は上記にも鑑み ~~は~~ 是れ

(AN 当方原字の TAIWAN STRAIT)

の修正中の TAIWAN は THE TAIWAN AREA と修正。

また先方申出の対当方字 "ON THE OTHER HAND IT

8

IS A FACT THAT "正前除 了" 二と一在。

又二 先方は 本(の)如く 修正すの 事ヲ 了ニシテ

報告 了と 述レテ

(4) D (第5項 第6文)

当方 是 米 事 24 TIME SEQUENCE 上 不都合 生 了と 指摘シ、先方 又 AND TO SEEK 正前除

(THE NECESSARY LEGISLATIVE SUPPORT 正 1972
と (F) の 向) 正 WITH 正 題 正 74 正 の 挿入 正 同意。

(200 の 事) の 線 正 案 (右 二 と 右 3.)

(5) E (第5項 末尾 第2文) 受諾可能

(6) F (第6項 第1文)

先方 是 「追加的 取費」^正 付 米 御 正 好 了 二 了 正

前除 して 米 日 御 正 充分 保護 了 正 旨 正 述 正
当方 示 唆 の 「是 正 1」 正 固 正 正 付 正 当方 提 正 正

2. その他の^米自由国訓命

先方所D題で以下を説明。~~新聞記者に~~

(1) 吉田・P7リン書簡への言明を取止めた。提案
（右理由は歴史的経緯の強調のみあり

予前協議とは無関係に右の言明と折衝問題
を起すとの自由側の意見により ^{折衝} ~~折衝~~ した。

(2) 共同声明案第7項（概）自由案は受^諾不能

(3) " 第8項（財務）も同上に如き今後の

米財務省・自由大蔵省の話し合いの進展を見こ
決める。場合によっては共同声明案を替にせ

まいのかも知れない。（当方との妥協は対し）米
案を大蔵省に呈示して結構。本項の交渉は

（^他 ~~他~~）
（^{外交当局に知らせ}）
全然両財務当局の話し番せり^とと考へるもの
あり。来月8-10日来日の「^米財務次官補の

市1回交渉は外務省、^米大使館から米ホーン
公使も入るよう、米側も提議する財務省

(但し以後は財務省の月会のみ)

と協議する。

(4) 1960年国連10-11-席止：公的スタートが

曖昧であるかあると受諾困難といふのが
ワシントンに在りである。

(5) 総理の朴大統領、韓総統に書簡發出

(1) 韓総の返還は韓国中米間の安全保障に

利するものでないとの趣意の手紙を在りて
両国を安心させ、交渉に介入しようとの交渉

止すのと、教員のみならず、米側公使等上も
有用である。(極秘の旨を在りて米側有力者に

知らせる)

(1) (是方契約に對し) タイミンは総理が米

直前此地直後此地追加 後の方が好ましいかと
知れたい。 (秘) として公用 (2) にも御用次方と

9-9 まで文書は 後者の方が良くてと

(11) 以上2件 (2) 方がまだ検討中である。(明)

3. その他

(1) 先方功上紀 1, 2 の米御の考文¹⁶³⁰は¹⁶³⁰許一
長官は先日國務省内の長崎海防の所合世会

取' 2- 表明 (た と 2) に 基 (と 後 明)

(2) 22 方と 明 22 日、¹⁶³⁰再会 対 2 と 五 路 (た 7 日
大連、大領 公使 18 28 日午後 (時 10) 4 通 而

決定) と 対 2 と 2 に 折 合 せ た。

(3) 「2」は 9 月 4 日 日 本 寄 附 自 (大臣 才 2 次
訪 生 仁 備 文 手 由。

極 秘
無 期 限
6 部 の 内
1 号

8月21日又、改正後
(華語訳4号1273号)

SECRET

別添

Suggested Changes in Communiqué

A. Last sentence of para 2 should be amended to read:

"The President, while emphasizing that the countries in the area were expected to make their own efforts for the stability of Asia, gave assurance that the United States would continue to contribute to the maintenance of international peace and security in the Far East by honoring its treaty obligations for defense of countries in the area."

OK

B. The first sentence of para 3 should contain one

additional word and should read: "The Prime Minister and the President specifically noted the continuing tension over the Korean Peninsula."

OK

C. Para 3 should be revised to read as follows beginning

with fourth sentence: "The President referred to the treaty

OK

SECRET

SECRET

- 2 -

obligations of his country to the Republic of China, which the U. S. will uphold. The Prime Minister expressed his understanding of the position of the U. S. and agreed that an armed attack against Taiwan or the Pescadores would be dangerous to the peace of the Far East, including Japan. The Prime Minister and the President shared the hope that Communist China would eventually assume a more cooperative external posture. The President described the sincere efforts made by the United States for a peaceful and just settlement of the Vietnam problem. The Prime Minister expressed understanding for U. S. efforts to restore peace in Vietnam and stated that if hostilities have not concluded there by the time reversion is scheduled to take place, the Japanese Government would assure that the military effort in Vietnam would not be impeded because of

SECRET

SECRET

-3-

reversion. The Prime Minister stated that Japan was exploring what role she could play in bringing about stability and reconstruction in the Indo-China area."

D. The sixth sentence in para 5 should be amended to read: "They further agreed to expedite the consultations ~~and to seek the necessary legislative support with a view~~ to accomplishing the reversion during the year 1972 if detailed negotiations and implementing arrangements for reversion are completed by that time." ~~████████████████████~~

SECRET

-4-

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

E. In penultimate sentence para 5, "Following reversion" should be reinserted after words "His Government."

o/c

F. At the end of the first sentence of para 6 delete the restrictive clause "without any additional arrangement."

(We thinking of additional arrangements such as new interpretive minutes or supplemental decisions of Joint Committee on SOFA problems.)

SECRET

極 秘
無 期 限
6 部 の 内
1 号

SECRET

(8月21日 7, 96室)
訂正個記記入済

Para. 5.

74

添

二

"The President and the Prime Minister agreed an armed attack against countries of the Far East, particularly the areas adjacent to Japan, would be dangerous to the ~~peace and security~~ ^(the Far East, including) of Japan. They specifically noted the continuing tension over the Korean peninsula. The Prime Minister highly appreciated the peace-keeping efforts of the United Nations in the area and stated that the security of the Republic of Korea was essential to Japan's own security. Referring to the accelerated development of nuclear arsenal by Communist China, the President expressed his concern over the future trends of its foreign policy. The President also recalling that Communist China had so far refused to join with the United States in a mutual renunciation of the threat or use of force in the Taiwan area, referred to the treaty obligations of his country to the Republic of China. The Prime Minister

SECRET

内閣
外務省
秘書官
印

SECRET

-2-

expressed his full understanding of the position of the United States and stated that the Japanese Government also continued to view the situation in the Taiwan area with close attention and concern. The Prime Minister and the President shared the hope that Communist China would eventually assume a more cooperative external posture. The President described the sincere efforts made by the United States for a peaceful and just settlement of the Vietnam problem. The Prime Minister expressed understanding for U. S. efforts to restore peace in Vietnam and stated that if hostilities have not concluded there by the time reversion is scheduled to take place, the Japanese Government would assure that the military effort in Vietnam would not be impeded because of reversion. The Prime Minister stated that Japan was exploring what role she could play in bringing about stability and reconstruction in the Indo-China area."

その方針を打ち出し愛知外務大臣に先般の
訪米に際し二枚を備明(左二と(6)の両協誠

物に付いては所謂「省止め論」故に片寄の説明を
排し正奉台を以て此の上述軍の側面をアポイント

たいた二と(11)地方核問題^は現在^は国内^に情上
動かすに於ける能力^をの肉題が^も存在し

政治的には「核なき、核軍事的リ-リ-ンク」に基いて
いながら、政府とは~~核~~アポイントせしむるに

を説明の上(=)非核三原則の由来と意義が
わが国内の核問題の肉題~~を~~の知識~~を~~

認識の欠陥(木)が^{国内の}所謂「核軍備漏」は^{今後等連}
か(も当初は米国の核持込みを排し~~を~~
(1)二枚の給右様相を示し^{傾向が}
~~核~~と思わぬ~~を~~真のつを補足した^{強(右)}

(2) 二枚の封し「オ-フル」大佐の次の如く述べた

(二) 半年ほどの間、国務省や日本政府の努力により、日米関係の
意識が大幅に向上した。また防犯に2012年の日米の防衛上の考え方を
アフリートとしており、共同声明等にもその大筋が示されている。向12年

(イ) 軍と^{基地}の^{有効性}確保が最大の課題
であり、種々研究を重ねるなか、核・通商の

両様能力 (QUAL CAPACITY) を備えて432とか
抑止力の大きき要求である。核をぬくと432の

部隊の^{駐留的}意義はなくなる^{沖縄上712}ことあり、色を死守を
検討しながらいづれの場合も抑止力の低下は

免れな、との結論であった。

(ロ) おくはなはつ侵略者に対する本意、日米同盟で

極東の安全に甚大なる影響を及ぼすこと、内閣正
統令号深南部より~~閣内~~国家安全保障会議へ

上44: 現在最高首脳^(6月11日に行っており)
決~~定~~ ^着 如行は大統領、総理の向に決り^{その}
^{(極東~~防衛~~政策)や沖縄情勢に種々変化がみられる折柄}米の
ことと思われ。その決り方によつて半島の国防枠
及び作戦計画~~の~~の態様に変化を生ずべく、

4.

軍の予算が益々取りにくくなった環境と相俟って、
軍には早く日米側と合意を達し詳細のプラン
を作成に入りたいと思つてゐる。

(1) なお 機装備部隊^(の任用)は 242~~00~~ 長年の兵術思

想とは根をおろしてゐるのは、人算と兵器を分けて
おいておくことは出来ない、という原則である。(これは
分散駐留の場合にも当てはまり、人と兵器が共に展開は出来ない)

陸上戦闘用の或る種の戦場兵器の場合 (これは例として
沖縄自衛隊に使うのがある) 新鋭支援用と対戦 (おおくもの)

を以て、空軍は 212 言之は 塔梁電等と航空料
と、機装備を別々の所においてゐるべきである

現代戦の要請は如何に急務な。従つて若し機装備
と有れば、右と之莫大の予算を要し抑止力に及ぼすこと

がある。その部隊全部を沖縄から引上げるほか
方法はないといふのが、空軍計画部門の考えである。

2. 日米側共同声明書及び総理解言書

当方の別添1. A及び2のテキスト(註28A290付)を
序の上従事との相違点と2次の如く説明(左の

に對し、先方は概ねご同意を仰ぐ。

(才22) ASIA と THE AREA と(才)

(才32) ^{全部} 才1文、才2文の SPECIFICALLY を削除(注)

○ 中英の概論等1句の文章を削除、そ處に代る
半例等に基づく中英の対外政策に使用した文挿入

○ ^{達成の意思} テキストに和平を旨とする旨の自筆文に於る

(才42) THEIR EVALUATION OF を削除

○ FAR EAST と INCLUDING JAPAN の句のコンマを
削除(以下才5, 才6頁に同じ)

○ 本文の FAR EAST の次に INCLUDING JAPAN を挿入

(才52) TIME HAS COME と HAD COME と(才)

・(注) 先方等、この共同文に於て、才74の「意味が了る要保有の」が、

◦ COME の次の THE TWO GOVERNMENTS 及び

◦ PEOPLE OF JAPAN の次の PROPER 及び

代りに ^{の次の} OF BOTH THE MAINLAND AND OKINAWA 及び
とす。

◦ CONSULTATIONS REGARDING SPECIFIC ARRANGEMENTS
FOR の次に ACCOMPLISHING 及び

◦ 1972年の文章を WITH A VIEW TO ACCOMPLISHING
THE REVERSION DURING 1972 BY CONCLUDING
THESE SPECIFIC ARRANGEMENTS WITH THE
NECESSARY LEGISLATIVE SUPPORT. とす。

◦ 施設の FACILITIES AND AREAS の中の MILITARY 及び
の次の
(第6項) REVERSION 及び RETURN OF THE ADMINISTRATIVE
RIGHTS とす。

◦ 及び 施設を WITHOUT MODIFICATION THEREOF. とす。

○ 末尾が2文の OKINAWA の次の TO JAPAN を削除
(17頁) 我々厚手とあり

(18頁) 同上

(19頁) 1文の COMPLEX PROBLEMS を COMPLEXITY
OF THE PROBLEMS とする

○ ADMINISTRATIVE AUTHORITY を ADMINISTRATIVE
RIGHTS と改める。(2ヶ所)

○ SENIOR REPRESENTATIVE の SENIOR を削除

3. ワシントン条約の調査事項

先方の説明次のとおり。

(1) 非公開の ASSURANCES — ワシントン条約共同声

明、総理発言と曖昧さが大なる場合は非公
用の ASSURANCES を求め、^(注) 支持が強い。 (厚手、^(注) 非公開)
^(注) 存続要約の際

60年の 8-11-1 の内容と関連する。

(2) 共同声明書

次の諸点を要望す。

72.10.27
72.11.27
72.11.27
72.11.27

(才2項) 末尾を DEFENSE TREATY OBLIGATIONS
(挿入)

IN THE AREA とす (FOR DEFENSE OF COUNTRIES 削除)
(当方意向に対し理由不明な子と吾分有との関連での修正上の問題あり)

(才3項) 中英核用条に因り文章削除

○ 韓国、台湾の取扱いに差違をせむを在り

ニ七分を以て ~~中~~ 程度 如何なる 非公開 ASSURANCE
は否。

○ ワシントン和平の達成を中絶後部 如何なる
を以て之をせむを在り EXPRESSED THEIR

ERNEST HOPE THAT PEACE BASED ON
JUSTICE IN V.N. BE ACHIEVED BEFORE

REVERSION. とす (8A 19日 同い文言)

○ ~~才~~ 二の項に因り連り、ワシントン 和平 達成 時 起
(先多項)

この戦争が終結している場合、復帰を延期する
支障の無い戦闘作戦行動を認めるかの選択につき

共同声明以外

日米が協議すべきこと、行なう方法 — 総論発言
は非公開の保証である — 200本例が表明

この必要ありとの気持が強い、と補足。 当方
との共同宣言は共同声明の文言をほとんどそのまま
の（共同宣言の合意が示す）（これは異なるがし

と伺うたのに対し、先方は上記提案がUSEFULであると述べ
たので、当方は二つ（~~は~~）^は100%の条件を備え

て交渉する意向を述べた。）

(修正) 1972年の文章は「ワット」204段(8A21A)

の文言 (TO EXPEDITE THE CONSULTATIONS AND TO
SEEK THE NECESSARY LEGISLATIVE SUPPORT

WITH A VIEW TO ACCOMPLISHING THE REVERSION
BY THE YEAR 1972 IF NEGOTIATIONS AND
DETAILED

IMPLEMENTING ARRANGEMENTS FOR REVERSION
ARE COMPLETED BY THAT TIME) とある。113.

これは1972年の過程は ARRANGEMENTS の要請に
かかっていたことは確かである。(当

時日本側も全く同じ考えに立つた。半信半疑
EXPEDITE した引渡しの形にたつたことは確か
(1972年12月24日)

~~この点について~~ ありたいこと、後判電話
にて日本側の1972年12月24日、その次に

PROVIDED THAT BY THAT TIME THESE SPE-
CIFIC ARRANGEMENTS CAN BE CONCLUDED WITH
THE NECESSARY LEGISLATIVE SUPPORT. とあることは
提議通り、当然提議通りである。

(7項) ^{WITHOUT} MODIFICATION の文言がある(2項も
あり、とあるから、削除する。7項と2項は

合同委員会の決定等修正を要するに ARRANGEMENTS
をどうするかとの問題 (当方抄その裏 別途書面を

明らかにしてほしい旨表明) の件が、上記非公情
保証との関連で二ヶを強く望んでいす。(二ヶは

外(当方抄 夏知 外務大臣と12ヶ 飽(却)必ず
ありとしていす旨 陰相)

(才9項) のことについて
~~総務課~~ 概取 大しといふ、準備委員

の筆例代表を高等弁務官と同等の可否を

検討中である。なお先日 ランポート弁務官に非公式
に見せられた二ヶは二ヶは結構と述べた。

(3) 總理 弁言案

(当方抄、二ヶは受入が本日の 總理が
終止を強く望んでいす 60年10月11
に1ヶの2ヶと異なるといす、二ヶは
二ヶは110 72ヶと12ヶ 両方並列して、と

- 韓国 12ヶは PROMPT AND FAVORABLE とした
- 台湾 12ヶは 本尾に ON THE BASIS OF

THE FOREGOING RECOGNITION を挿入した。 (当

7

方針向に對し同1105937号の IMPORTANT FACTOR 云々右と説明.)

本 今後の進め方.

(1) 明日の大塚、マヤ - 大塚会後マヤ 余り文書は

マヤも手取 = せぬ - (但し MODIFICATION 云々
にマヤ大塚も必ず往て説明する事)

日中の内政子備とか、ウズベク、台湾、松等の
大之右向敷に觸れぬ = とも右了り と^{U-改}
(修正)

(2) ^(マヤマヤ - 公使所) 来り 29日(金)再度会後、先追加件は
9月1日(月)の~~所~~所柄来り中のリ-VP陸軍長官の
報

飛行機に便重に帰国 (右ウカ、勿論必ず
先い査部計画通り 3日(水)帰国にせしむ

述べた。

(国) 第 111
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37
38
39
40
41
42
43
44
45
46
47
48
49
50
51
52
53
54
55
56
57
58
59
60
61
62
63
64
65
66
67
68
69
70
71
72
73
74
75
76
77
78
79
80
81
82
83
84
85
86
87
88
89
90
91
92
93
94
95
96
97
98
99
100



SECRET

(August 27, 1969)

Draft Statement by the Prime Minister

As I have always stated in the past, the security of Japan in the world in which we live today cannot be adequately maintained without international peace and security in the Far East. Thus, the security of countries in the Far East cannot but be a matter of serious concern for Japan's security. Herein lies the significance of Article VI of the Security Treaty. And it would be in accord with our national interest to determine our response to prior consultation in the light of the need to maintain the security of the Far East including Japan.

In particular, if an armed attack against the Republic of Korea were to occur, the security of Japan would be seriously affected. Therefore, should an occasion arise for U.S. forces in such an eventuality to use facilities and areas in Japan as bases for military combat operations to meet the armed attack, the policy of the Japanese Government towards prior consultation would be to decide promptly its position on the basis of the foregoing recognition.

The maintenance of peace and security in the Taiwan area is also an important factor for the security of Japan.

- 2 -

I believe in this regard that the determination of the United States to uphold her treaty commitments to the Republic of China should be fully appreciated. However, should a situation ever occur in which these treaty commitments would actually have to be invoked against an armed attack from outside, it would be a threat to the peace and security of the Far East including Japan, though, I am glad to say, such a situation cannot be foreseen today. The policy of our Government is to continue to keep a close watch on the situation in the Taiwan area and to deal with it as our national interest requires.

極秘
無期限
6 号
6 号

SECRET

3
4-Open
5-田中大臣
6-7- (August 27, 1969)

Draft Joint Communiqué

1. The Prime Minister and the President had a broad exchange of views on Japan-U.S. relations as well as on the respective positions of the two countries in the present international situation. The President expressed the deep interest of his Government and his own in Asia and stated his belief that Japan and the United States should cooperate in contributing to the peace and prosperity of the region. The Prime Minister, appreciating the view of the President, made it clear that Japan would make further active contributions befitting her capabilities to the peace and prosperity of Asia.
2. The Prime Minister and the President exchanged frank views on the recent international situation, with particular attention to developments in the Far East. The Prime Minister expressed his recognition that, in the light of the present situation, the presence of U.S. forces in the Far East constituted a mainstay for the stability of the area. The President, while emphasizing that the countries in the area were expected to make their own efforts for the stability of the area, gave assurance that the United States would continue to contribute to the maintenance of international peace and security in the Far East by honoring its treaty obligations for defense of countries in the area.

- 2 -

3. The Prime Minister and the President noted the continuing tension over the Korean peninsula. The Prime Minister highly appreciated the peace-keeping efforts of the United Nations in the area and stated that the security of the Republic of Korea was essential to Japan's own security. The Prime Minister and the President shared the hope that Communist China would adopt a more cooperative and constructive attitude in its external relations. The President, however, recalled that Communist China had so far refused to join with the United States in a mutual renunciation of the threat or use of force in the Taiwan area, and referred to the treaty commitment of his country to the Republic of China. The Prime Minister expressed his full understanding of the position of the United States and stated that the Japanese Government also continued to view the situation in the Taiwan area with close attention and concern. The President described the earnest efforts made by the United States for a peaceful and just settlement of the Vietnam problem. The Prime Minister expressed his earnest hope for a substantial progress towards that end. He further stated that Japan was exploring what role she could play in bringing about stability and reconstruction in the Indo-China area.

- 3 -

4. In the light of the situation and the prospects in the Far East, the Prime Minister and the President highly valued the role played by the Treaty of Mutual Cooperation and Security in maintaining the peace and security of the Far East including Japan, and mutually affirmed the intention of the two Governments to maintain firmly the Treaty on the basis of mutual trust and the common evaluation of the international situation. They further agreed that the two Governments should maintain closer and constant contact with each other on matters affecting the peace and security of the Far East including Japan, and on the implementation of the Treaty of Mutual Cooperation and Security.

5. The Prime Minister emphasized his view that the time had come to respond to the strong desire of the people of Japan, of both the mainland and Okinawa, to have the administrative rights over Okinawa returned to Japan on the basis of the friendly relations between Japan and the United States and thereby to restore Okinawa to its normal status. The President expressed due appreciation of the Prime Minister's view. The Prime Minister and the President also recognized the vital role played by U.S. forces in Okinawa in the present situation in the Far East. As a result of their discussion, it was agreed

- 4 -

that the mutual security interests of Japan and the United States could be accommodated within arrangements for the return of the administrative rights over Okinawa to Japan. They therefore agreed that the two Governments would enter immediately into consultations regarding specific arrangements for accomplishing the early reversion of Okinawa without detriment to the security of the Far East including Japan. They further agreed to expedite the consultations with a view to accomplishing the reversion during 1972 by concluding these specific arrangements with the necessary legislative support. In this connection, the Prime Minister made clear the intention of his Government, following reversion, to assume gradually the responsibility for the immediate defense of Okinawa as part of Japan's defense efforts for her own territories. The Prime Minister and the President also agreed that the United States would retain under the terms of the Treaty of Mutual Cooperation and Security such military facilities and areas in Okinawa as required in the mutual security of both countries.

6. The Prime Minister and the President agreed that, upon return of the administrative rights, the Treaty of Mutual Cooperation and Security and its related arrangements would apply to Okinawa without modification thereof. In this connection, the Prime Minister affirmed the recognition of his

- 5 -

Government that the security of Japan could not be adequately maintained without international peace and security in the Far East and, therefore, the security of countries in the Far East was a matter of serious concern for Japan. The Prime Minister was of the view that, in the light of such recognition on the part of the Japanese Government, the return of the administrative rights over Okinawa in the manner agreed above should be compatible with effective discharge of the international obligations assumed by the United States for the defense of countries in the Far East including Japan. The President replied that he shared the Prime Minister's view.

7. The Prime Minister described in detail the particular sentiment of the Japanese people against nuclear weapons and the policy of the Japanese Government reflecting such sentiment. The President expressed his understanding of the position of the Japanese Government and assured the Prime Minister of the intention of the U.S. Government to ensure the reversion of Okinawa to be carried out in a manner consistent with the policy of the Japanese Government as described by the Prime Minister.

8. The Prime Minister and the President agreed that with respect to financial questions which could arise in connection with the return of the administrative rights over Okinawa to

- 6 -

Japan, a mutually satisfactory solution should be found by the time of the reversion.

9. The Prime Minister and the President, recognizing the complexity of the problems involved in the reversion of Okinawa, agreed that the two Governments should consult closely and cooperate on the measures necessary to assure a smooth transfer of administrative rights to the Government of Japan in accordance with reversion arrangements to be agreed to by both Governments. They agreed that the Japan-United States Consultative Committee in Tokyo should undertake over-all responsibility for this preparatory work.

The Prime Minister and the President decided to establish in Okinawa a Preparatory Commission in place of the existing Advisory Committee to the High Commissioner of the Ryukyu Islands for the purpose of consulting and coordinating locally on measures relating to preparation for the transfer of administrative rights, including necessary assistance to the Government of the Ryukyu Islands. The Preparatory Commission will be composed of a Representative of the Japanese Government with Ambassadorial rank and the High Commissioner of the Ryukyu Islands, with appropriate staff, with the Chief Executive of the Government of Ryukyu Islands acting as adviser to the Commission. The Commission will report and make recommendations

- 7 -

to the two Governments through the Japan-United States Consultative Committee.

10. The Prime Minister and the President expressed their conviction that a mutually satisfactory solution to the question of the return of the administrative rights over Okinawa to Japan, which was the last of the major post-war issues pending between the two countries, would be to strengthen further the Japan-U.S. relations based on friendship and mutual trust and would also make a major contribution to the peace and security of the Far East.

極 秘

大匠
2/24
嘉利
10/27/29

事務
10/27
10/29

下
多
知

愛知大臣、マヤ-大使 会談 (沖縄返還問題)

8. 28
朱比-長

本28日午後4時30分より6時10分まで本省大臣控見室
においで行なわれた会談概要次の通り。(急務)

マヤ-大使、ウヤル通訳官、当方アト局長、赤谷審判
官、比朱比-課長同席)

1. 交渉の原則的了解

(1) 大臣が率領される交渉の進展に筋水、右交渉
は現行の安保条約が同一関連取極の体系に

適用する
その中の枠内での解決を、コエエテという形式
で、総理訪米の際に結着をつけるとの原則的

了解の下に措かすことと確認(右の発言)

(2) 大使より、米側としてはこの点が補足的な保証 (SUPPLEMENTAL ASSURANCES) の文言に

ついでに同意により沖縄返還 ^{着手} ~~開始~~ を発表
出来ると希望している。右の議会に対し具体的

的に如何なる手続をとるかは未定であり、

(3) 大臣は 2-3 の点に ついでに同意を求めたいから

これを包含して解決し得る部分は
総理の対国会、大統領の対議会説明で

補充するともあり得、かつ、~~この~~ 理解に
発言(右の発言) 大使は以上のほか秘密の

(は当初の時点と見られる)

了解が必要と右の点も知らないと述べて、
対し大臣は秘密の了解は現在も決定

してないことを明らかにした。

2. 実質問題に関する大臣所見

大臣の向題案と(1)の戦斗作戦行動に関する考へ(2)のソ連
との戦争が適当所を永続した場合は(2)核問題 ~~は~~ ^{あり}

以下の如く述べたと共に、別の観点より韓国・国府に
対する日本の工作の可能性の問題に言及し、目下総理

にも上申に検討中であるが、未だ成否はなかと述べた。

(1) 戦斗作戦行動に関する考へ

(イ) 朝鮮半島

(a) 大臣は(1)口頭で天皇と総理及び自分との公談において、
より朝鮮半島に武力戦争が起れば日本の安全に影響する

92) ~~朝鮮~~ 韓国の静穏の保持は日本にとり大問題であると述べたこと
想起に(2)今回の日韓閣僚会談で、^{94年5月} 在外務部長官が

朴正熙公談で、米側が韓国は米韓条約 ~~が~~ ^が 国連正通にて
も二重の対韓防衛コミットメントを有していると述べた旨を内話

の上ニシテ充分留意方ニ要望あり(ニシテ、加ハ日韓共同コミ
ニテモ一言沖繩に言及せしニシテ、③昨27日米側に手交

の共同声明書等ニわが国の朝鮮半島に於ける関心と吾人加
ハ共ニ云ふニシテ、但シ主権國として留保して居る事前協定の

権限を目前ニ GIVE AWAY する事ニハ明記し得たりニシ
テ述べた上、日米側の真持は充分理解して居るニシテ要望した。

(b) 次ニシテ大使の電向に答へ、^(内閣)大臣日韓会談後ニ崔長官は
返還後の沖繩米軍の対韓援助能力低下云々には遺憾

加具體的ニハ、^(の行政的整理)簡明ナリ。尤モ①米韓条約の米國施政下の地域、中ニ
沖繩) 包含されたり返還後どうなるか、日本モ考へて居る

ニシテ②日韓間に留保事項は存在するがその締結を考へて居るが
^(加日米・米韓間)兩國の強國を信託使保、^(の夫々の)締結に付きの中心を安全にする

工夫を盡く念頭に於ては、^(の夫々の)然レニシテ要望(左ニシテを明記した。

(c) 大使より無責任かの危険な北洋の憂慮下、韓国人が

「返還(沖繩)は空前協力の制約、特に時間がかかることになり
米国の有るの際の)の対韓援助能力の有効性特に
 即時性を大幅に低下せ、以て北鮮の政策を招きおの
 ては有るか^{可危}と^憂慮^を感^ずることは尤もであり、韓国協力の始り
 米敵公人は殊にその実を痛感していると述べ、是に
 有るの際、米国外援助能力は無く、かつその援助が即時
 必要であると強調した。是れに対し大臣は非難を述べたも
 韓国にかかる心配をさせない様口をいふのが当分の考である
 り、上記の対韓、対国協力の案は米が考へておることは、両
 政府ともわが国にヒキ届かざるべきあり相互理解を固めることとすべき

(ロ) 台湾

大臣は韓国と異なり台湾は単に防犯のみ問題で
 なく、先般のロンドン長官会談の際述べた米がその
 後の77年大蔵省等の発言に敷衍されたことより

米国の対中政策は柔軟性を増やした如く、従って
自分にも日米交渉で中米を余り利権するなどの懸念

ない。この英文言の形式は昨日の日本字で「大ニ」
⇒「大ニ」が「大ニ」と発言した。

(2) ワシントン競争が通達時^に永引^きの場合

大匠功、文言や形式につき自分も~~大~~等と考慮中であるが、

当方参考までに、米側の肚一杯の考えを聞かせたい。
勿論その上、受入が出来るか、と要望した。

(3) 核問題

大匠功は「大以上高く越へる」となく、原爆唯一の被害国

と、非核子原則は国民中に定着している特殊^(情事)
の理解を求めるとに盡きる、と述べた。

(4) 右の大匠功 9月12日の「局長官との会談」では、昨日の
日本側の考え方の理解を求めたつてもあることを付言した。

3. 実質問題に關する大使所見

A. 大使の大臣の明快な所見表明に謝した上、問題の双方
の實質上の必要なる點と政治上の問題點を如何に

調整するかにあつた、自分としては日韓協約が華國の對
韓、台、フィリピン、コミンタンの遂行能力を害す(IMPDIR)

ことを欲してゐることを確信した。他方日韓協約が
公開の文書で主權に關連して日韓協約と云ふべき

に問題があることを理解したが、それと日韓協約とでは日本の
主權を害する気は毛頭ない(主權の枠内で解決したい)と述べた。
後、以下の如く述べた。

(1) 韓国

~~朝鮮~~ 38度線は日韓協約の防衛線であるが、

韓国に關する文書は未だ曖昧であり、國務省としては
明快な文書でないと、60年10-11-は存続地を急向て

ある ~~文書~~

(2) 台湾

~~本件は、我が国の利益に直結するものではない。~~

(1) 大臣御指摘の如く、米国の対中政策に欲せず、国際社会への租入のA21通商貿易の樹立を望んでおられることは、

台湾へのコミットメントは、台湾の起す事件の尻ぬぐい、米国の対中政策の右いよう、極めて慎重で、先般の国府軍

の中共砲撃を洗う事件の際にも、米国の露い態度を示した。

(2) コミットメントをきつくと、中共に制戦すべきとは同感であるが、

その反面、米国の台湾防衛能力が劣化するに
残ることは、つとめ、
中共の台湾政策を招来

米国の能力が低下し、所協定に巧用
できなれば、誤った印象を与え

たが、如き結果となり、日本の国益上もよくない。~~米化~~

と、これはコミットメントを一方の宣言以外の非公開了解で

「中共側の 批判を い は す」武力政策の明らかな場合、米国の

の手は、解らぬ、との確認を、検討中である。

(3) リンゴトナ

1972年までの経過を希望してこのお見通し(加)が不明の

現在、米国内で「フソソ」政府は進んで在越米軍支援
能力を低下せんとし、その政治的攻勢を可能

にする如きこと以外論外で、この一歩的宣言の目的が(非公開)
了解が^同米能力が低下せしむることではなからず、大敵役が
(適度の時期に軍事行動推進の1174にせよ) (上)

この旨、機会に言及する方針は(なく)は有らぬ。

(4) 概論題

自国と対新に申上りる所は有(た)に、沖籠の概

論は抑止能力・戦力の双方を低下せしむこと、Aの
撤去のついで何ら決定されぬことを再び申上りた。

B. 以上は対(大臣)の 本意に言及(韓国、台湾)のついで
意見は大部分合(つ)き、考(考)え方に違(違)い(は)有(有)り(と)思(思)う(と)

述べた後、リンゴトナは(上)つぎ次の如く話し合(合)った。

(1) 大塚が ウラタム に ついては 通達時 邦の 総結^とを 遂行
((CEASE FIRE 結核))
望む といふ 意欲の 表明に 止めを かく といふ 訳には

行かぬか、 秘見^とでは 有るか、 米国の 世界 政策に 対して
72年 邦に 総結^とを せよ といふ 意思 表明を 世界の 各
(日米 関係 といふ)

舞台 (右と 左の ウラタム と 直接 関係 有るとも) で 行なう といふ
有 意 欲 といふ 有るか、 総結 する 場合 どうか と 書 (内容)

総結^の 意欲 を 報ぐ 印 録 を 送 たい、 と 述べ いた
= 丸 口 野 (大使 野)、 11月 12日 は 米 日 内 閣 世 偏 の 反
報 が CEASE FIRE 結核 といふ こと を 御 察 せ たい と 米 国、 大 塚 が 答 へ たい と 答 へ たい

時、 米 国 の 諸 友 邦 の 支 持 踴 躍 を 示 して、 米 国
が 必 ず GIVE UP する こと を 期 待 して いる が、 = フリン

大 総 結 以 下 米 国 は 何 年 か、 つ ても 名 譽 有 る 総 結 の
実 現 に 努 め たい ^(と 信 頼) 同 時 に 11月 公 法 以 外 で 是

先 般 の 2万 5000人 救 済 の 如 く、 行 工 事 の 一 部 に つ いて は
合 理 的 な 方 案 を 取 り たい と 述 べ たい と 述 べ たい と 述 べ たい

(2) 大臣より 抽象的 政治論 だが、^日 内政上 計議
問題 加 日 邦 の 要 望 する 線 へ 解決 の 軌 道 への つ ち と 113

こと には あり、^日 邦 人 の 対 米 観 は 前 述 の 如 好 転 し 選 考 的
自 民 党 が 予 想 以上 の 大 勝 を 獲 ち こと を 確 信 した こと

日 邦 間 協 和 促 進 問題 の 友 好 的 解決 を 可能 に 持 ち 帰 した
もの である と 113 こと は 一 大 成 果 である、と 述 べ た。

大使 より、^日 邦 間 協 和 促 進 問題 の 友 好 的 有 政 情 状
状 況 (FRIENDLY GOVERNMENTAL SITUATION) の 維 持 を

急 務 である こと、^日 邦 間 協 和 促 進 問題 の 友 好 的 有 政 情 状
113 旨 を 表 明 した。

4. その他

(1) 今後の進め方

大臣より 1967年の 総 理 訪 米 時 ^{329号} に 関 する 作 業
作 業 は ~~唯一~~ 唯一 矣 正 除 け 出 来 上 72 11 47 11 比 し、

今日の日一又加進し、早口有と3月足了すて又加
加満足す結論と到達し得た、心に死した
(中)

旨を表明した。(先方の方針をコトにた)

(2) 日米交渉問題 (別途記録)

大臣の交渉問題のつて、先方の方針をコトにた

上(右)と、示唆の中は、受けのふたふたは別と
参考とに承りたといふこと、大臣の正に

良しと正しく下すこと、^(米政府) 沖縄問題と交渉
ONE PACKAGE 取(2)た、財界の人物に二つ
(半)

大総領に「日米交渉は、必復た沖縄のつ
たふた、要請するものありと云ふ事、
(大臣以下は、取)

本問題、~~日~~ 日米交渉は、織造製品の重要なること、別途
記録の如く述べた。

(3) 飲理訪米時期 (別途記録)

(4) フォリス対策

双方協力の結果、^{（中略）}「大抵~~は~~に備え今後

の進展小形を^{（中略）}検討した。現在その主要作業は
232=9の骨子の作成である。^{（中略）}（~~中略~~）
（注）

（中略））本日は日本側を
極東の安全保障に対する米国のコミットメントの観点

より返還後の基地使用に^{（中略）}検討した。また大抵
の概論を^{（中略）}日本の立場を表明し、~~中略~~大抵的

（信託に足る根拠あり）

米国の依然 根拠は（CREDIBLE NUCLEAR DETERRENT）

を^{（中略）}示すことと^{（中略）}を明かした、と11

説明を^{（中略）}と11合意。

(5) 右大抵的 = 74=大抵的 最近の外遊に^{（中略）}
資料を^{（中略）}。昨日定例で^{（中略）}

上院^{（中略）}、74=外交の協力^{（中略）}

極 秘
無 期 限
4 部 の 内
1 号

次官 森重中 岡中大臣	子局長 子長 子と長 (210)	下外務省 総長 朱比-長
東郷、ス+伊ニ会談 (8月29日午後)		
44. 8. 29		
朱比-長		
概要次のとおり。(朱比-長Au途中の衆と長同席)		
右記「ス、公使はニ水ニニ一急話し合」を区切り、来る		
1日ヨリ「47陸軍長官井」に同乗帰国し、愛知大臣陸軍		
準備に当たつた 10月也家後同件 帰任の由。		
1. 中江エトム (共同声明案 3項)		
(1) 当方共 共同声明案の表現は当方を通りとしておき		
たいこと、Au先方の意向に答へ朱比宣言が「インハ		
同意と手控へたいこと、以上は口外実質は分つて		
いるが、国内的にどう相うかの最高首脳の決断が		

① 在米大使
② 衆議院
③ 朱比長

あるまじき文言等と觸りた(右の二と述べた。

(2) 先方が、カトラインは朱例と123=24の要求で

ありと(マキニは「返還延期か南線継続か」を争うた
書(と)、日本側は「おかしな事だ」大臣は朱の備え

朱案と右の二(近い)何らかの文言(共同声明案の右)に
対して「おかしな事だ有用なものか」と思ふと、AWの行方

の真に朱例内政(見出し)最大かつ最危険のSINE QUAE
NON ありとを表明した。

2. 韓国 AW-台湾 (共同声明案 AW-総理発言案)

(1) 韓国 12月24日 (1) 総理発言案に FAVORABLE
の字句挿入は反対あり、(2) 共同声明案第3項
(右、AW (先方案内) 答)

第1文は SPECIFICALLY 挿入方に異体ありと述べ
た。

(1) 理由
(1) 加付されるものに留意され、右方先
に「おかしな事だ」は「おかしな事だ」の素直な理由。

(2) 台湾 12月24日 彼我討議の結果、総理発言案

末尾に先方提言の如く ON THE BASIS OF THE FOREGOING CONSIDERATIONS. 挿入に同意した。

(~~実質的な~~ 実質的な内容で右に示されたため。)

3. 1972年(共同声明第5項)

(1) 先方より本国の訓令体系に「1972年に右の如く」という
ありうとせし返還が実現する、との印象を、予たる文言に
(中略)

取付にあり、日本側の -- BY CONCLUDING -- 云々も
かゝる読解を予たる待ると強調したのと、当方より

日本側はかかる意図に出ているものではなく、朱印が
2241(2113)の EXPEDITE THE CONSULTATIONS

のみ右の二とを結ぶ説明し、先方も漸く理解(右の)
本邦に於ける見地から、他の言明しを採求(右)と
(取決出語が「CONDITIONAL」右のとあること)

の後に意向を示した。

(2) 及び彼我「討議」の結果、"THEY FURTHER

4

AGREED TO EXPEDITE CONSULTATIONS WITH A
VIEW TO ACCOMPLISHING THE REVERSION IN

1972, ~~UNLESS~~ ^{SUBJECT} TO THE CONCLUSION OF THESE
SPECIFIC ARRANGEMENTS WITH THE NECESSARY

LEGISLATIVE SUPPORT. (7-9-11) 個別が「自
身との相違」を双方にて AD REFERENDUM へ

一方同意し、先方への旨本国に報告すると述べて。

~~本件は~~ ~~関係は~~ ~~保たれ~~

~~本件は~~ ~~関係は~~ ~~保たれ~~ ~~関係は~~ ~~保たれ~~

~~本件は~~ ~~関係は~~ ~~保たれ~~ ~~関係は~~ ~~保たれ~~

本. 安保条約の関連取決り (共同声明条約6項)

(1) 先方より WITHOUT MODIFICATION 係本当に必要不

と見内 (右の) 当方より「政治上の問題」として
(重大) (七)

ニハ正取リト其の前の文言が、^平当然の言葉の表明に
望ミヨリ、~~其~~ 約(其が必要有リ所 此に適用
(此の見地から))

した。

(2) 次いで先方より「関連取決書」とは何と指すか
本國の承認が 訓令 加わると述べておられる。

貴方より 電符字路、地位協定、米露軍艦の交換公文
吉田・アソノ交換公文の肉付交換公文、Aの相互防犯

援助協定に關する交換公文の5番で、¹¹⁷⁴⁷國公明承認
を乞はれたものであると正に説明した。(右方 安保協定意

設置に關する往復書簡の日記の沖繩の2000合意
線記録 - 24復却と其に自然に効力を失う - 以上記し

入る24日を含む追加説明した。

5. その他

(1) 先方提言の共同声明書才 (改米尾の DEFENSE

TREATY OBLIGATIONS に当り同意し。其 8月
27日 当方提言の 共同声明書 第4, 第5 (1972年の部分
修正)

修正
第6 (WITHOUT MODIFICATION 修正), 第7, 第8 及び
第9項の 小字句 修正に 先方が同意した。

(2) 先方より、公開の文書の曖昧さ等との関連で、
韓国、台湾、フィリピン 及び 他国に 秘密

の保証 取り付きの 欠点に 全般的に 通知
した 旨を 述べた 旨で、 当方より 昨日の 概略の

会議 での 大使より 二の 突っ込み 録りに 対
して 「秘密保証の 言葉が 奇せられたこと

に 對して 遺憾に 感じると、 「公使 韓国 及び
フィリピン 各当局に 対して 二の 突っ込み について 大問題

だと 正等と 説明されたしと 要請し、 先方
了承した。

九三

總理大臣打合
資料

(提示ニヨリ)

秘	極
無	期限
内部の 部号	

沖縄返還交渉について

昭和四四、九、三

一 沖縄返還に関し、わが方は、(イ)一九七二年中の返還、(ロ)返還後の沖縄には安保条約及び関連諸取決めをそのまま適用する。(ハ)核兵器撤去、の三点を基本として今秋日米間の了解に達することとし、これを総理、大統領共同声明でまとめるとの方針の下に米側との話し合いを進めてきたところ、米側は、原則的にはこの方針を受け立っているが、なお以下の諸点につき、日本を含む極東の平和と安全のための抑止力維持という観点より、その立場を留保している。

主たる問題点

(ハ) 戦闘作戦行動のための基地使用

(イ) 米側は、韓国及び台湾に対する防衛義務遂行に支障があつてはならぬとの態度を堅持し、特に台湾についても、米華条約上の義務遂行については、朝鮮半島の場合と同列に考える要ありとしている。

(ロ) この点に関し、わが方が、事前協議の建前上、いかなる事態の場合といえども承諾の予約をなしえざることとは承知しつつも、緊急事態における出撃についての保証を強く求めている。

(ハ) ヴィエトナム

米側は、返還の時期にヴィエトナム戦争がなお終ぞくしてない場合に関し、(返還を延ばすか、あるいは日本側が返還後

も米軍の沖縄からの戦闘作戦行動を認めるか、いずれかによつて
総理と大統領の間の了解は、グイェトナム戦争遂行に影響せず
といふことを公に説明しうることが絶対に必要であるとしてい
る。

④ 核

米側は、極東の平和と安全維持のためには、沖縄における核
抑止力が必要であるといふ立場を変えていない。

⑤ 共同声明の骨子案は別紙のとおりであるが、特に以上の三点に
ついては、さらに実質的に語を詰めたる上、これを適当な表現で
盛り込むこととし、共同声明自体に包含せしめえずと認められる
点ありとせば、別途その処置を考ふる必要あり、その場合も非公
表文書は極力避けることとする。

九三
如左
資料

(控子
三)

秘 極
無 期 限
部 の 内
又 号

一 國際情勢、特に極東情勢
總理、大統領共同声明骨子(案) 昭和四四、九、三

(1) アジアの平和と繁栄のため日米兩國の貢献

(2) 米軍の存在の意義、米国のアジア政策の基本的考え方

二 朝鮮半島、台湾、ヴァイエトナム

(1) 朝鮮半島の緊張継続と日本の安全

(2) 中共の協調的姿勢に対する期待、米国の台湾援助義務

(3) ヴァイエトナム和平に対する米国の努力と実現への希望表明

三 安保堅持

(1) 安保条約の評価、堅持の方針

(2) 条約運営上の緊密なる接触維持

四 沖縄返還

- (1) 返還についての基本的認識の一致、沖縄の軍事的役割りの評価
- (2) 日本を含む極東の安全を損うことなき具体的取決め作成
- (3) 一九七二年に返還が実現するより取決めについての協議促進
- (4) 局地防衛を徐々に引受ける。
- (5) 安全保障上必要な施設区域存続
- (6) 返還後の沖縄には安保条約及び関連取決めを変更なしに適用する。このような返還は、日本を含む極東諸国防衛のための米国の義務遂行と両立する。

(7) 核についての日本国民の特殊な感情と日本政府の政策、これに
対する米国の見解

(イ) 返還に伴う財政問題の扱い

(ロ) 返還実現に至るまでの措置

四 東南アジアに対する経済協力

五 日米間の経済問題

極 秘

田中 龍雄

外務省
参事官
参事官
参事官
20-

外務省
参事官
参事官
参事官

沖繩返還問題 (工177-参事官)

22. 9. 3

朱北-五

11月3日午後 12時、参事官の来訪された、
~~11月3日午後 12時~~ 共同声明案 及び 總理

発言案 (11月3日英文) 上、右の
スチール-公使との間に話し合った最終の

11月3日、^{朱北-五} 参事官 (11月3日)
11月3日、参事官の来訪、~~11月3日~~ 参事官
11月3日、参事官の来訪、~~11月3日~~ 参事官

(11月3日、(先着了承)

極 秘
無 期 限
部 の 内
号

田中大使

条約局長
参事官
条約課長

アメリカ局長
参事官
北米第一課長

沖繩返還問題 (工約ノニ号3号の連絡)

44.9.3

北一云

3日夕刻に、功電に於て、共同声明書に
つて其内容と云、才3項才4文才尾文

米側 ^{記略} ~~will~~ WOULD UPHOLD 云々 WILL UPHOLD と
右にUS = 也、才4: 才9項才-11の才4文才尾文

米側記略云々 THIS PREPARATORY WORK 云々
THE PRE... と右にUS 旨連絡云々

大正後米側

ワントンに才7+才8-公使と云語句を調整之
才4と電文に云の才4文才5文 (注:

US 文法 A の文理の問題も才5字の才4文と云々

極 秘
無 期 限
8 部 の 内 号 6 号

共同声明案

昭和四四・九・一

一 總理大臣と大統領は、日米兩國間の關係並びに國際政局における日米兩國の立場について、広く意見を交換した。大統領は、アジアに対する米國政府及び大統領自身の深い関心を披瀝し、この地域の平和と繁榮のため日米兩國が相協力して貢獻すべきであるとの信念を述べた。總理大臣は、大統領の見解を多とし、日本はアジアの平和と繁榮のためその国力に相應して一層積極的に貢獻する考えであることを明らかにした。

二 總理大臣と大統領は、最近の國際情勢、特に極東における事態の發展について爾意なく意見を交換した。總理大臣は、現在の上りな情勢の下においては、米軍の極東における存在がこの地域の

安定の大きなささえとなつてゐるといふ認識を明らかにした。大統領は、この地域の安定のため域内諸國の自助の努力に期待する旨を強調したが、同時に米國は域内における防衛条約上の義務は必ず守り、もつて極東における國際の平和と安全の維持に引き續き貢獻するものであることを確言した。

三 總理大臣と大統領は、朝鮮半島において依然として緊張状態が存在することとくに留意した。總理大臣は、朝鮮半島の平和維持のための國際連合の努力を高く評価し、韓國の安全は日本自身の安全にとつて緊要であると述べた。總理大臣と大統領は、中共がその對外關係においてより協調的かつ建設的な態度をとるよう期待する点において双方一致してゐることを認めた。しかしながら

ら、大統領は、中共が台湾地域における武力による威嚇又は武力の行使を相互に行なわないとのことにつき米國に同調してはいないことを超越しつつ、米國の中華民国に対する条約上の義務に言及し、米國はこれを遵守するものであると述べた。総理大臣は、米國の立場を十分に理解する旨を明らかにし、日本政府としても台湾地域における情勢に大なる注意と関心を払っている旨を述べた。大統領は、ヴェトナム問題の平和的かつ正当な解決のための米國の誠意ある努力を説明した。総理大臣は、この目的に向かつて実質的進展がみられることを切望し、日本としてはインドシナ地域の安定と復興のため果たしうる役割を探索している旨を述べた。

四 総理大臣と大統領は、極東情勢の現状及び見通しにかんがみ、

日米安保条約が日本を含む極東の平和と安全の維持のため果たしている役割を高く評価するとともに、相互信頼と国際情勢に対する共通の認識の基礎に立つて安保条約を堅持するとの意図を相互に確認した。両者は、また、日米両国政府が日本を含む極東の平和と安全に影響を及ぼす事項及び安保条約の実施に関し常時一層緊密な相互の接触を維持すべきことに意見の一致をみた。

五 総理大臣は、日米友好関係の基礎に立つて沖縄の施政権を日本に返還し、沖縄を正常な姿に復するようにとの日本本土及び沖縄の日本国民の強い願望にとたえるべき時期が到来したとの見解を説いた。大統領は、これを正しく評価した。両者は、また、現在のような極東情勢の下において、沖縄にある米軍が重要な役割を

果たしていることを認められた。討論の結果、両者は、日米兩國共通の安全保障上の利益は、沖縄の施政権を日本に返還するため取決めに於いて満たしうることに意見が一致した。よつて、両者は、沖縄の日本への早期復帰を日本を含む極東の安全をそこなうことなく達成するための具体的な取決めに關し、兩國政府が直ちに協議に入ることに合意した。さらに、両者は、立法府の必要を支持をえて前記の具体的取決めが締結されることを条件に千九百七十二年中に沖縄の復帰を達成するより、この協議を促進すべきことに合意した。これに關連して、總理大臣は、沖縄の局地防衛の責任は、復帰後は日本自身の防衛の一環としてこれを徐徐に引き受けるとの意圖を明らかにした。また、總理大臣と大統領は、米國

が、沖縄において兩國共通の安全保障上必要な軍事施設及び区域を日米安保条約に基づいて保持すべきことに意見が一致した。

六 総理大臣と大統領は、施政権返還にあつては、日米安保条約及びこれに関連する諸取決めが変更なしに沖縄に適用されることに意見の一致をみた。これに関連して、総理大臣は、日本の安全は極東における国際の平和と安全なくしては十分に維持することができないものであり、したがつて極東の諸國の安全は日本の重大な関心事であるとの日本政府の認識を確認した。総理大臣は、日本政府のかかる認識に照らせば、前記のような態様による沖縄の施政権返還は、日本を含む極東の諸國の防衛のために米國が負っている国際義務の効果的遂行と両立しうべきものであるとの見

解を表明した。大統領は、総理大臣の見解と同意見である旨を述べた。

七 総理大臣は、核兵器に対する日本国民の特殊な感情及びこれを背景とする日本政府の政策についてくわしく説明した。大統領は、日本政府の立場に対する理解を示し、この日本政府の政策に背馳することなきより沖縄の返還を図る旨の米國政府の意圖を擁護した。(米側と未合意)

八 総理大臣と大統領は、沖縄の施政権返還にあたり生ずることあるべき財政問題については、返還時まで日米双方の満足する解決を図ることに意見の一致をみた。(米側と未合意)

九 総理大臣と大統領は、沖縄の復帰に伴う諸問題の複雑性を認め、

日米兩國政府が、兩政府間に合意されるべき返還取決めに従つて施政權が円滑に日本政府に移転されるようにするために必要な諸措置につき、緊密な協議を行ない、協力すべきことに意見の一致をみた。両者は、東京にある日米協議委員会がこの準備作業に対する全般的責任を負うべきことに合意した。

總理大臣と大統領は、琉球政府に対する必要を助力を含む施政權の移転の準備に関する諸措置についての現地における協議及び調整のため、現存の琉球列島高等弁務官に対する諮問委員会に代えて、沖縄に準備委員会を設置することに合意した。準備委員会は、大使級の日本政府代表及び琉球列島高等弁務官から成り、それぞれ適當な要員で補佐され、さらに琉球政府行政主席が委員会

の顧問として行動することとなる。同委員会は、日米協議委員会を通じて両政府に対し報告及び勧告を行なうものとする。

一〇 総理大臣と大統領は、沖繩の施政の日本への返還は、第二次大戦に關連して日米間に残された最大の懸案であり、これが双方の満足するより円満に解決することは、日米間の友好と信頼の關係を一層固めるゆえんであり、極東の平和と安全のために貢獻するところも大なるべきことを確信する旨披瀝した。

極 秘
無 期 限
8 部の内
6 号

総 理 発 言 案

昭和四四・九・一

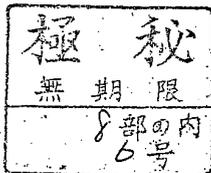
現実の国際社会において、わが国の安全は、極東における国際の
平和と安全なくしては十分に維持することはできない、ということ
は私が常に述べているところであります。したがって、極東の諸国
の安全は、わが国の安全のため、われわれの重大な関心事でありま
す。ここに安保条約第六条の意味があるのであり、また事前協議に
ついて、日本を含む極東の安全の確保の必要という見地に立つて
諸否を決めることがわが国の利益に合致するゆえんであります。

特に韓国に対する武力攻撃が発生するようなことがあるれば、これ

はわが国の安全に重大な影響を及ぼすものであります。したがって、万一韓国に対して武力攻撃が発生し、これに対処するため、米軍が日本国内の施設区域を戦闘作戦行動の発進基地として使用しなければならぬような事態が生じた場合は、事前協議に対して、かかる認識に立つて迅速に態度を決定するというのが政府の方針であります。

台湾地域における平和と安全の維持も、わが国の安全にとつて重要な要素であります。私は、この点で、米国の中華民国に対する条約上の義務遂行の決意を十分に評価しなくてはならないと考えます。もつとも、万一外部からの武力攻撃に対して現実にこの義務が発動されなくてはならない事態が生ずれば、それは、わが国を含む極東

の平和と安全を脅かすことになりましようが、幸いにして、現在のところ、このような事態が生ずるとは予測されません。政府としては、引き続き台湾地域の情勢を注視しつつ、かかる考慮に基づきわが国益に即してこれに対処していく方針であります。



SECRET

(September 1, 1969)

Draft Joint Communique

1. The Prime Minister and the President had a broad exchange of views on Japan-U.S. relations as well as on the respective positions of the two countries in the present international situation. The President expressed the deep interest of his Government and his own in Asia and stated his belief that Japan and the United States should cooperate in contributing to the peace and prosperity of the region. The Prime Minister, appreciating the view of the President, made it clear that Japan would make further active contributions befitting her capabilities to the peace and prosperity of Asia.
2. The Prime Minister and the President exchanged frank views on the recent international situation, with particular attention to developments in the Far East. The Prime Minister expressed his recognition that, in the light of the present situation, the presence of U.S. forces in the Far East constituted a mainstay for the stability of the area. The President, while emphasizing that the countries in the area were expected to make their own efforts for the stability of the area, gave assurance that the United States would continue to contribute to the maintenance of international peace and security in the Far East by honoring its defense treaty

- 2 -

obligations in the area.

3. The Prime Minister and the President specifically noted the continuing tension over the Korean peninsula. The Prime Minister highly appreciated the peace-keeping efforts of the United Nations in the area and stated that the security of the Republic of Korea was essential to Japan's own security. The Prime Minister and the President shared the hope that Communist China would adopt a more cooperative and constructive attitude in its external relations. The President, however, recalled that Communist China had so far refused to join with the United States in a mutual renunciation of the threat or use of force in the Taiwan area, and referred to the treaty obligations of his country to the Republic of China, which the United States would uphold. The Prime Minister expressed his full understanding of the position of the United States and stated that the Japanese Government also continued to view the situation in the Taiwan area with close attention and concern. The President described the earnest efforts made by the United States for a peaceful and just settlement of the Vietnam problem. The Prime Minister expressed his earnest hope for a substantial progress towards that end. He further stated that Japan was exploring what role she could play in bringing about stability and reconstruction in the Indo-China area.

4. In the light of the situation and the prospects in the Far East, the Prime Minister and the President highly valued the role played by the Treaty of Mutual Cooperation and Security in maintaining the peace and security of the Far East including Japan, and mutually affirmed the intention of the two Governments to maintain firmly the Treaty on the basis of mutual trust and the common evaluation of the international situation. They further agreed that the two Governments should maintain closer and constant contact with each other on matters affecting the peace and security of the Far East including Japan, and on the implementation of the Treaty of Mutual Cooperation and Security.

5. The Prime Minister emphasized his view that the time had come to respond to the strong desire of the people of Japan, of both the mainland and Okinawa, to have the administrative rights over Okinawa returned to Japan on the basis of the friendly relations between Japan and the United States and thereby to restore Okinawa to its normal status. The President expressed due appreciation of the Prime Minister's view. The Prime Minister and the President also recognized the vital role played by U.S. forces in Okinawa in the present situation in the Far East. As a result of their discussion, it was agreed

- 4 -

that the mutual security interests of Japan and the United States could be accommodated within arrangements for the return of the administrative rights over Okinawa to Japan. They therefore agreed that the two Governments would enter immediately into consultations regarding specific arrangements for accomplishing the early reversion of Okinawa without detriment to the security of the Far East including Japan. They further agreed to expedite the consultations with a view to accomplishing the reversion during 1972 subject to the conclusion of these specific arrangements with the necessary legislative support. In this connection, the Prime Minister made clear the intention of his Government, following reversion, to assume gradually the responsibility for the immediate defense of Okinawa as part of Japan's defense efforts for her own territories. The Prime Minister and the President also agreed that the United States would retain under the terms of the Treaty of Mutual Cooperation and Security such military facilities and areas in Okinawa as required in the mutual security of both countries.

6. The Prime Minister and the President agreed that, upon return of the administrative rights, the Treaty of Mutual Cooperation and Security and its related arrangements would apply to Okinawa without modification thereof. In this connection, the Prime Minister affirmed the recognition of his

- 5 -

Government that the security of Japan could not be adequately maintained without international peace and security in the Far East and, therefore, the security of countries in the Far East was a matter of serious concern for Japan. The Prime Minister was of the view that, in the light of such recognition on the part of the Japanese Government, the return of the administrative rights over Okinawa in the manner agreed above should be compatible with effective discharge of the international obligations assumed by the United States for the defense of countries in the Far East including Japan. The President replied that he shared the Prime Minister's view.

7. The Prime Minister described in detail the particular sentiment of the Japanese people against nuclear weapons and the policy of the Japanese Government reflecting such sentiment. The President expressed his understanding of the position of the Japanese Government and assured the Prime Minister of the intention of the U.S. Government to ensure the reversion of Okinawa to be carried out in a manner consistent with the policy of the Japanese Government as described by the Prime Minister.

8. The Prime Minister and the President agreed that with respect to financial questions which could arise in connection with the return of the administrative rights over Okinawa to

- 6 -

Japan, a mutually satisfactory solution should be found by the time of the reversion.

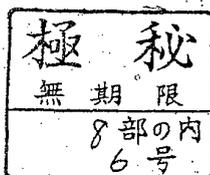
9. The Prime Minister and the President, recognizing the complexity of the problems involved in the reversion of Okinawa, agreed that the two Governments should consult closely and cooperate on the measures necessary to assure a smooth transfer of administrative rights to the Government of Japan in accordance with reversion arrangements to be agreed to by both Governments. They agreed that the Japan-United States Consultative Committee in Tokyo should undertake over-all responsibility for this preparatory work.

The Prime Minister and the President decided to establish in Okinawa a Preparatory Commission in place of the existing Advisory Committee to the High Commissioner of the Ryukyu Islands for the purpose of consulting and coordinating locally on measures relating to preparation for the transfer of administrative rights, including necessary assistance to the Government of the Ryukyu Islands. The Preparatory Commission will be composed of a Representative of the Japanese Government with Ambassadorial rank and the High Commissioner of the Ryukyu Islands, with appropriate staff, with the Chief Executive of the Government of Ryukyu Islands acting as adviser to the Commission. The Commission will report and make recommendations

- 7 -

to the two Governments through the Japan-United States Consultative Committee.

10. The Prime Minister and the President expressed their conviction that a mutually satisfactory solution to the question of the return of the administrative rights over Okinawa to Japan, which was the last of the major post-war issues pending between the two countries, would be to strengthen further the Japan-U.S. relations based on friendship and mutual trust and would also make a major contribution to the peace and security of the Far East.



SECRET

(September 1, 1969)

Draft Statement by the Prime Minister

As I have always stated in the past, the security of Japan in the world in which we live today cannot be adequately maintained without international peace and security in the Far East. Thus, the security of countries in the Far East cannot but be a matter of serious concern for Japan's security. Herein lies the significance of Article VI of the Security Treaty. And it would be in accord with our national interest to determine our response to prior consultation in the light of the need to maintain the security of the Far East including Japan.

In particular, if an armed attack against the Republic of Korea were to occur, the security of Japan would be seriously affected. Therefore, should an occasion arise for U.S. forces in such an eventuality to use facilities and areas in Japan as bases for military combat operations to meet the armed attack, the policy of the Japanese Government towards prior consultation would be to decide promptly its position on the basis of the foregoing recognition.

The maintenance of peace and security in the Taiwan area is also an important factor for the security of Japan.

- 2 -

I believe in this regard that the determination of the United States to uphold her treaty commitments to the Republic of China should be fully appreciated. However, should a situation ever occur in which these treaty commitments would actually have to be invoked against an armed attack from outside, it would be a threat to the peace and security of the Far East including Japan, though, I am glad to say, such a situation cannot be foreseen today. The policy of our Government is to continue to keep a close watch on the situation in the Taiwan area and to deal with it as our national interest requires on the basis of the foregoing considerations.

(回覧番号) 外務省電信案 (分類)

機密表示 (極秘・秘の朱印) 特科	符号表示 暗 略 平	※ 総第 41394 号
	※ 第 173 / 号	※ 昭和 年 月 日 時 分 秒 14.9.3 15 56
大至急 (至急) ・ 普通 ・ LTF		※ 発電係 同

(※印欄内は電信課記入)

大 臣 政 務 次 官 専 務 次 官 外務審議官 外務審議官 官 房 長	主管 米 野 隆 米 野 隆 米 野 隆	主管局部課 (室) 名 米 野 隆 起案 昭和 44 年 9 月 2 日 起案者 電話番号
------------------------------------------------------	-------------------------------	--------------------------------------------------------

協議先
参事官 米野隆
参事官 米野隆
参事官 米野隆

在 米 大使 臨時代理大使
下田 総領事 代理 米野隆 大臣 発

電 報 在 大使 臨時代理大使
総領事 代理 米野隆 大臣 発

件名
沖繩返還立寄(の件)

1. 沖繩返還 ~~事務~~ に関する 8 月末 米大
臣 米野隆 次との会談 並に 東京
に於ける 事務的 社会の 経過 127112
は 累次の 記録 により 御承知と存
する 文、 旬日後の 米大臣 米野隆 告友

3 33
470

字
清

(昭和四二・七一 改正)

会議を如何に22 実質的に進め
て総理訪米を成功に導き得る
や 熟慮を要する為である。

2. 東京における社会の揺動は 排米
論に終米する 在米米士使及び
公使より 米政府に報告あるべき
也。以下の諸員については 貴士使より
査ねて 米側に申し渡すことが適
当と考へられるので 貴士使 プラッセル
主佐に先立ち 宜しく取計らわれ
たい。

(1) 自由出撃問題については、朝鮮半
島及び台湾に於ける武力改革に
関する我々の態度については 米側も
実質的には充分理解し居るものと

認められたが、なお明確なる保証を
要すとの誤解が、米国内に強々持て
ある。然し、この時、を念に、極東の安
全保障の問題は日米両国の信頼
関係が最も基本であり、その故に
我方は長期的建設的に中絶問題
の目途な了解を図る為には現
行安保条約及び関連取決めの枠
内で処理することか最善であると
確信するものである。よって米側と
して事前協議の交換台文を修正
する如き自衛攻撃の予約ないしは
秘密取決めの如きものを求める考
を止め、米側から見れば或る程度
の合理的なリスクを取ることに

見解があることが最善の形である

るべきも、^{子工}敢て之を取子との決断を
求めるものであり。

(12) ヲエトナム 12つについては、元々我々は
南ヲエトナムが外部からの干渉なし
に自らの運命を撰択することを可
能たらしめると云う米国の基本的
態度を支持するものであり、~~亦~~
不幸にして 越違の時期に 我々が
総息しあらざる如き事態に陥し
ては 越違優先の立場より 沙要の
軍事行動 継続は 承忍すべきは
否かであるか、大い之を 李年秋の
時期に 於て 事さらに 既示するに
種々の 同意がある 泡である。以上の
認識に 依つて 換程 南米の 時期に 双

方に満足し得る表現を考へることは可
能であるに信ずる。

(1) 核兵器の所持は日本の国民の
健康に如何にアツテイトするかの問
題として米國の善処を求めざるの
他ない。

以上の諸点を念めブラッセルにおいて
露土使とも善く打合せの上 國務長官
との会議に臨むことを致しなす。

(3)

特

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

14

大政事外務官
務次典
臣官官審審長長
備書文会営総

電信写

総番号 (TA) 37654
 69年9月8日 20時00分 米 国 主管
 69年9月9日 09時52分 本 省 発着 米崎

外務大臣殿 下田 大使 臨時代理大使 総領事 代理

総人電厚計
 国資長領移長
 参調折企
 参領旅移

オキナワ返かん交渉

第2777号 特秘 至急 (ゆう先処理)

貴電米局第1731号に關し。

8日本使ジョンソン國務次官を往訪し、本件につき会談したところ要領次の通り。(一時帰国中のマイヤー大使、スナイダー公使及びフィン日本部長同席)

1. 本使より、日本政府はアイチ大臣のロジャース國務長官との会談に先立ち、本使よりオキナワ問題に關する日本政府の基本的立場を再応明確に米政府に申し入れしめ置くことを適當と考えたので、本日は政府の訓令により申し入れられる次第であるとして、冒頭貴電2.の諸点を詳細口頭にて説明した上、念の為貴電2.の諸点を英文の書きものとしたものを手交した。

2. これに対し、ジョンソン次官は、

(1) 核兵器の問題は、日本側にとつて機微な問題であることは十分承知しているが、米側にとつても取扱い困難な問題である。しかし本日の日本側の申し出を TAKE NOTE する。

ア 参地中東二
長 北東二西
米 参北北保
中南審歐 参一二
参西東洋
西東二

ア 参審近ア
長 次総経国

長 参資統三
経 参政技二
協 国一理

参条協規

参政経科

専社專

参道内外

一二

極秘

特

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

(2) 自由出撃問題については、日米双方、それぞれ対内的に困難な問題 (DIFFICULT REQUIREMENTS) をかかえておる次第で、特に米議会方面の困難は貴使御承知の通りである。米側としては共同コミニケでどのようにも解釈されるようなあいまいな表現を用いることを避けたいと考へている。コミニケにあいまいな表現を用いた場合は、これをもととして、日本の総理や外相が日本の国会であることと言ひ、米国の國務長官や国防長官は米議会で他のことを言う、というようなことになる可能性なきにしもあらず、ごまかしはどの途早げんばれるものであり、その際の危険は極めて大である。よつて、コミニケには、将来日米間に何等の誤解をも発生せしめないような、完全かつ適當 (FULL AND ADEQUATE) な表現を用いることが必要であり、かつコミニケだけでは不明確な部分については、補足文書で補うことが必要と考へている。

(3) ベトナム問題についても、前記 (2) と同じことが言える訳である、と述べた。

また同席のスナイダー公使より、東京における交渉の結果、朝鮮半島については *NON INTERFERING OPINION* に近づいたと言へるが、ベトナム及び台湾については、

特

注 意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電 信 写

極 秘

だ日米間に完全な MEETING OF MIND がある
とは言えない。従つて問題は決してコミュニケの表現の問題
だけではない次第であると口をさしはさんだ。

3. よつて、本使より、

(1) 将来の誤解発生を避けるため、コミュニケに FULL
AND ADEQUATE な表現を採用する必要がある
ことはもち論であるが、追加の取極め特に秘密文書は絶
対に避けることとしたい。自由出撃といつても、自国内基
地からの出撃と異なり、しよせん外国にある基地からの出
撃であるから、その際には、当該国の政府及び国民の WH
OLE HEARTED SUPPORT があることが最
も重要なことである。従つてコミュニケの字くにごうてい
し。またコミュニケ以上の保障を求めることにより、当該
国民の反発を買う程根本の主旨に反したことはない訳であ
る。これ日本側が米側にとつて軍事的には多少のリスクと
なるかも知れないが、そのリスクをとることをあえて要請
する所以である。軍事的リスクをとることをおそれて、よ
り大きな政治的リスクを冒すことは避ける方が日米双方に
よりけん明であり、このことは特に 1970 年を前にして
強調したい点である旨力説した。

(2) ベトナムについては、今回の日本政府の訓令は、不
幸にして 1972 年にまだベトナム紛争が終止しない場合

特

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

には、米側による所要の軍事行動の継続を日本側が承認すべきことは当然であるとして、かかる場合の日本側の立場を明確に示さしていることを指摘すると共に、ただ、本年秋の時点において、これを明示することが出来ないというに過ぎないものであることにつき、先方の注意をかん起した。

(3) 核の問題については、本使より、今回のアイチ大臣来米の際に、米側より何らかのインディケーションを期待出来るものと考え差支えないかと問うたところ、ジョンソン次官は、オキナワに関連する諸問題は一括パッケージとして取扱われるべきものであり、すべては総理訪米の時期に、両政府首のう間に最終的に解決されるべきものとする旨述べた。

4. 次いで本使より、本国政府の訓令はアイチ大臣ソ連訪問前に発出されたものであり、従つて、訓令には含まれていない点であるが、言及することとしたいとして、アイチ大臣は5日コスイギン・ソ連首相と会談したところ、二首相は北方領土問題につき、従来と多少言い方に違いがあるとはいえ、アイチ大臣の要求をカテゴリカリーに拒否し、この事実日本国民の既に承知するところとなつている。今回アイチ大臣が同じ外務省づめの同行記者団をつれてワシントンに来られる際に、たとえばオキナワ問題につき最終

極秘

特

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

的解決をみないにしろ、米政府が日本政府の返かん要求に対し、深い理解を示したということが同行記者団を通じて内外に発表し得ることとなれば、領土問題に対する米ソ両国の態度のコントラストを日本国民に明りように示し得ることになり、日米友好関係の増進に寄与すること多大であると思われる。ついては今次アイチ大臣の訪米の際に、少なくともその程度のことは発表し得るような段階にまでこぎつけたく、そのため米側の協力を要請したい旨申し入れた。

よ、これに対し、ジョンソン次官は、最後の点はGOOD POINTであり、アイチ・ロジャース会談後そういうことが言い得るように努力したいと述べ、かつまた、日本政府の訓令による貴使のお申し出の諸点もANALYSIS OF PROBLEMSとしては、いずれもよいPOINTSをついており、自分個人としては十分理解しうるところであるが、すべての米側関係者が自分と同様の考えを持っている訳ではない。オキナワ問題は一時しのぎのための、ごまかしの表現で処理するには余りに重要な問題であるというのが関係者の一致した見方である旨述べ、更に同次官は、オキナワ問題とは直接関係ないが、対日経済問題が米側にとり極めて重要となつてきており、アイチ大臣訪

— 5 —

極秘

特

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

米の際に国務長官は貿易及び投資の自由化についても触れることとなるものと考え旨述べ、またスナイダー公使はIMF総会出席のフクダ大蔵大臣に対しケネディ財務長官より、オキナワ返かんに関連する財政問題につき、日本政府側の十分の協力を要請することとなつている由、承知している旨内話した。

6. 最後に来るべきアイチ・ロジャース会談のやり方につき、(イ)本使より、ジョンソン次官自身の列席を特に要請し、同次官は会談に終止出席すべき旨答え、(ロ)会談前にトウゴウ局長・スナイダー公使の両者会談を行ない、閣僚レベル会談の下ごしらえをしてもらうことに打ち合せ、(ハ)その際会談に提出すべき共同コミュニケ中の重要部分のDRAFTをぬき出し、これにつき両者間で出来るだけにつめてもらうこととし、(ニ)アイチ・ロジャース会談では、今回は原則論のみならず、トウゴウ・スナイダ一間で事前に合意に達すると否とを問わず、重要部分のコミュニケ・テキスト自体につき、ディスカスしていただくことに打ち合せた。

ベルギーに転電した。

(3)

特

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

(81卷4) 極秘
58

電信写

大政事務次官
外務省
官制
長官
秘書長
文書長
文書長
文書長

総番号(124) 39682
69年9月8日 21時30分 米 国 務 省
69年9月9日 13時46分 本 省 務 長

外務大臣殿 下田 大使 臨時代理大使 総領事 代理

オキナワ問題

第2785号 特秘 至急

タナカ大使より
本使当地着以来國務省関係者と会談したが、その概要及び
所見次の通り。

1. 5日及び8日フィンと会見し、主としてシモダ大使あ
て訓令の三点につき話し合い。本使より日本側の見解及び
事情を説明せるに対し(1)コミニケはコミットメント
にならないという点でや張り政府部内にはPRIVATE
AGREEMENTでうら付ける必要があるとの意見が
強い。(2)グイェトムについては軍事委員会等にこれま
で使っていた基地の使用が不確定となるという点でこれを
納得させることは極めて困難である。ただし引続き使用す
るとの意味を持つものであれば返かん時に協議するとの如
き表現とすることは可能性があり、各種の表現が考へられ
る。(3)核は結局緊急事態の問題となると考える。との
趣旨を述べていた。

また、フィンはオキナワ返かんに関連する財政問題の重要

総人電厚計
国資長領移長
参調析企
参領旅移
A
O
長
米長
中南審欧
参西東洋
西東
参書近ア
次総経国
参貿統二
参政技二
国一理
参協規
参政経科
軍社専
参道内外
一二

極秘

特

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

性を強調し、流通しているドル貨については独、仏間のザール地域に関する先例にかんがみ、日本が回収したドル貨はDESTROYすることを提案^しることが考えられている（この点もしこれまで米側よりこの種情報なき場合、同人の立場もあり、当面部外秘とされたし）。財政問題は事前協議条項の運営との直接的関連性はないが、議会説得には重要なポイントとなるので、日本側の考慮を要望すると述べた。また当方の質問に対して国防省は現在の交渉に対しては特に異議はとなえていないが、その公式の立場としてはい然核付き、自由使用といつている。議会は休会明けで、これから動き出すところであり、^{大使及びスナイダー}マイヤー公使が説明に行くことになっている。アメリカン・レジョンの反対決議は従来からのものであり、特に重大視していないと述べていた。

2. 8日スナイダーと話し合つたが（シモダ大使のジョンソン次官との会見後）、基地使用の問題についてはコミュニケにおいて明確にコミットし得ないのであれば米側としては国内関係方面を納得させるためにもや張りこれをうら付けるものが必要であるとの態度を持した。ベトナムについては返かん時戦闘継続の場合における基地使用のSUBSTANCEについて日本側に異議がなければ表現をいかにするかについては日米間に協議することが可能であると

特

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

述べ、核については最高首のう部による決定を待たなければならぬが、じゆん然たる私見としては作戦行動のための基地使用につき米側として満足し得る条件が得られれば EMERGENCY の場合の問題はあるが、日本側の立場を考慮すると思うと述べた。

3. 8日グリーンと会見したが、本使よりシモダ大使より申し入れの三点を説明し、日本側立場に対する理解を求めた後、主としてベトナム情勢につき質問したのに対し、先方は北越の態度は短期的には変化はないであろうが、長期的にはホーチミンの死はい大な指導者を失ったことより、NLFの士気へ影響し、また北越政府内部においても指導層間にあつれきが生ずると見ていると述べていた。

ベルギーへ転電した。

(7)

特

注意

(別添)

375

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

支庫外外儀官
務務典房
次次
官官審審長長
義書文会管給

総番号(TA) 39901
 69年9月9日 20時15分 米 国 菅
 69年9月10日 09時29分 本 省 着 米局長

外務大臣殿 吉野 大使 臨時代理大使 総領事 代理

参調析企
参領旅移

オキナワ返かん交渉

第2800号 特秘 至急

タナカ大使より

9日日本使今次当地出張あいさつのためジョンソン次官を往訪したところ、先方よりまず12日ベトナムに関する重要会議が行なわれることとなり、アイチ大臣との会談予定変更の止むなきに至った事情了解されたしと述べた(別電第2794号)。先方はオキナワ返かん交渉の現状に関し、8日シモダ大使との会談内容と同趣旨を要約した後、特に核の問題については議会内に日本側の立場に反対のものがいるので、自分の見るところでは大統領としては議会の意見をちようした後決断を下すこととなるべく、実際問題として最終決定を行なうのはおそらく総理訪米の時となろうと考えおる次第である。しかしながら、核と作戦行動のための基地使用はパッケージであるとの米側立場はご承知の通りであり、後者に関しては現在SUBSTANCEについては日米間にほぼ合意が見られるが、この合意をいかなる

参地中東
北東西
参北北保
参一二
参西東洋
西東

参書近ア
次総経国万
参質統国
参政技二
一国一理
参条協規
参政経科
軍社専
参道内外
一二

特

注 意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

極秘

形式にするかについては未だきよ離があるので、核の問題を解決するためには基地使用について合意を見る必要がある。なお、国務省としては今次会談が終れば直ちに議会への了解工作を始める予定であると述べた。本使より、あるすじの情報によれば（往電第278/号且且情報）、国務省内に返かん協定は何等かの形式で議会の了承を必要とするとの考え方ありとの由なるところ、貴見いかにと質したところ、先方はでき得ればこれを避けたいと考えているが、あるいは必要となるかも知れない。正式の批准となると上院の3分の2の賛成を要するし、JOINT RESOLUTIONの形式をとると単純多数決でよいが、上下両院にかけなければならぬ。議会にはかけないとの立場をとつても、事実上予算等でいじめられるということも考えなければならぬ。何れにしても70年または71年のことであるから、現在何れとも決めていないというのが真相であると説明していた。

ブラツセルに転電した。

3)

極秘
545

ソカヒ 万博

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

大臣官房
事務次長
官審長
官審長
儀書文会
営務

電信写

総番号(TA) 40141
 69年9月10日 21時05分
 69年9月11日 10時19分
 米 国 本 省
 主管 米田

外務大臣殿 吉野 大使 臨時代理大使 総領事 代理

オキナワ返かん問題に関するアメリカ局長のスマイダー
公使会談

第2820号 極秘 至急

10日午後会談概要次の通り。(当方米北一長の本内、
先方、日本部マクエルロイ同席)。

1、大臣、国務長官会談
 先方より、とつ然の予定変更につき遺憾の意を表した
 後、明朝国務長官と打合せてからでないと言えな
 いが、(イ)、一般事項(大臣の訪ソ、経済問題等)、(ロ)、
 ヴィエトナム問題、(ハ)、交渉上の主要点を取り上
 げていただくこと如何と述べ、当方も異議なき旨表明し
 た。

2、韓国、台湾、ヴィエトナムに関する米側文書
 (1)、先方より、共同声明及び総理発言中表記問題につ
 き日米それぞれの案を対比した文書(空送する)を手交
 の上、右は大臣、長官に双方の相違点をうきぼりにする
 ための ILLUSTRATIVE なものであると説明し

総人電厚計
 国資長 領移長
 参調析企
 参領旅移
 参地中東
 参北北保
 参一
 参西京洋
 参西東
 参書近ア
 次総経国万
 参買統
 参政技二
 国一理
 参条協規
 参政経科
 軍社専
 参道内外
 一二

極秘

注 意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

検討方要望越した。

(2) 同文書では (イ) (発言案に関し韓国では FAVORABLE、台湾では韓国同様 THEREFORE 以下 FAVORABLE を含み RECOGNITION までの文言を、 (ロ) 共同声明案に関しては、「グイエトナムにつき「総理が。。。返かん時戦闘継続中の際は日本政府は軍事行動が返かんによりそ害されないことを保証する旨述べた」となっている。」

(3) 当方より、韓台同列は困る旨指摘せるところ、先方は 「実質は同じであり、後者が現在はリスクが少ないと言えるが CONTINGENCY のことを考えれば同等の表現が必要であり、かたがた国府対策上の理由もある」と説明した。

3. 秘密取極及び核の問題

(1) 当方より、秘密取極に対する日本側の強い難しさを再説せるに対し、先方は米側にとっては共同声明等のちゆう象的表現は不十分で判然たるアシエアランス確保の強い主張があり、上記 2 の米案をかりに日本側が受け入れれば秘密取極への要求かん和に極めて有用であるちと述べた。

(2) 核につき、当方の質問に対し、実質問題につき合意があれば文言は大體日本案のごときものでよい旨を示

極秘

注 意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

さしつづ、先日の会談でジョンソン次官がシモダ大使に述べたところをふえんし大統領としてはオキナワについての諸取極の他の面の状況に照らして現在のステータス変更の検討方を考慮する意向であると述べた。

4. 米側の議会対策

当方の質問に対し、先方より、國務長官としては議会で大きな問題をじゃつ起させないことを主がんとして立法府の支持を求めており、一般的表言をもつて議会に説明する積りであるとして、上院の正式の承認を必ずしも求める気はないことを表明した。

ベルギーに転電した。

(了)

— 3 —

アメリカ局長
参事官
北米第一課長

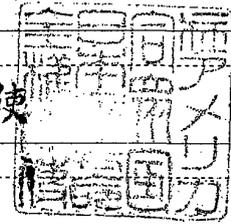
極秘

政 第7572号

昭和44年9月16日

外務大臣殿

在 米 下 田 大 使



群島返還肉題に關するアメリカ局長・不

十一年公使會議

往來才2820字の文に關し

米側より手交の文書別添子郵送付致

付屬物添付

要処理
首席事務官
南方
海外調査
漁業
航空
科学協力
調整
調査
力夕夕
局庶務

一部業々



9月10日付 203号

SECRET

U.S. and GOJ Language

1. Korea

a. Communique:

The Prime Minister and the President specifically noted the continuing tension over the Korean Peninsula. The Prime Minister highly appreciated the peace-keeping efforts of the United Nations in the area and stated that the security of the Republic of Korea was essential to Japan's own security.

b. GOJ Unilateral Statement:

In particular, if an armed attack against the Republic of Korea were to occur, the security of Japan would be seriously affected. Therefore, should an occasion arise for U.S. forces in such an eventuality to use facilities and areas in Japan as bases for military combat operations to meet the armed attack, the policy of the Japanese Government towards prior consultation would be to decide promptly its position on the basis of the foregoing recognition.

c. U.S. Version of Above Statement:

Replace final clause as follows: "The policy of the Japanese Government towards prior consultation would be to give prompt and favorable consideration to such a request on the basis of foregoing recognition."

2. Taiwan

a. Communique:

The Prime Minister and the President shared the hope that Communist China would

SECRET

SECRET

2.

adopt a more cooperative and constructive attitude in its external relations. The President, however, recalled that Communist China had so far refused to join with the United States in a mutual renunciation of the threat or use of force in the Taiwan area, and referred to the treaty obligations of his country to the Republic of China which the U.S. would uphold. The Prime Minister expressed his full understanding of the position of the United States and stated that the Japanese Government also continued to view the situation in the Taiwan area with close attention and concern.

b. GOJ Unilateral Statement:

The maintenance of peace and security in the Taiwan area is also an important factor for the security of Japan. I believe in this regard that the determination of the United States to uphold her treaty commitments to the Republic of China should be fully appreciated. However, should a situation ever occur in which these treaty commitments would actually have to be invoked against an armed attack from outside, it would be a threat to the peace and security of the Far East including Japan, though, I am glad to say, such a situation cannot be foreseen today. The policy of our government is to continue to keep a close watch on the situation in the Taiwan area and to deal with it as our national interest requires on the basis of the foregoing considerations.

SECRET

SECRET

3.

c. U.S. Version of Above Statement:

Add additional sentence to above:
"Furthermore, should an occasion arise for U.S. forces in the eventuality of an armed attack on the Taiwan area to use facilities and areas in Japan as bases for military combat operations to meet the armed attack, the policy of the Japanese Government towards prior consultation would be to give prompt and favorable consideration to such a request on the basis of foregoing recognition."

3. Viet-Nam a. GOJ Version of Communique:

The President described the earnest efforts made by the United States for a peaceful and just settlement of the Viet-Nam problem. The Prime Minister expressed his earnest hope for a substantial progress towards that end. He further stated that Japan was exploring what role she could play in bringing about stability and reconstruction in the Indochina area.

b. U.S. Version of Communique:

The President described the earnest efforts made by the United States for a peaceful and just settlement of the Viet-Nam problem. The Prime Minister expressed his earnest hope for a substantial progress towards that end, and stated that if hostilities have not concluded there by the time reversion is scheduled to take place, the Japanese Government would assume that the military effort would not be impeded because of reversion. He further stated that Japan was exploring what role she could play in bringing about stability and reconstruction in the Indochina area.

SECRET

巻

極秘

9月11日 大臣打合

互

11日夕刻 大臣は下閣土使と共に

ラッセルより 華府到着。同日夜8時頃

1時5分、大塚波に於て打合。出席

者 大臣、下閣、田中西土使、米局長、

克生公使

席上 大臣より 總理訪米中の時日

が速攻である。今次訪米中には 核以外

の核の問題に付 能力合意に達す

る 採取違約なき 強き 揚子あり

轉示：台博 12月12日 新聞 1.2の

とあり、¹が²に³は⁴の⁵
とありは米⁶の⁷の⁸の⁹の¹⁰
補¹¹は¹²の¹³の¹⁴の¹⁵
の¹⁶の¹⁷の¹⁸の¹⁹の²⁰
採²¹は²²の²³の²⁴の²⁵
の²⁶の²⁷の²⁸の²⁹の³⁰
の³¹の³²の³³の³⁴の³⁵
の³⁶の³⁷の³⁸の³⁹の⁴⁰
の⁴¹の⁴²の⁴³の⁴⁴の⁴⁵
の⁴⁶の⁴⁷の⁴⁸の⁴⁹の⁵⁰
の⁵¹の⁵²の⁵³の⁵⁴の⁵⁵
の⁵⁶の⁵⁷の⁵⁸の⁵⁹の⁶⁰
の⁶¹の⁶²の⁶³の⁶⁴の⁶⁵
の⁶⁶の⁶⁷の⁶⁸の⁶⁹の⁷⁰
の⁷¹の⁷²の⁷³の⁷⁴の⁷⁵
の⁷⁶の⁷⁷の⁷⁸の⁷⁹の⁸⁰
の⁸¹の⁸²の⁸³の⁸⁴の⁸⁵
の⁸⁶の⁸⁷の⁸⁸の⁸⁹の⁹⁰
の⁹¹の⁹²の⁹³の⁹⁴の⁹⁵
の⁹⁶の⁹⁷の⁹⁸の⁹⁹の¹⁰⁰

SECRET

(Washington, September 12, 1969)

Korea

(Prime Minister's Statement)

Therefore, should an occasion rise for the U.S. forces in such an eventuality to use facilities and areas in Japan as bases for military combat operations to meet the armed attack, the policy of the Japanese Government towards prior consultation would be to decide its position positively and promptly on the basis of the foregoing recognition.

(本稿を
ハニニ
ニニ
ニニ
ニニ)

SECRET

(Washington, September 12, 1969)

A. Communique

The President and Prime Minister expressed the hope that the war in Vietnam will be concluded before return of administrative rights in Okinawa.

Viet-Nam

B. 1. (Prime Minister's Statement)

Although it is a hypothetical question related to the future, it is my belief that, should hostilities unfortunately not have been concluded by the time reversion of Okinawa, is scheduled to take place, U.S. military activities relating to the conflict should not be ~~affected~~ affected by reversion, as the two Governments would consult fully on the implications of a prolongation of the war.

2. (President's Statement)

Even in the unfortunate event of a prolongation of the conflict in Vietnam, the reversion of Okinawa agreed upon between our two countries with the necessary legislative support would not be affected, since there are fully adequate provisions for consultation between the two Governments on the implications of such a prolongation of the war.

半費
= 八分五厘
= 三厘
= 三厘

SECRET

(Washington, September 12, 1969)

Nuclear problem

(Communique)

7. The Prime Minister described in detail the particular sentiment of the Japanese people against nuclear weapons and the policy of the Japanese Government reflecting such sentiment. The President assured the Prime Minister of the intention of the U.S. Government to ensure, without prejudice to its position with respect to the prior consultation system under the Treaty of Mutual Cooperation and Security, the reversion of Okinawa to be carried out in a manner consistent with the policy of the Japanese Government as described by the Prime Minister.

(半表、
二
ハ
六
白
号)

特

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

極秘
528

電信写

大臣官房
次長
官審長
文書室
長官
典房
長官
審長
官書
文書
室長
官書
文書
室長

総番号(TA) 40607
 69年 9月 12日 21時 30分 米 国 主管
 69年 9月 13日 11時 40分 本 省 発着 米 野

総人電厚計
 国資長領務長
 参調析企
 参領旅移

外務大臣殿 下田 大使 臨時代理大使 総領事 代理

オキナワ返かん問題 (米側新提案)

第2858号 特秘 至急 (ゆう先処理)

往電第2820号に関し

1. 11日夕刻国務省フィン部長は冒頭往電2. の日米案を対比せる文書に更に米側提案をもち込んだ改訂文書をわが方に手交した(往電第2857号の1. 冒頭参照)とくる。内容次のとおり。

(1) 朝鮮につき一方的発言末段を以下のとおりとする。

THE POLICY OF GOJ TOWARD P
 RIOR CONSULTATION WOULD BE
 TO GIVE PROMPT AND FAVORAB
 LE CONSIDERATION TO SUCH A
 REQUEST ON THE BASIS OF FO
 REGOING RECOGNITION

(口) 台湾

(/) ミニミニニケ関係部分末文を削り次の文章を加える。

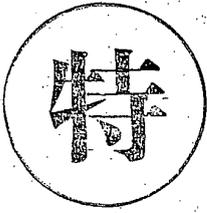
ア
 参地中東
 北東西
 参北北保
 参一二
 参西東洋
 西東

近ア長
 参審近ア
 次総経国万

長官
 参官統
 参政技二
 国一選

参条加規
 参政経科
 軍社専

参道内外



注 意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

極秘

THE PRIME MINISTER AGREED THAT US SHOULD BE IN A POSITION TO DISCHARGE EFFECTIVELY ITS INTERNATIONAL OBLIGATIONS FOR THE DEFENSE OF COUNTRIES IN THE FAR EAST INCLUDING JAPAN.

(2) 一方的発言の末びに武力攻撃があつた場合事前協議に対し PROMPT AND FAVORABLE CONSIDERATION を与える旨朝鮮の場合と同じ文章を加える。

(ハ) ヴイエトナムにつきコミュニケ関係部分第2文を削り次の2文章を加える。

THE PRIME MINISTER AND THE PRESIDENT EXPRESSED THE HOPE THAT THE WAR IN VIETNAM WILL BE CONCLUDED BEFORE RETURN OF ADMINISTRATIVE RIGHTS IN OKINAWA. THEY NOTED THAT THERE ARE FULLY ADEQUATE PROVISIONS FOR CONSULTATIONS BETWEEN THE TWO G

特

注 意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電 信 写

極 密

OVERNMENTS ON THE IMPLICAT
IONS OF A PROLONGATION OF
THE WAR IN VIETNAM ON THE
REVERSION OF OKINAWA, SO TH
AT THE RETURN OF OKINAWA W
ILL NOT AFFECT US MILITARY
ACTIVITIES RELATING TO THE
VIETNAM WAR.

2. 12日のアイチ大臣・ロジャース長官の会談を能率的
にするため、以上の諸点につき大臣主催の下に打合せの
結果それぞれ往電第2857号別電1. 2. 3. 4. のと
おりの案を作成し、12日会談前に米側に手交しおいた。

以上往電第2857号と前後せるも事情右のとおり。

(了)

SECRET

(米案) 10月2日

Redraft of Joint Communique, September 12, 1969

1. The Prime Minister and the President had a broad exchange of views on Japan-U.S. relations as well as on the respective positions of the two countries in the present international situation. The President expressed the deep interest of his government and his own in Asia and stated his belief that Japan and the United States should cooperate in contributing to the peace and prosperity of the region. The Prime Minister, appreciating the view of the President, made it clear that Japan would make further active contributions befitting her capabilities to the peace and prosperity of Asia.
2. The Prime Minister and the President exchanged frank views on the recent international situation, with particular attention to developments in the Far East. The Prime Minister expressed his recognition that, in the light of the present situation, the presence of U.S. forces in the Far East constituted a mainstay for the stability of the area. The President, while emphasizing that the countries in the area were expected to make their own efforts for the stability of the area, gave assurance that the United States would continue to contribute to the maintenance of international peace and security in the Far East by honoring its defense treaty obligations in the area.
3. The Prime Minister and the President specifically noted the continuing tension over the Korean Peninsula. The Prime Minister highly appreciated the peace-keeping efforts of the United Nations in the area and stated that the security of the Republic of Korea was essential to Japan's own security. The Prime Minister and the President shared the hope that Communist China would adopt a more cooperative and constructive attitude in its external relations. The President, however, recalled that Communist China had so far refused to join with the United States in a mutual renunciation of the threat or

SECRET

GROUP 3

Downgraded at 12-year intervals;
not automatically declassified.

SECRET

3.

administrative rights over Okinawa returned to Japan on the basis of the friendly relations between Japan and the United States and thereby to restore Okinawa to its normal status. The President expressed due appreciation of the Prime Minister's view. The Prime Minister and the President also recognized the vital role played by U.S. forces in Okinawa in the present situation in the Far East. As a result of their discussion, it was agreed that the mutual security interests of Japan and the United States could be accommodated within arrangements for the return of the administrative rights over Okinawa to Japan. They therefore agreed that the two governments would immediately enter into consultations regarding specific arrangements for accomplishing the early reversion of Okinawa without detriment to the security of the Far East including Japan. They further agreed to expedite the consultations with a view to accomplishing the reversion during 1972 subject to the conclusion of specific arrangements with the necessary legislative support. In this connection, the Prime Minister made clear the intention of his government, following reversion, to assume gradually the responsibility for the immediate defense of Okinawa as part of Japan's defense efforts for her own territories. The Prime Minister and the President also agreed that the United States would retain under the terms of the Treaty of Mutual Cooperation and Security such military facilities and areas in Okinawa as required in the mutual security of both countries.

6. The Prime Minister and the President agreed that, upon return of the administrative rights, the Treaty of Mutual Cooperation and Security and its related arrangements would apply to Okinawa (without modification thereof). In this connection, the Prime Minister affirmed the recognition of his government that the security of Japan could not be adequately maintained without international peace and security in the Far East and, therefore, the security of countries in the Far East was a matter of serious concern for Japan. The Prime Minister

SECRET

SECRET

4.

was of the view that, in the light of such recognition on the part of the Japanese Government, the return of the administrative rights over Okinawa in the manner agreed above should be compatible with effective discharge of the international obligations assumed by the United States for the defense of countries in the Far East including Japan. The President replied that he shared the Prime Minister's view.

7. GOJ Version. The Prime Minister described in detail the particular sentiment of the Japanese people against nuclear weapons and the policy of the Japanese Government reflecting such sentiment. The President expressed his understanding of the position of the Japanese Government and assured the Prime Minister of the intention of the U.S. Government to ensure the reversion of Okinawa to be carried out in a manner consistent with the policy of the Japanese Government as described by the Prime Minister.

U.S. Version: The Prime Minister agreed that it was in the interests of Japan that the deterrent capability of the U.S. military forces in the islands should in no way be diminished by reversion.

(Not Agreed)

8. The Prime Minister and the President agreed that with respect to financial questions which could arise in connection with the return of the administrative rights over Okinawa to Japan, a mutually satisfactory solution should be found by the time of the reversion.

9. The Prime Minister and the President, recognizing the complexity of the problems involved in the reversion of Okinawa, agreed that the two governments should consult closely and cooperate on the measures necessary to assure a smooth transfer of administrative rights to the Government of Japan in accordance with reversion arrangements to be agreed to by both governments. They agreed that the Japan-United States Consultative Committee

SECRET

SECRET

5.

in Tokyo should undertake over-all responsibility for this preparatory work.

The Prime Minister and the President decided to establish in Okinawa a preparatory commission in place of the existing advisory committee to the High Commissioner of the Ryukyu Islands for the purpose of consulting and coordinating locally on measures relating to preparation for the transfer of administrative rights, including necessary assistance to the Government of the Ryukyu Islands. The preparatory commission will be composed of a representative of the Japanese Government with ambassadorial rank and the High Commissioner of the Ryukyu Islands, with appropriate staff, with the Chief Executive of the Government of Ryukyu Islands acting as adviser to the commission. The commission will report and make recommendations to the two governments through the Japan-United States Consultative Committee.

10. The Prime Minister and the President expressed their conviction that a mutually satisfactory solution to the question of the return of the administrative rights over Okinawa to Japan, which was the last of the major post-war issues pending between the two countries, would be to strengthen further the Japan-U.S. relations based on friendship and mutual trust and would also make a major contribution to the peace and security of the Far East.

SECRET

特

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

940

電信写

大臣官房
総務課
次長
官審長
文書課

総番号(TA) 40674
 69年 9月 12日 23時 15分
 69年 9月 13日 12時 43分
 米 同 菅
 本 省 着

総人電厚計
 国費長領移
 参調析企
 参領旅移

外務大臣 殿 下田 (大使) 臨時代理大使 総領事 代理

大臣・国務長官会談

第2857号 特秘 大至急

往電第2820号に關し、

12日午さん会(別途電報する)に続いて14:50より16:00までの会談概要次のとおり。(当方本使、タナカ大使、トウゴウ、アカタニ、チバ。先方ジョンソン次官、グリーン次官補、マイヤー大使、スナイダー公使、フィン部長列席)長時間にわたり種々議論したが極めて友好的ふん囲気に終始した。

1. わが方提案(韓、台、越、核)
 大臣より11日の米側修正提案(冒頭往電2.の文書を手直ししたもの)を受けて立案した韓国、台湾、ヴィエトナム及び核問題に關するわが方新提案(夫々別電1.、2.、3.、4.のとおりに)を説明せるところ、長官は本日たとえ同意はしてもすべて大統領へAD REFERENDUMの前提においてである。(当方より日本側も同様なりと発言)と前置きの上、(イ)韓国についてはPOSITIVE AND PROMPTという文言はよいが、総理発言に入

ア 参地中東
 北東西
 参北北保
 参一二
 参西東洋
 西東

近丁長
 参書近ア
 次総経国万
 参資統三
 参政技二
 国一理
 参政協規
 参政経科
 軍社専
 参道内外
 一二

特

電信写

注意

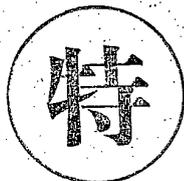
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

極秘

れるかコミニケに入れるかの点は留保したい旨。(ロ)台湾については韓国と同じ文言としないことの必要性は理解した旨を述べつつ、(ハ) ヴィエトナムについては大統領の声明という考え方に強い難しよくを示し。下記の如き議論に発展した。なお(ニ)核に関しては大臣よりこの案について長官の御理解をお願いすることにとどめたい旨述べたのに対し、わらいながらエルサレムの将来とオキナワの核兵器は自分としても回避する話題である、と発言し、また大統領と核につきまだ長時間をかけて話し合ったことはない旨明らかにした。

2. ヴィエトナム

長官より日本側の総理発言案の文言はよいが、大統領の声明案の意味自体がわかり難い上に、なぜわざわざコミニケと別のしかも誤解を与え易いものが必要かは自分にも分らず、議会方面から無用のじや推を受けることとなるので反対なる旨力説し、ジョンソン次官からも実質へは返かん時までの継続の場合日本としてはオキナワからの米軍事行動を認め、返かん延期かの二者択一である。(大臣より自分としては後者をとらない旨発言)と指摘の上、CLEAR CUTな表現でなければいほど議会の支持を得られなくなると述べた。これに対し大臣より種々説明せるのち、総理・大統領両発言をコミニケに統合する案を考慮してみる旨述べた。



注 意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電 信 写

極 秘

3. コミュニケー本の問題

(1) 長官より交渉に当つて自分としては秘密取り決めに極力避けること（大臣より同感を表明）及びコミュニケー本で行くことを本旨としてきたが、なぜ韓国、台湾についても総理大臣発言等を必要とするのか。議会方面からみれば「日本側が本気でないからコミュニケで書いたことを発言で言いかえて了うのだ」という批判が出て来ることは必至であるといくりかえし述べ、同席の米側よりも発言の後継内閣に対するこう東性に問題があることを指摘した。

(2) これに対し大臣より従来交渉経緯を想起しつつ、総理がコミュニケ発表直後ワシントンから日本国民へのメッセージを發し（注：午さん会の際米側質問に答え全くの私見として大臣が述べた点）安保条約運営の政策を表明することの補完的効果の大なること、コミュニケでは日米の合意となることより生起する国内政治上の難問題を回避し得ること、後継内閣をしぼる効果は十分あること等を説明の上、せつかく関係者が本日までく心を傾けた韓国、台湾の発言案を十分に理解してほしい旨要望した。

(3) 米側からも同趣旨の補足説明あり、「ロ」長官もやがてまだよく分つた訳ではないが、日米が政治的に互いに助け合うことが大事であり、今までの合意をU P S E T したくないので一応同意しよう、ただし十分検討させてほ

特

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

いと述べ大臣に承した。(後刻先方よりの連絡によれば長官の指示にて米側も主としてヴェトナムに関し案文作成にとりかかり、明/3日アメリカ局長等と話し合いの上/5日にアドヴァンス・コピーを当方に手交し、ニューヨークにおいて長官、大臣間で協議検討することとなつた由)。

4. その他

(1) 長官より返かんに伴なう財政面(別途電報)及び在オキナワVOA中継施設の活動継続(「ス」公使より極めて重要かつ高価な施設であり、ぜひ他国との間の如き取り決めによりこれを継続せしめたいと補足)にふれたのち、経済特にせん維問題に言及した。

大臣より明朝求めによりスタンス商務長官を往訪するのでせん維につき話をするのはまだ早いと思う旨、及び自由化については自分もその促進に出来る限り誠意を以つて当っている旨を述べた。

(2) プレス対策に関しては協議の結果別電5。の大臣説明ぶりを了承した。なお総理訪米時期(別途電報)の発表については長官が自らホワイト・ハウスに照会して同意を取付けた。

(7)

特

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

10

大蔵省
事務次官
官審官
書記官
文書課
官舎長
官舎長
官舎長

電信写

総番号 (1A) 40616
 69年 9月 12日 23時40分 米 国 主管
 69年 9月 13日 12時46分 本 省 発着 局長

外務大臣殿 下田 (大使) 臨時代理大使 総領事 代理

大臣・國務長官会談 (韓国)

第2861号 (特秘) 大至急
 往電第2857号別電1

KOREA
 (PRIME MINISTER'S STATEMENT)
 THEREFORE, SHOULD AN OCCASION RISE FOR THE U.S. FORCES IN SUCH AN EVENTUALITY TO USE FACILITIES AND AREAS IN JAPAN AS BASES FOR MILITARY COMBAT OPERATIONS TO MEET THE ARMED ATTACK, THE POLICY OF THE JAPANESE GOVERNMENT TOWARDS PRIOR CONSULTATION WOULD BE TO DECIDE ITS POSITION POSITIVELY AND PROMPTLY ON THE BASIS OF THE FOREGOING RECOGNITION.

(3)

総人電厚計
 国資長
 参調析企
 領移長
 参領旅移

地中東
 長 北東西
 参北北保
 中南審
 参西東洋
 長 西東

近了長
 参書近了
 次總經國万
 長 参質統國
 経協長 参政技二
 長 参 協規
 国 参政経科
 長 軍社專
 情長 参道内外
 文長 一二

特

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

22

大政議外儀官
務務典房
次次
臣官官審審長長
儀書文会管総

総人電厚計
國資長領移長
參調析企
參領旅移

ア參地中東
長北東西
米長北北保
中南審歐
長西東洋
西東

近ア長經
參書近ア
次總經國万

長經協長參
參實統國
參政技二
國一理

長國
參參協規
參政經科

長情長文長
軍社專
參道内外
一二

總番号(TA) X0617

69年9月13日00時00分
69年9月13日13時03分

米 國 省 署
本 省 署
米 國 省 署
本 省 署

外務大臣殿 下田 大使 臨時代理大使 總領事 代理

大臣國務長官會談

才之86之号 特秘 大至急
往電才之857号別電之。

TAIWAN

A. (COMMUNIQUE)

才之項末尾に次の1文を加える(9月11日、台湾に関する米提案の文章を置きかえらるる)。

(以下英文別紙の通り)

THE PRIMEMINISTER AGREED THAT THE U.S. SHOULD BE IN
A POSITION TO DISCHARGE EFFECTIVELY ITS INTERNATIONAL OBLI-
GATIONS FOR THE DEFENSE OF COUNTRIES IN THE FAR EAST
INCLUDING JAPAN.

B. (PRIMEMINISTER'S STATEMENT)

THE MAINTENANCE OF PEACE AND SECURITY IN THE TAIWAN AREA
IS ALSO AN IMPORTANT FACTOR FOR THE SECURITY OF JAPAN.
I BELIEVE IN THIS REGARD THAT THE DETERMINATION OF THE
UNITED STATES TO UPHOLD HER TREATY COMMITMENTS TO THE
REPUBLIC OF CHINA SHOULD BE FULLY APPRECIATED. SHOULD A
SITUATION EVER OCCUR IN WHICH THESE TREATY COMMITMENTS WOULD
ACTUALLY HAVE TO BE INVOKED AGAINST AN ARMED ATTACK FROM
OUTSIDE, IT WOULD BE A THREAT TO THE PEACE AND SECURITY OF
THE FAR EAST INCLUDING JAPAN. THEREFORE, IN VIEW OF OUR
NATIONAL INTEREST, WE SHOULD DEAL WITH THE SITUATION ON THE
BASIS OF THE FOREGOING RECOGNITION, IN CONNECTION WITH THE
FULFILLMENT BY THE U.S. OF ITS DEFENSE OBLIGATIONS. HOWEVER,
I AM GLAD TO SAY, SUCH A SITUATION CAN NOT BE FORESEEN TODAY.

(3)

特

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

12

大臣官房
次官
審議官
長官
秘書長
文書長
給与長

電信写

総番号(TA) 4062/ 主管
69年 9月 13日 00時 05分 米 国 発着 局長
69年 9月 13日 13時 11分 本 省 着

外務大臣殿 下田 (大使) 臨時代理大使 総領事 代理

大臣、國務長官会談 (核)

才2864号 (特秘) 大至急
柱号才2857号別度4

NUCLEAR PROBLEM
(COMMUNIQUE)

7. THE PRIME MINISTER DESCRIBED IN DETAIL THE PARTICULAR SENTIMENT OF THE JAPANESE PEOPLE AGAINST NUCLEAR WEAPONS AND THE POLICY OF THE JAPANESE GOVERNMENT REFLECTING SUCH SENTIMENT. THE PRESIDENT ASSURED THE PRIME MINISTER OF THE INTENTION OF THE U.S. GOVERNMENT TO ENSURE, WITHOUT PREJUDICE TO ITS POSITION WITH RESPECT TO THE PRIOR CONSULTATION SYSTEM UNDER THE TREATY OF MUTUAL COOPERATION AND SECURITY, THE REVERSION OF OKINAWA TO BE CARRIED OUT IN A MANNER CONSISTENT WITH THE POLICY OF THE JAPANESE GOVERNMENT AS DESCRIBED BY THE PRIME MINISTER.

(13)

総人電厚計
國資長
領移長
參調析企
參領旅移

參地中東
長 北東西
參北北保
中南審歐
長 西東

近了長經
參書近了
次総經国万
長經協長
參實統二
參政技二
国一理
參條協規
長国 參政經科
長情長文長
軍社專
參道内外
一二

特

特秘報

極秘
2865

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

大臣官房外務官

電信写

典房
長官審長
儀審文会營給
総人電厚計
参調析企
参領旅移

総番号(TA) 40611
69年9月12日23時20分 米 国 管
69年9月13日12時22分 本 省 着 北
外務大臣殿 下田 大使 臨時代理大使 総領事 代理

大臣。國務長官会談 (プレス説明ぶり)

第2865号 大至急 (特秘報)

往電第2857号別電5

対プレス説明ぶり

(ワシントンにおいて 1969年9月12日)

1. 外務大臣ステートメント

アイチ外務大臣とロジャース國務長官との間の本日の会談の結果は次のとおり。

(1) サトウ総理のニクソン大統領訪問は11月19日から21日までと決定された。

(2) オキナワ返かんについての日米両国政府間のこれまでの交渉を通じていえることは、いまだ若干の主要問題について見解の相違があるが、サトウ・ニクソン会談後の共同声明にもらるべき返かん時期及び返かん後の在オキナワ米軍基地の態様に関する合意達成が可能となる様き道が示されたといえよう。

2. 質問応答要領

ア 参地中東
長 北東西
参北北保
中南審
欧 参西東洋
長 西東
近ア 参普近ア
長 次総経国万
長 参質統
経協長 参政技二
参 国一理
参条協規
長 参政経科
国 軍社専
長情長 参道内外
文長 一二

11月19日

特

注 意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電 信 写

極 秘

(1) オキナワ返かん問題は1つのパッケージとして解決する考えである。

(2) 交渉の進展ぶりは極めて満足すべきものであるが、先刻申しあげたとおり若干の主要問題については未だ見解の相違がある。

(3) 両国政府は、サトウ総理及びニクソン大統領の最終的承認を得られるようにするため、今後2カ月間外交チャンネルを通じての交渉に専念する。

(了)

— 2 —

SECRET

(Washington, September 12, 1969)

Korea

(Prime Minister's Statement)

Therefore, should an occasion arise for the U.S. forces in such an eventuality to use facilities and areas in Japan as bases for military combat operations to meet the armed attack, the policy of the Japanese Government towards prior consultation would be to decide its position positively and promptly on the basis of the foregoing recognition.

S E C R E T

(Washington, September 12, 1969)

Taiwan

A. (Communique)

2. by honoring its defense treaty obligations in the area. The Prime Minister agreed that the U.S. should be in a position to discharge effectively its international obligations for the defense of countries in the Far East including Japan. (c.f. U.S. proposals of September 11, 1969).

B. (Prime Minister's Statement)

The maintenance of peace and security in the Taiwan area is also an important factor for the security of Japan. I believe in this regard that the determination of the United States to uphold her treaty commitments to the Republic of China should be fully appreciated. Should a situation ever occur in which these treaty commitments would actually have to be invoked against an armed attack from outside, it would be a threat to the peace and security of the Far East including Japan. Therefore, in view of our national interest, we should deal with the situation on the basis of the foregoing recognition, in connection with the fulfillment by the U.S. of its defense obligations. However, I am glad to say, such a situation cannot be foreseen today.

S E C R E T

(Washington, September 12, 1969)

Viet-Nam

1. (Prime Minister's Statement)

Although it is a hypothetical question related to the future, it is my belief that, should hostilities unfortunately not have been concluded by the time reversion of Okinawa, is scheduled to take place, U.S. military activities relating to the conflict should not be [REDACTED] affected by reversion, as the two Governments would consult fully on the implications of a prolongation of the war.

2. (President's Statement)

Even in the unfortunate event of a prolongation of the conflict in Vietnam, the reversion of Okinawa agreed upon between our two countries with the necessary legislative support would not be affected, since there are fully adequate provisions for consultation between the two Governments on the implications of such a prolongation of the war.

3. (Communique)

The Prime Minister and the President expressed the hope that the war in Viet-Nam will be concluded before the return of administrative rights in Okinawa as mentioned in 5 below.

SECRET

(Washington, September 12, 1969)

Nuclear problem

(Communique)

7. The Prime Minister described in detail the particular sentiment of the Japanese people against nuclear weapons and the policy of the Japanese Government reflecting such sentiment. The President assured the Prime Minister of the intention of the U.S. Government to ensure, without prejudice to its position with respect to the prior consultation system under the Treaty of Mutual Cooperation and Security, the reversion of Okinawa to be carried out in a manner consistent with the policy of the Japanese Government as described by the Prime Minister.

CONFIDENTIAL

Guidelines for Press Handling

(Washington, September 12, 1969)

1. Statement by Foreign Minister.

The results of today's talks between Minister for Foreign Affairs Aichi and Secretary of State Rogers are as follows:

(1) It has been decided that the visit of Prime Minister Sato to President Nixon shall take place from November 19th through 21st.

(2) Following discussions between the two Governments on the reversion of Okinawa, *though there are still differences of views with regard to some key issues* it could now be said that the groundwork has been laid ~~with the exception of a few points~~ for possible agreement concerning the time of reversion as well as the post-reversion status of U.S. bases in Okinawa, to be embodied in the Joint Communique following the Sato-Nixon talks mentioned above.

2. Response to Press Questions:

(1) We intend to solve the problem as one whole package.

(2) Progress of the discussions have been quite encouraging, but there are still differences of views with regard to ~~a few~~ *some key* issues, as mentioned earlier.

(3) In order for both sides to obtain the approval of the Prime Minister and the President, the following two months will be devoted to discussions through the diplomatic channel.

秘

対プレス説明ぶり

(於ワシントン 1969年9月12日)

1. 外務大臣ステートメント

愛知外務大臣とロジャース国務長官との間の本日の会談の結果は次のとおり。

- (1) 佐藤総理のニクソン大統領訪問は11月19日から21日までと決定された。
- (2) 沖縄返還についての日米両国政府間のこれまでの交渉を通じていえることは、いまだ若干の主要問題について見解の相違があるが、佐藤・ニクソン会談後の共同声明にもらるべき返還時期及び返還後の在沖縄米軍基地の態様に関する合意達成が可能となる様軌道がしかれたといえよう。

2. 質問応答要領

- (1) 沖縄返還問題は1つのパッケージとして解決する考えである。
- (2) 交渉の進展振りは極めて満足すべきものであるが、先刻申しあげたとおり若干の主要問題について未だ見解の相違がある。
- (3) 両国政府は、佐藤総理及びニクソン大統領の最終的承認を得られるようにするため、今後2カ月間外交チャネルを通じての交渉に専念する。

極秘

北条一長

米子

三好三長

江原若狭臣

寺島秋友

冷元中

下谷之次郎

大臣

總理

外務大臣訪米報告

44.9.15 米局長

1 今回訪米は11月の總理訪米に先立

最後の大臣レヴェルの社会の機会であり

外務大臣といは.)

余すところ2ヶ月に迫った總理訪米に於

沖繩返還問題に決着を付けるためには

最大限に仲間の諸君を讀みこき必

要ありとの立場で國務長官との社会に

破んた途である。

大臣訪米に先立つ東京にあける事務レ

ベルの社会の結果に於ては國務長官も相

検討してゐると思はれりか。大臣滞在中

務長官といは改めて詳細研究を進め

月までの特写的刷新も念頭に置いて双方との協力を極力具体的に固めよとの気持を示したことは、今後の交渉促進上極めて有益であった。

2. 以上の雰囲気で行われた2回の大蔵閣議長官の会談の結果、主たる問題点についての進展は凡そ次のとおり。

(1) ヴィエトナム

今回の会談を通じ、半例が最も懸念しているのは、ヴィエトナムである。即ち返還の時期到来するも、ヴィエトナム戦争が終結しない協会の問題について、これを曖昧な形

でなく共同声明自体に記すことができない

から爾後米国内の取極めは到底望むべ

くもなし、という事情を強調し、従って我方が

共同声明の中において措置することになり

ましたことにより、米側としては一方向の要求が整

ったと云うことになった次第である。共同声

明の字句については猶若干の問題あるべし。

今回の会議に於て双方実價的合意を

見せしめは大きな前進であった。

(12) 韓国、台湾に對する攻撃

韓国 或は台湾に對して武力攻撃があつ

た場合の米軍攻撃の問題については、東京に

4.

於ける社会の過程を通じて 互に合意真正に

達していたが、今回の会談に於て 國務長官も

共同声明事に於て 両者を全く同列に扱ふ

ことの不適当なる所を充分認識し、共同声明

及び此「我方」一方の発言の表現に於ては若

干の修文を致すの所となつた。但し本件に

關しては 事前協議の 時向給余裕もなきような

事象変更の協会の内題に付 米國內の調整未

了の如くである。

(11) 核兵器

本件に關しては、國務長官は彼の總ての

内題が「降伏以上で」特に本件に付 大統領

と爲と協成する要あり、米國としては極めて
重要なる問題であるので、今日の段階では何
れとも申上げ難しと繰返すのみであつた。
案するに、國務省としては令號128 國務令
とも詔を讀めたる上、返還時の核撥去に付
大統領の決断を仰ぐ事であると思はれりか、
今日のところは遺憾なく断定的な亭断を以て
難く、特にいかなる返還後の有事持込の扱方
につき我方としても考へて置く必要かあると思
めらる。

3. 以上を通観するに、國務省としては長官以下
11月の總理訪米の機会に毎年の懸事を解決して

日米両国に妥協の妥協なる基礎の上に著し

しめると云う所帯なる考方によつて一刻に努力

(このことに譲りないと思われぬ。しかし下

国防官らとの最終的な議事はこれからである

り、その進捗が容易でないことは懸念するに

くなく、今後協定済ますまでの間は日米両国に

核の問題を含め總ての点に付完全な準備を

了すべく努力をせねばならぬ。尤も、大

領の決断は、高松の時は沖尾内閣のみならず

す。日米兩國の關係、アジア或は世界における

西國の協力と云う意の分置における心証を

必要とし、今秋の日米会談はその意味を極めて

重要事項のとりまとめ。

極秘

次長
事務次長
法眼 4-26-105

衆議院
参議院
衆議院
別送品一冊

下地局長
事務次長
事務次長

沖縄返還問題 - 愛知大臣才2次訪米に付て

米北一長

84. 9. 16 記

今般の訪米に付ての交渉に付加後 - 足元は帰国に在り
納成 次のとおり。

1. 米側は交渉を止めたとの意思が有つて居る。

(1) スタイン公使が過去 10月の日米間の交渉の成果

を保持したことから 国務省内に話が入り、12日の
愛知、山口、ス合流を伴い、長官自ら非常に熱心

(大臣の解決促進の意思を受けて)

となつて、法律家としての意見を生かす務當局と共に
解決方法を探求、15日に再度大臣と協定した。

(2) 長官は頭の問題が早く、しかも沈着であり、務當局
局もに服している様子であり、士気はニクソン大統領

~~日米の合意~~

とも極めて速く ~~解決~~ に至れば - 米側内部に取ら
れざる自信が感せられた。

又、但し軍部、国防省は貿易交渉は^{法に拘}固執する姿勢

LP-1⁰国防長官以下は甲斐の急進展を意外と見

こ、数日來再検討を続^け、満足する解決に向^かつ

ており、と^いは國務省に強い圧力を加^へてある様相である

國務省と^いは受知す^る二次交渉の成果を踏^まじ^てのみが
就待^を行^なうつもりで^ある^が、^何れ^も成功する^にの自信を

持^つた^も、総理^が訪^米する^にの道程は予^め曲折が^予想
之外、日^本側^の弾力的態度を^しかり^に期^待して^いた。

(^ると^いは)

3. 残る問題点 — 文言と実質

(1) 今回合意を通じ、韓国、台湾の文言に^ついては概^ね

双方も一^致に^向い^ていると考^えら^れた(但し60年10-11-^の
点^をい^ます^が)が、^基本^的な^大問^題を^る程^度に^全く^未解決

であり、米側^には^とつ^て当面最大の難^問(主^に対^内的^に)

を^り解^決す^るに^ついては、文言^に若干の歩^み寄^りが^ある^が

実質に度) 2/24 詰め了りたなり。(有方様とラジタナに

7/11/24 米側 - 軍部明友社 國務者内々屯 - 非公用
取り決めを要求するが原因)

(2) 財政問題に2/24 米側の考え方の大筋が示され
取次政 福田義相 終了後 財務長官会 進行した

形と右つたから、今後の交渉の成り行きを程々
が予想された。VOA に7/11/24 米側から
再度有統希望を出され、当方は進行し態度を

表明したにないが、極めて多くの困難が予想された、

4. 総理訪米まで倍目の努力が必要

(1) 今次会議の文言面での若干の進展を認めるとなりました

双方の解決の決意の強さがあつたため明らかなこと
とは意義があるが、特に実質問題を中心に今後

総理訪米前の2ヵ月 定了するは 3/10/24 (2/24 米側からの
詰)

と

了努力と相互理解が必須なことを言及している

(2) 幸い「又、公使館に同席者当る者、当方(柳

局長以下)と極めて密接な関係にあることを、今迄

訪米に当り幾度も「非公式」折合せが著しく進展

している

月

の踏化を助けたことと一応述べられていた。

(3) 軍部代表の「アラスカ海軍少将等」

（注）

背後のペンタゴン内にもアラスカ中將、エラス少将等

知己が少くない真の「フォース」である。(右記エラス中將

右記は10月の安保協定で来日した)

(4) 一般的に自米交渉当り者、は去々の国内に

(の相互理解と信頼)

対するものも「い」たまい如く感ぜられた。

(注)① 今月は キンシツ一六院院 特別 補佐に

金型接触(右記は、お外、い、担当者の伝達

今のと、同席者には「おせ成り行せ」といって接触

② '0, 長は DEEPで右記「CLEAR」といって感ぜられている。

漢

(回覧番号) 外務省電信案 (分類)

電信課長 ④ 3 ①	機密表示 (極秘・秘の朱印)	符号表示 (暗) 略 平	※ 総第 44598 号
	特我	※ 第 1861 号	※ 昭和44年9月6日 21時 02分 発
		大至急 (急) 普通 LTF	※ 発電係 為我科

(※印欄内は電信課記入)

大臣 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官房長	主管	主管局部課(室)名
	アメリカ局長 3 参事官 3 北米才一課長 3	半号 起案 昭和44年9月16日 起案者 半号 電話番号

協議先

在 半 下口 大使 臨時代理大使
総領事 代理 あて 外務 大臣 発
臨時代理大使

電 在 大使 臨時代理大使
報 総領事 代理 あて

姓名
沖繩返送交渉(訓令)
国連
死位電米局長才202号報電

次官御了
下口(北米一)
又
半号
清

16 207

62

(昭和四二・七一 改正)

(回覧番号) 外務省電信案 (分類)

機密表示 (極秘・秘の朱印)	符号表示 (暗) 略 平	総第 44597 号
特我	※ 第 882 号	※ 昭和 44 年 9 月 16 日 21.02
	大至急 (本) 普通 LTF	※ 発電係 為政

(※印欄内は電信課記入)

大 臣 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官 房 長	主管 アメリカ局長 参事官 北米才一課長	主管局部課 (室) 名 米考 (秘)
		起案 昭和 44 年 9 月 16 日
		起案者 米考 電話番号

協議先

条約局長
参事官
条約課長

臨時代理大使

在 米 下田 総領事 代理

あて 佐藤外務大臣 発

電 報 在 米 下田 大使 臨時代理大使
総領事 代理 あて

件名 沖縄返還交渉 (割令)

米来電才 2889 号 1 割 1

廣知大臣へ半場次官より

16日午前の閣議継続。冒頭米来電の合奏経緯

を総理に御報告の上、御指示と仰られたと云ふ。

別電才 800 号の御意伺ひました。

(昭和四二・七一改正)

電信課長
特

16-206
62

1945

翻つて日米友好の基盤を立戻つた所を
 場合、予断しては、将来の²と³突きつめた
 表現/了る²と¹、仲儀¹返還²より日米友好
 関係の一枚岩を益々強固としよと
 基本的姿勢¹を²み³て⁴中⁵に⁶し⁷得⁸策⁹である
 と考¹え²ら³れ⁴た⁵が、⁶身⁷に⁸1972年⁹に¹⁰至¹¹り¹²の¹³に¹⁴お¹⁵け¹⁶に
 上¹の²予³断⁴が⁵收⁶拾⁷さ⁸れ⁹た¹⁰ら¹¹な¹²ら¹³な¹⁴い¹⁵と¹⁶も
 日米両子、が¹予²想³して⁴い⁵る⁶こ⁷の⁸印⁹象¹⁰を¹¹世¹²界
 に¹与²え³る⁴こ⁵の⁶予⁷断⁸は⁹好¹⁰ま¹¹し¹²た¹³が、15日¹⁴の
 米¹軍²の³第⁴次⁵撤⁶兵⁷の⁸発⁹表¹⁰と¹¹の¹²予¹³断¹⁴を¹⁵合¹⁶わ¹⁷せ
 米¹軍²の³予⁴断⁵予⁶断⁷を⁸、⁹米¹⁰軍¹¹、¹²対¹³北¹⁴越¹⁵関¹⁶係
 を¹予²断³予⁴断⁵と⁶好⁷ま⁸し⁹た¹⁰ら¹¹な¹²ら¹³な¹⁴い¹⁵と¹⁶も
 ら¹れ²る。³こ⁴の⁵予⁶断⁷は、⁸米⁹側¹⁰が¹¹大¹²局¹³的¹⁴見¹⁵地¹⁶
 地¹を²再³検⁴討⁵し、⁶せ⁷めて⁸米⁹軍¹⁰に¹¹関¹²して¹³1843号¹⁴
 文¹言²子³に⁴妥⁵結⁶す⁷こ⁸の⁹予¹⁰断¹¹を¹²し¹³た¹⁴。

の程案

より

2. 核

~~この問題については~~ ^{米側} 基本的な考え方は
~~上記のとおり~~ 同様、
~~この問題については~~ ^{米側} 基本的な考え方は
~~上記のとおり~~ 同様、
~~この問題については~~ ^{米側} 基本的な考え方は
~~上記のとおり~~ 同様、
~~この問題については~~ ^{米側} 基本的な考え方は
~~上記のとおり~~ 同様、

3. 戦術作戦行動のための基地使用

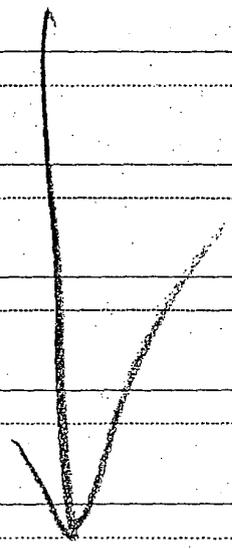
同率政府として、米軍の自由登陸を認
 むる款には行かないが、米軍の presence
 及びその活動^{の必要性}に對しては、十分な理解を
 もつものあり、中絶、互選により、日米の
 一枚岩をより一層強固にするといふ基本
 的立場に於て、この問題に對する
 の政府の大方針である故に今後とも

注
この問題については
29日
b

連例に對し、この種の理解を深めたい
 努力をした。 ^{覚悟}

なお、貴電中の三三二五条六項の修正は、~~不~~
 前協試制度が適正に運用される限り、同制
 度の存在なしは仲條の本土並み返還自体
 が米子の玉際義務の效果的遂行のため
 としたよりなるとはならぬとの原案の趣旨
~~が生~~
 又これに於て承認上の困難を一切おくとし、
 不前協試制度を又々めり、米子の玉際義
 務の效果的遂行に積極的を承認するとの
 意味合へが濃厚となり、不前協試の包括的
 承認と乍ら之れをいふはならぬとの質問に對
 する玉内説明が著しく困難となつて居ら
 した。 (「口」長官の原案に對する不協の理
 由は申すしも明確ではなぬが、おとしく原
 案では米子の玉際義務の效果的遂行のた

ぬはらば すべて「任事」であるとの見解が示されて
 いる。この見解は、「任事」と推測され、然りとすべ
 ば、この見解は、本条の「譲り得る」として
 である。）「任事」、「譲り得る」の表現は、「譲り得る」
 交渉側の譲り得るを試みることを示している。止
 むべき譲り得るは、"should be compatible with"
 を代えて "should not hinder" (和文は、
 「... 他政権返還は... 憲法義務の効果的遂
 行の妨げとならざることを示す...」) により
 妥結を促すものと見られる。



4. b

4. 朝鮮、台湾

米米電才2891号に受諾して差支之存¹¹。

(上記3の立場にたつて、出件時中は、

~~1:2=5と税関差支の一本建てとするとして~~

~~1:2=5一本とあることへの手直し~~

この点は従来の変更経緯に鑑み、固執
は(存¹¹。)

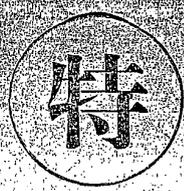
なお、冒頭米米電才2. (1)に711718) ~~差支之~~
了承(存¹¹。

~~存¹¹。~~

5. 1:2=5才5回

冒頭米米電才3. の通り7-16諸7-16) 取。

米に転電した。



注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

極秘

としては対内的にそういう形とせざるをえないということ
 で。政府部内での研究は何れ始まる。
 以上フインの述べはところは私見と思われる点もあるが御
 参考まで。なお、同人の立場上在京米側に御引用なきよう
 念のためお願いします。
 国連へ転電した。

(了)

-2-

(18.35 米北 / 半巻に連絡あり)

極 秘

1 大臣	参府長	平柳府長
2 次官	参官	参官
3 森 参事	参事	参事
4 同中大臣		参事

外務大臣、平柳一、森 参事 会談

44. 10. 1
平 - 長

本10月1日午前11時より約1時内に日方行方
わかれ会談概要以下のとおり。(同席者森

外務審議官、平柳府長、平柳一、森 参事、
公使、ワグネル通訳官)

1. ココエコケの文言

大臣より未解決の(イ)才2項末文(別添1、日本側修正
案手交) (ロ)才3項 ウィンケル内閣部分(別添2、日本

側修正案手交) (ハ)才6項 安保条約等(適用の(右)の)
の字句(本土並の象徴とて是非必要と強調) (ニ)才6項

27-1 (1) 森 参事 (2) 平柳府長 (3) 平柳一 (4) 森 参事 (5) 公使 (6) ワグネル通訳官

CONTEMPLATE の字句 (他の字句がよいと主張) (木)
オ7項 概 (オが方案受諾方再要望) (ハ) オ8項

財政的側面 (幾素ありと再確認) の諸点に関し
日英側の考え方を明かにしたのを、次の如く話合った。

(1) オ2項 末文

^(オが方案修正あり)
概の ^{実質的} 実質的な意味については何ら変更はなく、
同じ考え方がこの条の箇所にあるので、字句を整

理にスッキリさせるものとする旨説明したが、英側は
強い難色を示し、大使は概、12月2日公認で日英

側の考えを比較してまとめられた従来の文句
の長句をとり、CONTEMPLATE と ~~CONTEMPLATION~~ (KEY SENTENCES)
(其は2本)

であり、日英側修正意は著しく二れ正約也。日英側が
BACK AWAY (日印象正す之、本国に報告す之)も

憚りあると述べ、^(在米文句) 又、公使ともども オ2項の結論と

かつ第3項のつなかりとに至大の重要性を以て
~~本側修正~~ 日本側修正の中心にしてはなからい(句備出先限
 とに)
 (2) 本句経句 ~~修正~~ ^{変更} について断定的な方針と注釈を
 院詢した。 反覆

(2) 第3項のつなかり関係

^{本側修正}
 大臣の字句的表現のありは ^{変更の} 旨 ^明 せられたりし米
 側は本修正等は米側の考え方にも合致はし
 の点とに ^{の修正は就協定条の相対} 受諾に ^明 問題はないと思ふ旨述べた。
 右句項は EXPRESSED THE STRONG HOPE とすことと双方一致

(3) 第6項「変更なし」の字句

米側は当方主張に対し従事とすりの不要論(二
 の字句はなからい ^{スル} 変更 ^{スル} なしと云自明の理有ると
^{条保条約字句}

また合同委員会決定等まで不変更との印象を予
 好なく有ると)を繰り述べたが当方巧言

4

協議方式が何(修正)か本土と差別な(沖縄)
に適用されたことか眼目なりと説明の上、大臣が

国内政治上 どうしても本土並、~~翻訳~~を明白にする
必要があり、このように意味が読み出せる文言 ~~で~~
して

ある必要し(も現在の字句と同語せず、右と左の
「本土においた」と同様に適用される、といった表現を

考へて欲しいと要請し、~~大任~~も尚問題点の(分)を
至急検討したいと述べた。

(4) 才6項 CONTEMPLATE の字句

(1) 大臣が先般の下田・沼田ン会議以後、二の突
因に総理大臣が直接強引訓命を述べたと

述べたのに対し、大臣が(3) CONTEMPLATE は
長官の FAVORITE WORD である、^{英信の法律用語}
(分) ~~が~~

と述べ、^(部分の表現として) 官書録(二の) ~~は~~ 最適のものがある

こと、(b)上記下段、コンセン合致、以後本国は
何ら訓示に接していないので、断定的なことでは
ない。

^{右段に示唆がある}
ないか、NOT HINDERの文言は、如何にも消極的な
^{響き}をともなうに、対し CONTEMPLATEは積極的な

感じをきたすこと、を説明した。

(b) 案より、第6項の事前協議方式について述べた

のが主眼点であるか、同方式は本来制限的な
ものであり、CONTEMPLATE (この語は PRIOR CONSENT
をいふ)

という考え方に適合した表現なので、^{制限的な内容と見て可なり}この場合は不
適合であり、干渉 COMPATIBLEか DOES NOT

HINDERの方がより旨説明、大臣はどのも問題な
振出しに足った感があるか、要は双方の対内的

説明が大きい、この違文はうにすればとあり、と
述べた。

(5) 非核項核

(イ) 米側が本問題は大統領が直々に検討する
まいな何らコメント出来ず、待つばかりと述べた

が、大塚が本側案を苦心に苦心を重ね、米側
にとつての問題も十分に考慮に入れ作成
(特々WITHOUT PREJUDICE云々)

したもので、総理にとつても自分にとつてもFINALなもので
ある。どうしても代表が必要なら、それならい

一、大統領は神龍の運送に1字1句の同地所在
の核兵器がたつて撤去される旨を保證した

というものであり、それにはこれらは「現在の案の方が
米側にとつて遙かによいであろう」と強調し、^{ニフリン}大統
領が二の意を決断せしめると述べ、述べた。

(ロ) 米側は大塚の発言に「^{大塚}一々うなずか^ト」

非常に苦心の跡がみえ、^{自らの非-印字は又かつと述べ}
^{本意中の}「日本政府の政策」とは非核の原則の

△ これに対し大臣は without prejudice 云々を指摘し
それ以上はくちと云々の事には及ばないと述べた。

2

ことかとの質問、大臣が肯定した。大臣はこれを
極めて CATEGORICAL であるとコメントした。△

2. その他の問題

(1) 総理の一方的発言の時期

(公認総辞任後に) 大臣は本発言の時期は7月24日
と訂正されたが、これは7月24日発表後、^{発言20日}残り~~10日~~が

あり、外交公認明と困難を生ずると述べていたが
対し、大臣は ~~正式に~~ 帰国後の臨時国会
で正式に発表されるもの。

冒頭の所信表明、~~正式に~~ 已有るか、準備中22日
で正式に発表されるもの。
発表直後記者会見等を利用して発言を行なう

ことかとの法と認められ述べた。

(2) 安保自然継続に因り自民党決定

大臣は 10月9日自民党に於いて国会一環で

かゝる決定をすゝめたとおぼしめる(報載し、
~~あり~~)

右は当然のことであるが、沖縄返還交渉の

進展ぶりを勤皇し、此の際内外に^{はつた}~~あり~~
とせし及行方そのものであると^と付言した。

(3) 対日米両国に教育

(上記(4)議論の際)大儀より日米側の世論
指導の巧みとして特に韓国の安全が日本の安全と
1272.

結わつた^{との考}は、~~あり~~が、国元の向に定着してある
こと及び「本土並、互通して安保条約の自然の進路

^{一般に}加^{一般に}当然視せられるようになった。今朝の朝日新聞の
世論調査にも「外に反映せられた」とも述べられて

稱讃(た)り、米側においても自分Aの
公使ともども議会に対し懸命に教育活動

を行なつたこと(現に「外に」羽田空港^に通^過す

マクナソン上地徴負に説明する旨と付言)を
披露し、²³⁰⁻⁴⁰「文言に大體固まりつゝある現在

日米ともに国民教育に力を入れ、双方の親交が
余り増え違ふところありやうと云ふと

述べた。(二かには大體秘密取り扱ひの
行と云ふも疑はれいとコメント。)

(4) 日米関係の将来

(上記(1)(5)條編後)大體功に及ばぬ戦争終結
は國々の世界的な希望と云ふ言の上

戦争中の國務長官の地位で述べたとおし
沖繩返還の事日本国民の対米信頼感の

予想を遂げること増大し、日米折衝は
招きと共に日本がアジアの平和と安全に
寄与する基礎がなされることと云ふ

寄与する基礎がなされることと云ふ

大臣の筆例も全(月に)齊之であるが、是
沖繩返還交渉を(21)のものであると

たに ~~現職の筆例~~ 自民党の中にも之を関係
契約を1975年まで控えて之と主張する者

あり(注:中官松野言を控えてみよ)、保和官房
長官にも申上りたが、筆例会説得上

大夫の交際を棄つて之を懐疑するに述べ
た。(二)ありて大臣の上記(2)を棄言)

(5) 日米経済関係

(公使館)内閣に) 大臣の 高橋 ~~三三~~ ~~三三~~
が経済認識離れは筆例に論議をなすと

述べたことに ^夏 慮を示し、^{たのす} ~~大平~~ 大平通産相
の論議で筆例を批判しつゝ ~~大平~~ 大平

は用いられたいとの印象を受けたら、是れは

正しいかと疑問、大塚よりその通りであり、④有
効と②も屋敷をつくればと答えた。(この現
況)

の分析を遂行する)

③ 今後の方針及び対応策

(1) 大塚より今後原則として毎週水曜日には
大塚と定例会議を行なうと申し入れた。

大塚は承諾した。

(2) 7月12日付には、愛知法界法務の情勢

を検討の上、この2-3章の作成に着手すると
共に、未解決の重要な宿題を討議

(た、この趣意を述べたことは、④未解決
一致した。

極 秘
無 期 限
8 部の内
4 号

SECRET

(E) 紙 - 筆 刷

- 1 - 九 氏
- 2 - 米 田 長
- 3 - 三 井
- 4 - 7 月 1 日
- 5 - 葉 書
- 6 - 葉 書
- 7 - 葉 書
- 8 - 葉 書

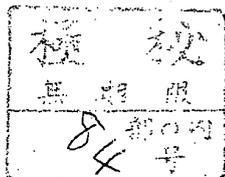
別 添
一

(Oct. 1, 1969)

On paragraph 2

Add the following sentence at the end of the paragraph:

The Prime Minister stated that he fully appreciated the assurance of the President.



SECRET

1	大五	6	朱号	7 8 9 10
2	朱号云	7	朱号	
3	嘉喜	8	朱号云?	
4	7911	9	朱号云?	

(Oct. 1, 1969)

Draft Communique: (On the Vietnam question)

In this connection, they agreed that, should peace in Vietnam not have been realized by the time reversion of Okinawa is scheduled to take place, the two Governments would fully consult with each other in the light of the situation at that time so that reversion would be accomplished without affecting the U.S. efforts to assure the South Vietnamese people the opportunity to determine their own political future without outside interference.

7
11

秘 録
無 期 限
8 部の内
4 号

7 米一長
8 集局長?

1
2
3
4
5
6
大正
法務
省
不
系
米

共同声明案（ヴェトナム関係部分）

昭和四四・九一三〇

總理大臣と大統領は、ヴェトナム戦争が沖繩の施政権が日本に返還されるまでに終結していることを希望するものである旨を明らかにした。これに関連して、両者は、もし不幸にしてヴェトナムにおける平和が沖繩返還予定時に至るも実現していない場合には、兩國政府は、沖繩の返還が南ヴェトナム人民に対し外部からの干渉を受けずにその政治的将来を決定する機会を確保するための米国の努力に影響を及ぼすことなく実現されるように、そのときの情勢に照らして十分協議する。

極 秘
無 期 限
特 3 部 の 内
3 号

極 秘
無 期 限

大臣 次官 森 審 議 官 田中 大使	条約局長 号 車 官 条約課長	別送 ついで	P. 4 局 長 号 車 官 朱比一長
------------------------------	-----------------------	-----------	---------------------------

東郷、スチーヴ、カラス 会議 (概)

44. 10. 3

朱比一長

出席者: 大河原 号 車 官, 朱比一長, ^{安保課長} 4-7 女史

日時: 10月3日 午前 場所: P. 4 局 長 室

本会議はカラス中程の核内題に2112の
軍事的立場に基く見解を採取する目的とし

概要次のとおり。

1. 先方の説明

先方述べたところとして以下のとおり。

(1) 太平洋総軍司令部の総合的観方

① 在米公使館
② 条約局長室
③ 朱比一長

(1) 地域的軍事能力 (米以外決中心の全在界の
能力と異なり、朝鮮、中共、SEATO地域を対象とするもの)

その弾力性 (通常、概算戦力の40%) を
失われたいとしない中心の国に与えること

の減退は米国の条約義務遂行決定を疑わ
しめ、相手側の挑発を招くこととなる。

(2) 而して沖縄基地は中心の重要性を帯び
概算戦力は充分の抑止力を折に金をかける
(既存の) (備え)

必要が全くないのに対し、RELOCATIONは
移転先(どこ)に、巨額の予算(費用) (誠心の
あり)

軍事費削減の一点での検討は極度に困難
の問題 (いかに未決定) ありのみならず

と一々程にも沖縄に比し抑止力が落ち
るといふ懸念がある。

(1) 従って 時例 にとつた 政治的 問題と、米側
の 軍事的 要請とを、抑止力の 有効性を
維持 (右が) 如何に 妥協せしめ行く
か 如き 最高 首脳部 の 決断 すべき と して あり

(2) 新PIIP政策 と 沖縄 の 要請

(a) (スティーブソン 公使 等) = フソソ 大 総 領 事 等

島 の 開明 (右 と して) は (A) 米 には 義務 付 属 する
し、その ための 軍事 態勢 と して の こと。(B) 核

戦争 を はじめ、種々の CONTINGENCIES に 対 して
米 國 の 態勢 維持 の 重要性 等 (地元 兵力
(二ヶ所 削減 地域)

に 対 する 局地的 危険 の 対策) が あり、全般 的
に 減少 (右) にと して 打ち 出 した

(c) (右 等) 等 として、その ほか、一 部 周辺 地域
への 米 軍 態勢 を 削減 する こと、中心 即ち
南

沖縄)の力の維持は理の当然で、半他の
軍中計画立案(自下り江以北後戦時金融
検査中)のキーポイントとなつてゐる。

(3) 戦術核と通常兵力の削減等

(1) ICBM等が戦術核力を形成しかつたことに
充分であるとの俗論は誤りである。戦術核
(極めて高威力の通常兵力の増強に前記の)
は極めて重要であり、特に敵公の削減
が不可能な現在、その戦力維持の

ため手持ちの戦術核に依存する必要がある。

(2) (元公使より)在韓米軍の兵力削減計画

が明示的に除外されてゐる。今後長期に
亘り削減方針であるとしても、撤退はあり得ず

むしろ韓国軍の戦力充実にかつ注目がなされてゐる。

(4) (元公使より)上記の関連で、沖縄の核施設

か 韓国, 7月16日, オーストラリア, ニュージーランド,

このほか (11月にも重大関心をもつ2113) に

（及ぼす影響）

を日本政府として充分考慮してはし。

2. 当方管内に対する先方説明

(1) 北鮮内情 — 戦術核の役割

(a) (6月に費った米側の西太平洋戦術核に備) する

10-11-1は、この核の役割はソ中との関連

におけるものとして113から、北鮮の核保有などの態向

に対し、(a)は ~~10-11-1~~ 10-11-1を矢張りすと述べて

たので、当方より一読せ(ぬ)と(3) 御説の

とから、沖繩の(核)能力は北鮮を対象

として持つことには可成りである。

(b) (北鮮に対し具体的に如何なる使ひ方を戦術

核は抑止力を發揮するものとの態向に対し)

総合的な威力を發揮する抑止力がある。

昭和44年4月15日

(当方におおむね同意) 敵の大兵力集中
を断念せしめ以て侵攻作戦を不可成

たらしめると、敵の前線支援施設後の破壊
場、前線防禦施設後の突破の端緒を

作り出すなどがある。大都市等人口密集地帯
の破壊は考えられない。なお北緯軍は

より速く核弾頭を付与したないこと
は確定である。(注の「不核敵」を教へよ)

イスラエルの内閣

(2) (日本の軍事評論家等はよく「戦術核は使用

すべき」戦術核使用にイスラエル(2)3000米國と
も實際上使う様に行かず、能く抑止の優位

は明かすまい、と偏す) 技術の進歩に
より弾頭の小型化及び線界力の適正化に努

めるとも全面核戦争にイスラエルとせよとなく

戦術核も使用する能力を備えていた。他方
米側と比べて大規模通常兵力は PROVIDE 出来

ないが、^{能力}戦術核の使用は依然として存在して
あり、米側の~~能力~~能力は相俟って先制自衛
(双方)

抑止力を形成している。米側としてはウラズラ
戦術核発射中の現在、~~防犯~~防犯意欲の減退

とみられ、^(核)能力削減は困難であり
また (沖絶道途道) 2年後の軍事情勢
(時期不定)

その能力の必要量は何とも予測し難い。

(3) 対中共同問題

(1) (日有には「米側が能力削減すれば、其意欲も
しつぷり下がる、その考えがあるが」) 米側は軍事情
況におおしな減縮論を、現実には米側が
削減しているのに対し、中共は其の能力を以て

向上せしめていす。

(3) (日本には、「米国の核能力の巨大な増大に
対し、抑止力は明白に不足するものあり、従って
一歩総の核を撤去にせざる可からず、この撤去の
ありか(---) 中東が RATIONAL ではないので
MISCALCULATION が恐ろしい。また核廃棄物
中東へ

進んが10年先の見通しを十分難し。核撤
去に付いては、兵器の事故配達と、~~兵器~~
兵器

如何に目標に到達せしめるかとの、OVERALL
な観念^本を尋ねるべきあり。 この地帯の沖尾下
最道である。

(4) X-2 Bの撤去

(X-2 Bの旧式化に伴い、遠かいた撤去するとの

決定はなされたか?) なる決定は取に1211台

兵器の改良 ~~兵器~~ 兵器として行なわれて

いす。

3. 当方の発言が先方意向に於ける答

(1) 日本側の意向

当方より 6月訪米の際の大臣発言を引用し
(有毛)

日本としては安保条約の継続、米軍プレゼンス
の要否の認識に立ち、両協定適用の適用

かつとも米国の軍事能力を弱体化させることは
と確信に立ちと述べた上、沖縄の現状

と本土並との唯一の差違は 戦闘作戦行動
の枠に於ける両協定適用であり、

それ以外の沖縄基地 ^(この、あり) ~~問題~~ でありする
の活動は 後節後と云々として ~~既に述べた~~
し、

戦闘作戦行動については 日米は共通の関心
を有しており、また核については NUCLEAR

OPTION が、本土、沖縄、~~いづれ~~ ともに維持する

此点とは、分り易いから、二の真に於ける
合理的思考のみで、法律し切らぬものの

あるとは事実である。概を概言して、
二の地域に於ける自由貿易の利益を守る

軍事的要請がみだされるか、正見極めを要
があるか、米側が二の自由と云ふのは、

日本側は大変困難な立場におかぬこと
ある。なお日本側と云ふ、軍事的要請米

ARGUMENT を持ち合せたいから、と述べた

(2) 日本側の三々を必要とする

(復帰に伴い、凡百の改論が必要だから)

以上に対し、先づ、日本側が求める三々を
何かが ~~必要とする~~ (概して米側と)

と伺うたので、先づ、返還の際の協定
及び再導入の際の事前協定が三々で

あり、他の面は MANAGEABLE と思う。句は
13歳 5-10年のおか国世偏の变化の事

みる必要はあつた、通還の時と上り
政治はあつた 24 と答えたので

先方の意向に對し、おかしとしては国民に
おかしは国際環境に對し教育を続ける

から、沖縄通還の実現は、おかしは容易に
あつたと思うを指摘した。

松浦経隊

(3) 防犯方の見方

先方の意向に對し、おかし(米-兵)は防犯
は通還交渉自体に對しは外務省に依頼

してあつた。おかしは、4次防と
沖縄防犯計画の予算面におかし、また自衛隊

は、おかしとの非公式接觸から得た印象で、

純粋に軍事的右見地では沖縄の概
抑止力の継承は望ましいとして、政治的

には大問題であり、その周辺の周辺に
自衛隊の駐屯が国民の支持の裏付けがある

痛感
VZとは ~~211~~ 211 ふうである、と答えた。

大屋 宗平 美濃部 半蔵 米谷 長 杉 種

再田 半蔵 長

総理に對する報告
(沖縄内情) 44.10.7 米谷長

10月7日 総理に對する報告 出席者 米谷長、本村副長、半場次長、米谷長、アノアノ長、十村秘書長

米谷長 — 本日は核についての御下内と承知
す。先週、沖縄交渉のため派遣され

た軍人と云ふところでは、軍事的見地より
すれば、(1) 長期的に軍の工場の見地より核

の重要性は甚しく大まなる (2) 沖縄の核は
核力の抑止力として極めて重要である

は各情勢にも容易でなく、^{抑止効果の}軍事的にも低下を危
れらる。と云ふことは要する。通商交渉に

関しては、(1) 核力は先般米、通商と半國の
力と核力と云ふことで、共同責任に入らるること

て、米側も一方のみ、(b)朝鮮台湾への攻撃に
ついても何らかの表現を考へるにても、合意点に

達しないあり、核は今作を島嶼に大規模の
汎射に持つて行くことと「上子」と見做す。米

側も返還時に核があるかないか分らぬ、或は
核があることと「11月の注か上子と

(返還時の扱法)

思つてゐることは見做す、核局を~~ま~~て行くと
見做すか、それにはついても、両者の非常事態に

於ける持込についても申せに来ると見做す。
以上が核についても現状である。

総理 — 「非常事態」と云うか、それは幅の広いも
のか、何か非常事態か?

米局長 — 事態が、以前の状況である、相手方
の兵力増強等により、事態が、予期される

よるな事態にあらう。抑止の理藩からして核
は使用より、事態の発生を防止することに意

味がある故、備は多くならざるを得ない。

総理 — 通達時に一旦報告して、あとは事態に
応じ、黙って持つて来る上りであることを考へてい

てあらうか？

半局長 — 通達時報告、再持ちこは「事態抑止」と
之うと云う生じは考へていふと見るか？ 半物の

心配するのは「事態抑止」の対しての「理藩」の
お答である。

総理 — 非常事態に必要と云うことは、やむを得
ない。通達時報告と云うことは、持ちこたけ

か、特に「施設」の如きものは、かしてしやうのか？

米局長 — 行旅施設を二かこつては再押し
も出来ないから 二かこは 考へられたいし、又

二かこが せざるに か 税関の利益になるとは
思はれない。

総理 — ^(どの位) 現に沖尾に どの位 核があるのか
どう云う 行旅施設があるのか 分つていない。

又 すぐ使へる 様な 核 現にあるのか どの位も
分つていない。 若し 有らぬならば 量に かく

意味がない。 更に 非常事態 と云ふ ことも 考へ
まう しない。 成程 核の 同梱は 俺が 決め

なければならぬ と云ふ ことは 分るが、 軍費を
充分 知らぬ として 下手な 決め方も やりま

か ない。

南は 有事即ちの 態勢にある と 半助は 言っている。

米局長 — この 同梱は 御手 かな 言はぬ 云ふ こと

もあるか、今のまじ、余り深入りには半歩
から、日、に、持いの意思ありと推測される

ことになり、報いにくかつた、挽回の御許
可あるに、おいては、更に、後を致すべし、

挽回 — 格防等、その、兼ね、合、い、と、ある、米、國、が
格、を、日、に、認、め、せ、る、事、り、遂、に、日、の、か、

自、ら、格、武、裝、し、よ、う、と、言、つ、た、る、米、國、も、固、き、の、こ、
は、な、い、か、

米、局、長 — 日、の、が、自、ら、格、武、裝、し、よ、う、と、云、つ、て、い、る
故、(可、故、米、國、に、格、の、お、か、し、を、認、め、よ、う)

と、い、た、い、か、が、米、局、に、分、り、ぬ、長、が、あ、ら、う、

総、視 — 日、の、が、不、完、全、武、裝、が、あ、ら、う、と、い、ふ、こ、
は、國、民、に、分、り、し、よ、う、と、い、ふ、事、り、非、格、≡、事、柄、の

持、い、ま、せ、る、は、強、り、で、あ、つ、た、と、反、答、し、よ、う、と、

の通で不気味な感じからどうすべきかと云う
ことをもと明らかにすべきであらうかと云

うている。さうかしのことがあつた。この出来事は
経理になつておつた。と云う。

米局長 — 運送時は核があるかないか云うか
或は核がある、と云うことでは無い。明日は

も話は片付くか。運送時核抜きと云うこと
でなければならぬ。と云うことと承知して

米局長と話をし、米局長も核があると云う
事、11月の話が成立すると思つてゐるとは

思はれず。我々としては運送時抜きと云う
ことには持つて行かなければならぬと

云う心境でやつてゐる。

総理 — 11月には米局長はどる土曜日からか。10月-10日

G-a

~~の通下 不完全武装 去から どうするかと
去る ことを 明らかに する ことが~~

~~と 考へて いる。 考へて いる こと
が 多い こと の 長 年 は 検 理 に なる こと~~

~~これは 長 年 にも 分る こと~~

~~11月1日 米 例 は どう なる こと かと 検 理~~

の こと には 分る こと かと 或は 米 例 の
見 解 を 日 本 に 承 知 さ せる こと 検 理 に 出 して

来る こと かと 19日 に 必要 あり 扱 い が なる こと とな
ことを 言 い 出 され こと なる。

次 頁 — その 真 は 重々 米 例 に も 申 入れ こと なる。

米 局長 — 近 頃 立場 に 関し 米 例 から 轉 換 不
府 を 安心 さ せる こと 10月 1日 から 検 理 に 出 して

これ 有 難い こと なる こと なる。 検 理 は 検 理 の

手紙と云ふことであるが、強く書けば「NEATO
云々の攻撃を拒き解す」云々の意味が下

く下る。主先大校上の申入れと云ふこと
が可能であるか、検討中である。

原理—手紙といふも、印紙返送で松本の
安全保障を傷つよすことには考へてはな

と云ふ趣意がある。外交ルートで「知道を
ぬか」と云ふこと、指しをみせよから

初選が主として、後選は初選者が選得
たところのものと見られる。

1年以前までは70%以上に30%把握率であった
ものが全く逆の割合になった。米側の Vietnam

system と共に北越の north-Vietnam system が進んで
いる。又韓国好戦の北軍、patriotic 社会が

進んで A-B 地区が停戦している。

概況一 カンボジア方面の補償率はどうか

概況一 専らこの方向に傾いている。申す能
く連絡がよくなった。

概況一 韓国をやり下りの概況と之については
どうかと思っております。

概況一 今回のこの軍事的な要約は主として
この。軍事の改善により両軍ともよくなった。

撤兵の促進については、南軍の自信を喪失させぬこと、武勇に習熟させる余給を遺く

ことの2頁に留意するゆゑあり

総理—ラオスの情状は先般マニラ首相がシラハカ、ホセに死を告げ北軍のやり方に變化ありと見せしむるや

り

総理—ラオスでは最近政府軍が北軍に大なる戦果を挙げたがホセの死と関係ありや否やは

分らない 94年1024の北軍が弱体化しているから政府軍は勇を付けなければならない

総理—ラオスは話し合いが加波命はたか米田と話を打合せ)は持つて行くことも有り

中島子慶軍に北軍の裏切が起るか、北軍と中島軍との関係はどう見られるか

4

議長 — 北朝鮮から見ればソ連は武器の供給
源であり、東北隣りの国境と接しており

良好なる関係を有することを、中央とより以上に
国境を共にしていること、事実から推察し

せざるを得ない。これはカシムフの北朝鮮と
国境を接してその意図を熟知し、北朝鮮の国

に経済的な関係を築いたこと、1971年

総理 — 北朝鮮が中央寄りになると、EC
の動き、事件の可成り性が大きくなる。等閑の

不耐で、あきらめていけるが、否々有れば、米側も
あきらむておらう。

議長 — 今日頃のやることは、他人ではなく己の
目的と考へる以上、従って正確に計算され

たものである。目的とは、米韓間の（例へば

大蔵省の報告により、米の輸出を12月までに
めぐる。米軍撤退。各層成長妨害である。

米国の目的はあくまで「米軍撤退」であること
を、これに「新米産」を認めること。

抑止力と云ふものは、廣いものであつて、不平等とし
て今日の時代では、換算力その一種である。

沖程における換算力、が抑止力として極めて
重要である。と云ふ事実は、自分からいへば、隠さ

うとしても意味がないことである。

原理 - 沖程にどういふ換算力があるのか、与いのか、自分
は知らないか。これは、なかなか問題である。米

月沖程通過という内容を持って、訪米するが、充
分の理解にて迎え入れることを期待する。

所望 - 双方に協定を解決が得られなければ

たうた、大鏡館が理解を以てお述べたこと
程ないが、半同に用字の事など言ひつて

おまわい、果は相互理解であると想ふ。

原理— 自分は自衛隊の検閲令文であるか
文である。文である自分と 割服の隊長

では自ら号方の加建かあるか、國の空気に
之を在道創に考へてゐる長では、量に量

の六十の量にあり、文である半同大鏡館と
同じである。

隊長— 御役の通り文と武では号方の違
長がある。自分は 最高指揮官である大鏡館の

下で最先を量へたいと念ふものがある。

本日の会談は、今後には特に新礼儀上する

北米第一課長 用

極 秘
表 まで
3 部の内
3 号

4 大臣
3 次官
5 在外勤務報告

6 参事官
参事官
参事官

1 アメリカ局長
2 参事官

北米第一課長 安全保障課長

外務大臣 ホーラー 米統幕議長 会談録

日 時 昭和44年10月8日 午後4時15分
~5時10分

日本側 アメリカ局長 米保長 陪席 真崎参事 通訳

米 側 マヤ-大使 マヤ-在米軍司令官 同席

大臣 閣下をお迎えして喜んで"いる。日本滞在が急に短縮された様であるがこの機会に私の方を率直に説明しておきたい。

議長 ワシントン時間では明日会議があることにさうして今夜日本と祭のねばり"さう"にさうな。大臣の即見解を喜んで"同"に"。

①
②
③
北米第一課

大臣 現在日米間で沖繩に關し精力的な交渉が行
なわねてゐることは御承知の通りであるが、これに關し、
私の私直の見解を説明しておきたい。

第一に私は、日本を含む極東の安定と維持するに
は貴国のミリタリープレゼンスが必要であり、これを
安定と確保し得ることを考へてゐる。朝鮮半島の緊張は
日本のみならず、極東の安定の見地から重視すべき重要な
ポイントであると考えてゐる。また、台湾及び台湾と
關する情勢も楽観を許さないと考へてゐる。従つて
朝鮮半島、台湾の情勢に關しての方には關し外交経路
を通じて日米間の意見の交換を行なつて、相互の認
識に相異はなると確信してゐる。二つ目の基本
認識を持つてゐるといふことは、可成り日米安保条約
の必要性を再確認するといふことに外ならない。

明年6月安保条約の最初の10年の期間が満了するが
私達としては今後においてもこの条約を維持したいと考
へてゐる。現に今年11月の佐藤総理訪米に際し
子党である自由民主党は明日挙党一致安保条約
を来年6月以降も相当長期にわたつて継続するといふ
決議を行つたといふことである。この安保条約の

維持、中々沖繩の施政権の返還を實現したいといふこと

私達の念願である。米国の軍の立場に立つて看るに
 場合、今更だ沖繩の基地とグアムにあるものと同様に
 自由に使用できるに施政権返還後不安定条約の
 ためにあつた使用にさうな心配されるのはもつと
 と思う。^{とて} ~~問題~~ 軍の協防制度を日米双方の完
 全に一致した見解のみに共通の目的のために運用
 するに重要な事になると思う。現在私下の大使
 と共にその方法論についてお互の知恵を傾け双方
 満足し得るものを作らうと努力しているところである。
 日本語で名と実という諺があるが、実をばらす
 サラスマスに於いては米国の立場を十分に満足させる
 事にすると共に日本に對しては独立国としての名
 を守ることもしたい。この両者の相乗りにあつて
 この問題をうまく処理できると思う。

私はこの趣向をグアムへの帰途本州
 においてマツケン太平洋軍司令官を訪問した。旧知の間
 柄でもあつたので腹藏なく話したが、これに於て100
 パーセントは行かぬと9割9分までにはマツケン司令
 官の異念を拭き去るに成功したと思う。また私
 の方も同司令官の考の方を十分うまくだり行つたと
 思った。

更に念のため申せば私がいづれ残存を思っている
 ことは日本の新開が正確に日本国民のマニフィストの意見
 を代表していることである。私達の意見は毎條
 條約は日本のためにあるのであって、在案分を一部が
 新開の如くにアメリカ帝国主義の野心に奉仕するた
 めにあることは考へてゐる。私達の意見は「この選挙
 において多数の支持を得る。今度の訪米
 によって沖繩の施政権返還の方向が決まれば先
 から就して選挙が行なわれることはなるが、米国人
 が血を流した沖繩の施政権の返還の都合に
 におして解決するならば、日本国民はこれに~~受~~銀
 を受け私達の勢力は日本に定着し日本はアジアに
 けるアメリカの良き協力者の役割を果し続けよう
 ことである。これを實現したいのである」といふこと
 際申し上げたい。

以上が自分のマニフィストの骨子
 である。

議長 大臣の平直かつ委曲を尽くした御説明に感謝
 する。自分にも大臣のマニフィストは理解できるか。若干
 自分の考へを申し述べたい。

安全保障に關する米国の政策の目的は戦争

抑止にある。米國は才二次大戰後朝鮮半島において
 戦い、現在ソビエトに於いて争っているが、米軍人
 も米國民一般も基本的に戦争は回避したいと考へてゐる
 従つて日本や沖縄にある米軍基地は戦争と考へるもの
 ではなく戦争を抑止するものである。共産主義者の侵
 略意圖を抑止するためには米國は全般の抑止態
 勢を維持する必要がある。これは日本の利益にも
 合致するところである。輕鬆にある戦争の抑止
 を考へるに當つては中東の力が增大してゐることも
 考慮に入れなければならぬ。中東が核戦力を
 發展させてゐることは北朝鮮、北越、インド、パキスタン
 等の影響力の確保の必要から去らざるを得ない
 二のような必要に迫られるためだけに中東は既に
 十分な通常軍備を備へてゐる。中東の核戦力の開発
 は、~~自己~~革命の目的のために必要で政治的、軍事の
 圧力のために利用する二つを目的としてゐるのである。

現在沖縄に關し日米間で行なつてゐる交渉
 海峽相互に満足し得る合意に到達する二つが
 ると思つた。これは日本を満足させることも米國も
 満足させるものでなくない。平直に言へば、米國
 内にも種々の内題がある。才二次大戰に参加して

例として米国人の中には ~~特殊な~~ 特殊な感情と根拠を持
 続しているものもあり、これは米議会方面にも影響を与えている
 次に、核兵器については若干申し上げたい。昔々側、
 テラノは宇宙開発等に見出すとあり、高い水準に
 あるが、この高い水準のテラノが我が国に対する脅威
 を構成している。米国の抑止力は、通常軍力、空軍
 核戦力、戦略核戦力が一体となって構成
 されている。さて、沖縄問題についても核戦力
 問題は重要である。もちろん、自分も核については交渉
 にはあつて解決の見通しが全く無いと言ふべきで
 ないのでは無い。

大臣の所説明が卒直かつ明解であったので、自分
 も自分の方の側にある問題を卒直に申し上げたい
 ある。

大臣 抑止戦略の必要性は理解できるところである
 が、これは関連して、現在在沖縄にはどの程度の
 核兵器があり、また、将来どの程度のものを置か
 なければならないか、自分は、米国ではそれについての情報に
 しては、これを規制する法律があり、これは承知
 しているが、今申し上げたいことについて教えて頂きたいか

議長 自分は、その権限を持っていない、極めて厳重に

法律があるので、自分から申し上げることも自分はその法律の定む
罰則の適用を受けることになる。即ち償還の事項について
大臣に教えられる権利があるので、大統領だけである

大臣 おろかでも礼を失した償還国であったかを知り
か。日本では核について特別の感情があるので、
そういうことが話題になる次第である。

議員 大臣の償還は決して、おろかでも礼を失したもので
ある。大臣が日本国民の感情に配慮するに当
って、難かしい点があることは理解出来る。しかし、日本
と原子力商船を建造し、原子力船は技術的
にはコントロールされた原子爆弾と異なり、石油資源
の乏しい日本に於いて原子力の開発は重要なことである。
日本国民の核についての考え方が変わる時が必ず来ると思
う。

大臣 七二一、素朴な償還 ~~がある~~ がある。自分 ~~は~~ NPT
を成可く早くサインし終わらなければならないと思っ
ているが、NPTの基礎に立っている考え方は各国が平和利用は
保証されるが核兵器については、現保有国に限定するとい
うことである。先ほど、沖繩返還後は、アメリカは沖縄に核を
拡散せず、米領域内におくが筋ではあるかという償還を
するものがある。その償還の内容については如何に説明

8

土中るか。

議長 NPTは核兵器の他国への移転は禁止するが
核兵器の他国への配達は制限している。米国は全般
的な戦争抑止の一環として核兵器を世界各地
に配達しているのである。危機にたてはじめて米国
から何時間何日もかけて運ぶという態勢
にあるに過ぎないという事が敵に知られてはたして
抑止力としての効果がない。核兵器の問題は
如何なる時に核兵器を使用するかという問題と
つめるべき必要である。なお、NATO諸国
も米国の核兵器が配達されていることは抑知のと
おりである。

大使 議長の説明に一頁だけつけ加えておきたい
ことは、中には核兵器の地帯に既に中距離サ
イルを配備しているところである。抑止の問題を考
えらるに当たっては、その事も考慮に入れらるべきである。

いすべにせよ。二つから、11月までいろいろ話
合を続けて行きた。お互に沖縄、NPT、経済問
題等の多忙な中である。

なお、二三日九州地方を旅行し各界
の人と会って来た。

↑

大使 オリンピックの話が出たという事は……。

大使 Yの向題に直談判を受けた。自分から米国は
日本から40億ドルの輸入をしているが、その輸入品目
の中には米国内産品と競争するものもある。米国は
日本^{に対し} ~~特別の特権~~ 特別の特権^的 ~~を~~ 地位
~~を~~ 与えるおぼえをしているので、これを説明
をしていった。

以上

極秘

2 大臣	条約局長	ア州局長
1 次官	参事	号事
3 森審議官	参事	米比一長
4 田中大使	参事	

愛知大臣。マ比-大使定例会議

① 米比一長
② 米比一長
③ 米比一長

44.10.9

米-長

本9日午前11時約40分間に亘る会議概要
要次のとおり。右方水曜日に於て8日付のラ-

統令隊長該日の右方本日の延期(右方)である。
(米側: 大使, ス+伯-公使, 日方側:

大臣, ア州局長, 北米沖1課長)

1. コ三二=今案尚題案

(1) 大^長より諸懸案について米比-本自^方の訓令
に接せざるため本日以余り申上^りせられたりと述べ

右の5、大~~臣~~^注より10月1日に討議(本諮詢)
題中(1)才2項末尾、才3項の「シテ」は

殆ど合意と了解してまいかと諮詢、大臣は以
正肯定(「シテ」は「個人的印象と云、と付言)

(10)大臣政

才6項の「変更」は、は文言は固執せず、当初の
示した体系で変更は分りて是之と答と述べた

然し大臣は「AT PRESENT」は右の方かといふこと

(11)大臣政 結局「シテ」問題は才6項の「CONTEMPLATE」
_{2大}

と才7項様とあると指摘し、大臣は正肯定

(12)「CONTEMPLATE」は、大臣政和文とし難い

語は、外国会(上(説明)困難ありと説明、大臣
は「WOULD NOT HINDER」は如何と諮詢せし

然し大臣は之を「SHOULD NOT HINDER」の方が
やり易く、「CONTEMPLATE」は SOPHISTICATED

に過ぎるとして、大使も TOO LEGAL であると
同意の上、法律用語としては実質上の²⁴と付言。

(3) 核の件 大臣の発言が良く出来ていると思っ
て述べたのに対し 大使は 9-1-1 議長の

話では 軍にとり依然大問題の由を述べた
大臣の (しかし米国の軍事協定を更に再考入

存) といふ出来事ではないかと指摘したのに対し
大使は YES も NO もあるから^{軍に比べ}心許ないのと

説明後、よく出来てはいないが、核と相容れない
ことは世界周知の自由の考え方の米国の~~降~~

おとの意味合いを言っていることには問題ない。

2. 総理訪米以前に232=4 案文確定の要

(1) 大臣より 総理訪米中ニクソン大統領との
会談 時間 が限られるので、総理としては

4

両国共通の基本問題、即ち日米の新関係、就中安保条約の運用上日米連携

強化を一層緊密にする方策（随時協力の強化、ホットラインなど）、経済問題、PTP

安定のための方策等について相互割つて
対話・交渉を交換 ~~の~~ 方針に集中して

このために日米新に3度と2度2度
合意を促していること、総理の補佐役たる

外務大臣としての職責を全う（たゞとにた）ないこと
残すは数週間を有効に使って取り

まとめを強調した。

(上) 二日12時、大任のする9月15日の大任・国務長

官公認の「CONTEMPLATE」と概を除く文言
の一文合意した ~~こと~~ と思つて安心した

あるが、その後、日弁側より種々文言に付き
新しい案を提出し、右のにもつて、12月-ス
案

長官がワントンを留守に於て、9月のあの
時々の如く「6、長官に真剣、~~集中~~集中^{して}
(=この内題に)

是れと云ふ極めは困難となり、心配しては
と述べる、大匠から「しかし日弁側とにも、概ね
(「CONTERRATE, と校外外)

9月15日の線と変わりなく、文言の変更も構成の
バランスをよくなる為の「中が」修文上の内題に

違ふないと指摘(右のに對し、^{大匠から}その案の内容が
長官の同意を取り付けたのに、長官の不在

もあり、時局が、かゝつてゐるのと説明した。
(注：後刻2の案は、ス+イター-台便り、大匠の11

れんとしたと云ふ「6、長官が文言の変更と反對に
といふ款に於て、長官の決裁取り付けた如何に
(大匠の案の如き好持以外)

むつかしいかを明瞭にしておきたいと
朱比-長 に対し(説明.)

3. 核問題 ~~核問題~~ ~~核問題~~

(1) 大使より大臣訪米後国務省内部で核問題
色々相談し、早く大統領にまで上げたいと

考えの1つは、米国首脳は目下二の核
で非常に圧力、~~米朝関係~~特に中共の

核能力が北朝鮮の侵略に対する抑止力
が欠損(な)よとの圧力を受けており

韓国は^{中絶}復讐実現の60日以内に^は米朝
迅速な対処能力を失ったもの、北朝鮮が

侵入 ^{三とは確実}にすると述べたこと、と述べた。

(2) 次112-月に大使より先日、^{三とは確実}総理にお目
かいたこと、

総理は核問題につき自復

頭を絞つていふと云つておられながら、先も角
むつかしい問題 ~~で~~ 今の段階ではどう

動かし行しか予見出来な。しかし貴大臣の言わ
れど如く残りの6週間内に互に協力して

解決に努力したい。と述べた。

(3) (暫く白米至諸問題 — 別途記録 —

(1) 角、沖能尚題と路人に報じたと使外との大使発言)

にアテ話し合つたのち) 大使より、ワンラー議長
は總理 A の貴大臣との会議で極めて

率直に話して頂き 非常に感心して居ると

喜んで居る旨述べ、かくの如く A 氏を前に話し
合ふことか如何に針半路等上有効か今更の

如く痛感したと付言した。

4. その他)

(1) 大使が、今般英和党上院政事委員会の
沖縄問題に関する文書について報道

されたが、沖縄返還を是とすか否か
の出現方法に偶然ではある(「元」公使と

との米議会に功をなすなどの成果
一つの現れと見ると述べた。

(2) 大使が701212に対して既に定期的に
~~報告~~ 業を進めると述べたとし、(に其は作

以外特に言わぬこととし、加と整理
大使は可申お寄せたと答えた。なお

昨日の米議問題について話し合
おくと述べた。

第一集

49. 10. 15

SECRET

DRAFT RECORD OF CONVERSATION

In the course of the negotiations concerning arrangements for the return of the administrative rights over Okinawa to Japan, the following conversation took place between the representatives of the Government of Japan and the Government of the United States:

U. S. Representative: Need might arise in the future for the United States to introduce nuclear weapons into

2.

Okinawa for storage and other purposes.

Under such circumstances, the U. S.

Government will expect from the Japanese

^{affirmative}
Government its positive reply to prior

consultation which will be made under

the terms of the Exchange of Notes

concerning the implementation of

Article VII of the Treaty of Mutual

Cooperation and Security. I should

like to add that, in view of the present

policy of the Japanese Government on

3
nuclear weapons, its consent to the
introduction of nuclear weapons into
Okinawa will not be sought unless
such action is considered vital not
only to the security of the Far East as a
whole but to Japan's own
security and that the actual introduction
will be subject to such terms and
conditions as will be agreed upon between
the two Governments.

Japanese Representative: My Government

highly appreciates the intention of the

4.

U. S. Government not to seek our consent
to the introduction of nuclear weapons into
Okinawa unless such action is considered
vital to the security of the Far East as
a whole but to
Japan's own security. My Government
intends to adhere firmly to its present
policy on nuclear weapons throughout the
territories under Japanese administration,
including Okinawa after reversion.
No national policy, however, can be so
rigid as to exclude the possibility of

GA/6

外務省

being reviewed under all circumstances.
Thus, should a situation ever arise in
which Japan's own security is at stake,
Japan's entire defense policy, including its
policy on the introduction of nuclear weapons
into Japanese territory, would have to
be carefully reviewed. The Japanese
reply to prior consultation on the U. S.
action to which you have referred will
certainly be made in the light of such
a revision, taking fully into account the

極秘

会談録(案)

神護の施政権は日本への返還に關する取極の交渉の

過程におき、日本政府の代表と米軍政府の代表との

間におき、^いおりの会談が行なわれ、

米軍代表は「将来、米軍が貯蔵その他目的を以て

神護に核兵器を導入することと必要とする不態が生

ずるおそれなし。この場合には米軍政府

は、安保条約第6条の実施に關する交換公文の規定
 に基づき行なわれる事前協議に対し、日本政府の肯
 定の回答を期待するものがあります。私にはさうい
 換答に対する日本政府の現在の政策をわんがみ、
 換答の仲後への導入に対する日本政府の同意は、
 不い行動が極東全域の安全のみならず、日本自身の
 安全にとり欠くことになりなはとをいひ求められた
 以外には

外 務 省

と云ふ事があること、及び、現実の導入は、両政府間の
合意された条件に従うものがあることを申し述べら
れ
と思ふ。

日本代表「日本政府は、米政府が、極東全域の安全
を確保するが、日本自身の安全を確保することを目的とし
る以外には、神道への核兵器の導入に反対するものがある
の同意を求めない」と云ふことである。

ます。日本政府は、返還後の仲蔵を念に日本の施政
 下のすべての領域におき、核兵器に対する現在の政策
 を堅持するつもりであります。もつとも、その不たる
 政策といふことも、とりよるな場合でも再検討の余地
 がある程度固定化されるものはありません。いん
 や、万一日本自身の安全がかわつてくるという可能性が
 生じた場合には、核兵器の導入に対する政策を念に

外務省

日本の防衛政策全般が慎重に再検討されることは
ならなはたありましよう。此間方から言及される米国の
行動に關するは前協定に対する日本政府の回答は
そのときの情勢を十分考慮に入れてなされるべき
前途の再検討の結果を昭々として行なわれるべきあり
ましよう。

(Oct. 20, 1969)

7-25

SECRET

(DRAFT) RECORD OF CONVERSATION

U.S. REPRESENTATIVE: Need might arise in the future for the United States to introduce nuclear weapons into Okinawa after reversion. Under such circumstances, the U.S. Government would expect from the Japanese Government an affirmative reply to prior consultation, ^{(to} which would be undertaken in accordance with the Exchange of Notes concerning the implementation of Article II of the Treaty of Mutual

Cooperation and Security. In view of the
policy of the Japanese Government on
nuclear weapons, the U.S. Government
will not seek the consent of the
Japanese Government to the introduction
of nuclear weapons into post-reversion
Okinawa unless such action is required
to deal with a situation of utmost
urgency. I would like to state further
that the actual introduction, if consented to, will be
subject to such terms and conditions

as will be agreed upon between the two
Governments.

JAPANESE REPRESENTATIVE: It is the
intention of the Japanese Government to
adhere firmly to its present policy on
nuclear weapons throughout the territories
under Japanese administration, including
Okinawa after reversion. It is only
natural, however, that this policy will
be subject to review when Japan's
national security is at stake. The

reply of the Japanese Government to
U.S. prior consultation on the introduction
of nuclear weapons into post-reversion
Okinawa will be made in the light of
the situation then prevailing together with
the results of such review.

極
秘

会談録 (一章)

(昭四、十、三十)

米子代表 「将来、米子に近畿後、神後、核兵器の
 導入を快平とすることをあきらめません。このため
 情勢の下には、米子政府としては、安保条約第六条の
 実施に關する交換公文に從うて行なわれ、その前協議
 に対する日本政府の肯定的回答を期待するものがある
 あります。日本政府が核兵器の導入を政策としておこな

米利政府は、返蒙後、神機への核兵器の導入に對する
 日本政府の同意は、大いなる行動が最も緊急な状態
 に對処するに必要の場合以外に求めらるゝことあり
 せん。私は、この上、現実の導入は、両政府間の合意
 された条件に従って行なわれ、首を申し述べらるゝ
 べき。

（この同意は、この場合以外に求めらるゝことありせん。）

日本代表、日本政府は、返蒙後、神機を含む日本

外務省

米
夏
2/2
北
来
一
夏

相
談

ス+イグ~~ル~~台使内活うついて

44.10.16 田中

~~16日~~ ス+イグよりラニ4日招待を返け

島法(左)のその際先方の返り文と云
次の通り。

沖縄(区)選交渉うつま昔日声明は核の非力
を残方なけと云ったが、日米同は経済
問題特は繊維の問題あり、沖縄うついて

財政問題は昔日声明の字句は福田
大蔵大臣の草村の石に手交した程度で

よってあつたの戻戻問題うついて合意に
達する必要あり(米側ニカモ理取初と云つた)
議会の圧力あり、

大統領としては日米関係の重要問題
處理うつま全体の姿の整理したる形
うついてニカモ不満足し沖縄(区)選特は核
の問題うつま最終決定を行うものと考えて
いる。

日防省は核放棄を以て反対であるが、早と
は軍事的立場からかかる態度をとるのは当然
である。日警省は政治的観点よりこの問題
を考えてあり、自分の経験でその内ハウス

十月十七日の田中大臣官房長官の報告

は日米関係の打ち手全般の考慮よりこの関係
 核は1211日。又大統領自身日本をよく知り、
 核はついでに^{日本の}特殊事情についての認識を
 もつてい。然し大統領としては上述の通り、
 日米間の潜問題の他には又至極として
 この際如何に同務士にこれにつき一高の
 目途をついた上で核の處理について決定
 を行ふこととなる。

(総理府長官の態度を保留するかの
 点につき) 最も重要な問題として両政府首魁
 に決定してもらうのよいのではなか。但し
 日務長官としては日米関係の他の潜問題に
 ついての見通しを立てれば大統領との進言
 をいそがしくする事はなし、じつは
 次官は大統領の信任が厚い。従つて
 この問題は他の潜問題についての見通し
 がつくというのとタイミング"において関連性
 をもつ。(スタイナーは経済問題につき至便
 に対して日本側意向を盛んに打ち押しして
 いたが=これは関連し、核の問題について
 同人のメリットを以て交渉を促すもあリ

ニカエ てこに 12 気を引きとら 態度の良ら
 けな。尚 15 日祝 宴會の席上 ^{出席中の} 口務省 フィン
 は 核の問題は 目下 ジョンソン 次官 が 握つた
 持つてあつて ^と 述べ 事務当局 とは 核の 種々の
 リコメンテイション を 示した かの 如く ^{述べた} ことな
 (万々 華村 氏 於て 告し合ふ ことな))
 (衆知 外 相 訪 英 時 ^{和の各} 新聞 核の 問題
 は 緊要 時 持込 の ライン に して 處理 せらる との
 記事 を 掲載 した ~~こと~~ こと 12 日 (失) して) 二カは
 政府 筋 より 流した もり ではなく ^ス キュレイション
 と 思ふ。 當つて 口務省 で 各種 の 案 を 検査
 した 二カは 其 の 一つ である。 又 二カは 共同
 聲明 で 處理 せらる、 別途 の 合意 を 必要 と する
 は 共同 聲明 の 表現 如何 に 係つて 甘い。
 (尚 スタイア は 禁射 隊 の 問題は NATO と 日 本
 とは 口務省 の 違つて 考へて いる といふ ことな
 以上 述べた こと 乃 ば 一人 の 在 華 村 氏 代 の
 経験 上 の 考へ 方 であり、 最近 核 の 問題
 は ついに (万々 氏 の 訓令 に 接 して いる) と 使
 用 同 様 の こと に対し、 (万々 氏 へ 答へ たり
 と 答へ 最近 ^の 事務 局 内 の 事情 は 承知 して

極秘

特

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

る内容はTRANSITと緊急事態のREINTRODUCTIONである。TRANSITは日本本土を含み第7艦隊の装備等に関連し、この際これを確認すべきであるということであるが、部内にはこの際殊更に確認を求めないほうがよいとの意見もある。いずれにしても共同声明の表現等本件促進に努力したいと述べるとともに本使より議会の一般的空気は核よりも作戦行動のための基地使用を重要視するということではないかと質したのに対し、これをこう定するとともにオキナワ問題についての議会の一般情勢はよいと見ていると述べた。

る。なお、フィンは総理訪米の前約 / 週間マイヤーとスナイダーが中心となり議会の上下両院の外交。軍事両委員会及び両院の主だつた指導者に対し共同声明の内容を予め説明し了解を求めることとなつている。また、共同声明の解釈につき日米間にそごを生じないよう新聞会見用のぎ問ぎ答をつくり日本側と打合わせをすることを考えていると述べていた。

(3)

極秘
620

特

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

大政事外外儀官
務務典房
次次長
臣官官審審長長
機書文会管給

総番号(TA) 49606
69年11月1日00時20分 米国
69年11月1日14時46分 本省
主管 精長
発着

総人電厚計

国資長領移長
参調析企
参領旅移

外務大臣殿 下田 大使 臨時代理大使 総領事 代理

オキナワ問題 (ジョンソン次官との会談)

第3458号 特秘 至急

3 / 日本使一時帰国前の打合せかたがた。ジョンソン国務次官を往訪し。本件につき会談したところ要旨次の通り。

1。本使よりコミュニケのDRAFTINGは。例のCONTEMPLATEの問題を含み全て解決し。残るは核の問題のみとなつたところ。日本政府はこの問題についてもなるべく早く米側の意向を承知することを希望していると思われるので。本日何らかのINDICATIONをうかがえれば有難い旨述べたところ。ジョンソン次官はこの問題については目下従来申し上げたところ以外に何もつけ加えることがない。大統領はここ数日来本日発表のラテンアメリカ政策の作業にいそがしかつたし。現在は11月3日発表のベトナム政策声明文を自らふできとつて起草中であり。実際問題として最近はこの件につき大統領と協議する時間がなかつた次第である。しかし出来れば来週早々よりホワイトハウスで核の問題も含め米政府としての最終方針の

ア 参地中東
長 北二西
参北北保
中南審
参西東洋
長 西東

近ア長
参書近ア
次総経国大

長経協長
参買統
参政技二
国一理

長国
参政経科
軍社専
長情長文長
参道内外
一二

井上

極秘

特

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

協議を開始する段取りとしたい考えであると述べた。

2. 本使より、核問題についての日本側ドラフトはつとに米側に提出済みであるが、米側からは今日まで何らの修正の申入れもまた対案の提出もなかつた次第である。この最終段階に及んで新しいDRAFTINGにとりかからなければならぬような事態とはならないよう希望する旨述べたところ。同次官は核の問題につき対案を提出しようとするればどうしても大統領の決裁を経ることを必要とするが、余り前広に決裁をおおぐ訳にも行かなかつた次第である。日本案通りで承認されるかあるいは修正を必要とするか、正直のところ現在では分らないが、もし問題が起り得るとすれば、それはEMERGENCYの場合の核の取扱いについてであろうから、この点につきあらかじめ日本側で心構えをねつて（THINK OVER）おかれてはどうか。いずれにするもなるべく早く（出来れば来週末までに）米側方針の決定を見得るよう取計らい。マイヤー大使を通じて直接大統領の意向をサトウ総理に伝達することが出来れば、と考えている次第であると述べた。

3. 本使より、財政問題についての東京交渉の進展ぶりは満足し得べきものと思う旨述べたところ。ジョンソンも同感の意を表し、本日も財務省側との会議を開いて検討することになつてゐるが、この分でいけば総理訪米の前に大筋

極秘

特

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

の妥結を得られるのではないかと期待している旨述べた。
4. ジョンソンより最近自分のところにも送られてきたが。
オキナワ実業家連盟の名においてトウマ氏より / 60 余人の米議員にあて。オキナワ実業家は日本復帰をほつしない旨の手紙がいつせいに送達されたところ。もち論かかる行動により米政府の方針に何らの影響を及ぼすものではないが。ただ米政府が議会方面の説得に最後の努力をつくさんとしているおりにかくの如き手紙が現地からとどくことは。米議会説得の努力を一層手間のかかるものにする点で困きゆうしている旨述べ。オキナワ人はもともとかれらの運命を日米間だけで勝手に決めるとのへん見をいだいてい
るおそれがあるので。これをせ正するためには米側よりもむしろ日本側から日米交渉の進展ぶりにつき現地側に適きブリーフされることとしてはどうかと述べたので。本使よりこの点につき本国政府の注意をうながし。適当な措置がとられるようりん請すべき旨述べておいた。

(3)

—3—

特

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

極秘

員を10人位招待し、大統領より直接説明してもらおうこととなつている。

2. 核問題についてはその後も何ら進展はないが、前記のマイヤー大使総理訪問の際マイヤーより「核をオキナワよりとり除くのはよいが、いざ一大事というときに日本はどうするか」という趣旨の質問をし、その回答如何で本問題の解決の方法が示きされると思う。即ち緊急持ちこみをどう表現するかということであり、オガサワラのような秘密協定も一つの方法であるが、これも100%満足すべきものではない。あるいは共同声明にこのような緊急の場合には米軍があらゆる体容の戦とう行為を行いうるよう合意するというような表現を提案するかも知れない。以上は事務当局の考え方であり、これもいずれニクソン大統領に上げることとなつているが、ニクソン大統領は御承知のとおり日本に対してPOSITIVEであるので、サトウ総理との会談の際このような表現をふくめてどういう決断を下されるか分らない。

いずれにせよ核の問題はそれ自身としても何らかの結論に到達しなければならぬと共に、オキナワ問題全体とのPACKAGEとしてもとり扱われる。

3. せん維問題は会談の話題とならざるを得ない。その際
現在貴方がトリダイスと話しているラインで事態が進ん

特

電信写

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

でおれば両首のうの本件に関する話し合いは比較的スムースにゆくと思われる。ジョンソン次官もこれを心配しぜひ本件が予定のラインで進ちよくするよう関係者に指示している。うんぬん。

リ)

-3-

(第一卷五)

七

總理大臣は、核兵器に対する日本国民の

特殊な感情及びこれと背景とする日本政府の

政策は、この詳細な説明である。これは対し

大統領は深い理解を示し、米日政府とすれば

神諭の核兵器は返還するべきは核兵器を確

約した。

(附 三 頁)

七、
 大統帥は、深い理解を示すとて、米口政府に
 府の在り圓する政學と述べ、米口政府と一
 は、日米安全保障協定の締結後、日米協力の
 の立場を定ずることとす。かつ、日本政府の
 政策に背馳すまことなきよう、沖繩の返還を以
 たることを確約しぬ。

極秘
55

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

官外外機官
務務 典房
次次
官官審審長長
儀書文会營給

総番号(TA) 50458
69年11月6日20時46分
69年11月7日12時07分

米 国
本 省

主管

発着

米北

総人電厚計

国資長領移長
参調析企
参領旅移

外務大臣殿 吉野 大使 臨時代理大使 総領事 代理

オキナワ問題 (日本部長内話)

第3543号 極秘 至急 (ゆう先処理)

6日フイン日本部長がキウチに語るころ次の通り。
1. 本6日ゆう。ロジャース長官は、大統領と共にそのせ
いよう先であるフロリダに赴く。同長官は(1)サトウ総
理と会談するマイヤー駐日大使に対する訓令案。(2)日
米コミニケ案。(3)核の問題に関するペーパー。(4
)大統領が早急に(総理訪米前)議会の領しゆうと会われ
。オキナワ交渉経過について説明の要がある旨要望するペ
ーパーの4文書を携行。フロリダ滞在中に大統領の決裁を
求めることとしている。

2. マイヤー大使に対する訓令案は決裁を得次第第一両日中
に東京に訓令することとしている。そのこつ子は。

(1) アジアにおける日米の軍事能力を保持することが如
何に重要であるか。

(2) 「核」に対する日本の感情、国内事情は了解する
ところであるが、他方、抑止力として大事であり、緊急の場
合に「核」をどうするか。

ア 参地中東
長 北東西
米 参北北保
中南審 参一二
欧 参西東洋
長 西東

近ア長 参書近ア
経 次総経国万
長 参質統三
協 参政技二
長 国一理
条 参条協規
国 参政経科
長 軍社専
情 参道内外
長 一二

極秘

注 意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電 信 写

(3) オキナワの財政問題をどう処理するか。

(4) 国際収支不均こうのせ正の問題を中心とする日米両国の貿易問題。

(5) せん維問題の為に大統領が如何に困難な事態におかれているか。従つて、日本からのせん維の流入をくい止める為に如何なる方策を見出し得るか。の諸問題につき総理に御説明申上げようとするものである。

3. 大統領の決裁をおおぐ日米コミュニケ案は、これまで日米間でせつしようしてきたオキナワ部分の他に、(1) 安保条約につきより明確に触れること。(2) せん維を含む日米貿易問題に言及すること。(3) 軍縮(SALT、NPT)についての条項を含むものである。

(右に対し当方より、あと一週間でかかる広はんなことに合意に達することは容易ではないと懸念する旨指摘したところ。先方は次の通り述べた。)

目下の案文では貿易の問題で日本側としてのめない条項もあり得ようが、あと一週間あれば十分に相談づくで了解に達し得るものにとらつ観する。

シモダ大使とジョンソン次官の10月31日の会談で核に関する米側の反対提案作成の可能性が論議されたが、現段階では、文書による反対提案作成に至るかどうか未だ見当がつかない。核については、緊急事には日米双方にとり

機密

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

共通した危険であるとの認識の下に行動するといったような主旨の条項が追加されれば、目下の日本案に異存はない。

4. 総理と大統領の会談では、(1) 国際情勢の展望 (2) オキナワ (核、財政)、(3) 日米のアジア政策 (ポストVN、経済協力)、(4) 両国通商問題 (せん維、B 型) を議題にすることとて日米間の話し合いは進んでいるが。米側としては、会談の冒頭に日米関係の重要性をあらためて強調。意見を交かんした上で上記議題に入りたいと考えている。日本側としてはむしろオキナワ。ニキニケを早くかた付けた上で日米関係につき話し合をすすめたがっているようだ。(丁)

極 秘

2 大臣宛	下田大臣宛 (此1件を 一括処理)	栄局長 字号 榮局長 字号長	下田大臣宛 字号 栄局長 字号長
1 次長宛			
3 事務次長宛			
4 法眼宛			

東郷、2+1件一括総 (11月10日午後祝日休室)

11.10

栄局長宛

1. 概

2, 4, 有田の訓令は大筋に渡り相違なく、2, 3, 4の文言は2, 11, 12, 15, 17, 18, 22, 23, 24, 25, 26, 27, 28, 29, 30, 31, 32, 33, 34, 35, 36, 37, 38, 39, 40, 41, 42, 43, 44, 45, 46, 47, 48, 49, 50, 51, 52, 53, 54, 55, 56, 57, 58, 59, 60, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 68, 69, 70, 71, 72, 73, 74, 75, 76, 77, 78, 79, 80, 81, 82, 83, 84, 85, 86, 87, 88, 89, 90, 91, 92, 93, 94, 95, 96, 97, 98, 99, 100

大臣 宛に 総理 宛付し、首脳会議の傍大総領事
及び 有田の訓令は2, 11, 12, 15, 17, 18, 22, 23, 24, 25, 26, 27, 28, 29, 30, 31, 32, 33, 34, 35, 36, 37, 38, 39, 40, 41, 42, 43, 44, 45, 46, 47, 48, 49, 50, 51, 52, 53, 54, 55, 56, 57, 58, 59, 60, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 68, 69, 70, 71, 72, 73, 74, 75, 76, 77, 78, 79, 80, 81, 82, 83, 84, 85, 86, 87, 88, 89, 90, 91, 92, 93, 94, 95, 96, 97, 98, 99, 100

有田の訓令は2, 11, 12, 15, 17, 18, 22, 23, 24, 25, 26, 27, 28, 29, 30, 31, 32, 33, 34, 35, 36, 37, 38, 39, 40, 41, 42, 43, 44, 45, 46, 47, 48, 49, 50, 51, 52, 53, 54, 55, 56, 57, 58, 59, 60, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 68, 69, 70, 71, 72, 73, 74, 75, 76, 77, 78, 79, 80, 81, 82, 83, 84, 85, 86, 87, 88, 89, 90, 91, 92, 93, 94, 95, 96, 97, 98, 99, 100
速心、土は私身と12, 23, 24, 25, 26, 27, 28, 29, 30, 31, 32, 33, 34, 35, 36, 37, 38, 39, 40, 41, 42, 43, 44, 45, 46, 47, 48, 49, 50, 51, 52, 53, 54, 55, 56, 57, 58, 59, 60, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 68, 69, 70, 71, 72, 73, 74, 75, 76, 77, 78, 79, 80, 81, 82, 83, 84, 85, 86, 87, 88, 89, 90, 91, 92, 93, 94, 95, 96, 97, 98, 99, 100
(如総理の口頭説明)

と以恩之友と、暗に小笠原運送時の不正を
起すか如き様子であった。

2. 232=4

(1) 才3項: 先の口吻では 総理が INSIST

された「台湾地域 - 悲しい」の削除の可能性
性があるかのように書いてあった。

(2) 才6項: 「関連取極、に因りて 事務書簡
は、之、に於て「秘、排、は、は、は、と
不台表と

(在り 趣に、 当方モ同意

(3) 才9項: 当方モ 大蔵省の修正要旨の

ありて 了 是 以 上 2 記 明 せ 了 と 是 、「 之 」、 係
~~は、は、は、は、~~ 案 則 と して 才 了 矣 (「 適 当 有 要 旨

を 補 佐 せ ば) 以 外 々 志 じ ぬ 有 旨 述 べ 了
(略 才 2 矣 大 任 録 乃 、 以 着 年 年 務 官 正

引 出 せ 了 乃 不 可 免 有 矣 と 是)

4

4. 財政面

「2」より、本日の柏木。22-144 会後で

大文を進展 加み 以後の交渉の
進め方 (2) 経済 軍事 などが行なうか、一旦打ち切

総理 佐々木

プリントで再考 打ち切) については 米部内
協議 打ち切 予定 存在 是 述べた。

又+48-語出子

極 秘

別
添
入

The President and the Prime Minister took note of the fact that there would be a number of financial and economic problems, including those concerning United States business interests in Okinawa, to be solved between the two countries in connection with the transfer of the administrative rights over Okinawa to Japan and agreed that detailed discussions relative to their solution would be initiated promptly.

11/10/69

極 秘

2798-1714子

S E C R E T

November 21, 1969

84
添
=

The Honorable
Armin H. Meyer
American Ambassador
Washington, D. C.

Dear Mr. Ambassador:

The Government of Japan recognizes that with the return of Okinawa to Japanese administration the problems of protection and continuation of the basic economic interests of American firms or individuals now legitimately engaged in business in Okinawa must be ^{equitably} adequately settled. I wish to assure you, therefore, that my Government will consider sympathetically, during the course of negotiations on transfer of administrative rights to Japan, any problems which arise with respect to these firms or individuals.

Sincerely yours,

Kiichi Aichi
Minister of Foreign Affairs

11/10/69

し述べたいと思います。」

日本代表 「日本政府は、返還後の沖縄を含む日本の施政下にある全領域において、現在の核兵器に対する政策を堅持する意図を有します。もつとも、この政策は、日本の国家の安全がかかっているときには再検討されることは当然であります。返還後の沖縄への核兵器の導入に関する米国の事前協議に対する日本政府の回答は、そのときの情勢及び前述の再検討の結果に照らして行なわれるであります。」

極秘

8部の内 7号

四四・一一・一四

核貯蔵に関する若干の問題点

返還後の沖縄における核兵器（核弾頭を含む）の貯蔵の問題につき特に考慮すべき問題点次のとおり。

一 事前協議の予約

わが方は、今次交渉を通じ、基地の使用（戦闘作戦行動）の問題につき「安保条約及び関連取極を変更しない限り、具体的事案をまたないで事前協議の照の許諾の約束をあらかじめ行なうことはできない。安保条約及び関連取極は、変更なしに沖縄に適用する」との立場を一貫して主張し、米側もこれを受け入れた形で決着をみたところ、右は戦闘作戦行動のための基地の使用である

と、核兵器の持込みであるうと変わるべきはではなく、核兵器の持込みについてのみこの立場を修正することはできない。修正の可能性を示唆することは、米側をして従来の主張の譲意を要わしめることとなる。

二 核貯蔵及びその使用との関係

(1) 核兵器（核弾頭のみ）の場合を含むこの貯蔵のための持込みにつきわが方の諾否の基準を設定すること、すなわちいかなる事態をもつて持込みを必要とするいわゆる「有事」と考えるかについて、米側としては、「有事」を相当時間的余裕をもつた広い概念で考えているであろうから、日米間に合意を成立せしめることは容易でないと考えられる。特に、基地を単なる核弾

頭補給基地として用い、その使用は国外基地に移転した上でのみ行なわれる純然たる核貯蔵が考えられている場合には、持込みを要する事態には「有事性」が乏しくならざるをえないから、かかる事態の設想はさらに困難となり、また、持込みは第一義的には他国の防衛に備えることを目的とするにとなるので、貯蔵を認める根拠につき国内的な納得を得ることが一層困難となる。

(4) 核の貯蔵は、(前記の純然たる核貯蔵の場合を除き)当然わが国内からの核の使用の可能性を伴うのであるから、貯蔵のみが問題として処理しえない。貯蔵を認めることある場合には、使用の条件につき取り決めるか又は使用については別途の合意

に従うべきことを明確に留保する必要がある。(別添米軍用核
弾頭貯蔵に関する米加間取極についてのカナダ首相談話報告書
照) 純然たる貯蔵の場合にも、国内からの使用を伴わざるべ
きことを明確にし、さらに安全措置等につき取り決めおく必要
がある。

(4) 核兵器の使用につき現行事前協議制における戦国作戦行動と
觀念して、これにより規制することとすべきか又は通常兵器の
戦国作戦行動とは別個の取極により規律すべきかの問題がある。
N A T O 諸国及び米國では、核兵器の配置及び使用は、通常兵
器のそれとは別個の問題として、受入國の特別の同意を必要と
するといふ考え方がとられているものと考えられる。(別添一

九五七年十二月十九日付北大西洋理事會コミュニケ二十一項及び核防条約米上院審議における軍縮局長答弁参照）今回の共同コミュニケ及び總理大臣の対プレス発言で、事前協議制の適用との關係で概東諸國、特に韓國及び台湾の安全に対するわが國安全保障上の基本的認識を述べているところ、この基本的認識は、具体的な事前協議があつた場合に、それが戦闘作戦行動に關するものであると、核の持込みに關するものであると、変わることはあるはずはないが、核の持込みの場合はこの基本的認識のみがわが方離否の判断の主たる要因となるものではなく、大量殺りく破壊兵器の使用に対する特別の考慮が判断要因として加重されるべきこと当然である。

別添 1

ニューファウンドランドにおける核弾頭貯蔵取極に関するピ
アソン首相の議会報告（仮訳）

私は、政府が合衆國に貸与されているニューファウンドランドの
二つの基地に配置されている合衆國の要撃機のための核弾頭をカナ
ダに貯蔵することに關し、合衆國政府との間に結んだ大體防衛取極
について當下院に報告したいと思ひます。締結された取極は、五月
二十日と六月七日に当院で私が言及した交渉の結果できたものであ
ります。この取極は、交換公文の形になつており、ニューファウン
ドランドの基地に置かれている共同北米防衛部隊司令官の作戦指揮
權の下に合衆國空軍要撃機用の空対空防衛核兵器を貯蔵するに關し
つての條件を定めたものである。

この取極に基づき、これらの防衛兵器の作戦目的のための使用は、

両政府が承認した NORAD（北米防空総司令部）の作戦計画によつて統制されることとなります。適用されるべき厳重な安全措置等その他の点についても、今回合意された条件は、八月十六日に発表されたカナダ軍の核弾頭使用条件に關したものと同様のものであります。この核密保持の要求にかんがみ、本件の軍事上の詳細は公表することができません。

この交換公文は、懸念種による攻撃に対して効果的な北米大陸防衛の役割を果たすために必要であると合意された武器によつて、カナダに駐留するすべての NORAD 防空軍をその国籍を問わず裝備することを定めた八月十六日のカナダ軍に關する取極を補充するものであります。この結果、北米防空のために NORAD に割り当てられていたカナダと米国の軍隊は、どこに駐留しているかを問わずその防衛任務を遂行するための手段を持つこととなります。この任務とはこれらの軍隊が現実にその遂行を命ぜられることが決してない

ようになおれおれすべくなまんとするといふのもありませう。

別添 2

北大西洋理事会コミニケ（一九五七年十二月十九日）

20 NATOは、この目的のため必要な時は直ちに同盟の防衛のため使用できうる核弾頭の貯蔵を行なうことに決定した。理事会は、また、新兵器の分野における現在のソ連の政策にかんがみ、IBMが欧州連合軍最高司令官のもとに配備されるべきことを決定した。

21 よつて、これらの貯蔵核弾頭及びミサイルの配置及びその使用についての取決めは、NATOの防衛計画に準拠し、かつ、直接関係国との合意によつて決定されるであろう。NATOの軍事機構は、共同防衛に与けるこれらの兵器の採用に関する勧告を早い機会に理事会に提出するより要請されている。理事会は関連する種類の問題を検討するであろう。

別添 3

○核兵器の発射を拒否することとは核兵器の共同管理にならない。

ケース議員：NATOの一國がその國に配備されているわれわれの核兵器について拒否権つまり引き金の指をおさえることを欲したらどうなるのですか。われわれは拒否権を与えることとはできませんいでしよりね。

フィッシャー軍縮庁次長：私はそりは言いません。彼らはまずわれわれに対して核兵器を配備しては行けないと言えます。

ケース：核兵器がそこにあるとして、またわれわれがそれを使うのをおさえる権利を彼らが欲したとしたら、彼らは共同管理を欲していることになるのですか。

フィッシャー：そりいう意味では私はそれを共同管理とは呼びません。

ケース：ひき金に対する拒否権、私が言わんとしていることはお
わかりでしより。

フィッシャー：ええ。私はそれが禁止されないだろうと言っている
のですが、私はそれを共同管理の一形態とは言いません。それ
は、領土主権の一面です。核兵器が知らないうちにその領土か
ら発射されることを欲しない国は、そういうことができます。

(二月十八日の衆上院外交委員会から)

特

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

極秘

ん要であると考え旨述べたところ。ジョンソン次官はその点については十分認識しているつもりであり、日本側の懸念する（イ）マルチの方式による解決と（ロ）SELECTIVE APPROACHの2点については、前者に関しては解決困難ならざるべく、後者については、COMPREHENSIVE APPROACHとの妥協をいかに図るかの問題であるが、いずれにせよ7日からジュネーヴで会談開始の運びとなつたことは、米側にとり極めてHELPFULであると述べた。

3. ジョンソンより共同コミニケ中の経済問題に関する部分につきいまなお東京でせつしよう中のところ。この部分は米側にとり極めて重要であり、何か日本側からIMPRSSIVENなジエスチャーが示されることが現時点において米側に対する日本のイメージを改善するため極めて重要と考えられる旨述べた。

4. なお、同次官との会談終了後国務省日本部長より（イ）総理、大統領第1回会談の全部または大半及び第2回会談の一部をTET A TETの会談としたき旨、（ロ）共同コミニケについては核の問題及びせんい問題に関する部分を除き、米側としては差支えないとの結論に達した旨の連絡があつた。

(3)

覚

極秘

11月16日 米局長 ストロンニ使会議

44.11.17 報長

11月16日 米局長 ワシントン到着。同夜 ストロンニ使と会議 要旨 以下のとおり。 中島 宗太郎 長 同席。 前 本内書記官 印

1. 11月16日、ワシントンで 総理 スピーチ 英文 並
びに 21日 総理 記者 会見 旨 記者 英文
を手交。 前 前 右に 同し。 positive は
前向き と云う 日本 語 と なる 旨 説明。

2. 共同 宣言 を 沖縄 一本 と する 総理 の
考 を 説明。 (宣言 要 には 総理 自身 欠く
詔 院 院 時 之 水、ま じ った と ころ で 決 め た
方 が よい と 云う 御 考 と あり こと。 並 び に
賦 姓 考 と 終 止 之 水 と 云う 信 滯 あり こと)
事 断 の 考 方 は 分 子 が、 総 理 の 意 旨 取

上司に傳達様付方を求めて、先方承
知。

3. 核12の112 総理御前、更に何分の
準備をしないか 新しきことたりやと
値1を3に押し、本件は大院総力
総理と直接懇談1の上で決まりと
之3に2に振り直し、大院総力如何なる
と以上4方をすべし 12の112も 何等の打
料を持合はせず 之のことであった。
(これは 15日の大院総力率の会談には
出席せざりし報)

4. 沖境の American business 12國する事
駁論付 老わて 修文加筆方 懇話あり
(別途記録)

秘

490

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

総番号 (T A) 53006
 69年 11月 27日 15時 45分 米 国 発着
 69年 11月 23日 06時 03分 本 省 着

主管

米北

外務大臣殿 下田 (大使) 臨時代理大使 総領事 代理

本邦における報道振り (調査、報告)

第38/8号 略 至急 (ゆう先処理)

共同コミュニケ発出後、NHKは米政府高官は核の緊急時日本への持込みに関し、日本政府が応ずるとの心証をサトウ総理より得ているとの報道を本邦において行なつた趣のところ、右に関し当館の得た関連情報次の通り

1. 当地NHKによれば米政府高官とは國務省ジョンソン次官のごとで、日本側が邦人特派員のみを対象とする会見、ブリーフィングを行なつていることに米側特派員が強く反ばつし、ジョンソン次官のブリーフィングを行なうことになつた趣である。従つて邦人記者は締め出されて退場したが、NHKほか数名がなんとなく残つて取材した次第であり、また「米政府高官」をクォートすることは許されない。NHKは本件をプレイアップしないでほしいと述べている

2. NHKによれば、ジョンソン次官は「核の緊急時持込には日本が応ずるとの心証をサトウ総理より得ている」といつたのではなく、核の持込みと戦闘作戦行動に関し事前

大政外外儀信
務務次官
臣官信長
儀書文会営給

総人電厚計

国費長領移長
参副析企
参領旅移

ア 参地中東
長 北二西

米長 参北北保

中南審 参一二

欧長 参西東洋
西東

近ア 参警近ア

長 次総経国万

長 参貫統国
経協長 参政技二
国一理

参条協親

参政経科

軍社専

参通内外

長情長文長 一二

秘

注 意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電 信 写

助議に積極的に応ずるとの心証を得ていると述べたものである。その他返かん時点までには核を撤去する。抑止力を弱めることにはならない。持込むことがあるとしても戦略核であると述べた趣である

3. 他方、当地UPI及びイブニングスターに記録をちよう取したところ。いずれも次の通り述べており。右記録が最も正確であると判断される

UNDERSECRETARY JOHNSON EXPLAINED, ON STRICTLY CONFIDENTIAL BASIS, ITEM BY ITEM OF JOINT COMMUNIQUE

IN REFERENCE TO ITEM 8 (NUCLEAR MATTER), HE SAID, IN EFFECT, THAT UNDER THIS ITEM THE US WILL NOT EXERCISE ITS RIGHT TO STORE NUCLEAR WEAPONS UPON REVERSION YOU WILL NOTICE THAT THE UNITED STATES RESERVES THE RIGHT TO PRIOR CONSULTATION ON EMERGENCY BASIS THAT INCLUDES NUCLEAR WEAPONS

秘

注 意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

IN REGARD TO THE CONSTRUCTION OF THIS PARAGRAPH, IT DOES NOT NECESSARILY ASSUME THAT THE JAPANESE RESPONSE WOULD BE NO

ナハに転電ありたい。

(3)

- 3 -

(字主管の手交済 11/23 0700)

極秘

日米首脳会議 (第一回 會談)		
1972年8月31日 13:20 - 14:55		
3F クイーンズホールの		
出席者	日本側	田中総理大臣
		牛場大使 宇川北米第一
		部長 (通訳)
	米側	ニクソン大統領
		キッシンジャー補佐長
		グレイ (通訳)
田中総理	ハワイへの招待を感謝す。 招待	
	行かなくとも、できる限り早.. 時期に米大統領	
	と目にかかりたいと希望す。	
	まず 天皇陛下の アンカレッジへの出迎	
	えにたいして 感謝 と 日米友好関係がますます	

強化したことを期待するとのお言葉をお伝え

いたしました。

また佐藤外総理の 沖縄返還に

つきの貴大統領の働きに対する謝辞を

お伝えす。佐藤外総理は 近く訪米し、

自ら改めて謝意を述べたいとのことである。

ニクソン大統領 佐藤外総理は 古く友人として

いつでも歓迎申し上げます。

天皇陛下に対しては 自らの最大の

敬意をお取り次ぎいたします。

天皇陛下 ^に 米国を公式に訪問に

双方に

3

のたぐいなかの 割合のよ... 時期を 見出した。

大 貴 総 理 も 選 挙 が 終 っ た ^{来年中に} 是非ワシ

トニ お 迎 え こ っ た。 この 種 の 訪 問 は

公 的 義 務 の 履 行 こ う の み じ け なく、 個 人

的 友 情 を 深 め る た め に も ^{履行されるべき} 必 要 有 り。

総 理 同 感 有 り。

大 総 領 自 分 は 1950 年 代 以 降 し ば し ば 訪

日、 吉 田、 岸、 池 田、 佐 藤 と し て 今 回

田 中 の 5 人 の 総 理 ~~個人~~ 知 己 と な っ た。

他 の 可 知 の 国 の 総 理 に 対 し て も 抱 け ら

ぶ ぐ 個 人 的 友 情 の 念 を 抱 っ て っ た。

日米関係は 特別の関係 (special relationship) と考えており、牛場大使も御存知のように 佐藤外相総理とは キンシンジャーを通じて 特別の連絡のチャンネルをもつていたが、貴総理との間にも同様のチャンネルをもつてお考えである。

総理 日本が 特別の関係にあることに同意である。貴大統領は 本年1月サンクトペテロ、さらに 今日 ハワイで お会いになるに (公的比私的比 幸々會) には 有答がある。は 欣懐であり、また キンシンジャー補佐官が 先般 軽井沢迄 来られたこと ~~を~~

多にいたる。

池田総理、佐藤総理は元々自分の

18才及び19才の年長であつた、議員としては

9回当選し自分の10回に及ばない。

いへば われわれは 日米、日英関係に重視

した吉田総理の門下であつた。太平洋

岸出身の初の大統領を貴大統領に

期待を込めておられる。

日米間では 不断の交流を行つて

(キッシンジャーより「政治的経済的」な口をはずす)

が必要である。経済分野については、

米国の繁栄は日本にとり不可欠である。

6

従って 種々の問題を一挙に解決する
 には困難に比べ、不断の連絡 協議
 により 長期的に 調整をはかろうとする。
 大総領 又うらう趣旨で 実業人の インターナル
 を 駐日大使に任命 した次第である。 貴
 総理は 実業家としても 成功された
 うかばつたり、また 大蔵大臣、通産大臣
 歴任に おうけるので、特に 経済問題
 に 明るい 総理と 考えている。
 ケネディ 旧財務長官が コンチネンタル・インの 頭取
 インターナル 大使 には 旧知の 関係 があるが、
 同大使は 経済に 明るい だけ でなく、 問題

あつ
た
経
験
が
あ
る

ク

の発生を前に 調整の術を心得ている人
 物であつた。
 此の官廳の窓口だけと接触している。一支持するものには
 日米間の貿易の長期的バランスをはかる
 には 専門家 ~~の~~ の意見を身要することか
 必要である。インガソール大使 ^は 政府のみならず
 財界にも多く
 日本の財界人とも接觸している。
 大統領 日米間の貿易不均衡是正の語合には
 難しい問題であつたが、若干の進展があつた
 現に counterparts の間に技術的協力が行われている。これは
 これは喜ばしい。自分が指摘しているのは、
 現在のこの不均衡は 短期的には ^{日本の利益}
 のよい見えないが、
 米国内の保護貿易論者の

勢力を増大せしめるといふより、長期的には
 結局日本にとって不利益であるといふこと
 あり。かゝる不均衡を是正する限り (as
 much as possible) 改善する事は日米
 相互にとり利益である。
 日米兩國の實業界は ^{短期的} 自らの利益に
 反対せしむる反対に、短期的利害に動か
 される。是れは兩國の指導者は長期的
 的視野に立つて 貿易障壁の除去 環境を^{つくりだす} べきである。
 尤もこれ
 による指導者による、不均衡を是正し、
 貿易障壁の除去が兩國の利益にある

二に 議会の 納得 之を 受け け 有ら ない。
 米 国 七 日 本 七 競 争 的 (competitive)
 在 国 柄 有 る が、 公 正 な 競 争 は 推 進 可
 と 思 っ て 居 る。 ~~和 議 本~~ 負 易 障 害 を 除
 去 可 否 之 の 日 本 の 努 力 は 米 国 の 議 会 及 び
 各 論 論 好 影 響 を 与 へ る 事 可 能 有 じ 可 也。
 総 理 不 均 衡 が 両 国 に 及 ぶ 利 益 有
 ら ない 事 は 同 感 有 じ 可 也、 是 正 に 努 力 可 也。
 七 二 七 半 年 や 一 年 以 内 解 決 可 能 有 じ 可 也
 有 じ 可 也。 以 前 自 分 は 大 藏 大 臣 三 年、
 (二 七 七 経 済 内 閣 七 七 七 内 閣)
 通 商 大 臣 一 年、 幹 事 長 七 七 七 有 じ 可 也、

中を望み、自分の在職中に日米貿易
 を理想的なものに仕上げて行く考え
 あり。
 大総領 貴総領はビジネスについて専向
 素人の自分が
 的知識と有らざるので、貴総領と
 経済交渉を行えば自分が損をみる。
 したがって貴総領の御意見は傾聴する。
 任期は何年か。
 総領 党総裁としての任期は3年であり、
 大総領 貴総領は日本において
 最も若くして総領
 にならば一人を伺っており、今後長く

その職務を続けようものと思ふ。

総理 自分は代議士としては最年少で当選
 した。党総裁は二期6年続けようと思つた
 おりそれ以上は党則変更を要する。

と云ふ、日米経済関係の重要性については
 さまにエバリー代表やインガソール大使とも話合つた
 この問題は自分、後方に議論を出し行く。日本の経済を
 と云ふのであるが、ドル価値が維持され、アメリカ
 経済が拡大に行くことは 逆界平和のため
 に不可欠であり、日本のためにも不可欠である
 と考へている。そのため協力をお願いする。

大総領 その事情はお互い様であり、強く

日本の経済を
基礎
と云ふ。

かう健全な日本経済は米国のとて
も利益がある。自分様日本が軍事的役割
を果すことには問題があることを承知している。
しかし一国の経済的影響力というものは
極めて重要であり、経済的に強力な日本
が東南アジアと太平洋地域 全域の
経済発展を助けようことを認識している。
米国の新膚に日本の激しい競争を非
難する聲が現れているが、自分は同意
しない。公正な競争はお互いのためとい
ふのである。むしろ不均衡が余りに

大まかな可成る時は 双方に之好ましか。

総理 自分としては 兩三年内に 平常収支の
 赤字の幅を 国民総生産の 1% 程迄
 し、その分を 対外援助に 振り向けたいと
 考えている。 また 日本としては 政府援助
 0.7% の 目標を 速かに 達成したいと
 考える。

また、
 日本は豊かになったとはいえ、東京、
 大阪をはじめとする 都市への人口集中 ^(内題) といふ、
 都市改定、住宅建設、公害対策、社会費
 本の充実等の課題に 直面している。 社会

資本の蓄積^率において日本は 米国にほろかに
 及びない。従つて 今後の日本は 国内において
 尨大の投資を行つねねばならぬ。内におい
 け 国民の生活環境改善の投資を行ひ、
 外に對しては 後進国援助を進めるべ
 けである。援助に關しては 東南アジア、
 韓国等には 具体的スケジュールを定め
 効果的の援助を行つて行く方針あり、
 また ジェノサイドに關して 戦火が收つた
 曉には 民生安定のため援助を大
 幅に拡大するべしを考へている。日本は

UNCTAD の 70 年代中に 政府援助を
 国民総生産の 0.7% にする二を約束した
 が、これは ^{現在の} 自衛隊の予算とほぼ同額である。^率
 日本は米国の援助を待て 過去 4 分の 1
 世紀中に 大まな 経済成長を 守り続ける二が
 必要だが、^(充分協賛し、平和の発展) 今後は 低開発国の 開発のため
 充分の負担をする 考えである。
 大統領 ^{(開発 | 促進) (進める二は)} アジア太平洋 地域における 日米
 | 利益を 12%。
 の 役割を ~~さらに 高める~~ 行きたい。 具体的に
 は インドネシア、タイ、インドシナ 半島が 考え
 られ、さらに インド、パキスタン、バングラデシュ

等の開発も対象となるが、最低のレベル
を引上げるのが、最高のレベルをさらに引上
げる所以である。
キッシンジャーが西欧諸国に日頃から説
いているところであるが、今日では日本の役割は
はもはやアジア太平洋地域に限られる。
日本はソ連、西欧にも匹敵する経済的
パワー・センターである。この意味では日米
間のみならず、^米日本とECとの協力か
の必要もない。
総理 日本には拡大EECとは今後

相 協力に行く方針である。
しかし、日本が実力を示すのは最近
であり、かつ安保理の常任メンバーである
積極的/
政治的役割をも果たすことにより 欧州の
反撥を招くおそれがある。 二の意味は
紹介
米国の韓流がほしいところである。
大統領 日本を安保理の常任理事国とする
これは米国の方針である。 訪米中に先立ち
トース、ポンペドー、ブライントと会談した際
自分としては 米、西欧と並 べ (3国として) 日本的重要
性を強調した。

18

キツンジャー ヒース首相が 9月16日に訪日
する前に、いわば「バーミダ」会談の経緯と
これ 日英の協力関係について ヒース首相
と連絡をとる事になっている。 この真は
内密に原々...
大統領 米国が こういふことをするのは、それが
米国自身の利益でもあるからである。 拡大
●ECは巨大な経済力を保有する。 従って
日米両国が 外部に留まって 密かに EEC
とのつき違ひというわけでは 不十分であり、
日米としては EC に加盟は しないか、 EC

の指導者で協力体制をとり、破壊
 的ではなく建設的な競争を行うように
 しなければならぬ。

総理 明年1月 英国が EC に加入した
 後、EC が域内経済中心のいわゆる欧
 州モノー主義へ走り始める。これに
 加えてソ連、中央アジアの影響力の拡大
 をはかるといふと、世界は甚だあつた
 ことになる。従って米、日本、EC が相互
 の連絡を密にし、援助、貿易の拡大等
 をはかるといふことがなければならぬ。その際

米國が自由圏の中心であり、アメリカ
 を中心にして日本とECが結ばれ、他の
 自由圏を協調するに伴って伴制がなされる。
 大統領 貴総理は近く北京を訪問される
 が、日中関係の将来をいかに評価して
 されるか。 自分が指摘しているのは、
 中共に対する日米の目標が同一 (Identical)
 である必要があるというところである。 日本の総
 理大臣の目標は 自国の利益に奉仕
 するところであり、米國大統領と同じである。
 したがって日米両国の overriding

concern

21

interests として、日米両国が 中国政策
で 相反したり 対立したりするところがあるように
既に慮すべき点も考慮するので、この問題をより
上げるのである。
総理 結論から文に申上げると、まず
日中国交回復により 日米関係が 不利益
を蒙ることはなからぬ。日中関係の改善は
最終的には米国の利益とつながりうることを
考える。
中国に対する方針として 二つの行先が
考えられる。その一つは 中共 封じ込め

であり、モラーツは開放体制を維持し
 中共をこのへ導くやり方がある。日米両国
 は対ソ政策の先例で聖験を有しているが、
 生活水準の低い国を封じ込め 鎖国を
 強いると、先方はかえって国内的に團結
 するし、さらに北越援助の北支撃に
 熱を上げがらくなる。開放体制へ導く
 貴大統領の北支訪問の結果、北支がたまたま操
 方が良策であるから、自分こころえう
 撃いし中共が北越を援助し北支をこころえう
 方針へたつて行まらうとある。

貴大統領^が訪中、訪ソの結果
 中共及びソ連とパイプを通じたまえ、その上

北ゲリラ等に対し 北火暴強化等の
 短期決戦を挑んでおられるものと評
 価している。
 (日本と)
 「中国との関係は明治以来百年間の
 雑肉であるが、
~~各緯と背景に~~、強い兵論もあるので、
 正式の国交を回復するところまでは行かざ
 るとしない。国交回復自体が マスコミが
 喧伝する様なメリットがあるものとは 自分
 は考えない。 ここには 大き... 流れは
~~ここ~~ ここ 大き... ナリットモチ... 代り 大き...
 マイナスもな... と思つている。

外交的 24

~~メソッドの~~ ~~一ツ~~ ~~は~~ 日中間の ~~国交~~ ~~が~~ ~~正~~
 況会が ~~対日~~ ~~の~~ ~~対~~ ~~は~~ 中国 ~~対~~ ~~の~~ ~~中~~ ~~日~~ ~~が~~ ~~敵~~ ~~対~~ ~~関係~~ ~~の~~
~~岸~~ ~~に~~ ~~対~~ ~~し~~ ~~て~~ ~~は~~ ~~、~~ ~~中~~ ~~共~~ ~~の~~ ~~対~~ ~~日~~ ~~敵~~ ~~視~~ ~~の~~ ~~政~~ ~~策~~ ~~を~~
 如何に言へば、柔軟に な る に 思 い、
~~やめる~~ ~~よう~~ ~~、~~ ~~さ~~ ~~ら~~ ~~に~~ ~~は~~ 北鮮への支援や台
 湾の武力
 解放、東南アジアへの軍事援助、か
 国に対する内政干渉的行動等も
 止めるべしといふことをはっきり言えるようにする。
 此がメソッドと言へばメソッドである。
 此の内題は台湾である。しかし中国
 との関係が現状の如く推移すれば、ソ連
 がかげんが来らむことになる。
 ●の ~~出~~ ~~来~~ ~~を~~ ~~内~~ ~~題~~ ~~と~~ ~~す~~。ソ連は おび に ウ
 ジオストークという不凍港を有して強力
 (朝鮮海峡、南シナ海を自由に航行しつゝ)
 な海軍を保有しており、今後台湾と

ソ連との関係も微妙である。 (ここ 米國)
米台条約
の台湾と中国のラベンス がある限り大丈夫があ
る。
(日本の立場は)
いさかいせよ、太平洋をへたして中国を見
米國が中南
にいる米國 の のそれとは異なる。 米國
米大陸に付具体的な知つてのと同様 日本は中国のそれと
は対し特殊の感情があるから (何時 よ か か)
まじも國交断絶状態を 繼續するに
いさかい。
は困難な事情があるから、 協理解を
得ない。
大統領 最近 タイのタイム首相から 内密の
メッセージを受取ったが、 その内容は

田中総理の訪中で、いかなる話合も成立

しなくては、台湾の経済的利益は保全

されるべきであり、この真に於てのタイの懸念

を自分(大総領)から直接貴総理へ伝

達してほしいというものであった。台湾

の経済的自立性の保全は米国としても

重視するところであり、上海コミニテでも

おわりのとおり米中が agree to dis-

agree にも問題がある。米国は台湾

の経済的自立のためできる限りの真に

とする方針がある。この真に同じ、台湾が

現に 国際金融機関において保有している

議席が維持されるよう 米国はできる

限り盡す心算がある。これは、台湾の

議席保持が 台湾の 経済的自立性
(viable strong economic power)

の確保上 極めてのむきし...からである。

台湾の指導者は 貴総理の訪中を
これは自分としての貴総理としてのむきし...内閣の

大々...関心をもつて注視している。日本同様、
各分野

ゆえゆえに 台湾とは 政治、経済、軍事、及び
指導者間の

個人的な関係も有している。 [か]に 日米両国

はや、異なった事情から、それぞれ 中共に対し
はより異なった。

従来とは 異なった関係に入る ~~...~~

~~判断を七つと存する七つが現状である。~~

貴総理が北京でどんな態度を

(not presume to suggest)

と示すべきかを示唆する気はないが、

自分の至験から申し上げれば 中共、ソ連に

(降の要は)

折衝する原則は フラグマティックな場合

いを行... 先ず指導者の敬意を得る

にせざる。 中ソ両国はともに日本

を至濟的・巨人として評価している。従って

日本に対しては 彼らに対し 嘆息するよう

(position of a supplicant)

な態度をとる必要は毛頭ない。

共産主義国、ことに中ソとの関係の

●改善 ~~は~~ は 相互の敬意と

平直な討議によつてのみ 実現 ~~し~~ し、

と云つたが 米国の 経験 ~~は~~ がある、[▼] 菅原 ~~は~~ によつ

て 実現するものではない [▼] 中ソに 対する

日本の立場は 米国の それと 類似にあり、日

(その 独自の 理由から)

本も 両国との 関係の ~~■~~ 改善を 必要とせ

いるが、天スコーも 北京も それぞれの 理

由から 日本 ~~も~~ は 米国との 関係改善を

必要とせ いるのである。 それに これらの

「を 真正に」

国との 関係改善する 基盤があるのである。

キッシンジャーが、この 辺の ことを 心得て

確たる態度で臨んだことにより、中ソ兩國
との関係改善の基礎が築かれたのである。
キッシンジャー　この成果は自分ではなく、全く
大統領の業績に帰すべきものである。自分
としては北京訪問の際 大統領の指示に
基き、相互性の原則に立つこと、米中
とソとの友好の犠牲において接近を
けることは ^{いい} しないというラインで話合っ
たが、これが成功の原因であった。当時
牛場大使は、この点に疑念をもち 2日
に1度位、自分のところへ来うした。

大統領 プレスの説明ぶりについてであるが、
中国問題がとり上げられた二つをめぐり、日米
双方が夫々の必要及び利益に従って
中英との関係を進めて行くが、両国は
相互に相手国の対中政策に影響を及ぼす
ことは試みながら、というラインで説明する
のがよいと思う。

総理 それで結構である。念のため申し上げ
ておきたいのは、日本は北京の敵い
レベルにのりて国交を回復するのびは
ない、即ち矢方の言っているには決してならぬ

といふことである。日本の自由圏の一国と

この立場、日米関係への配慮の上に立つて
回答を与えるべき提議
（話し合うのである。）

日中交渉の模範についてはすべて何

連絡する。

大総領 中共の指導者は intelligent

pragmatic であり hard bargainers

である。しかし一旦約束したことは

きちんと (impeccable) に守る。

彼らのもう一つの特色は 長期的な

ものの見方をし、短期的利益の考慮

の政に 長期的視野を失うことは
ないといふことである。

総理 日本は過去百年間 絶えず 中国と
の間で 戦争、紛争を繰り返してきた。それ
だけに 中国については かなり よく知っている
面もある。過去 ~~40年間~~ 4分の1を 記
（先方が望んではいかねず）
は 国交が再開された訳であるが、 結局
中英と封鎖するよりも、 国交を開き 交渉
ルートを我方が 究極的に アジアの 平和
に寄与すると考へるに至った。 国交が
樹立され ~~た~~ 内政不干渉の原則を

(木下)

つらぬき得れば「プラス」がある。

大統領 うまく行くと望む。(hope for the best)

総理 日米間の利益は必ずある。つらぬきは

(木下)

台湾問題について 米国の支援、~~韓~~ 韓旋を

必要とする。

大統領 明日は台湾につま さうに少し

ふれたく、また朝鮮問題につま 討議

したい。ウズベク問題についての米側の

考え方も 申上げたい。

総理 朝鮮の話がでくのび 一言申上げる

が、韓国は日本防衛上の 生命線

あることに 変わりない。日本としては 韓国

を経済分野等へ援助するが、米国
 としては駐留軍を撤収しないでもう
 たい。

大統領 しないつもりである。(we will not)
 キッシンジャー 韓国の安全は日本自身の
 安全と切り離しえない。安保条約上の
 (在日) 基地の使用が制限されることになれば、
 結局は韓国に米軍を駐留させること
 もできなくなる。

大統領 日本、^{の防衛と}韓国、~~台湾~~の防衛は
 分離して考えることはできない。

横濱川

36

キッシンジャー ~~の~~意味が ~~最近~~ 戦車

が動けなくなっている。

~~輸送阻止事件の起こり事態が発生~~

~~するべきな、それがよくない。~~

総理 ~~所得年約を堅持す。~~ 戦車

問題は速かに片がける。

(3)